

平成 28 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月7日】

代表質疑

1 中村嘉孝（新和会） 41～56ページ

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成28年度予算編成の基本的な考え方について
- 2 中期財政見通しとの整合性について
- 3 税収見込みについて
- 4 基金の有効活用について
- 5 総務省からの平成28年度地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等（当市の予算編成への反映状況）について

議案第1号 亀山市行政不服審査会条例の制定について

- 1 行政不服審査法による審査請求の対象となる処分とはどんなものか。またどのような場合に不服申し立てをすることが可能か
- 2 審査請求の提起から裁決までの標準的な期間を定める「標準審理期間」をどのように考えているのか
- 3 改正行政不服審査法で実質的な審理を行う審理員の位置づけについて
- 4 亀山市行政不服審査会について

代表質疑

2 今岡翔平（ぽぶら） 57～69ページ

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について及び議案第32号 平成28年度公共下水道事業会計予算について

- 1 予算全体における考え方について
 - (1) 人口減少の何が問題で対策が必要であると考えているのか
 - (2) 具体的に人口減少を食い止めると考える施策は何か
 - (3) 今回の予算は何年後までの市政運営を考えた予算立てであるのか
- 2 長期的な市政運営のための予算であるのか
 - (1) 文化会館等大規模改修事業について
 - (2) 関の山車会館整備事業について
 - (3) 下水道の新規整備について
 - (4) 住民の要望と市政運営の兼ね合いについて

代表質疑

3 小坂直親（緑風会） 69～83ページ

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の考え方について。「進取の年」とは
- 2 重点的事項と主要施策について
- 3 第1次総合計画の必達について
- 4 予算規模と財政運営について

議案第1号 亀山市行政不服審査会条例の制定について及び議案第2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

- 1 制定の必要性と意義について
- 2 行政不服審査の現状と課題について
- 3 優れた識見を有する者とは
- 4 審査結果の権能について
- 5 任期付職員の任期・勤務形態について
- 6 給与の特例等及び適用除外等について

議案第3号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について

- 1 新教育長制度への移行について
- 2 新教育長の給与について
- 3 減額する特例措置について
- 4 政治的判断と特別職報酬等審議会の答申について

代表質疑

4 服部孝規（日本共産党） 83～95ページ

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成28年度予算編成の考え方について
- 2 「貧困と格差の拡大」への対策について
- 3 基金の活用について

議案第33号 平成28年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 法の全部適用でどこが変わったのかについて
- 2 過去5年間の決算からみた来年度予算について
- 3 他会計補助金の額は妥当かについて

議案第19号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第12款 諸支出金、第1項 基金費、第6目 庁舎建設基金費について

代表質疑

5 森 美和子（公明党） 95～108ページ

議案第19号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の考え方について

- 2 新たな財源確保の取り組みについて
- 3 総合戦略に位置づけた事業について

議案第27号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 1 医療費の伸びについて
- 2 特定検診及び健康づくり事業について

議案第2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

- 1 任期付職員とはどのような方を指すのか
- 2 今後の職員採用のあり方について
- 3 定員適正化計画との整合について

代表質疑

6 豊田恵理（創政クラブ） 108～121ページ

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

- 1 歳入、歳出において平成28年度の特徴は何か
- 2 後期基本計画第2次実施計画との整合について
- 3 行財政改革大綱との整合について
- 4 基金の活用について
- 5 中期財政見通しとの整合について
- 6 今後の財政運営について

議案第27号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、議案第30号 平成28年度亀山市水道事業会計予算について及び議案第33号 平成28年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 資金不足が生じた場合の運営について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月8日】

1 宮崎勝郎（緑風会） 125～134ページ

議案第5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について

- 1 地域まちづくり協議会のモデル事業の成果について
- 2 地区コミュニティと地域まちづくり協議会の違いについて
- 3 亀山らしいまちとはどのようなまちか
- 4 今の時期になぜ条例を制定するのか

議案第14号 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

- 1 条例改正の目的について

議案第15号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 条例改正の内容について
- 2 保育士と准看護師は同等の職務ができるのか

議案第19号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 繰越明許費補正のうち第2款 総務費、第1項 総務管理費について
 - (1) シティプロモーション戦略事業18,600千円について
 - (2) 移住・交流促進事業5,550千円について
 - (3) 婚活支援事業1,900千円について

2 中崎孝彦（新和会） 134～142ページ

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

- 1 行財政改革の成果と平成28年度予算への反映について
- 2 積極果敢な予算について
- 3 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費について
 - (1) 第6目 橋梁維持修繕費、橋梁長寿命化修繕事業について
 - (2) 第7目 橋梁整備費、耐震化補強事業について
- 4 第12款 諸支出金、第1項 基金費、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業について

3 福沢美由紀（日本共産党） 142～151ページ

議案第5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について

- 1 条例制定の時期は適当なのか
- 2 市の責務は必要な支援と助言のみだが、具体的な内容について

3 第8条で規定する地域まちづくり計画と市の諸計画との整合について

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費

(1) 臨時福祉給付金給付事業について

(2) 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業について

議案第27号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

1 歳入 第1款 国民健康保険税について

2 歳出 第2款 保険給付費について

4 新 秀隆 (公明党) 151～158ページ

議案第5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について

1 第1条「目的」について

2 第3条「協議会の構成員」について

3 第10条「市の支援及び助言」について

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

1 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第6目 林業振興費、みえ森と緑の県民税市町交付金事業について

2 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第4目 道路舗装費、舗装老朽化対策事業について

3 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第6目 橋梁維持修繕費、橋梁長寿命化修繕事業及び第7目 橋梁整備費、耐震化補強事業について

5 鈴木達夫 (ぽぶら) 159～168ページ

議案第5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について

1 条例制定の背景と趣旨について

2 協議会の事業について

3 目指すべき「まちづくり」について

4 市長の「覚悟と準備」について

6 櫻井清蔵 (ぽぶら) 168～176ページ

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第8目 町並み保存費、関の山車会館整備事業71,000千円について

報償費 20千円

普通旅費 110千円

消耗品費 75千円

| | |
|--------------|---------------|
| 土地鑑定手数料 | 2 1 5 千円 |
| 実施設計等委託料 | 1 2, 4 8 5 千円 |
| 測量等委託料 | 1, 9 3 0 千円 |
| 整備計画策定等委託料 | 3, 6 0 0 千円 |
| 埋蔵文化財発掘業務委託料 | 1 3, 3 4 8 千円 |
| 用地購入費 | 3 9, 2 1 7 千円 |

- 2 第10款 教育費、第6項 保健体育費、第2目 体育施設費、西野公園運動施設改修事業 7, 5 0 0 千円について

議案第2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

- 1 条例制定の根拠を知りたい
- 2 県下13市の現況を知りたい
- 3 第9条「特定業務等従事任期付職員の給与の特例」の内容を知りたい

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月9日】

1 豊田恵理（創政クラブ） 180～193ページ

選挙制度について

- 1 投票率向上に対する市の考え方について
- 2 期日前投票所の利便性向上について
- 3 市内高校との連携について

保育のあり方について

- 1 今後の保育所利用者の見込みについて
- 2 多様化する保育ニーズへの対応について

都市計画の考え方について

- 1 都市マスタープランの考え方について
- 2 立地適正化計画の進捗状況について
- 3 公共交通との関係について
- 4 環状道路との関係について

産業振興について

- 1 産業振興の考え方について
- 2 都市計画と連動したあり方について

2 鈴木達夫（ぽぶら） 193～207ページ

第1次亀山市総合計画の検証について

- 1 戦略プロジェクトの進捗について
 - (1) 4つのプロジェクトの進捗について
 - (2) 「まち磨きプロジェクト」の成果と庁内体制について
 - (3) 第2次亀山市総合計画について
- 2 土地利用構想及び都市づくりの推進について
 - (1) 環状線としての和賀白川線の完成と都市計画について
 - (2) 普通財産の活用について
 - (3) 商業系の民間活力に対する市の対応について
 - (4) 「特定用途制限地域」の取り組みについて
 - (5) 第2次亀山市総合計画について

3 高島 真（緑風会） 207～219ページ

防犯カメラについて

- 1 現在の状況について
- 2 井田川駅待合室の防犯カメラ設置に向けて

市内公共施設の利用時間について

- 1 現状について
- 2 白鳥の湯の閉館時間について

川崎小学校について

- 1 校舎改築基本計画について
- 2 現在の計画について

防犯灯LEDについて

- 1 現在の普及状況について
- 2 蛍光管だけの交換について

4 服部孝規（日本共産党） 219～231ページ

行財政改革、受益者負担の適正化に関する基準と基金の活用について

- 1 第2次亀山市行財政改革大綱と前期実施計画について
- 2 基金活用指針について
- 3 受益者負担の適正化に関する基準について

行財政改革の「水道料金の見直しの検討」について

- 1 行財政改革での「水道料金の見直しの検討」について
- 2 使用量の少ない人の基本水量、基本料金について
- 3 大口使用者の安すぎる料金について

5 新 秀隆（公明党） 232～241ページ

地域の活性化・観光振興について

- 1 日本遺産魅力発信推進事業について
 - (1) 亀山市の日本遺産認定の取り組みについて
 - (2) 亀山市の文化資源の展開について
 - (3) 新規事業について

職員定数について

- 1 定員適正化計画について
 - (1) 職員体制の現状について
 - (2) 欠員時のサポートフローについて
 - (3) 定員適正化計画の今後の課題について

安心・安全対策について

- 1 自動車運転技能について
 - (1) 高齢社会の交通事故について
 - (2) 安全運転の啓発活動について

第1次亀山市総合計画について

- 1 目標達成率について
 - (1) まちづくり編について
 - (2) 行政経営編について
- 2 課題・問題点について

第2次亀山市総合計画について

- 1 計画の進め方について
- 2 総合計画審議会について
- 3 財源について
- 4 課題・問題点について
- 5 亀山市の将来都市像について

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月10日】

1 今岡翔平（ぽぶら） 254～265ページ

亀山市における社会的養護について

- 1 親元で育つことのできない子どもたちを亀山市外で保護している現状について
 - (1) 1年前の一般質問で取り上げた、小規模児童養護施設設置のその後の進捗状況について
 - (2) 設置までの間、市はどのような対策をとるのか
 - (3) 里親制度の支援について
 - (4) 市長は社会的養護の充実が将来の亀山市にどう影響すると考えているのか
- 2 社会的養護への取り組みから考える政策的判断について
 - (1) 小規模児童養護施設の設置の意義についてどのような議論がされているか
 - (2) 亀山市が国や県の方針より先手を打つ余地はあるのか

2 尾崎邦洋（緑風会） 265～276ページ

公共施設について

- 1 亀山市公共施設白書について
- 2 市庁舎、学校教育系施設、子育て支援施設について
- 3 公共施設等総合管理計画について

体育館設備について

- 1 トレーニング機器について
 - (1) 健康増進に係る機器設置の意味について
 - (2) 利用料金について
 - (3) 機器の更新について

防災・減災について

- 1 福祉避難所について
- 2 無電柱化について
- 3 食糧、飲料水等の備蓄について

3 福沢美由紀（日本共産党） 276～288ページ

障害者差別解消法制定による亀山市の対応について

- 1 亀山市の現在の障がい者対応の実態について
- 2 平成28年度予算における新たな対応について
- 3 今後の計画について

亀山市のこどもの貧困の調査について

- 1 亀山市の実態をどう捉えているか
- 2 潜在化する貧困の実態を把握するための調査を行うべきでないか

保育園について

- 1 子ども・子育て支援新制度の影響について
- 2 保育士不足について
- 3 加配保育士について

4 森 美和子（公明党） 289～301ページ

生きがいを持てる福祉の展開について

- 1 新たな総合事業の考え方について
 - (1) 平成29年4月から介護保険で行っている地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を各自治体で行うことについての現状と考え方について伺う
 - ア 改正内容について
 - イ 現時点で考えられる課題は何か
 - ウ 新たな総合事業に期待できる効果について
 - エ 職員人事のあり方について
- 2 障害者差別解消法について
 - (1) 全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざすため、平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行されるにあたり以下の点について伺う
 - ア 合理的配慮について
 - イ 事業者に対する啓発について
 - ウ 市民に対する啓発について
 - エ 教育現場での理解について
 - オ 行政として取り組むべきことについて
 - ①障害者差別解消支援地域協議会の設置について

5 櫻井清蔵（ぽぶら） 302～311ページ

進取の年について

- 1 市長の任期最終年度に予算編成に臨まれた中で、市長は平成28年度を「進取の年」と位置付けているが、どのように理解をすればよいのか

子どもたちに関する公共施設の充実について

- 1 9月定例会においても提案したが、津市は既に教育施設の空調設置を事業化し、さらに菰野町長は新年度予算に町内5カ所の全小学校の普通教室の空調整備費3億2千万円を提案している中、財政規模からいけば、亀山市も市長の判断で可能と思うが、なぜそのような判断が出来ないのか

JR亀山駅ホーム待合室について

- 1 平成21年3月、平成21年6月各定例会の一般質問から、早7年が過ぎようとしているが、いまだに2番、3番ホームの待合室が整備されていない理由を知りたい

一人親家庭児童高等学校等通学費援護金の支給について

- 1 制度見直しの内容について

6 小坂直親（緑風会） 311～324ページ

シャープ経営再建について

- 1 今日までの対応と現状認識について
- 2 雇用の現況と確保について
- 3 新たな設備投資について
- 4 周辺社会資本の整備について

旧関ロッジの利活用について

- 1 今日までの経過と要した経費について
- 2 利活用の考え方について

空き家等対策の推進について

- 1 空き家の現状について
- 2 基本理念を定める条例について
- 3 規制か活用か保全かについて

2016年ジュニア・サミット in 三重について

- 1 分散型体験・交流事業とは
- 2 具体的なおもてなしとは
- 3 関宿の魅力発信について

平成28年2月26日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成28年2月26日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 平成28年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 平成28年度教育行政一般方針の説明
- 第 6 議案第 1号 亀山市行政不服審査会条例の制定について
- 第 7 議案第 2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 3号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 4号 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について
- 第 11 議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 第 12 議案第 7号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 13 議案第 8号 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 9号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第12号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 18 議案第13号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 19 議案第14号 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 第 20 議案第15号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 21 議案第16号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第 22 議案第17号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 23 議案第18号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 24 議案第19号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 25 議案第20号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 26 議案第21号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 27 議案第22号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 28 議案第23号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

- 第 29 議案第 24 号 平成 27 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 1 号）について
第 30 議案第 25 号 平成 27 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 31 議案第 26 号 平成 28 年度亀山市一般会計予算について
第 32 議案第 27 号 平成 28 年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
第 33 議案第 28 号 平成 28 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 34 議案第 29 号 平成 28 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
第 35 議案第 30 号 平成 28 年度亀山市水道事業会計予算について
第 36 議案第 31 号 平成 28 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
第 37 議案第 32 号 平成 28 年度亀山市公共下水道事業会計予算について
第 38 議案第 33 号 平成 28 年度亀山市病院事業会計予算について
第 39 議案第 34 号 和解及び損害賠償の額の決定について
第 40 議案第 35 号 市道路線の認定について
第 41 議案第 36 号 市道路線の認定について
第 42 議案第 37 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第 43 報告第 1 号 専決処分の報告について
第 44 報告第 2 号 専決処分の報告について
第 45 報告第 3 号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 今 岡 翔 平 君 | 2 番 | 西 川 憲 行 君 |
| 3 番 | 高 島 真 君 | 4 番 | 新 秀 隆 君 |
| 5 番 | 尾 崎 邦 洋 君 | 6 番 | 中 崎 孝 彦 君 |
| 7 番 | 豊 田 恵 理 君 | 8 番 | 福 沢 美由紀 君 |
| 9 番 | 森 美和子 君 | 10 番 | 鈴 木 達 夫 君 |
| 11 番 | 岡 本 公 秀 君 | 12 番 | 宮 崎 勝 郎 君 |
| 13 番 | 前 田 耕 一 君 | 14 番 | 中 村 嘉 孝 君 |
| 15 番 | 前 田 稔 君 | 16 番 | 服 部 孝 規 君 |
| 17 番 | 小 坂 直 親 君 | 18 番 | 櫻 井 清 蔵 君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君 副 市 長 広 森 繁 君
企画総務部長 山 本 伸 治 君 財 務 部 長 上 田 寿 男 君

| | | | |
|----------|--------|-----------------------|--------|
| 市民文化部長 | 石井敏行君 | 健康福祉部長(兼) 医療センター理事 | 伊藤誠一君 |
| 建設部長 | 高士和也君 | 医療センター 事務局長 | 落合浩君 |
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 |
| 上下水道局長 | 草川博昭君 | 財務部参事 | 松本昭一君 |
| 市民文化部参事 | 深水隆司君 | 健康福祉部参事 | 水谷和久君 |
| 会計管理者 | 西口美由紀君 | 消防長 | 中根英二君 |
| 消防次長 | 服部和也君 | 消防署参事 | 平松敏幸君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |
| 教育次長 | 佐久間利夫君 | 監査委員 | 渡部満君 |
| 監査委員事務局 | 宮崎吉男君 | 選挙管理委員会 事務局長 | 松村大君 |

●事務局職員

| | | | |
|------|------|--------|------|
| 事務局長 | 松井元郎 | 議事調査室長 | 渡邊靖文 |
| 書記 | 高野利人 | | |

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(前田耕一君)

皆様、おはようございます。

それでは、ただいまから平成28年3月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

1番 今岡翔平 議員

10番 鈴木達夫 議員

のご兩名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から3月25日までの29日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、西口環境産業部長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び平成27年度における指定管理者監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書が、また亀山市土地開発公社、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益財団法人亀山市シルバー人材センターから平成28年度事業計画書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、平成28年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、施政及び予算編成方針につきまして私の所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済は雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されるものの、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。また、欧州金融の信用不安や日本銀行のマイナス金利導入など金融においても大きな動きが見られ、今後の推移にも注意が必要となっております。

一方、政府におきましては、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、経済財政運営と改革の基本方針2015、「日本再興戦略」改訂2015、規制改革実施計画及びまち・ひと・しごと創生基本方針2015を着実に実行するとともに、昨年11月に取りまとめた総合的なTPP関連政策大綱及び一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策を着実に実施していくこととしております。

このような中、昨年秋に行われた国勢調査におきましては、今年9日に県の速報値が公表され、本市の人口は5万265人と、前回調査から758人減少となっております。本市においても、こうした人口減少という大きな課題を克服し、持続可能なまちづくりを進めるため、今年、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び亀山市人口ビジョンを一体的に策定いたしました。総合戦略の推進に当たっては、2060年の将来を見据えたおおむね5万人の総人口確保に向け、将来の人口減少をできる限り抑制しつつ、バランスのとれた年齢構成で人口を安定化させることで、持続可能性を保った都市を目指してまいります。

新年度におきましては、地方創生推進交付金や昨年12月に閣議決定された国の補正予算に基づく地方創生加速化交付金を活用しながらシティプロモーション推進事業や移住交流促進事業などの事業を展開し、人口減少対策に積極的に取り組んでまいります。

さらに、平成28年度は第1次亀山市総合計画の最終年度となりますことから、その総仕上げの

年として、後期基本計画第2次実施計画を着実に実施することにより位置づけた施策の具現化に取り組むとともに、本年度に引き続き第2次総合計画の策定を進めてまいります。

こうした状況を踏まえ、昨年秋に平成28年度行政経営の重点方針を定め、「若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立」「行財政改革大綱20の取組項目の着実な実践」「CSO活動による市役所改革とひとづくりの推進」の3つの方針を掲げたところであります。これらの具現化に向けて積極果敢にチャレンジしていくため、新年度を「進取の年」と位置づけ、この重点方針のもと、職員一人一人が深く考え、英知を結集して、将来都市像である「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

また、このほど伊勢志摩サミットの関連事業「2016年ジュニア・サミット in 三重」における分散型体験・交流事業の訪問先の一つに閑宿が選定されました。今回の閑宿の歴史的なまちなみを舞台とした体験・交流が、参加者の皆さんの心に深く刻まれるよう、おもてなしの精神でお迎えしたいと考えております。さらに、こうした機会を通じ、本市の魅力の発信につなげてまいります。

さて、新年度の予算編成においては、第1次亀山市総合計画後期基本計画の必達及び若者の定住促進、新しい自治の確立に積極果敢に取り組むこととし、持続可能な行財政運営の確立に向け、事業の選択と集中による行政経営資源の再配分と歳入に見合った歳出の基本姿勢に立ち、精査を重ねた予算編成を行ったところであります。

なお、新年度の各会計別の予算額であります。一般会計予算額は、対前年比2.0%増の208億1,600万円といたしております。また、国民健康保険事業特別会計は52億1,550万円、後期高齢者医療事業特別会計は8億9,390万円、農業集落排水事業特別会計は4億5,150万円、水道事業会計は17億2,250万円、工業用水道事業会計は8,270万円、公共下水道事業会計は23億5,110万円、病院事業会計は20億6,730万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、対前年比1.0%増の336億50万円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず快適な都市空間の創造についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出につきましては、さらなる企業立地につなげていくため、本市の立地特性や産業基盤等の情報発信と企業情報の把握等に努めるとともに、関係条例が終期を迎えつつある産業振興奨励金制度の検証等を進めてまいります。また、中小企業・小規模企業の振興につきましては、亀山商工会議所など関係機関と連携しながら、市内での創業支援や資金繰り支援、専門家による経営アドバイスなど、意欲ある事業者等の経営力向上に資する取り組みを行ってまいります。

ところで、シャープ株式会社につきましては、経営再建に向けた取り組みが進められる中で、鴻海精密工業からの支援の受け入れを決定されました。市といたしましては、今後においてもすぐれた技術を有する亀山工場の強みを生かして、地域経済の発展や雇用の拡充に貢献いただけるよう期待するところであります。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化につきましては、引き続き市内商業団体の取り組みに対し支援を行うとともに、亀山まちゼミなど商業活性化につながる取り組みを促進すべく、亀山商工会議所や関係団体等との連携に努めてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、農業従事者の減少や高齢化が進む中、認定農業者や営農

組織、就農意欲ある新規就農者などによる効率的かつ安定的な農業経営を目指す取り組みに対して、引き続き支援してまいります。

また、林業につきましては、引き続き林業事業者による施業の集約化や路網整備など持続的な林業経営の基盤づくりを支援するとともに、公共建築物の地域材を利用した木造化・木質化の推進や、関係団体等との協働による一般建築物への地域材の利用促進に努めてまいります。

なお、T P P（環太平洋パートナーシップ協定）の大筋合意を受けて、昨年12月に農林水産省から「農政新時代 努力が報われる農林水産業の実現に向けて」が示されたところであり、国や県の対策などの動向に注視をしております。

次に、都市づくりの推進のうち、将来のコンパクトな都市を目指す立地適正化計画の策定につきましては、都市の状況分析や関係団体への聞き取り調査を終えましたので、具体的な都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定、各種施策について引き続き検討してまいります。

また、J R 亀山駅周辺の再生につきましては、地域の機運も高まっておりますことから、亀山駅周辺整備事業を第2次実施計画へ位置づけ、事業を展開してまいります。新年度におきましては、引き続き地域への支援を行いつつ、必要となる周辺道路や駅前広場等の調査や、にぎわいの創出に向けた図書館を中心とした公共的機能の移転の検討を行い、都市計画決定のための諸準備を進めてまいります。

次いで、住環境の向上につきましては、昨年2月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、空き家等に関する対策の基本理念などを定める条例の制定を進めるとともに、空き家等に関する対策の総合的かつ計画的な取り組みに向けた具体策の検討を進めてまいります。

次に、上下水道の整備のうち水道事業につきましては、関町坂下地区の坂下浄水場における浄水方法の事業変更認可に伴い、処理施設の整備に取り組めます。なお、事業変更認可に伴い、本議会に関係条例の一部改正について提案いたしております。

一方、流域関連公共下水道事業につきましては、引き続き能褒野町、川崎町、亀田町、羽若町、住山町、阿野田町、関町木崎で管渠布設工事及び舗装復旧工事を行い、新たに天神一丁目、天神二丁目で管渠布設工事を進めてまいります。また、現在事業認可を受けている平成28年度までの事業計画から、さらに拡大するため、平成29年度以降の事業計画について、変更事業認可に取り組んでまいります。

次いで、新たな国土軸の形成のうちリニア中央新幹線の整備につきましては、先月27日にJ R 東海によるリニア中央新幹線品川駅の起工式が行われるなど、東京―名古屋間の先行区間の整備は着実に進められており、本市の目指す東京―大阪間の早期整備と市内停車駅整備の実現に向け、リニア中央新幹線・J R 複線電化推進亀山市民会議の活動を通じ、積極的に働きかけてまいります。

次に、道路網の整備のうち、和賀白川線整備事業につきましては、国道1号亀山バイパスから市道亀田小川線までの北区間について延長900メートルの用地測量を行い、亀山環状線の早期整備を目指してまいります。

また、野村布気線整備事業につきましては、残る用地についても諸条件が整いつつありますことから、早期取得に向け鋭意取り組んでまいりますとともに、用地買収が完了した区間から順次整備を進め、早期の全線供用を目指してまいります。

さらに、道路施設の適切な維持管理を行うため、社会資本整備総合交付金の活用を図りつつ、老

朽化の進む路線の舗装改修工事を進めるとともに、平成23年度に策定した橋梁耐震化補強事業計画及び長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の耐震化・長寿命化に取り組んでまいります。

次いで、公共交通機関の整備のうち、亀山市地域公共交通計画に基づく市内バス路線の再編につきましては、現行の南部ルート路線再編等を進めるとともに、当該計画が最終年度を迎えますので、バス利用の実態把握等を通じて計画の見直しにも着手をしております。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化につきましては、地域コミュニティのしくみづくり支援事業を進める中、新年度には全地区において地域まちづくり協議会の設立が予定されており、引き続き支援を行うことで、地域コミュニティの活性化につなげてまいります。なお、こうした地域まちづくり協議会の法的な位置づけ等を明らかにするため、本議会に亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について提案いたしております。

また、来月、関南部地区まちづくり協議会の新たな活動拠点となる関南部地区コミュニティセンターが竣工することに伴い、本議会に関係条例の改正について提案いたしております。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち市民活動応援事業につきましては、地区コミュニティ等での使用率も上昇するなど、制度の理解も徐々に進んでおります。さらに検証を重ねながら、活用促進を図り市民活動の活性化につなげてまいります。

また、行政と市民等のさらなる協働の推進を図るため、検討委員会を設けて協働の仕組みを見直してまいります。

次いで人権の尊重につきましては、昨年12月に策定した亀山市人権施策基本方針の基本理念「みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点 めぎそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち」に基づき、より一層の人権施策の推進に努めてまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、亀山市男女共同参画基本計画の策定に取り組むとともに、あわせてワーク・ライフ・バランスを推進するため、男性の育児参加支援につながる取り組みを検討してまいります。

次いで、多文化共生の推進につきましては、外国人住民と地域住民が互いに地域社会の一員として共生していくため、ポケットメールかめやまニュースなどによる情報提供を行うとともに、日本語教室の開催などにより、外国人住民の生活利便性の向上に努めてまいります。

次に、情報の提供と共有につきましては、地域社会と行政が一体となり、情報通信技術を有効活用することで行政と地域の情報化を推進し、市民生活の質の向上を図れるよう、新たなICT活用計画の策定を進めてまいります。

また、昨年9月にスタートいたしました地図情報システムの公開につきましては、内容の充実を図るなど、行政情報のオープンデータにも取り組んでまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造について、ご説明申し上げます。

まず健康づくりの推進につきましては、健康都市連合の加盟市として、地域全体で健康に暮らせる環境づくりのため、地域の主体的な健康づくり活動を支援するとともに、その活動を広げる仕組みの構築を進めてまいります。

また、がん対策につきましては、胃がん、肺がんなど6種のがん検診を実施することで、早期発見・早期治療につなげてまいります。新年度におきましても、引き続き個人通知の実施や集団検診

の改善を図り、より受診しやすい環境づくりを進めてまいります。

さらに、亀山市食育推進・健康増進計画につきましては、次期計画の策定にも取り組んでまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、亀山市地域医療再構築プランの最終年度を迎えますことから、位置づけた施策の具現化を着実に推進するとともに、次期計画の策定に取り組んでまいります。

また、市立医療センターにおきましては、病院事業管理者として新たに地域医療統括官を配置するなど地域医療の包括的な推進体制を整えるとともに、病院事業の経営改善を進めてまいります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現につきましては、昨年パリで開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP21）により新たに国の削減目標が示された中、市においては、3年目となる環境活動ポイント制度（AKP）を中心に、地域の実情に応じた二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。

また、刈り草コンポスト化センターにつきましては、昨年8月に策定した運用方針に基づき、平成30年度の民間移譲に向け、運営事業者の募集、候補者の選定など諸準備を進めてまいります。

一方、廃棄物処理施設の適正管理につきましては、平成24年度からごみ溶融処理施設の長寿命化に取り組んでおり、引き続き長寿命化計画に基づき、計画的な設備・機器等の更新工事を実施してまいります。

また、衛生公苑し尿処理施設長寿命化事業につきましては、本年度から2カ年の継続事業としており、引き続き基幹的整備改良工事を着実に進めてまいります。

いずれの工事においても万全を期し、安全で安定した廃棄物処理の継続に努めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能を適切に維持するため、農地や道路などの農業用施設を保全する地域の活動を継続して支援してまいります。

また、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、引き続き森林環境創造事業や環境林整備事業を活用し、間伐等により森林の健全な整備・保全に努めてまいります。

さらに、市民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、引き続きみえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、里山・竹林の整備などに取り組む多様な主体を支援するとともに、小学校において森林や木材について学び体験する森林環境教育や、亀山森林公園において森林講座を開催し、森林や木材と触れ合う機会を創出してまいります。

次いで、防災力の強化のうち亀山市地域防災計画につきましては、災害対策基本法を初め関係法令や三重県地域防災計画等の関連計画との整合を図りつつ、減災に向けた実効性の高い計画となるよう見直しを行います。

また、地震対策・木造住宅補強事業につきましては、発生が危惧される南海トラフ大規模地震の被害を最小限に食いとめるため、積極的に進めるとともに、制度の見直しを進めてまいります。

さらに、総合的な防災情報伝達システムの構築につきましては、整備の方向性を明らかにするとともに、具体的な手法の検討をしてまいります。

次に、消防力の充実・強化につきましては、住宅用火災警報器設置済シール交付事業等を通じた防火意識の啓発による市民の火災予防に対する意識の高まりなどから、昨年中の火災発生件数が大

幅に減少しておりましたが、先般、市内の住宅火災において死傷者が発生する事案があり、一層の防火意識の啓発に努めてまいります。

一方、救急対策につきましては、北東分署の開署により現場到着所要時間が大きく改善されるなど分署の設置効果があらわれているところであり、今後もその効果が確実なものとなるよう取り組んでまいります。

さらに、地域の安心・安全を確保するために欠かせない消防団の充実強化につきましては、消防団充実強化事業として、装備の充実に取り組んでまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まずスポーツの推進につきましては、平成30年度全国高等学校総合体育大会や平成33年度の第76回全国国民体育大会に向けた施設環境の整備及び市民の利便性向上を図るため、西野公園運動施設改修事業として西野公園体育館の空調整備に取り組んでまいります。

また、計画期間の最終年度を迎える亀山市スポーツ推進計画につきましても、次期計画の策定を進めてまいります。

次に、地域福祉力の向上のうち民生委員児童委員につきましては、地域福祉活動の推進役としてご活躍いただいているところでありますが、本年11月に任期満了となりますことから、福祉に理解と熱意を持つ地域の実情に詳しい候補者を自治会長から推薦いただき、亀山市民生委員推薦会の選考を経て三重県に進達してまいります。

また、亀山市地域福祉計画につきましては、市民一人一人が住みなれた地域で安心できる生活を送れるよう、さまざまな生活課題に対して地域全体が協働で取り組むための基本方針として、次期計画の策定を進めてまいります。

次いで、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでに整備してきた在宅医療・介護体制を継続させつつ、地域包括支援センター及び市内3カ所の在宅介護支援センターへの生活支援コーディネーターの配置や、地域の生活支援の地域資源の掘り起こしを行うなど生活支援体制を整え、地域包括ケアシステムの体制整備を進めてまいります。

また、認知症対策を推進するため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援員を配置するなど認知症高齢者の個別支援を行うとともに、亀山QOL支援モデル事業との協力体制を維持しながら、認知症予防教室・講座の拡充により介護予防事業を強化してまいります。

次に、障がい者の社会参加の促進につきましては、本年4月に障害者差別解消法が施行されますことから、障がいに対する職員の理解を深めるとともに、新たに手話通訳者の配置や窓口を明確にするなどの相談体制の充実を図るなど、障がいの有無による分け隔てのない社会づくりに取り組んでまいります。また、居宅介護や就労継続支援、放課後等デイサービスなど、その人に合ったきめ細やかなサービスを提供することで、施設入所者や入院中の障がい者の地域生活への移行にも取り組んでまいります。

次いで、社会保障の充実のうち生活困窮者の自立相談支援につきましては、多様で複合的な課題を有する相談者に対して、寄り添い包括的な支援に努めてきたところであり、新年度におきましても亀山市社会福祉協議会と連携を図りつつ取り組んでまいります。

また、過去最高の保護率となった生活保護につきましては、受給者に対し個別の援助方針を定め、

自立に向けた支援と適正な保護費の支給に努めてまいります。

一方、消費税率の引き上げに伴う暫定的、臨時的な措置としての臨時福祉給付金につきましては、新年度におきましても引き続き給付されることになりました。さらに、新たに一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者等に年金生活者等支援臨時福祉給付金も給付されますことから支給対象者の的確な把握に努めるとともに、広報紙やホームページ等を活用して制度の周知を図ってまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興について、ご説明申し上げます。

まず子育て支援につきましては、子供たちが健やかに生まれ育つ環境を整え、子育て支援の充実を図るため、「子供の笑顔が輝く子育て支援のまち かめやま」を目指して、亀山市子ども・子育て支援事業計画を推進してまいります。

また、新年度から亀山市立関認定こども園アスレの開設につきましては、就学前教育・保育のモデル園としてその充実に努めるとともに、運営の検証を行ってまいります。

さらに、放課後児童健全育成事業につきましては、新年度から亀山東小学校区の放課後児童クラブとして2カ所目を開設いたし、放課後児童の安心・安全と子育て家庭の就労支援を図ってまいります。

一方、子供に関する相談につきましては、三重県立草の実リハビリテーションセンターや市内の通級指導教室指導員等との専門的な技術連携により、個別及び集団療育、小学生療育に対する質の向上や内容の充実に努めてまいります。

さらに、要保護児童対策事業及び女性相談事業につきましては、児童虐待やDV等の防止の取り組みとして、国や県が主催する専門研修や児童福祉士任用指定講習を通じて職員の資質向上に努めるとともに、子供の育ちに関する研修会や出前トークを開催し、地域と一体となった取り組みとなるよう進めてまいります。

次に、文化芸術の振興のうち市中央コミュニティセンターにつきましては、非構造部材点検結果に基づくセンター内の客室照明及び調光設備の改修工事に取り組み、施設の安全確保と利便性の向上を図ってまいります。

次いで、歴史文化の継承のうち古代鈴鹿関につきましては、平成17年に関観音山で初めて遺構・遺物が確認されて以来、8次にわたる発掘調査を実施してきたところでございます。新年度におきましては、国史跡指定を目指した取り組みを進めるとともに、シンポジウムを開催して、全国に向けた情報発信を行ってまいります。

また、歴史博物館におきましては、春の企画展では「亀山藩政と武士の日常」、秋には歴史の中の女性に注目し、女性の高等教育機関があった亀山の特色や、女性の活躍にスポットを当てた展示を予定しております。

さらに、近世近代史資料調査では、昨年度に引き続き指定文化財である旧田中家住宅に伝わる史資料を調査し、建物とあわせた保存と活用を図ります。

また、文化財の適切な保存・整備を図るため、市指定文化財福泉寺山門の整備に対し、歴史まちづくりに係る国の交付金も活用しながら支援を行ってまいります。

次に、歴史的町並みの保存整備につきましては、関の山車の保存・展示及び祭りばやし等の伝承活動の拠点づくりのため、関の山車会館整備事業に着手いたし、用地取得や設計業務等に取り組ん

でまいります。

次いで、まちづくり観光の推進につきましては、一般社団法人亀山市観光協会の運営への支援を行いつつ、同協会や亀山商工会議所、三重県、市民団体等と連携し、観光交流を促進してまいります。

中でも、三重テラスを活用した市の魅力の発信などによる来訪者の増加に取り組むとともに、観光交流による消費拡大など地域のまちづくりへの効果を目指した地域関係団体との連携強化を図ってまいります。

さらに、本年5月に開催される先進国首脳会議伊勢志摩サミットを好機と捉え、関宿におけるWi-Fi環境の整備やQRコードによる多言語観光情報の提供など、外国人観光客の受け入れ環境の整備を進めてまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず自立した行政経営の推進につきましては、行政不服審査法が全部改正され、第三者機関の諮問手続の導入、不服申し立ての手続の一元化等、不服申立制度について公正性・利便性の向上が図られますことから、本議会に亀山市行政不服審査会条例の制定や関係条例の一部改正について提案いたしております。

次に市民サービスの向上につきましては、納税しやすい環境を整えるため、平成29年度からの市税の新たな納付方法であるクレジット収納に向け、電算システム改修等の諸準備を進めてまいります。

次いで行財政改革の推進につきましては、持続可能な自治体経営を目指し、引き続き行財政改革推進本部を中心として、第2次亀山市行財政改革大綱及び前期実施計画に掲げた取り組みを全庁挙げて着実に進めてまいります。

また、公共施設等総合管理計画の策定につきましては、財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を実現するため、長期的な視点を持って公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的な実施ができるよう検討してまいります。なお、本庁舎につきましては、老朽化した電話交換設備の取りかえ及び外壁の塗装を行ってまいります。

次に、国民宿舎関ロッジにつきましては、現施設の活用、新たな施設建設について民間事業者の募集を行い、国民宿舎関ロッジ跡地の利用方法について決定してまいります。

一方、教育委員会制度につきましては、新年度から新制度へ移行いたします。新制度における教育長につきましては、新たに特別職として独立した執行機関である教育委員会を運営していただきたいと考えております。

また、現在策定を進めております（仮称）亀山市教育大綱の具現化につきましても、新教育長との連携を深めつつ、質の高い亀山市の教育の推進に取り組んでまいります。

なお、学校教育、生涯学習等教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

また、昨年11月16日から本年2月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約及び負担つきの寄附でない100万円以上の寄附受納については、実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告申し上げます。

私は、議員各位並びに市民の皆様のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第5、平成28年度教育行政一般方針の説明を行います。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成28年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず国の情勢であります。昨年12月21日、中央教育審議会は、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働のあり方と今後の推進方策についてなどの答申を文部科学大臣に行いました。その中では、未来をつくり出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総がかりでの教育の実現を図るという理念のもと、地域の教育力向上と学校との協働体制のあり方や、コミュニティ・スクールの拡大・充実などの提言がなされたところです。また、子供を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割も拡大しており、校長のリーダーシップのもと、教職員やさまざまな専門スタッフが連携・分担し、チームとして適切に職務を担う体制を整備する取り組み、いわゆるチーム学校の推進についても提言がなされているところであります。

一方、本年4月からは全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者差別解消法が施行されます。文部科学省では、これに先立ち、学校現場での対応指針を策定し、市教育委員会や学校への周知が図られているところでございます。

次に、県の動きであります。昨年12月25日のアレルギー疾患対策基本法の施行に伴い、県教育委員会でアレルギー疾患対応の基本方針の策定がされる予定となっております。今後は、県教育委員会や医療機関等との連携体制を強化しつつ、これまで以上に疾患への理解と適切な対応に備えた学校体制づくりや研修機会の充実が必要となっております。

また、昨年4月に策定された第3次三重県子ども読書活動推進計画により、学校や地域における子供の読書活動の推進がより求められているところであります。

こうした国や県の動向、施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、新年度から新教育委員会制度による体制のもと、計画の最終年度を迎える亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画について、それぞれ次期計画の策定作業を進めるとともに、就学前から中学校までの各段階に応じた切れ目のない対策をさらに強化・充実してまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、学校教育についてご説明申し上げます。

まず学校体制の充実につきましては、本市独自の少人数教育推進教員を効果的に配置してまいります。また、亀山市学力向上推進計画の取り組みを着実に推進していくため、各学校の中核リーダー層を含む管理職経営研修や、習熟の度合いに応じた児童・生徒に対するきめ細かな指導の一層の

充実に努めてまいります。さらに、個の学びの保障や特別支援教育の充実に向けて、学習生活指導員の重点配置、介助員の適正配置について、引き続き努力してまいります。

次に、児童・生徒の安心・安全な環境整備につきましては、防災教育や防災訓練の充実に努めるとともに、児童・生徒がみずから危険を予見したり回避したりする力を高める取り組みはもちろん、保護者や地域住民の皆様のお力添えをいただきながら、関係機関との連携を深め、適切な対応を図ってまいります。

次いで、学校給食につきましては、かめやまっ子給食など地産地消の取り組みを継続・充実していきます。また、管理栄養士や給食調理員を有効活用し、食物アレルギーを有する児童・生徒への対応を中心とする業務の改善・充実に努めてまいります。また、亀山市学校給食検討委員会からは、この2年間の検討内容を踏まえた報告書が提出されました。教育委員会といたしましては、内容を真摯に受けとめ、関係部署との調整・協議を行ってまいります。

次に、本年度から取り組みを始めました学習環境の厳しい生徒を対象とした学習支援事業につきましては、今後も継続して取り組み、活動内容の検討を行いつつ、さらなる充実に努めてまいります。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず学校教育ビジョンの策定につきましては、「亀山のよさを活かす教育」「知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成」「それらを支える教育環境整備」などの基本的な理念は継承しつつ、新たに求められる資質や能力の育成、学校のあり方などについての方策も示してまいります。

次に、学力向上につきましては、児童・生徒一人一人の確かな学力の向上を目指し、学習規律の徹底と学習スタイルの共通化を中心とした授業改善を進めてまいります。また、学校と家庭とが連携・協働して、生活習慣の改善と学習習慣の向上に引き続き取り組んでまいります。教職員研修につきましては、学級づくりや授業力向上に加えて、今後教科化が図られる英語教育や道徳教育などの研修に取り組んでまいります。

次に、情報教育につきましては、国が第2期教育振興基本計画に示すICT環境を整備するため、可動式の教育用パソコンとしてタブレットパソコンを導入するとともに、その効果的な活用について研修を進めてまいります。

次に、学校図書館につきましては、これを活用した授業づくりを推進するため、学校司書の配置校をふやしてまいります。知識技能を身につけるだけでなく、それを活用する能力の育成が重要視されている今、授業とともに、言語活動を実践する場として学校図書館の環境整備に努めてまいります。

次いで、コミュニティ・スクールにつきましては、地域の核となる学校づくりを推進するため、本年度までに指定いたしました3校に加えて、新年度から新たに2校を研究校として取り組みを進めてまいります。

次に、幼児教育につきましては、本年度全ての小学校区で「保幼小接続カリキュラム」の実践に取り組んでまいりました。新年度は「保幼共通カリキュラム」を策定し、円滑な就学に向けた幼児教育の充実に取り組んでまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

川崎小学校改築事業につきましては、このほど校舎改築工事の設計業務を完了いたしましたので、

新年度からその工事に着工する予定であります。平成30年度の事業完成に向け、3年間の継続事業として鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますことから、早期着工のため発注準備を進めてまいります。

そのほかにも、各学校施設の状況により計画的に工事・修繕を実施し、児童・生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず亀山市生涯学習計画の策定につきましては、現行の生涯学習計画の理念である「生涯学習社会の実現」を引き継ぎつつ、学びによる地域課題解決や学びの成果を地域へ還元する仕組みづくり、地域全体で取り組む家庭教育などを軸に、その具現化のための方策についてまとめてまいります。

次に、青少年関係につきましては、「「亀山っ子」市民宣言」の具現化を軸に、教育委員会が進めるべき方策として子供たちの安心で安全な環境づくりや自立支援に市民の皆様や関係団体との連携を密にし、青少年総合支援センターのあり方について検討を行ってまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、引き続き地域の皆様のご協力を得て、活動内容の充実に努めてまいります。さらに、放課後児童クラブとの連携を深めながら、放課後子ども総合プランとあわせて、当市の実情に即した放課後の子供の居場所のあり方について検討を行ってまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

図書館につきましては、市の進める亀山駅周辺整備事業の方針を受けて、市長部局と連携しながら図書館の移転を含めた検討を始めてまいります。

以上、平成28年度教育行政の方針についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

教育委員会委員長の教育行政一般方針の説明は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時09分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議案第1号から日程第45、報告第3号までの40件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず議案第1号亀山市行政不服審査会条例の制定についてでございますが、行政不服審査制度における公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から全部改正された行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されます。これに伴い、地方公共団体に執行機関の附属機関として、法の規定によりその権限に属する事項を処理するための機関を設置する必要が

あることから、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、法の規定によりその権限に属する事項を処理するための機関として、亀山市行政不服審査会を設置することとし、審査会の委員は5人以内で組織することなど審査会に関し必要な事項を定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、附則において亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、行政不服審査会委員の報酬及び旅費を定めることといたします。

次に、議案第2号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございますが、任期付職員制度は、本格的業務に従事する者として位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できる制度でありますことから、各地方公共団体の行政運営において最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現するための有用な手段の一つであります。

平成28年4月1日から施行される行政不服審査法の規定により指名する審理員など、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務について、任期付職員を採用することができるようにするため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、地方公共団体の職員の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、附則において亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正し、本条例による任期付短時間勤務職員の勤務時間の規定について定めることといたします。

次いで、議案第3号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定についてでございますが、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行され、教育委員会の委員長と教育長を一本化した教育長を置くこととなりました。

市においては、平成28年4月1日から新教育長制度へ移行するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、新教育長について、給与及びその支給方法、勤務時間その他の勤務条件並びに職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとし、新教育長に支給する給与は給料、期末手当及び退職手当とし、給料の額は月額65万円とすることなどを定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、附則において、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例は廃止いたします。

また、平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する給料の額及び退職手当の額を減じる特例措置を設けることといたします。

次に、議案第4号亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定についてでございますが、これまで地方公営企業法の規定のうち財務規定等のみを適用しておりました本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することから、地方自治法の規定に基づき、新たに設置する病院事業管理者の給与を定めるため、本条例を制定するものでござ

います。

制定内容は、地方自治法の規定に基づき、管理者の給与及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとし、管理者に支給する給与は、給料、期末手当及び退職手当とし、管理者が医師である場合は、特殊勤務手当を支給することができることといたし、管理者の給料の額は月額65万円とすることなどを定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する給料の額及び退職手当の額を減じる特例措置を設けることといたします。

次いで、議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定についてでございますが、市では平成22年4月に、亀山市らしいまちを実現することを目的に、亀山市まちづくり基本条例を施行しております。同条例に示す理念や基本原則を具現化するため、第1次総合計画後期基本計画においては、地域コミュニティのしくみづくり支援事業を主要事業として位置づけ、多様な主体による地域の包括的な仕組みづくりに対する支援を積極的に推進しております。

このような中、各地域では地域まちづくり協議会を設立し、または地域まちづくり協議会の設立に向けた取り組みを開始することにより、自主的かつ自立的な活動を展開するための基盤を築いてきております。これらの状況を踏まえ、地域まちづくり協議会のこれまでの実践等を考慮し、地域まちづくり協議会が公共性を備えるための団体としての要件を明確化し、明文化するため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、本条例は地域まちづくり協議会に関し必要な事項を定めることにより協議会の活動の定着化及び活性化を図り、もって持続可能で良好な地域社会の維持及び形成を目指すとともに、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とすることなどを定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、施行日前に市に設立を届け出ている協議会については、本条例の規定による届け出があったものとみなす経過措置を設けることといたします。

続きまして、議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についてでございますが、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係の亀山市情報公開条例及び第2条関係の亀山市個人情報保護条例の一部改正でございますが、1つ目といたしまして、亀山市情報公開条例及び亀山市個人情報保護条例に係る審査請求については、学識経験を有する者により構成される附属機関である亀山市情報公開審査会及び亀山市個人情報保護審査会において審査を行うことから、行政不服審査法に規定する審理員制度を適用しないことといたします。

2つ目といたしまして、不服申し立ての手續について、異議申し立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、用語の改正等の整備を行います。

次に、第3条関係の亀山市職員給与条例及び第4条関係の亀山市職員退職手当支給条例の一部改正でございますが、改正前の行政不服審査法を引用する条項について、相当する法の条項を引用するよう改めます。

次に、第5条から第8条までの亀山市税条例、亀山市消防団員等公務災害補償条例、亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び亀山市行政手続条例の一部改正でございますが、不服申し立ての手續について、異議申し立ての手續が廃止され審査請求に一元化されることから、「不

服申立て」「異議申立て」等の用語を「審査請求」に改めます。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、第7条の亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、この条例の施行日前になされた処分に係る不服申し立てに関する報告については、なお従前の例によるものとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第7号亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございますが、改正行政不服審査法及び同法施行令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、固定資産評価審査委員会の審査の手続などについて見直しが必要となることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、審査の申し出及び書面審理の規定を改め、決定書に記載すべき事項を定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次いで、議案第8号亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方公務員法第58条の2第1項の規定に基づき、条例で定める人事行政の運営等の状況の公表について、任命権者が市長に対し報告しなければならない事項を定めます。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次に、議案第9号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行います。

また、学校教育法等の一部を改正する法律により学校教育法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用している地方公務員法の条項の整理を行い、学校教育法に小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が学校の種類として規定されたことから、育児を行う職員の早出遅出勤務の規定を改めます。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次いで、議案第10号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございますが、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令により地方公務員災害補償施行令が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について、改正後の政令と同様に調整率の改定を行います。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次に、議案第11号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、市においては平成28年4月1日から新教育長制度へ移行するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新教育長制度への移行に伴い、報酬及び旅費の額を定める規定から教育委員会委員長の区分を削除いたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次いで、議案第12号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、平成27年8月6日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改定するため、所要の改正を行います。

また、地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、等級別基準職務表を規定する必要があることなどから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正の勤勉手当の支給割合の改定でございますが、平成27年度について、一般職の職員の12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げます。また、再任用職員の12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

次に給料表の改定でございますが、全ての給料表において、給料月額を一定水準（平均0.4%）引き上げます。

次に、第2条による改正でございますが、本条例で引用している地方公務員法の条項の整理を行い、これまで規則に規定しておりました職務の級に分類して定める職員の職務の内容を等級別基準職務表として条例に規定することとするとともに、平成28年度以降の勤勉手当の支給割合を定めることといたします。

なお、施行日は、第1条による改正規定については公布の日、第2条による改正規定については平成28年4月1日といたします。また、一部の改正規定については、別に定める日から適用いたします。

次に、議案第13号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、法改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず1つ目としまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料に新たに既存住宅の増築及び改築に係る審査区分を加え、その手数料を定めることといたします。

2つ目としまして、都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料に新たに簡易な算定方法による審査区分を加え、その手数料を定めることといたします。

3つ目としまして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法律関係手数料に関する規定を新設し、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に係る手数料を定めることといたします。

4つ目としまして、改正行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されることに伴い、同法関係手数料に関する規定を新設し、審査請求人等に書類の写し等を交付する際の手数を定めることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次いで、議案第14号亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございますが、平成28年4月から関幼稚園及び関保育園は、幼保連携型認定こども園「関認定こども園アスレ」となります。

公立の幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の適用を受けることから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例の対象となる学校医等に幼保連携型認定こども園の学校医等を加えることなどの改正をいたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次に、議案第15号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準が見直されました。保育士の配置については、省令で定める基準に従い定めるべき基準であることから、省令により示された基準に従い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、省令により示された基準に従い、保育士とみなすことができる者に准看護師を加えることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次いで、議案第16号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正についてでございますが、市では、活発な地域コミュニティ活動を展開していくため、地区コミュニティセンター充実事業において、その活動拠点となる施設の整備・充実を図っており、新たな活動拠点施設として平成28年4月1日に関南部地区コミュニティセンターを設置することから、所要の改正を行うものでございます。

また、土地改良事業完了に伴う換地処分により東部地区コミュニティセンターの地番が変更されたことから、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新たに関南部地区コミュニティセンターを設置し、東部地区コミュニティセンターの地番を改めます。

なお、施行日は公布の日とし、関南部地区コミュニティセンターの設置の改正規定の施行日は平成28年4月1日といたします。

また、関南部地区コミュニティセンターの管理運営における指定管理者制度について、平成29年3月31日まで適用しないこととする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第17号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、市の水道事業における給水人口及び1日最大給水量については、平成21年3月に水道法第10条第1項に基づき、知事の認可を受けた事業計画において定めたものを条例に規定しております。

現在、平成28年度から関町坂下地区の水質保全のために坂下浄水場を整備することから、同法に基づく変更認可の申請手続を進めております。その申請手続に当たり、事業計画における給水人口及び1日最大給水量の見直しを行ったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、給水人口を4万9,700人に、1日最大給水量を3万900立方メートルに変更いたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

次いで、議案第18号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の制定当時に想定されていなかった設備及び器具が流通してきた状況を踏まえ、省令の一部を改

正する省令が平成27年11月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。これにより対象火気設備等が見直され、これらに対する離隔距離等の規定が整備されたため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正後の省令の規定と同様に対象火気設備等を見直し、これらに対する離隔距離等の規定を整備することといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ594万8,000円を減額し、補正後の予算総額を211億2,597万1,000円といたしております。

今回の補正につきましては、各費目にわたり決算見込み額を調整の上、計上しましたことから減額補正が多くなっております。また、国の補正予算第1号に係る予算を計上いたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に継続費補正につきましては、し尿処理施設長寿命化事業において、国の補正予算により平成27年度補助対象事業費の追加がありましたので、継続費の年割額を変更いたしております。

次に、繰越明許費補正につきましては、シティプロモーション戦略事業など国の補正予算により事業費を追加する7事業のほか、年度内に完成が見込めない市単道路整備事業など6事業について繰越明許費の追加をいたすものであります。

次に債務負担行為補正につきましては、事業費及び事業年度の確定などにより、4事業について変更いたしております。

次に地方債補正につきましては、事業費などの確定に伴い変更いたしております。

続きまして、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、国の補正予算の地方創生加速化交付金を活用するシティプロモーション戦略事業や移住・交流促進事業を計上するほか、各費目、各事業において執行見込みにより補正をいたしております。

次に民生費につきましては、児童手当給付事業など事業の執行見込みによる減額が主なものでございます。

次に衛生費につきましては、し尿処理施設長寿命化事業の増額をいたし、農林水産業費につきましては、農村地域防災減災事業、農業用施設等整備事業などを減額いたしております。

次に土木費につきましては、野村布気線整備事業、公共下水道事業繰出金など事業費の確定による減額が主なものであります。

次に教育費につきましては、川崎小学校改築事業など事業費の確定などにより減額いたし、諸支出金につきましては、庁舎建設基金への積立金を計上いたしております。

続いて、歳入の主な補正内容をご説明申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税の交付額決定により増額いたしております。

次に国庫支出金につきましては、国の補正予算に係る地方創生加速化交付金や循環型社会形成推進交付金を計上するほか、事業費の確定に伴う補正をいたしております。

次に県支出金につきましては、高度水利機能確保基盤整備促進事業費補助金を減額するほか、事業費の確定などに伴う補正をいたしております。

次に繰入金につきましては、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金繰入金を減額いたしております。

次に市債では、し尿処理施設長寿命化事業債を増額するほか、野村布気線整備事業債など、事業費の確定により減額いたしております。

次に、議案第20号平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ8,852万5,000円を減額し、補正後の予算総額を51億8,469万5,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出において、退職被保険者等療養給付費及び保険財政共同安定化事業拠出金を減額いたしております。

次に、議案第21号平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,275万1,000円を追加し、補正後の予算総額を8億8,694万5,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出において一般会計繰出金を増額しております。

次に、議案第22号平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ257万6,000円を減額し、補正後の予算総額を4億7,842万4,000円といたしております。

主な補正内容は、歳出において昼生地区整備事業費を減額いたしております。

次に、議案第23号平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費における事業費の確定などにより4,320万円を減額し、補正後の資本的支出の予定額を4億7,860万円といたしております。

次に、議案第24号平成27年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において、建設改良費におけるリース資産購入費2,869万1,000円を計上し、補正後の資本的支出の予定額を1億7,909万1,000円といたしております。

次に、議案第25号平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な補正内容は、資本的支出において建設改良費における事業費の確定などにより7,622万4,000円を減額し、補正後の資本的支出の予定額を13億3,357万6,000円といたしております。

以上が今回提案いたしました、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計補正予算の主な内容でございます。なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は208億1,600万円で、前年度当初予算額に比べ4億1,350万円、率にして2.0%の増といたしております。増額となりました主な要因は、川崎小学校改築事業における建築工事の開始によるものでございます。

初めに歳入でございますが、市税につきましては、固定資産税の伸びにより、前年度当初予算より1億4,540万円の増となる102億3,840万円を計上いたしております。

次に、地方交付税につきましては、市税及び地方消費税交付金の増収のほか、合併算定がえの段

階的縮減などに伴う普通交付税の減により、前年度比3億200万円減の14億1,900万円を計上いたしております。

次に国庫支出金につきましては、学校改築事業費負担金や年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金の増などにより、前年度比1億9,837万2,000円増の22億4,615万円を計上いたしております。

次に繰入金につきましては、財政調整基金から15億1,100万円などの繰り入れを行い、財源といたしております。

次に市債につきましては、地方交付税から振りかえられた臨時財政対策債3億6,340万円のほか、野村布気線整備事業に係る合併特例債、川崎小学校改築事業に係る学校教育施設整備事業債など15億2,850万円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきまして、平成28年度の主な事業をご説明申し上げます。

初めに、魅力的な都市空間を目指して、亀山駅周辺整備事業のほか関の山車会館整備事業、文化会館大規模改修事業などを実施いたします。また、市民活動応援事業、地域コミュニティのしくみづくり支援事業、地区コミュニティセンター充実事業を実施いたします。

次に、災害に強い都市を目指して、橋梁耐震化補強事業、橋梁長寿命化修繕事業のほか、舗装老朽化対策事業などを実施いたします。

次に、人に優しい健康都市を目指して、がん検診推進事業、地域包括支援事業、介護予防事業のほか、生活困窮者自立支援事業などを実施いたします。

次いで、子供の笑顔が輝く都市を目指して、子ども・子育て支援事業計画の推進を図る事業を着実に進めてまいります。また、教育環境の整備として川崎小学校改築事業を実施するほか、小・中学校における情報教育推進事業を実施いたします。

そのほか、若者の定住を促進する若者交流推進事業、5月に開催される伊勢志摩サミット推進事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略の各事業を展開いたします。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第27号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は52億1,550万円で、前年度比0.2%の増といたしております。これは、主に保険給付費及び保険財政共同安定化事業拠出金の増によるものであります。

次に、議案第28号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は8億9,390万円で、前年度比3.7%の増といたしております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、議案第29号平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は4億5,150万円で、前年度比6.8%の減といたしております。これは、昼生地区整備事業の完了によるものであります。

次に、議案第30号平成28年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は17億2,250万円で、前年度比3.1%の減といたしております。主な事業といたしまして、資本的支出において、みどり町地内、関町富士ハイツ地内などにおいて配水管改良工事を実施いたします。

次に、議案第31号平成28年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益

的支出及び資本的支出の合計額は8,270万円で、前年度比7.2%の減といたしております。これは、主に有形固定資産減価償却費の減によるものであります。

次に、議案第32号平成28年度亀山市公共下水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は23億5,110万円で、前年度比0.4%の減といたしております。主な事業といたしまして、資本的支出において、引き続き能褒野町、住山町、阿野田町などで管渠布設工事及び舗装復旧工事を行い、新たに天神一丁目、天神二丁目などで管渠布設工事を進めます。

次に、議案第33号平成28年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は20億6,730万円で、前年度比0.3%の減といたしております。主な事業として、病院内の給湯配管更新工事などを実施いたします。

なお、収益的収支の不足する額につきましては、一般会計補助金1億2,125万6,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の平成28年度当初予算の説明とさせていただきます。なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号和解及び損害賠償の額の決定についてでございますが、市内保育所において保育中に発生した事故における和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるもので、その賠償金額は107万3,289円でございます。

次に、議案第35号及び議案第36号の市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置されました新規路線である川合33号線及び徳原36号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第37号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年2月24日に公布されました。これにより非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、公務災害により支給される年金と公的年金との併給調整規定について、改正後の政令と同様に調整率の改定を行います。

なお、施行日は平成28年4月1日といたします。

続きまして、報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についてでございますが、市道一色7号線及び市道小野6号線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号の専決処分の報告についてでございますが、天神二丁目地内で発生した住居表示案内板による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 11 時 55 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に平成 27 年度各会計補正予算及び平成 28 年度各会計予算の補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました平成 27 年度各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算の第 5 号についてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の 5 ページをお開きください。

第 2 表の継続費の補正でございますが、し尿処理施設長寿命化事業におきまして、国の補正予算によりまして補助対象事業費の追加がございましたので、28 年度から前倒しをして、27 年度の年割額を 7 億 2,780 万 4,000 円に変更するものでございます。

次に、第 3 表 繰越明許費補正でございますが、シティプロモーション戦略事業など第 2 款総務費の 5 事業及び子どものための教育・保育事業など第 3 款民生費の 2 事業につきましては、国の補正予算を活用するもので、翌年度へ繰り越しをして事業を実施するため追加をいたしましたものでございます。また、市単道路の整備事業など第 8 款土木費の 6 事業につきましては、事業進捗によりまして年度内に完成が見込めないことからやむを得ず翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

次に、第 4 表 債務負担行為補正でございますが、行政情報提供機器更新事業など、契約額に合わせまして既に定めた債務負担行為限度額の変更を行うものでございます。また、野村布気線整備事業につきましては、事業進捗が当初予定より 1 年早まったことから、債務負担行為の期間を 29 年度から 28 年度に変更をいたしました。

次に、6 ページの第 5 表 地方債補正につきましては、一般廃棄物処理施設整備事業など 5 事業について、各事業費に合わせまして限度額を変更いたしております。

次に、予算に関する説明書からご説明を申し上げますが、最終の補正でございますので、事業費の確定や決算見込みによる減額補正が多くなっておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

最初に、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

31 ページをお開きをお願いいたします。

第 2 款の総務費、上段のシティプロモーション戦略事業 1,860 万につきましては、国の補正予算による地方創生加速化交付金を活用いたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づける事業としてシティプロモーション戦略の策定などを行うもので、事業費全体を繰り越しして 28 年度に事業を実施するものでございます。

また、33 ページ、上段の移住交流促進事業 555 万円、婚活支援事業 190 万円につきまして

も同様でございます。移住促進のためのパンフレット作成や出会い、結婚の機会づくりなどの経費を計上いたしました。

次に、35ページでございます。一番下の社会保障・税番号制度システム導入事業1,502万8,000円の減額につきましては、契約差金を減額するものでございます。

なお、国の補正予算を活用してセキュリティ強化対策を追加するため、システム修正委託料から業務委託料及び備品購入費に予算の組み替えを行いまして、繰り越しにより28年度の事業実施としておるところでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと存じます。

上段の個人番号カード交付事業840万5,000円につきましては、国の補正予算により通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金などが再算定されたことから増額をいたしました。

次に、47ページでございます。

第3款民生費でございますが、一番下の臨時福祉給付金給付事業840万円の減額、次の49ページが一番上でございますが、子育て世帯臨時特例給付金給付事業406万7,000円の減額につきましては、支給実績に合わせて減額をいたし、一番下の福祉医療費助成事業700万円の減額につきましては、医療費の実績により減額をするものでございます。

次に、53ページをお開きをお願いいたします。

中ほどの民間保育所補助費1,241万6,000円の減額のうち、民間保育所運営費補助金1,194万3,000円の減額につきましては、補助対象とする事業が本年度から導入されました民間保育所に対する施設型給付事業負担金において算定をされまして、重複することとなったことから減額を行うものでございます。また、業務効率化推進事業補助金310万円につきましては、国の補正予算を活用し、ICT化推進のための保育システム導入や子供の見守りのためのカメラの導入に対し支援を行うものでございまして、繰り越しによりまして28年度の事業実施としておるところでございます。

次に55ページでございますが、中ほどの児童手当給付事業4,014万円の減額につきましては、支給対象児童数の見込みによりまして減額をいたしてございます。

次に、61ページでございます。

第4款衛生費でございますが、下ほどのがん検診推進事業717万8,000円につきましては、胃がん検診や大腸がん検診など、受診者数の増により増額するものでございます。

次に、65ページをお開きをお願いいたします。

一番下の溶融処理施設、施設管理費の1,692万7,000円の減額につきましては、コークス等の消耗品費の減額、単価下降によります燃料費の減額が主なものでございます。

次に、67ページの飛灰再資源化事業1,300万円の減額につきましては、飛灰発生量の減少によりまして減額をしたものでございます。

次に69ページでございますが、上段のし尿処理施設長寿命化事業4億3,190万4,000円につきましては、継続費でございますが、国の補正予算により27年度の補助対象事業として事業費が追加されたことから増額を行いました。

次に、73ページをお開きをお願いいたします。

第6款農林水産業費でございますが、一番下の農村地域防災減災事業500万円の減額につま

しては、県から補助金の配分がなかったということで、今回減額をさせていただきました。

次に75ページ一番上でございますが、農業用施設等整備事業2,174万円の減額につきましては、補助事業費の決定に合わせて減額するものでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

第8款土木費でございますが、一番下の狭隘道路の後退用地整備事業200万円につきましては、見込みより事業量が増加したことによるものでございます。

次に、81ページ上段の道路維持修繕費600万円につきましては、除雪など雪氷対策業務の事業量増加によるものでございます。

また、一番下の野村布気線整備事業6,427万5,000円の減額につきましては、土地単価の見直しによる公有財産購入費の減額などがございます。

次に、83ページの上段の道野12号線整備事業、久我福德線整備事業、東海道街道環境整備事業、下段の橋梁維持修繕費、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、いずれも社会資本整備総合交付金の補助対象事業費の決定に合わせて減額をいたしてございます。

次に、85ページでございます。

中ほどの亀山駅周辺市街地再開発推進計画策定事業800万1,000円の減額につきましては、入札差金等執行見込み額により減額をいたしておりまして、次の公共下水道事業4,651万8,000円の減額は、公共下水道事業会計におけます収入の増などから繰出金を減額いたしております。

次に87ページが一番下でございますが、民間活用市営住宅事業957万円の減額につきましては、計画した新規借り上げができなかったことによるものでございます。

次に、93ページをお願いいたします。

第10款の教育費でございますが、中ほどの川崎小学校改築事業2,015万3,000円の減額につきましては、国の交付金の関係から、既設プールの解体工事を翌年度の実施に計画変更したことなどから減額をするものでございます。

次に、少し飛びますが113ページをお願いいたします。

第12款の諸支出金でございますが、上段の庁舎建設基金積立事業4,741万9,000円につきましては、今回の補正予算によります財源を充当いたしまして、本年度の積立額を5,000万円とするものでございます。

次に、115ページの第14款災害復旧費につきましては、いずれも事業費の確定による減額でございます。

次に、116ページをごらんいただきたいと思いますと思いますが、人件費の補正でございますが、中ほどの一般職につきましては、主に育児休業者の増加等によります給料、職員手当、共済費を合わせまして5,349万6,000円減額をいたしているところでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

第10款地方交付税の1,091万9,000円につきましては、国の補正予算による普通交付税の追加交付分を増額いたしました。

次に、13ページ中ほどの第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では児童手当負担金2,695万1,000円の減額など、それぞれ補助対象事業費の確定により補正をいたしてございます。

次に下段の第2項国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金893万3,000円、地方創生加速化交付金2,415万円、地域少子化対策重点推進交付金190万円、個人番号カード交付事業補助金832万4,000円、交付事務費補助金253万8,000円につきましては、国の補正予算によりまして交付される補助金を計上いたしましたものでございます。

次に15ページ中ほどでございますが、循環型社会形成推進交付金8,865万6,000円につきましても、国補正予算によりまして、し尿処理施設長寿命化事業に追加交付されるものでございます。その他につきましては、補助対象事業費の確定により補正をいたしているところでございます。

次に、下段の第15款県支出金、第1項の県負担金では児童手当負担金659万5,000円の減額など、国庫負担金に準じて補正をいたしてございます。

次に17ページでございますが、下段の第2項県補助金では、高度水利機能確保基盤整備促進事業費補助金1,090万円の減額のほか、それぞれ補助対象事業費の確定等によりまして補正を行うものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

中段の第18款繰入金の第1目財政調整基金繰入金3億493万1,000円の減額につきましては、今回の補正予算の財源調整として減額するものであり、下段の後期高齢者医療事業特別会計繰入金2,186万1,000円につきましては、前年度療養給付費負担金の精算返還金を繰り入れするものでございます。

次に23ページでございますが、中ごろの第20款諸収入、第4項雑入の県市町村振興協会交付金855万2,000円につきましては、中学生医療費無料化事業に対して交付されるものでございます。

次に下段の第21款市債につきましては、し尿処理施設長寿命化事業債3億2,560万円の増額、野村布気線整備事業債5,920万円の減額など、それぞれ事業費の確定に伴い補正をいたしました。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

135ページをお願いいたします。

歳出の第2款保険給付費でございますが、上段の退職被保険者等療養給付費4,909万4,000円の減額につきましては、退職被保険者数の減に伴います医療費の減少によるものでございます。

次に、137ページ中段の第7款共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金4,585万円の減額につきましては、拠出見込み額による減額でございます。

次に歳入でございますが、戻りまして129ページをお願いいたします。

第5款療養給付費等交付金9,824万9,000円の減額につきましては、交付決定額に合わせ減額をいたしました。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

149ページの歳出でございますが、下段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金315万円につきましては、負担金額の確定により増額をいたしました。

次に、151ページ下段でございますが、第3款諸支出金の一般会計繰出金2,186万1,000

0円につきましては、過年度の療養給付費負担金の精算返還金等を一般会計へ繰り出しするものでございます。

戻りまして、147ページの歳入でございますが、下段の第4款諸収入の雑入2,166万1,000円につきましては、過年度の療養給付費負担金の精算返還金等を計上いたしてございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

167ページの歳入でございますが、上段の第1款事業費の施設整備事業516万円の減額につきましては、昼生地区整備事業の入札差金等を減額しております。

次に、下段の第3款諸支出金の農業集落排水事業債償還基金積立金140万1,000円の減額につきましては、県補助金及び基金収益金の決定に伴い減額をいたしました。

戻りまして、161ページの歳入をお願いいたします。

上段の第2款使用料及び手数料の農業集落排水施設使用料215万9,000円につきましては、接続率の向上による使用料の増額でございまして、次の第3款県支出金の農業集落排水事業補助金144万1,000円の減額につきましては、交付決定額に合わせ減額をするものでございます。

次に、163ページ上段の第6款諸収入の消費税還付金199万9,000円につきましては、平成26年度決算に係る確定申告による還付金の増額でございまして、次の工事負担金473万円の減額につきましては、昼生地区整備事業費の確定により減額をいたします。

続きまして、水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

175ページをお願いいたします。

資本的収入におきましては、公共下水道等の事業費確定により工事負担金を1,876万7,000円減額いたし、資本的支出におきましては、入札差金などにより施設費の工事請負費など4,320万円を減額いたしております。

続きまして、病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

183ページでございますが、病院総合情報システム賃貸借につきまして、会計基準の変更によりまして、収益的支出の使用料及び賃借料から資本的支出のリース資産購入費に2,869万1,000円の予算の組み替えをいたしました。同時に収益的支出におきまして、同額のリース資産減価償却費を計上いたしました。

続きまして、公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

191ページをお願いいたします。

収益的収入では、新規接続件数の増によります公共下水道使用料1,670万円の増額のほか、消費税及び地方消費税還付金を2,000万円、流域下水道事業還付金等を雑収益として1,454万円増額いたし、中ごろの一般会計負担金につきましては、消費税還付金等の収入が増となったことから、財源調整を行いまして2,818万6,000円を減額いたしました。

次に、192ページの収益的支出では、流域下水道維持管理負担金のほか、人件費や企業債利息について、それぞれ決算見込みにより補正を行ってございます。

次に193ページの資本的収入では、事業費の減額に伴う公共下水道事業債5,980万円の減額のほか、繰り出し基準の精査により、一般会計負担金と一般会計補助金について一部組み替えを行いまして、次の194ページの資本的支出では、環境整備の単独事業分について、事業進捗に合わせまして工事請負費4,230万円の減額、補償費1,030万円の減額など補正をいたしました。

以上で、補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、平成28年度新年度予算でございますが、予算書によりまして新規事業や、前年と比較をいたしまして大きく変わったものについてご説明を申し上げます。

最初に一般会計でございますが、予算書6ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表の継続費でございますが、川崎小学校改築事業につきまして、平成28年度から30年度の3カ年度におきまして総額24億7,580万円の継続費を設定いたしております。

次に、第3表 債務負担行為につきましては11事項を計上いたしておりますが、中ほどの市税クレジット収納代行業務委託料につきましては、平成29年度のクレジット収納導入に向けて債務負担行為を設定するものでございます。

次に、第4表 地方債につきましては、臨時財政対策など6事業において15億2,850万円を限度額として計上いたしました。

次に歳入につきまして、予算に関する説明書からご説明を申し上げます。

10ページをごらんいただきたいというふう存じます。

第1款市税のうち市民税の個人につきましては、給与収入の伸びを見込みまして、前年度比3,810万円増の25億2,650万円を計上いたしました。次に法人につきましては、税率引き下げを含み、主要事業所の決算見込み額調査から前年度比2,650万円減の7億2,540万円を計上いたしました。

次に、下段の固定資産税につきましては、土地は宅地の下落修正等による減少、家屋は新增築家屋による増、償却資産は主要事業所の見込み調査による増から、12ページ上段の合計欄のとおりでございますが、前年度比1億550万円増の57億3,810万円を計上いたしました。

次に、12ページ中段の軽自動車税につきましては、平成28年度からの税額引き上げにより前年度比2,450万円の増の1億4,010万円を計上いたしました。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第2款地方譲与税から20ページ中段の第11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、地方財政計画や平成27年度決算見込み額等を勘案し、計上いたしてございます。

このうち、20ページ中段の第10款地方交付税14億1,900万円の内訳でございますが、普通交付税を、市税収入の増などによる基準財政収入額の増額のほか、合併算定がえによる増額分の縮減などによりまして、前年度比3億200万円減の10億1,900万円といたしまして、特別交付税を前年同額の4億円として計上いたしました。

次に、27ページをお願いいたします。

下段の第14款国庫支出金、第1項国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び次の29ページ上段の教育費国庫負担金の学校改築事業費負担金の増などから、28ページ合計欄のとおりでございますが、前年度比1億9,749万2,000円増の16億3,673万4,000円を計上いたしております。

次に、下段から次ページの第2項国庫補助金につきましては、民生費国庫補助金の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金、教育費国庫補助金の学校改築事業費補助金などは増となる一方で、衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金や土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減などから、30ページの合計欄のとおりでございますが、前年度比75万2,000円増の6

億19万2,000円を計上いたしております。

次に、33ページ中段の第15款県支出金、第1項県負担金につきましては、民生費県負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び国民健康保険基盤安定負担金の増によりまして、32ページ合計欄のとおりでございますが、前年度比4,922万7,000円増の5億9,056万7,000円を計上いたしました。

次に、41ページをお願いいたします。

上段の財政調整基金繰入金につきましては、平成28年度予算の不足する財源を補うために前年度比4億1,900万円増の15億1,100万円を計上いたしました。

また、公共施設等基金繰入金3,791万5,000円につきましては、川崎小学校改築事業の財源として、また中ほどの土地開発基金繰入金1,487万1,000円は、天神・和賀地区コミュニティセンター用地購入の財源として充当するものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

下段の第21款市債につきましては、臨時財政対策債3億6,340万円につきましては、地方交付税からの振りかえ分として発行可能見込み額を計上いたしてございます。

衛生債では、溶融処理施設大規模整備事業における一般廃棄物処理施設整備事業債など7,830万円を計上いたし、土木債では、和賀白川線及び野村布気線整備事業について、合併特例債を4億460万円計上いたしております。

また、消防債では、消防団車両整備などに緊急防災事業債2,450万円を計上いたし、教育債では川崎小学校改築事業に学校教育施設整備事業債6億5,770万円を計上いたしております。

以上が主な歳入の説明でございます。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

63ページをお願いいたします。

第2款の総務費でございますが、下段の市民活動応援事業684万6,000円につきましては、本制度において2回目となる市民活動応援交付金の交付を行うものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

下段の庁舎管理費9,298万3,000円につきましては、本庁舎の電話交換機設備の更新及び本庁舎の外壁塗装を行う工事費などを計上いたしております。

次に、77ページをお願いいたします。

上段の若者交流推進事業126万円につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトに位置づけた事業でございまして、若者同士の交流機会を創出する経費などを計上いたしました。次の伊勢志摩サミット推進事業155万8,000円につきましては、ジュニアサミットにおける分散型体験交流の誘致やインフォメーションセンターの設置経費などを計上いたしております。

次に、83ページをお願いいたします。

下段の地区コミュニティセンター充実事業3,458万6,000円につきましては、天神・和賀地区のコミュニティセンターの駐車場整備、関北部ふれあい交流センターの事務所の改修、井田川地区北コミュニティセンターのトイレ改修などを行うものでございます。

次に、85ページ上段の地域コミュニティのしくみづくり支援事業718万8,000円につき

ましては、市内全ての地域においてまちづくり協議会が設立する見込みでございまして、活動を促進するための地域活性化支援事業補助金や研修等委託料を計上いたしてございます。

次に、103ページをお願いいたします。

参議院議員選挙費3,384万円につきましては、本年7月25日任期満了に伴う参議院議員選挙費用を計上いたしております。次の市長選挙費2,959万円につきましては、来年2月5日任期満了に伴います市長選挙費用を計上いたしたものでございます。

次に、115ページをお願いいたします。

第3款の民生費でございまして、中ほどの臨時福祉給付金給付事業4,584万3,000円につきましては、平成28年度においても引き続き実施をされるもので、対象者1人当たり3,000円の給付等を行うものでございます。次の自立相談支援事業988万8,000円、住居確保給付金支給事業60万2,000円、家計相談支援事業395万8,000円につきましては、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の相談支援や給付金の給付を行うものでございます。

次の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億5,330万6,000円につきましては、新たに国の事業といたしまして低所得の高齢者を支援し、個人消費の下支えにも資するよう、1人当たり3万円を支給する交付金等を計上いたしました。

次に、121ページをお願いいたします。

下段の地域包括支援事業5,426万1,000円につきましては、地域包括支援センターに新たに生活支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員を配置する費用などを計上いたしてございます。

次に、131ページをお願いいたします。

中ほどの放課後児童クラブ費8,938万9,000円につきましては、本年4月開設予定の亀山東小学校区を含め15の放課後児童クラブに対する指定管理料及び事業費補助金のほか、平成29年度から新たに開設を予定いたしております井田川及び川崎小学校区の施設開設に係る補助金などを計上いたしました。

次に、157ページをお願いいたします。

第4款の衛生費でございまして、上段の病院事業2億7,222万円につきましては、病院事業会計への繰出金を計上いたしております。このうち、繰り出し基準外の補助金といたしまして1億2,125万6,000円を計上いたしております。

次に、169ページをお願いいたします。

第2項の清掃費でございまして、下段の大規模整備事業8,000万円につきましては、老朽化の著しい空気圧縮機や搬送コンベアなどの更新を行いまして、次の171ページでございまして、中ほどの施設管理費5,270万4,000円におきましては、破碎機の修繕やトラックスケール及びデータ処理装置の更新費用などを計上いたしてございます。

次に、187ページをお願いいたします。

第6款の農林水産業費でございまして、上段の畜産競争力強化対策事業1,861万2,000円につきましては、畜産農家の経営の安定化のため規模拡大を目的とする施設整備に対する補助金を計上いたしてございます。

次に、189ページ上段の土地改良施設維持管理適正化事業1,640万円につきましては、川

崎町地内、前の田揚水機施設整備などを計上いたしております。また、団体営ため池等整備事業500万円につきましては、27年度に計上しておりました川合町の長妻池の耐震調査が、国から予算配分がなかったことから、28年度に改めまして別事業として事業をするものでございます。

次に、一番下の林業生産活動支援事業1,352万円につきましては、生産林における森林経営計画の作成や、間伐、作業道の開設及び木材搬出に対し支援する補助金を計上いたしております。

次に、193ページをお願いいたします。

中ほどの森林環境創造事業2,000万円につきましては、環境林において間伐により水源涵養機能や土砂災害防止機能などを発揮させるための費用を計上いたしております。一番下にみえ森と緑の県民税市町交付金事業1,206万円につきましては、交付金活用計画に基づきまして、通学路沿いの危険木の伐採や森林環境教育などを実施するものでございます。

次に、201ページをお願いいたします。

第7款の商工費でございますが、中段のまちづくり観光推進事業1,868万3,000円につきましては、亀山市観光協会の運営支援を行うほか、三重テラスを活用したイベント開催など、シテイプロモーション経費を計上いたしております。

次に、213ページをお願いいたします。

下段の和賀白川線整備事業1,800万円につきましては、国道1号亀山バイパスから市道亀田小川線までの整備のため、用地測量を行う経費でございます。次の野村布気線整備事業4億958万円につきましては、用地買収完了区間の工事費を計上するほか、事務所移転に係る補償費などを計上いたしております。

次に、215ページ上段の道野12号線整備事業2,900万、東海道街道環境整備事業500万円、南鹿島線整備事業1,450万円につきましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして整備を行うものでございます。

次に、217ページ上段でございますが、舗装老朽化対策事業1億3,700万円につきましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、市道川崎白木線の舗装整備を行います。

次に、中ほどの橋梁維持修繕費1,000万円につきましては、5年に1度の橋梁点検として、橋長15メートル未満の橋梁60橋の点検を実施し、次の橋梁長寿命化修繕事業4,200万円につきましては、長寿命化修繕計画に基づきまして神辺大橋の修繕を行います。いずれも、社会資本整備総合交付金を活用して実施をいたします。

次の耐震化補強事業3,000万円につきましては、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、耐震整備計画に基づき川合椋川橋の耐震補強を実施いたします。

次に、221ページをお願いいたします。

中段の亀山駅周辺整備事業1,791万円につきましては、事業の実施に向け、地域の協議会等の活動支援と相談体制の充実のほか、関連道路の測量、調査等の費用を計上いたしております。

次に、225ページをお願いいたします。

下段の能褒野都市下水路整備事業4,000万円につきましては、平成27年度に事業認可を受けましたので、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、排水路の改修工事を実施するものでございます。

次に、229ページをお願いいたします。

下段の民間活用市営住宅事業3,005万7,000円につきましては、民間賃貸住宅を住戸単位で借り上げまして公営住宅として提供するものでございまして、既に借り上げた住宅に加えまして、新規に予定する住宅の借り上げ料を計上いたしております。

次の空家等対策事業147万3,000円につきましては、移住促進のため、県外から市内への移住者の空き家修繕等に対する補助金などを計上いたしております。

次に、239ページをお願いいたします。

第9款消防費でございますが、上段の車両整備費1,685万円につきましては、消防団の小型動力ポンプ付普通積載車2台の更新費用を計上いたしまして、次の防火水槽整備事業875万円は1基を新設するものでございます。

次に、247ページをお願いいたします。

第10款教育費でございますが、上段の小学校費の施設整備費4,380万円につきましては、亀山東小学校の内部改修工事及び体育館照明改修工事などを計上いたしております。

次の個の学び支援事業5,173万円につきましては、これまでの学習生活相談員及び特別支援学級に配置する介助員に加えまして、通常学級においても新たに介助員を配置いたします。

次の川崎小学校改築事業12億7,320万円につきましては、28年度から3カ年の継続費で事業を実施するもので、校舎改築工事11億6,310万円のほか、備品購入費などを計上いたしました。

次に、249ページ上段でございますが、情報教育推進事業7,022万7,000円のうち備品購入費4,600万円につきましては、教職員の校務用パソコンの更新と指導用タブレット型パソコンの導入に係る費用を計上いたしました。

次に、253ページをお願いいたします。

下段の中学校費の施設整備費1,310万円につきましては、亀山中学校の内部改修工事などを計上しております。

次に、255ページ下段の情報教育推進事業3,556万2,000円につきましては、小学校費と同様、校務用パソコンの更新費用などを計上いたしております。

次に、275ページをごらんください。

上段の鈴鹿関跡範囲確認調査事業198万2,000円につきましては、国史跡指定を目指す鈴鹿の関についてのシンポジウム開催経費などを計上いたしました。

次に、281ページでございます。

上段の文化会館費の大規模改修事業3,100万円につきましては、中央コミュニティセンターの照明設備及び調光装置の改修工事を行うものでございます。

次に、283ページ下段でございますが、関の山車会館整備事業7,100万円につきましては、関の山車の保存・展示及び祭りばやし等の伝承活動の拠点として整備を行うもので、28年度につきましては用地取得や設計業務等を実施いたします。

次に、287ページをお願いいたします。

中ほどの西野公園運動施設改修事業750万円につきましては、西野公園体育館の空調設備整備に向けた設計業務を計上いたしております。

次に、295ページをお願いいたします。

下段の少人数教育推進事業3,135万9,000円につきましては、みえ少人数推進事業を補完し、35人以上の学級の解消を目指して、小・中学校に市単独の講師を配置する費用でございます。次に、301ページをお願いいたします。

上段の学習支援事業486万4,000円につきましては、家庭生活の困窮や家庭での学習環境が厳しい生徒の学習支援を行うものでございます。

次に、303ページの第12款諸支出金でございますが、中段のリニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業につきましては、5,000万円を計上いたしました。これによりまして、28年度末の残高は約16億円となる見込みでございます。

次に、306ページをお願いいたします。

人件費につきましては、上段の特別職では、4月からの新教育長制度の導入に伴いまして特別職の1名増、市長の任期満了に伴います退職手当を見込んでございます。また、下段の一般職では、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠いたしまして、期末・勤勉手当及び地域手当の支給率の改定増を見込んだことなどによりまして、前年度と比較して、合計欄のとおり1,791万7,000円の増額としております。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各特別会計について、主なものをご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、320ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為でございますが、一般会計の市税と同様に国民健康保険税におきましても平成29年度からのクレジット収納代行業務委託料について債務負担行為を設定いたしております。

次に、324ページの歳入をお願いいたします。

第1款の国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税は前年度比2,650万増の9億5,030万円とする一方で、退職被保険者等国民健康保険税は、納税義務者の減少によりまして前年度比3,088万円減の3,835万円を計上いたしました。

次に、326ページ中段からの第3款国庫支出金、328ページ中段の第4款県支出金につきましては、一般被保険者の医療費の状況等を勘案し計上いたしました。

次に、下段の第5款の療養給付費等交付金1億5,181万7,000円、次に330ページの上段にございます第6款前期高齢者交付金14億4,132万4,000円につきましては、前期高齢者の医療費の状況等を勘案し、それぞれ計上いたしてございます。

次に、中段の第7款共同事業交付金につきましては、国保連合会の算定見込みによりまして、前年度比3,247万円増の10億6,985万4,000円を計上いたしました。

次に、下段の第8款繰入金につきましては、平成27年度からの国の財政支援分を反映いたしまして、前年度より4,189万円増の2億9,097万9,000円を計上しております。

次に、339ページの歳出をお願いいたします。

第2款の保険給付費、第1項療養諸費につきましては、それぞれの被保険者状況等を考慮いたしまして、医療費の伸び率を保険給付費全体で1.7%増と見込み、340ページ合計欄のとおりでございますが、3,187万円増の28億3,087万3,000円を計上いたしました。

次に、下段の第2項高額療養費につきましても、医療費の伸び率を見込み、342ページ合計欄のとおりでございますが、2,269万9,000円増の3億6,246万9,000円を計上いたし

ました。

次に、346ページをお願いいたします。

下段の第3款後期高齢者支援金等につきましては、医療費と被保険者数の状況により拠出見込み額5億4,408万6,000円を計上いたしました。

次に、351ページをお願いいたします。

上段の第6款介護納付金2億945万円につきましては、27年度の確定額から見込み額を計上いたし、次の第7款共同事業拠出金につきましては、国保連合会から示されました拠出金額を、353ページ上段の合計欄のとおりでございますが、前年度比3,437万円増の11億1,146万4,000円計上いたしました。

次の第8款保健事業費の特定健康診査等事業費3,231万8,000円につきましては、国補助事業のヘルスアップ事業を引き続き実施するため、一般会計への繰出金等を計上しております。

以上、国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に後期高齢者医療事業特別会計予算でございますが、歳入の368ページでございます。

第1款の後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の積算資料から、前年度比2,617万9,000円増の3億6,729万9,000円を計上いたしました。

下段の第3款繰入金につきましては、医療費等に係る一般会計繰入金として、前年度比542万円増の5億2,549万8,000円を計上いたしてございます。

次に歳出でございますが、375ページでございます。

中段の第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合への医療費等に係る負担金として、前年度比3,374万5,000円増の8億8,085万5,000円を計上いたしてございます。

以上が、後期高齢者医療事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入の388ページをお願いいたします。

第2款使用料及び手数料につきましては、昼生地区の接続増加分を見込みまして、前年度比1,156万4,000円増の1億759万9,000円を計上いたしてございます。

次の第3款県支出金の農業集落排水事業補助金505万5,000円につきましては、平成25年度の昼生地区整備事業に係る支援事業補助金を計上いたしてございます。

次に、390ページ上段の第5款繰入金につきましては、財源調整として一般会計繰入金を3億635万5,000円計上いたし、市債の償還に充てるため、農業集落排水事業債償還基金から繰入金2,289万8,000円を計上いたしました。

次に、392ページの歳出でございますが、第1款事業費につきましては、人件費や14地区の污水处理施設の維持管理費など、394ページ下段の合計欄のとおりでございますが、前年度比1,920万2,000円増の2億4,698万6,000円を計上いたしました。

次に、396ページ下段の第3款諸支出金につきましては、県からの支援事業補助金等を市債の元金償還の財源に充てるために、農業集落排水事業債償還基金への積立金として511万5,000円を計上いたしてございます。

以上、農業集落排水事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、各企業会計につきまして主なものをご説明申し上げます。

まず水道事業会計でございますが、407ページをお願いいたします。

収益的収入では、給水収益は給水実績などを踏まえまして8億2,280万円、北勢水道給水収益3億520万円などを計上いたしまして、水道事業収益を13億2,560万円としております。

次に、408ページ以降の収益的支出でございますが、北中勢水道用水供給事業に係る受水費2億9,600万円を計上するほか、人件費、減価償却費などを計上し、水道事業費用を12億3,940万円としております。

このうち、409ページの中ほどの第2目配水及び給水費の委託料につきましては、各施設の維持管理に伴う委託のほか、市全域の水量、水圧の調査を行います、水道管網計算及び管路耐震化計画策定業務など6,500万円を計上いたしております。

次に、411ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、舗装復旧工事や公共下水道事業に伴う工事負担金5,830万4,000円などを計上いたしまして6,122万9,000円としております。

下段の資本的支出でございますが、坂下浄水場の浄水方法を変更する実施設計委託料636万7,000円を計上するほか、鹿島橋改築に伴います配水管移設工事など工事請負費2億7,100万円、企業債償還金1億7,365万円などを計上し、4億8,310万円といたしております。

以上、水道事業会計の説明とさせていただきます。

次に、工業用水道事業会計でございますが、427ページをお願いいたします。

収益的収入は、給水収益7,277万円などを計上し、7,970万円としております。下段の収益的支出につきましては、動力費などの事業管理費や減価償却費を計上いたしまして、5,847万5,000円としております。

また、429ページの資本的支出につきましては、企業債償還金を計上いたしまして、2,422万5,000円といたしております。

以上、工業用水道事業会計の説明とさせていただきます。

次に、公共下水道事業会計でございますが、443ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、営業収益では、下水道使用料を実績から4億850万円計上いたしました。

営業外収益では、長寿命化計画策定に係る国庫補助金1,900万円のほか、一般会計負担金3億4,782万6,000円、国庫補助金分の償却資産の減価償却に関連する収益として、長期前受金戻入1億7,682万円を計上しております。

次に、444ページ以降の収益的支出につきましては、営業費用では、上段の第1目管渠費の委託料6,200万円につきましては、みどり町、みずほ台地内の老朽管更新に係る長寿命化計画策定委託料などを計上しております。そのほか、流域下水道維持管理費負担金2億2,809万6,000円、減価償却費4億221万2,000円などを計上いたしました。

また、営業外費用では、企業債利息1億7,268万5,000円などを計上しております。

次に、447ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、公共下水道事業及び流域下水道事業に係る企業債5億6,400万円、一般会計負担金8,520万3,000円、国庫補助金3億4,925万円などを計上しております。

次の448ページからの資本的支出では、下水管布設工事など工事請負費8億円、流域下水道建設負担金9,781万円、企業債償還金3億4,878万6,000円などを計上いたしました。

以上、公共下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

最後に病院事業会計でございますが、465ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、医業収益は入院収益の増収を見込みまして16億6,660万円を計上しております。医業外収益では、一般会計負担金1億909万8,000円、一般会計補助金1億2,125万6,000円を計上するなど2億3,830万円を計上し、病院事業収益は19億490万円としております。

次に、466ページ以降の収益的支出につきましては、給与費、薬品費などの材料費、減価償却費のほか、病院管理運営に係る経費などを計上いたしまして、19億490万円としております。

次に、469ページ上段の資本的収入につきましては、企業債元金償還金に対する一般会計出資金4,186万6,000円を計上しております。

下段の資本的支出では、病院内の給湯配管更新工事などを実施するほか、医療機器等の器械備品費、企業債償還金のほか、新たにリース資産購入費を計上し、1億6,240万円といたしております。

以上、病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

以上をもちまして、平成28年度新年度予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

続いてお諮りいたします。

あす27日から3月6日までの9日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

よって、あす27日から3月6日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は3月7日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

（午後 1時53分 散会）

平成 2 8 年 3 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成28年3月7日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第 1号 亀山市行政不服審査会条例の制定について

議案第 2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第 3号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について

議案第 4号 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について

議案第 5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について

議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

議案第 7号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第 8号 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

議案第 9号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第12号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第13号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第14号 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

議案第15号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第16号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第17号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

議案第18号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第19号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第20号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第21号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第22号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第23号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第24号 平成27年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第25号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

- 議案第27号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
 議案第28号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
 議案第29号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
 議案第30号 平成28年度亀山市水道事業会計予算について
 議案第31号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 議案第32号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計予算について
 議案第33号 平成28年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定について
 議案第35号 市道路線の認定について
 議案第36号 市道路線の認定について
 議案第37号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 報告第3号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今岡翔平君 | 2番 | 西川憲行君 |
| 3番 | 高島真君 | 4番 | 新秀隆君 |
| 5番 | 尾崎邦洋君 | 6番 | 中崎孝彦君 |
| 7番 | 豊田恵理君 | 8番 | 福沢美由紀君 |
| 9番 | 森美和子君 | 10番 | 鈴木達夫君 |
| 11番 | 岡本公秀君 | 12番 | 宮崎勝郎君 |
| 13番 | 前田耕一君 | 14番 | 中村嘉孝君 |
| 15番 | 前田稔君 | 16番 | 服部孝規君 |
| 17番 | 小坂直親君 | 18番 | 櫻井清蔵君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|--------|-------|-----------------------|-------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 市民文化部長 | 石井敏行君 | 健康福祉部長（兼） 医療センター理事 | 伊藤誠一君 |
| 環境産業部長 | 西口昌利君 | 建設部長 | 高士和也君 |

| | | | |
|------------------|-----------|------------|-----------|
| 医療センター 事務局 長 | 落 合 浩 君 | 危機管理局 長 | 井 分 信 次 君 |
| 文化振興局 長 | 広 森 洋 子 君 | 関 支 所 長 | 坂 口 一 郎 君 |
| 子ども総合 センター 長 | 若 林 喜美代 君 | 上下水道局 長 | 草 川 博 昭 君 |
| 財務部 参事 | 松 本 昭 一 君 | 市民文化部 参事 | 深 水 隆 司 君 |
| 健康福祉部 参事 | 水 谷 和 久 君 | 会計 管 理 者 | 西 口 美由紀 君 |
| 消 防 長 | 中 根 英 二 君 | 消 防 次 長 | 服 部 和 也 君 |
| 消 防 署 参 事 | 平 松 敏 幸 君 | 教育委員会 委員 長 | 肥 田 岩 男 君 |
| 教 育 長 | 伊 藤 ふじ子 君 | 教 育 次 長 | 佐久間 利 夫 君 |
| 監 査 委 員 | 渡 部 満 君 | 監査委員事務局 長 | 宮 崎 吉 男 君 |
| 選挙管理委員会 事務局 長 | 松 村 大 君 | | |

●事務局職員

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局 長 | 松 井 元 郎 | 議事調査室 長 | 渡 邊 靖 文 |
| 書 記 | 高 野 利 人 | 書 記 | 新 山 さおり |

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求め
るもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。新和会の中村でございます。

本日は、大きく2点、質疑させていただきたいと思っております。

1番目に、議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算、平成28年度の予算編成の基本的な
考え方についてということで、国におきましては、経済財政運営と改革、日本再興戦略、規制改革、
まち・ひと・しごと創生総合戦略、TPP関連、一億総活躍社会の実現、また以前からのGDP6

00兆円、出生率1.8を目指す等々、いろいろ本当に幾つかのキャッチフレーズが飛び交っているところが現状でございます。しかしながら、現実はなかなかマッチせず、依然として市民の生活はよくなっていないのが現実だと、そのように考えております。

こうした状況下、当市の平成28年度一般会計予算総額208億1,600万円で、昨年より4億1,350万の増ということでございます。12月議会の市長のご答弁では、平成28年度は法人市民税の税率引き下げによる減収、また普通交付税の合併算定がえによる増額分について、その3割が減額になる見込みだと。そういった中、持続可能な行財政運営の確立を図るため、事業の選択と集中、歳入の確保と歳出の削減を徹底して行くと。また、予算編成の重点的事項として、第1次総合計画の最終年度の必達とまち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化、行財政改革の強力かつ着実な実践の3点を掲げられているところでもございます。

今回、確認の意味でも、平成28年度予算編成の基本的な考え方につきまして、市長にお考えをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

14番 中村嘉孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中村議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成28年度の予算編成の基本的な考え方でありましても、平成28年度の一般会計当初予算は、先ほどお触れいただきましたけれども、第1次亀山市総合計画の最終年度として、第1次亀山市総合計画の必達及び若者定住促進と新しい自治の仕組みの確立に積極果敢に取り組む予算として編成をいたしました。第2次実施計画に位置づけました新規6事業を含む64事業を主要事業として、政策予算を前年度比7億円増となります36億7,300万円計上をさせていただいたところであります。その中でも、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生関連事業を展開し、市民の暮らしの質を高め、住み、働くことのできる暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指してまいりたいと考えるものであります。

また、魅力的な都市空間を目指すため、亀山駅周辺整備事業、関の山車会館整備事業に着手するとともに、教育環境の整備として、川崎小学校改築事業を実施いたします。さらに、全地区での地域まちづくり協議会の設立に向けまして、地域コミュニティのしくみづくり支援事業を実施いたしてまいりたいと考えております。

なお、持続可能な自治体経営を目指しまして、引き続き第2次行財政改革に全庁挙げて取り組む中で、財政運営の健全化も同時に確保してまいりたいと考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。12月にご答弁された内容とそんなに変わっていないと思います。

次に、市長は就任されて以降、毎年この施政方針といいますが、予算の方針の中でも、行政経営の重点方針についてキャッチフレーズといいますが、標語を毎年掲げられておるところでございます。

す。平成22年が始動の年、平成23年が助走の年、平成24年が離陸の年といった感じで、その当初は市長が就任されて間もなくということで、ある意味抽象的な表現であったんですけど、その後、平成26年が創意の年、平成27年に改善の年、徐々に具体性を帯びてきたような感じも、標語から理解しますとそのような感じも受けます。特に本年度は進取の年といった感じで、意味といいますと、従来の慣習にとらわれずに、進んで新しいことに挑戦しようと、そういった意味合いらしいですが、この進取の年といったキャッチフレーズですけれども、一体この本年度の予算のどういった部分にこの重点方針が反映されているのか、市長にお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行政経営のスローガンとして進取の年とした考え方についてでございますけれども、新年度は先月策定をいたしました総合戦略をいよいよ本格的にスタートさせ、地方創生に真っ向から取り組んでいくことから、新たな事業展開を行っていく年度となってまいります。さらに、平成29年度からの10年を見据えた第2次総合計画の策定を行う点からも、将来を見通した市政推進において、大きなかじ取りや判断が求められる年度となってまいります。

進取の気風とか、進取の精神とか、そういう使われ方をする言葉ではございますけれども、こういう背景から、さまざまな面におきまして積極果敢なチャレンジの姿勢が大変重要であるというふうに考えておりまして、平成28年度を進取の年と位置づけたところでございます。

先ほど、予算編成の基本方針の中で触れさせていただいた事業等々は、それを具現化していく、平成28年度の重要施策として位置づけて展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

あくまでもスローガンですので、あれだと思います。行政経営の重点方針であるキャッチフレーズということですね。ある意味、重要な面もあると思うんですけども、過去の検証も含め、実効性の高い表現にしていいただければと思います。

次に2点目の、中期財政見通しとの整合性ということでございます。

昨年の2月に中期財政見通し（平成27年から平成31年）を策定されたわけございまして、その予測としては、今後の財政運営の課題として、交付税の減と、また合併算定がえによる増加分の減、定年退職者の増加による人件費の増等々、5年間で約55億円の財源不足が生じるだろうということで、将来的に財政運営が大変厳しくなるだろうと、そういうものでございました。

そんな中、今年度、財政調整基金から約15億円を繰り入れることとなりまして、また義務的経費におきましても3億円、昨年よりも増加しております。それに、投資的経費も6億円ほど増加している状況でございます。

そもそも中期財政見通しというのは、中・長期的な視点から施策や事業の選択をして、実効性を高めるためにも、将来の課題・問題点を捉え、健全な財政運営の基本資料とすると、これが中期財政見通しの中身といいますか、そういったものであるということでございます。

今回の3点の件は、中期財政見通しとの整合がとれてないと思いますが、このことについてお考

えをお伺いたします。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

中期財政見通しとの整合性でございますが、本市の中期財政見通しは、平成27年、去年の2月時点の地方税財政制度等に基づき、行政水準を維持した場合の将来にわたる財政収支を試算したものでございます。平成28年度当初予算と中期財政見通しを比較いたしますと、予算全体で約6億円の減となる一方で、地方交付税や市債の減により財政調整基金繰入金が約5億円の増となるなど、乖離が生じているところでございます。

これらの要因といたしましては、歳出におきましては、扶助費の伸び等により義務的経費が約2億円の増、事業計画の変更等により投資的経費が約9億円の減となったほか、歳入におきまして、地方消費税交付金等の増により、臨時財政対策債も含めた地方交付税が約6億円の減、事業計画の変更等により市債が約11億円の減となったことが上げられます。

中期財政見通しにつきましては、第2次総合計画の策定にあわせ、平成28年度中の見直しを予定しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

財調も、毎年年度末にはいろいろ入札差金等々、不用額が出まして、その部分を繰り越しとか、あるんで、財調に充てるとか、そういうことをしてみえましてですけど、ことしも本年度もそういうふうにならなくて、財調にも積めるだろうという安易な考えではだめだと思います。財調も5年間で約28億円の減少となり、平成31年、3年後には約17億円程度しか残らないという予測がされております。このように現実なるかどうかかわからないんですけど、よっぽど真剣に取り組んでいかなければならないと思いますが、ご所見があればお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず中期財政見通しにおきましては、平成31年度末時点での財政調整基金残高を約17億円と見込んでおるところでございます。この見込みにつきましては、毎年度の決算における不用額等による実質収支を6億円の黒字と見込み、その2分の1の3億円を地方自治法の規定により積み立てることとして試算を行っているものでございます。

中期財政見通しにつきましては、第2次総合計画の策定にあわせ、実施計画事業費を反映した見直しに見直すことを予定しており、財政調整基金の見直しもお示しをしたいと考えておるところでございます。

なお、今後におきましても、地方税財政制度や地方税収等の変化により乖離は生じてくると思いますが、引き続き行財政改革の取り組みを着実に進め、財政運営の健全性を確保し、財政調整基金

残高の確保に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

次に、3番目の税収見込みについてということでございます。

昨年12月にお尋ねした際のご答弁では、平成28年度は法人市民税の税率が引き下げられ、12.4%から9.7%に、この減収分が約1億3,000万円。法人市民税につきましては、主要事業所100社に対して調査、また固定資産税の償却資産につきましては64社ですか、調査をかけたということで、その結果、前年度より約1億4,000万円の増を計上されたということでございます。中期財政見通しにも、税収見込みに関しましては、特にこの市税に関しても厳しい予想がされております。

市税収入は、税の根幹をなすものでございますので、大変重要でございます。本年度の税収の現状につきましてどんな見解をお持ちか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の市税収入の見込みでございますが、中期財政見通しでもお示しをいたしておるとおり、企業の新規設備投資を一定程度見込んでも、法人市民税の税率改正や土地の下落傾向等を考えますと緩やかな減少傾向が見込まれ、大幅な税収増加は見込めないとの見解を持っておるところでございます。

平成28年度の市税収入見込みにつきまして、前年度当初予算と比較してご説明をいたします。

市民税個人につきましては、給与収入額の伸びを見込みまして、前年度比3,810万円増となる25億2,650万円を計上いたしております。

法人市民税においては、平成26年度税制改正による税率が12.3%から9.7%に引き下げられたことを含みまして、主要事業所100社に決算見込み額調査をもとに、前年度比2,650万円減の7億2,540万円を計上いたしております。

また、固定資産税につきましては、平成28年度は土地・家屋の評価がえの基準年度の翌年、第2年度のため、新たな評価は行っていないところでございます。土地につきましては、宅地の下落修正等による1,250万円の減少を、家屋については、平成27年度中の新築・増築分家屋による増加と取り壊しによる減少を見込みまして5,370万円の増を。償却資産につきましては、主要事業所64社から償却資産見込み状況調査を実施いたしまして、平成27年度中の投資額を見込み、既存の減価償却資産の減収額を見込みまして6,390万円の増加を計上し、固定資産税全体では前年度比1億550万円増の57億3,810万円を計上いたしております。

また、軽自動車税につきましては、平成26年度税制改正により平成28年度から軽自動車税の税額が引き上げとなり、前年度比として2,450万円増の1億4,010万円を計上いたしております。

また、市たばこ税につきましては、喫煙者の減少を見込みまして、前年度比500万円減の3億6,100万円を計上いたしました。

また、都市計画税につきましては、固定資産税に準じて課税しており、土地につきましては260万円の減、家屋については1,130万円の増加により、都市計画税全体で前年度比880万円増の7億4,460万円を計上いたしております。

なお、市税全体といたしましては、前年度比約101.4%、1億4,540万円増の102億3,840万円を計上いたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

丁寧に説明してもらいました。

次に、予算編成方針に毎年掲げられております経常収支比率85%以下を目指すということでございますけど、行革大綱にも掲げられておまして、職員の創意工夫と意識改革によりコスト意識を高める中で徹底した効率的な予算執行により削減を図り、経常収支比率の抑制に努めるということでございます。

財政指標の中では、この比率というのは大変重要だと考えております。ここ10年間の当市の比率を見てみますと、平成19年度から27年度まででございますけど、19年度が74.6%、20年度が69.8、21年度が76.4、22年度が85.2、23年度が90.1、24年度が93.5、25年度が88.5、26年度が91.6、27年度、昨年在92.6と、年々この数値も増加していると、そういった傾向にあると思います。ただし、当初と決算時におきましては、比較すると数字も変わってくるわけでございますけど、こういった比率の推移を考えまして、確かにこの比率は自力ではなかなか下降しない側面もございますけど、特に今後は本腰を入れて取り組んでいかなければ、なかなか下がらないと思います。これについて、お考えございましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員ご指摘をいただいたとおり、経常収支比率の目標は85%を掲げて取り組んでおるところでございます。28年度予算における経常収支比率の計算では、歳入において経常的な収入となる一般財源は、前年度比で市税は約1億5,000万円の増となりますが、地方交付税が約3億円の減となっております。また、歳出においては公債費が約8,000万円の減となりますが、人件費、扶助費を合わせて約3億7,000万円の増となっていることから、平成28年度当初予算においては92.9%を見込んだところでございます。

経常収支比率につきましては、一般的に歳入歳出の決算額をもとにはかるものでございますので、決算におきましては、年度途中での補正予算などの影響もございしますが、歳出において不用額が発生することなどから例年ベースの80%台になるものと見込んでおるところでございます。

今後におきましても、経常的経費の圧縮と一般財源の確保に努めまして、目標数値である85%を目指し、財政運営を進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

この経常収支比率というのは、簡単に言えば分子が経常的な経費で、分母は歳入ということでございます。この分母を大きくするのが重要課題ということで、分子であります経常経費というのは毎会計年度におきまして継続的、恒常的に支出される経費でございますので、なかなか削減するのは厳しいと。この分母は、大きく市税、法人市民税や償却資産税であるので、企業等の設備投資でその状況が変化するわけでございますので、なかなか難しい面もありますけど、しかしながら他力本願ばかりではだめなわけで、何らかのアクションが必要だと、そのように思います。

先般のシャープ株式会社の経営再建によりまして、ホンハイ精密工業からの支援も決まるようでございますが、今後、こういったことが当市におきましていい方向に進めばいいなと考えております。特にこの歳入の確保というのは重要なことだと思います。

次に、4番の基金の活用でございます。

本年度の予算編成方針の中にも、基金の有効活用を図り財源確保を行うとあります。現在、当市では基金が約16種類で100億円ほどあると認識しております。基金の中には、社会情勢や市民ニーズの変化によりまして所期の目的や基金の必要性が希薄となりまして、活用の方向性が不明瞭になっているものもあります。基金の目的となる事業の優先度や実施の可能性そのものを見直していくことが、今後、より現実的な対応になってくると。こういった特定目的基金や果実運用型基金の整理・再編も重要でございます。本年度の方針の中でも、基金の有効活用を図ると強調されておりますが、どういったお考えかお伺いたします。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度予算編成におきましては、基金の有効活用による財源確保として、基金活用指針に沿って基金の有効活用を図り、財源確保を行うことといたしております。平成28年度は、財政調整基金、土地開発基金、公共施設等基金、市民まちづくり基金などを合わせまして10の基金から、それぞれの設置目的に沿った事業に充当するため繰り入れを計上いたしたところでございます。これにより、合計の基金残高は、平成27年度末の約96億円が、平成28年度末では約80億円となる見込みでございます。

現在のところ、基金の再編整理の考え方は考えていないところでございますが、今後の財政状況、第2次総合計画を見ながら基金の有効活用について再度検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

いろいろ答弁のように、財政の厳しい中、所期の設置目的や基金の必要性について、中には基金自体成立しなくなっているのもあると言っても過言じゃないと思います。優先度の見直しといった観点からも、そろそろ整理していくときが来たのではないかと、そのようにも思います。

現在のハード・ソフト事業に対する基金は、設立当時には市民の思いもあったと思います。そう

いった経緯も十分考慮しながら、近い将来は取り崩していく必要もあるんじゃないかと思います。

最後になるんですが、5番目の総務省から平成28年度地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等につきまして、当亀山市の予算編成への反映状況ということでございます。

このことについて、平成27年12月24日に閣議決定された国の予算と関連しまして、総務省から県を經由いたしまして出されたものでございますけど、当亀山市にも1月ごろには届いておると思います。昨年より閣議決定が早かったんで、届いたのも早いかなと思います。約60ページぐらいあるそうでございまして、この留意事項の中で本市の新年度予算に反映されたものがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等について、総務省自治財政局より平成28年1月25日に示されたものでございます。

その中で、平成28年度予算に反映した事項といたしましては、特に国において臨時財政対策債の大幅な発行抑制（前年度より16.3%減）が示されており、本市におきましても、臨時財政対策債の発行可能額を減額して試算をいたしております。

次に、新たに示された事項でございますが、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなもの、例えば民間委託や指定管理者制度などを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式が導入され、複数年かけて段階的に経費水準が見直されることになってまいりました。また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率については、平成28年度より上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定し、5カ年で段階的に見直すことが示されております。いずれも、現時点においては詳細な内容まで示されていないところであり、引き続き注視してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

大体わかりました。

亀山市の財政も、中期財政見通しの中でも大変厳しい状況の中で、今後は税金の本当の有効活用を図りまして、よろしくお願ひしたいと思います。

もう時間がないので、急いでいきます。

次に、大きく2番目の議案第1号亀山市行政不服審査会条例の制定ということでございます。

この行政不服審査法というのは、昭和37年の制定以来、実質的な法改正が行われていなかったんですが、この間、行政の公正性、透明性等に関する国民の意識が大きく変わりまして、行政手続法、訴訟法など関係制度の整備拡充が進む中で、時代の変化に応じた見直しを求める声が高まったということでございます。

このような情勢を踏まえ、約半世紀、50年ぶりに抜本的な改正がなされたということで、この改正によりまして、より公正な手続で国民の救済制度が充実・拡大するという期待が持たれておるということでございます。

今回、この行政不服審査法の改正によりまして、他の議案、2号、6号、7号もこれに関連いたしまして条例案が提出されているところがございますが、今回はこの第1号に絞って質疑をさせていただきます。

まず1点目でございますけど、行政不服審査法による審査請求の対象となる処分というのはどんなものか、それとまたどのような場合に不服申し立てをすることが可能かをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず審査請求の対象となる処分でございますが、行政不服審査法第1条において行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為と規定されておりまして、具体的には税の滞納処分や生活保護の廃止決定などがこれに当たります。

次に、どのような場合に不服申し立てをすることが可能かというご質問でございますが、処分が違法、または不当であるなどの理由により処分に不服がある場合に、行政不服審査法に基づき不服申し立てができることとされております。

なお、処分のあったことを知った日の翌日から60日間に限定されておりました申し立ての期間でございますが、法改正によりまして三月に延長され、また正当な理由がある場合には三月を超えることも可能となったところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

審査請求の対象となる処分は、今言われた以外にもいろいろあると思います。全国でこの不服申し立ての年間の請求件数が、これは三、四年前らしいんですけど、約4万件ほどあるらしいですね。それで、行政訴訟の場合は裁判も絡むので4,000件ほどと、そのように聞いております。

なお、今回の法改正の目玉というのが3点ほどあると思います。先ほど、今部長が言われましたこともあるんですが、審理員による審査手続等、第三者機関への諮問手続をしたということと、不服申し立ての手続を審査請求に一元化した。それと審査請求することができる期間、これは先ほど言われました3カ月に延長した。現状が60日でございますけど、その辺が今回の目玉だと思います。

当亀山市のここ数年間の不服申し立ての状況につきまして、どれぐらいあるのか、わかる範囲で結構ですのでお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

当市における不服申し立ての状況についてご答弁申し上げます。

改正行政不服審査法に基づく審理員による審査の対象となる案件は、過去3年で申し上げますと、平成25年度が4件、26年度が1件、27年度が2件でございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

なかなか件数は少ないようでございます。確かに5万人都市ではそれぐらいかなとは思いますが、件数が少ないのが問題じゃなくて、この問題自体が大変重要なことですので、対応は万全を尽くしていかなきゃならないと思います。件数が幾ら少なくても、いいかげんではだめだと、そのようには思います。

次にお尋ねしたいんですが、この審査請求の窓口というのはどこなのか。また、その審査請求から裁決までの流れでございまして、具体例を簡単に説明願います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず審査請求の窓口でございますが、条例第6条におきまして、審査会の庶務は企画総務部において処理すると規定されており、現実的には企画総務部総務法制室にて行うことを想定しております。

続きまして、審査の具体的な流れでございますが、審査請求受理後、処分に関与しない者で審理手続において高度な判断を適切にすることができる職員を審理員として指名いたします。なお、そのような人材を市職員で確保することが困難なため、また審理の公正性を確保するため、審理員は本定例会で提案しております亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例により、弁護士などを任期付短時間職員として外部から任用したいと考えているところでございます。

次に、審理員は、審査請求人と市の主張を公正に審理し、審理員意見書を作成し、市長に提出をいたします。市長は、審理員意見書の提出を受けた後に、審理員の意見が妥当かどうか、第三者機関である行政不服審査会へ諮問し、答申を受けた後に裁決を行うことといたしております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

窓口は各課に分散するというだけでなく、企画総務部の総務法制室で行うということで理解させてもらいました。

ところで、その改正法の43条1項の4号に、審査請求人が審査会の諮問を希望しない場合は諮問されないと、そのように聞いております。また、審理員の判断によりまして、審査会への諮問はしなくてもよいのか、それとも全ての案件につきましてこの審査会に諮問するのか、それについてお尋ねしたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員申しされましたように、審査会の諮問につきましては全て、諮問があった場合は対応させていただくということになります。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

一応その審理員の判断でなくていいというものもあるんですけど、全て当市の場合は諮問すると、そのように理解させてもらいました。

次に大きく2点目でございますけど、審査庁とする市としまして、審査請求が市に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまで、通常要すべき標準的な期間、つまり標準審理期間ということでございますけど、定めるように努めなさいよという改正法16条にあるわけでございますけど、確かに標準審理期間の設定というのはあくまでも努力義務でございますので、市民の便宜を図り、使いやすい制度にするために期間設定をすることが望ましいと、そのようには思うんですけど、そのことにつきまして、考え方を伺います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

標準審理期間につきましては、約3カ月程度と考えております。しかしながら、議員申しされましたように、審理員による審理や行政不服審査会への諮問については、新たに設けられた制度であるため、必要となる期間の想定が困難でございます。また、不服申し立てにつきましては、審理すべき事案により必要となる期間が大きく異なりますことから、現時点におきましては標準審理期間の設定ということは考えていないところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

考えていないということでございます。

確かにその案件によりまして時間が変わる場合もあるし、いろいろそのときのあれにもよりますけど、審査請求した側にとりましては、ある程度の、どれくらいで終了するのかということも聞きたいところだと思いますので、わかる範囲で教えてあげてやってほしいと思います。

次に、不服申し立ての審査請求の処理状況の公表でございますけど、不服申し立てにつきまして、裁決・決定、その他の処分をする権限を持つ行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他不服申し立ての処理状況につきまして、公表するように努めなければならないと、そういった条文が改正法の85条にございますけど、例えば具体的な裁決の内容、処理件数、状況、議事録等々でございますけど、そういった公表につきましてはどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在におきまして、亀山市情報公開条例及び亀山市個人情報保護条例に基づく不服申し立ての状況について公表を行っているところでございます。審査請求の状況の公表につきましては、これらの公表と同様の取り扱いを検討しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

亀山市情報公開条例も公表しておりますので、可能な限り公表していただきたいと、そのように思います。

次に、その不服申し立て制度の概要等を掲載したパンフレット等を窓口に着けるなど、新しい制度の啓蒙が必要だと思いますけど、この部分につきましてはどのようなお考えか、お尋ねいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず行政庁は、不服申し立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し当該処分につき不服申し立てができること、不服申し立てをすべき行政庁、不服申し立てをすることができる期間を書面で教示することとなっており、現在のところそのような形で対応させていただきたいということで、パンフレットを窓口に着けることにつきましての周知というのは考えていないところでございますが、この制度が進展してまいりまして、まだまだ市民の方に周知が不十分である場合は、広報等での対応も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

その対象者だけに知らせるとのことじゃなくて、市民にとりましても、なかなかそういった情報というのは入ってきませんので、今部長が言われましたように、せめて市の広報でもこういった制度を啓蒙していただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、首長以外の執行機関、例えば教育委員会等々でございますけど、そういったところにおける審理手続につきましてはどういった対応をとられますのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

首長以外の執行機関、今、教育委員会と申しされましたが、教育委員会などの行政委員会につきましては、行政不服審査法第9条第1項ただし書きによりまして、審理手続及び行政不服審査会への諮問は適用が除外されておりますので、これまでどおり、各行政委員会にて審理を行い、裁決を行うこととなります。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に大きく3点目で、審理員の位置づけということでございます。

今回の審理員制度は、審査請求がされた場合におきまして、市の職員のうち処分に関与しない者から指名される審理員が審査請求人と市の主張を公平に審理するために新たに導入されたと聞いて

おります。この審理員の位置づけということにつきましてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

審理員は、個々の事件に関する審理手続において、審査庁からの指揮を受けることなく、審査請求人と市の主張を公正に審理し、審理員意見書を作成することとなります。また、審理の公正を確保するために、審理員は弁護士などを外部から任用することを検討しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

弁護士さんということで、任期付短時間勤務職員を任用するということだと思います。

それで、市は審理に当たりまして、証拠書類を提出することができるのか、また審査請求人は審理に当たって自分の意見を述べるのかにつきましてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず審理に当たって、根拠書類の提出ができるのかというお尋ねでございますが、審理員は処分庁に対し、審査請求を送付するとともに、弁明書の提出を求めます。また、処分庁は審理に当たって必要な場合は証拠書類を提出することができます。

次に、審理に当たって意見を述べるのかということでございますが、処分庁から弁明書の提出を受けた後は、それを審査請求人に送付するとともに、反論書の提出を求めます。また、審査請求人または参加人の申し立てがあった場合には、口頭意見陳述の機会が与えられるものでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

弁明書ということで、わかりました。

なお、この審査手続はどのような形で終結するのか、お尋ねしたいと思います。例えば容認とか却下とか棄却とか、そういうのがありますんですが、具体的にお示し願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず審理手続がどのような形で終結するのかでございますが、審理員の審理手続は、原則として審理員が必要な審理を終えたときと認めたときに終結いたします。必要な審理を終えたときと認めるときは、審査請求の対象となった処分の違法性及び不当性について、これ以上審理をする必要がなくなった状態をいいます。審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく審理員意見書を作成し、市に提出することにより、審理員の審理手続は終結いたすものでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に最後の4点目でございますけど、亀山市の行政不服審査会につきましてお尋ねしたいと思います。

法の規定によりまして、その権限に属させられた事項を処理するための機関として亀山市行政不服審査会を設置しなさいと、そのように義務づけられたわけでございます。改正法の81条の第1項というわけでございますが、そこでお尋ねしたいんですが、委員は5人以内にすると思いますが、5人全員委嘱するのか、また施行日が平成28年4月1日ということで、もう間近に迫っておりますので、恐らくこの審査会の委員というのは既に決まっていると思いますが、この2点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず行政不服審査会の委員は、5人全員を委嘱する予定でございます。

それと、施行日が平成28年4月1日であるが、審査会の委員は決まっているのかということでございますが、このたび議会の議決をいただきましたら、速やかに委嘱の準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

この審査会というのは、いろいろ立ち上げられたときに常設にするのか、非常設、亀山市のように件数が少ない場合は、ほかの市町でも非常設のところもあるように聞いておりますが、それぞれメリット・デメリットがあるわけでございますけど、それとまた鈴鹿等と広域的な設置も検討されなかったのか、そのことについてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず条例第3条第2項によりまして、委員の任期は2年とされておまして、審査会は案件が発生したときに開催することといたしております。

なお、今ございました共同設置などの検討についても行ったところではございますが、第三者機関の設置形態については、単独で設置することが原則でございますが、近隣市町におきましても単独設置を進めていますことから、当市においても単独で設置することとしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。単独ということ。

この第三者機関を設ける趣旨というのは、市から独立した中立の機関が諮問・答申の手続によって、その裁決をチェックすることによりまして、裁決の公正性、客観性を担保することになると。

そこで、その人選といいますか、それは大変難しいということで、その人選についてこういった表現がございます。高い職業倫理に立って、申し立ての分野に応じた高い専門性を有する人材を登用することに配慮しなければいけないと、こういったことでもございまして、その審査会の委員の人選というのはかなり厳しいものでございます。

そういった中で、先ほど審理員には弁護士をとということでご答弁ございましたが、審理員は弁護士を雇うということで、この行政不服審査会の委員にも恐らく弁護士とか税理士を登用すべきではないかと、そのように考えるわけでございますけど、それにつきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

行政不服審査会の委員につきましても、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者として、弁護士を中心に選定をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

弁護士を選定されるというご答弁でございましたが、税務関係等々の不服申し立ても多いと思うんですけど、税理士さんですね、そういう方をメンバーに入れるとか、そういうお考えはございませんか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

審査案件によりましては、税理士の方を選定するという選択肢もあるかと存じますが、現在のところはまだその想定はされておりませんが、今後またその審査案件によっては検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

最後にお尋ねしたいと思うんですけど、この制度はよきにしろあしきにしろ、この審理員という弁護士さんですか、今後登用される。この審理員の方がキーパーソンになってくると、そのようにも考えます。審理員と審査会の委員とも両方が弁護士を採用されるというご答弁があったんですけど、なかなか同じ弁護士で考え方も同じ仕事ですので同じじゃなかろうかと思うんですけど、その審理員の弁護士と審査委員の弁護士、ほかにも審査会の中には、5人見えますのでいろいろ意見も違うと思うんですけど、その辺のところですが、関係ですけど、どのようになるのか、どのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

行政不服審査会は、裁決の客観性や公平性を高めるため、第三者の立場から審理員が行った審理手続の適性を審査いたします。改正法では、審理員制度の導入によりまして、処分に関する手続に関与しない職員による、これまで以上に中立かつ公正な審理が行われることが期待されているところでございます。

しかしながら、審理員が市の職員であることからすれば、十分な客観性、公正性があるとまでは言いがたく、さらに行政の自己反省機能を高め、より客観的かつ公正な判断が得られるよう、行政不服審査会を設置することが義務づけられたものでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

先ほど言われました、審理員には行政の職員ということで、弁護士さんを任期つきということで短期採用されるということでご答弁があったんですけど、その弁護士さんも市の職員として理解してよろしいわけですか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員おっしゃられるとおり、審理員も任期付短時間職員ということではございますが、市の職員という位置づけでございますもので、審理員が審査をするということになってまいりまして、これをチェックする機能として行政不服審査会がございまして、これが第三者機関としてチェック機能を果たしていくと、そのように認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

とにかくこの中立かつ公正な審理が行われることを要望したいと思います。また、この行政不服審査につきまして、先ほど言いましたように、市民がこういったことを、情報も入りませんし、なかなか知ってみえない方も多いので、いろんな不服があってもなかなか言えないという状況もございますので、ぜひとも市民への啓蒙と周知を十分やっていただきたいと、そのようお願い申し上げます。私の質疑を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

14番 中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今岡です。通告に従い質疑をさせていただきます。

今回は、議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算について及び議案第32号平成28年度公共下水道事業会計予算についてであります。

個々にこれを聞くというよりは、主にこの2つを通して来年度の予算立ての考え方を通して、市長が考える将来の亀山市の市政運営の展望というものを明らかにしていきたいと思っております。

早速、大きな1番から入りたいと思っております。

予算全体における考え方について。

この予算の全体の方針で、市長は人口減少に取り組んでいくんだということを明確に打ち出しをされているんですけども、まず前提として整理をしておきたいのが、人口減少の何が問題であるのか、そしてなぜ対策が必要であると考えているのかということですね。これ、よく人口減少が問題問題というのは、マスコミであるとか、いろんな人の話があつたりするんですけども、この人口減少という問題はほぼ日本全国同じように抱える問題でして、実は人口減少することが問題というところで議論がとまっていて、その先何が問題なのかということが明らかにされていないことが非常に多いと。

そこで、まず前提として、亀山市は人口が減少して何が問題であると考えているのか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市におきまして、人口減少が起こりますと何が問題であるかということでございますが、これにつきましては、先月策定いたしました亀山市人口ビジョンにおきまして、人口減少及び人口構造の変化をもたらす課題として4つの点を上げております。都市規模の縮小、地域社会の保全機能の低下、人口バランスの悪化、行政効率の低下でございます。

まず1つ目の都市規模の縮小につきましては、本市の総人口が減少することによりまして、さまざまな側面での都市の活力が失われることが懸念されます。例えば総人口の減少により地域内の消費規模が縮小することや、生産年齢人口の減少により地域内の生産能力が減退することで、消費と生産の両面から経済活動の減退が加速してしまうという懸念でございます。

また、地域社会の保全機能の低下といたしましては、人口規模の減少から集落や地域コミュニティを維持する力が低下し、地域の伝統行事や文化などの伝承能力が低下したり、山間部や農村地域での保全維持能力が低下するおそれもございます。

一方、人口バランスの悪化としては、少ない若者で多くの高齢者を支えるというアンバランスな傾向が今後さらに顕著となり、若い世代のさらなる負担増が懸念となります。

最後に行政効率の低下といたしましては、人口減少による経済活動の低下から、税収基盤の悪化が生じるとともに、超高齢社会の進展に伴う社会保障などの行政需要の高まりなど、行財政運営は

ますます厳しさを増してくると考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

4つの点でお答えをいただきました。都市規模の縮小、地域社会の維持が難しくなる、人口のバランスが崩れる、税収が確保しづらくなるという4点ですね。

ここでもう一度お伺いしたいんですけども、人口をふやすという考え方についてなんです、一つ自治体の例を挙げますと、徳島県に神山町というところがあります。徳島県の大体中央部に位置するところなんです、ここは現在人口が6,000人ほどなんですけれども、1955年、約60年前には2万5,000人いました。ただ、2万5,000人から今6,000人に減ってしまっている。

今マスコミなんかですごく取り上げられたりして注目されているんですけども、ここは町全体に高速のブロードバンド網、インターネット回線が張りめぐらされて、都会の企業がサテライトオフィスをつくっているということでも有名なんですけれども、サテライトオフィスというのは、つまり都会にいらなくても田舎に支社をつくって、田舎からパソコンを通して仕事ができますよ、だから田舎に移住できますよということをやっている町なんですけれども、よくこの神山町の紹介の刷り物とかインターネットを見たりすると、川に足を浸してパソコンをしている人がいたりというようなイメージの町なんです、ただこのサテライトオフィスが注目されがちなんですけれども、この町の考え方というのがすごく重要になると私は考えるんです。

この地域は人口が減るのは仕方がない。2万5,000人から6,000人に減っているんですけども、これは人口をふやすのではなくて、数より質を上げよう、生産年齢を呼び込んで人口の年代別構成を健全化させると。つまり人口の母数が減ったとしても、税収を稼いだりとか、地域社会を維持する原動力になる世代を呼び込めば、地域社会、地域を健全に回していくことができるというような考え方であると思うんですけども、こちらの考え方のほうが人口をふやしていくんだという考え方よりも非常に現実的であるかなと私は考えるんですけども、亀山市の認識は、神山町だったり、今私が現実的と考えている考え方とずれているものであるか、違うものであるのかについてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

私も、徳島県神山町のホームページを見せていただいたんですけども、非常に斬新なホームページで、これは人口減少に積極的に取り組んでいるということがよくわかるようなホームページでございました。議員からは、人口の年代別構成の健全化に特化した神山町の取り組みが本市の取り組みと合致しているのかどうかということのお尋ねでございます。

先ほど私ご答弁申し上げましたように、人口バランスの悪化を人口減少の課題として捉えております。人口バランスの悪化を修正するのが年代別構成を健全化するということだと認識しておりますことから、議員のご指摘と認識は同じであると考えているところでございます。

その点につきましては、市といたしましても重要な課題として捉え、人口減少の自然減対策と社

会減対策をバランスよく推進することで相乗効果を発揮させることができるよう、総合戦略に位置づけた施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどものご答弁で、神山町の方針と亀山市の方針というのはずれはないよと、認識は同じであるというようなことをお伺いできました。

それでは2つ目に移ります。

この予算の中で、具体的に人口減少を食いとめると考える施策は何であるかと。今回、28年度予算の中で市長の方針で明確に人口減少に取り組みますよと打ち出されているんですけども、その人口減少を食いとめる具体的な対策とは何か、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先月策定をいたしました総合戦略の4つの基本目標に基づき、市民の暮らしの質を高め、住み働くことのできる暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指して、各種施策に取り組んでまいります。具体的に申し上げますと、総合戦略におけるシーンやステージ別で申し上げますと、訪れるまちのシーンにおきましては、魅力ある地域情報の発信のためのまちづくり観光推進事業、結婚・出産のステージにおきましては、出産への希望と安心の環境づくりの推進のため、妊婦健康診査支援事業や不妊・不育症治療費助成事業、また遊ぶ・楽しむのシーンにおきましては、充実した余暇を過ごせる環境づくりの推進のため、西野公園運動施設改修事業等がございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今、上げていただいたものの中で、28年度、新規に打ち出すものはどれでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成28年度からの新規事業といたしましては、平成27年度補正予算で計上した事業でございますが、移住・交流促進事業や婚活支援事業、また平成28年度当初予算で計上いたしました若者交流推進事業がこれに当たります。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

新規に打ち出すものは、移住・交流促進と、婚活と若者のアイデア創出のための企画であると。

人口が増加、生産年齢人口の健全化に向けて、人を外から連れてくる、あるいは外に出た人を戻してくるというような施策と、人をふやす、子供が生まれてくるような仕掛けをするというような施策があると思うんですが、これらについてどっちを重視していくんだというような優先順位はつ

いていますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず人を呼び込む施策としては、一般的には社会減対策に該当するかと思います。それと、人をふやすということにつきましては、子育て等の自然減対策に該当すると思います。この両方の対策をバランスよく推進することで相乗効果が発揮されるものと考えておきまして、自然減対策と社会減対策につきましては、明確な線引きをいたしているわけではございません。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

特に優先順位がついていないというご答弁でした。

では、この新規に打ち出された施策の中で、周辺市町に先駆けてオリジナリティーを出せるもの、つまり亀山らしいものというものでいくと、何になりますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成28年度予算で計上した新規事業の中では、先ほどご答弁いたしました若者が自主的に交流活動を考える会議を設置し、イベント等の企画や運営などを一緒に検討することにより、若者同士の交流を促進したり、市の事業への積極的な参加を促進する若者交流推進事業、この事業が新しい視点で取り組みを始める事業に当たるものと認識をしております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

若者の交流のほうで亀山市らしさを出す新規事業であると。

私、議員になってから、こういったものが必要なんじゃないかということをご提案させていただいたと思うんですが、この亀山市らしさであるとおっしゃっていただいた交流等の事業なんですけど、私が議員になってから2年ぐらいなんですけど、2年ぐらいたって、多分議員になった当初にやっってくださいと言っていたものが、今亀山市らしさがある新しい事業であるというようなご答弁をいただいているんですけども、もう一度伺いするんですが、この若者の交流でどこが周辺市町に比べてすぐれているのか、今から始めて何がオリジナリティーがあるのか、伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この若者交流事業は、議員ご提案のとおり、議員のご提案の中でもまちデザインということをあいいのほうで開催させていただいたところではございまして、このまちデザインにつきましては、それぞれ課題や問題点も浮き彫りになったものでございます。こうしたことを一つ反省材料といたしまして、やはり若者たちが自分たちで自主的に交流する、そういった会議をまず設置することと、

イベントなどの企画については全てこの人たちで運営をしていくという独自の視点というものを今回会議の中に持ち合わせまして、こういうところを生かしていくような事業として進めてまいりたいというのが新しい視点ということでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

既に問題点がわかっているので、それを踏まえて新しくやっというようなご答弁をいただいています。ちょっとそれについては置いて、次へ行きたいと思います。

次は（3）番なんですが、今回の予算は何年後までの市政運営を考えた予算立てであるのかというところです。

まず市長にお伺いをしたいんですが、この平成28年度予算、持続可能な市政運営といつもおっしゃられているんですけども、今回の予算で何年後までの市政運営につながるとお考えでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この平成28年度の予算が何年後までの市政運営を考えた予算かというご質問でございますが、ご案内のように、地方自治法におきましては、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。各年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとして、いわゆる会計年度の独立の原則が明らかとなっております。また、一会計年度における一切の収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとして、総計予算主義の原則も同時に明らかになっておるものでございます。このことから、平成28年度予算は、継続費などの例外を除きまして、平成28年度の行政運営を行うための予算という考え方を基本とするものでございます。

そのような中で、平成28年度予算は、第1次総合計画の必達、まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化、行財政改革の強力かつ着実な実践の3点を重点的事項として編成した予算でございます。それぞれの考え方の基本となります総合戦略、それから亀山市の第2次行財政改革大綱は、いずれも平成31年度までを計画期間といたしておりまして、また同じく平成31年度までを期間とする中期財政見通しによって、さまざまな行政運営は中・長期的な視点で捉えておりますし、当然今回の予算編成におきましても、そういう視点で予算編成を行わせていただいたというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、先ほどは予算自体は何年後までの市政運営につながるのかということをお伺いいたしましたが、計画上は31年度までの期間であるし、中・長期的なことも考えていますよと。でも、28年度の予算は単年度で歳入歳出に繰り込んでいかなあかんもんで、単年度であるよとか、いろ

いろ聞かせていただきました。

次なんです、市長、今回2期目になるんですが、この28年度予算というのは、2期目の任期最後の1年に当たる年の予算であると。任期が最後の年であるということを踏まえた上で、この予算立てにどのような責任と使命を感じているか、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今ご指摘のように、私自身の4年間の最終の4年目の任期の年でもありますが、当然平成28年度という年は、第1次亀山市総合計画の最終年度であるというふうに、これはもうご案内のとおりでございます。この最終年度であります総合計画の必達、このことが何よりも極めて重要なところでありますし、これに向かって、私自身もそうでありまして、全庁挙げてこの必達の体制で臨んでいく年であろうというふうに強く認識をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

第1次総合計画の最終年度、その必達に向けて、必達をするんだという認識であるという話です。

もちろんこれは渾身の予算立てであると。じゃないと議会まで出てこないと思うんですが、その計画であるとか、実際の実施ということは少し、それもあるんですけども、この28年度内、1期目当選して、2期目の28年度内で市長が市民に選ばれて選挙に当選されたわけなんです、その28年度内で2期目終わる、そんな中で思い描く施策というのは全て着手できているのでしょうか。それとも、もし着手できていないのであれば、28年度以降も自分の責任で市政をリードしていく必要があるというふうに今感じていらっしゃるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し議案質疑とは違うのかなと思いますけれども、今、議会、並びに市民の皆様には総合計画の後期基本計画の実施計画の進捗状況についてお示しを既にさせていただいておるところであろうかと思いますが、何が進んでいないのか、何をさらに強化していかなくてはならないのか、そういうことについては、しっかりともう一回見詰め直す必要があるかというふうに思っております。

また、私自身の政策公約との関係におきまして、これは前回、4年前もそうでありましたが、市民の皆様にお示しをした公約につきましては、当然マニフェストを掲げました。その進捗状況につきましても、ある時期にしっかりと精査をさせていただいて、また市民の皆様、議員の皆様にお公表させていただくという形で、政策と実施の中身を明らかにさせていただきたいというふうに現時点で考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

わかりました。

それでは、2つ目の大きな質問に移りたいと思います。

長期的な市政運営のための予算であるのかというところです。

先ほどから、持続可能な自治体運営というテーマで質問をしているんですけども、先ほど中村議員の質疑にもありましたように、中期財政見通しでは、将来的な財政運営というのは非常に厳しいというような話もある中で、長期的な市政運営で本当に予算が組まれているのかというのを3つの点から確認をさせていただきたいと思います。文化会館等大規模改修事業、関の山車会館整備事業、下水道の整備というところなんですけど、まず1つ目、文化会館等大規模改修事業についてなんですけど、この文化会館の大規模というんですけども、具体的な改修の内容ですとか予算の額、こういったものをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成28年度におけます文化会館等大規模改修事業につきましては、中央コミュニティセンターの客席照明設備及び調光装置の改修工事費として2,930万円、及び工事監理業務委託料として170万円、合わせて3,100万円を計上いたしております。

今回の改修工事でございますが、平成26年度に実施いたしました非構造部材点検の結果、同センターのシャンデリアが耐震基準を満たしていないことが判明しており、まずはシャンデリアを撤去し、安全対策を施すものでございます。

また、中央コミュニティセンターの照明に使用している白熱電球でございますが、現在は製造されておらず、在庫のみとなっておりますので、あわせて照明のLED化を図るとともに、その調光装置も形式が古く、修理ができなくなっていることから、取りかえを行うものでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

具体的な改修内容について聞かせていただきました。

この改修についてなんですけど、そもそも文化会館というのはあと何年使用するというような展望で今回の改修というのはされているんでしょうか。そういった計画ですとか、基準というのはあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

あと何年かというご質問でございますけれども、建物の法定耐用年数というのがございまして、鉄筋コンクリート構造の事務所等の場合には50年となっておりますが、これらは税法上に定められているもので、建物の物理的な寿命を示すものではなく、維持管理の状況により異なるものと思います。建物を建築した場合には、当然経年劣化が始まりますので、メンテナンスや改修、設備等の更新が必要となっております。

文化会館は、建築から30年を経過しておりまして、設備等の改修を行う必要が生じており、計

画的に改修を行うものでございます。今後も、さらにより長く使えるよう、建物及び設備の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

公共施設というのは、各自治体にそれぞれ1つ、例えば隣の市にある建物があるから、うちの市にもつくろうようなことでこれまではつくってきたことが多かったと思うんですが、これからは亀山市として何が必要であるかというのをトータル的な市政運営の観点も加えた上で考えていく必要があるのではないかなと思うんですが、そういったトータル的な市政運営の観点というのは加えた上で今回の改修はされているんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

亀山市文化会館及び中央コミュニティセンターでございますが、市民の文化及び教養の向上、福祉の増進に寄与することを目的として昭和59年7月に開館し、以来、コンサートや演劇などすぐれた文化・芸術に触れる場、市民が活動の成果を発表する場、また文化・芸術を担う人材を育成する場として、本市の芸術・文化の拠点施設としての役割を担ってまいりました。

当施設は、総合計画や文化振興ビジョンにおきましても、市民の芸術文化活動の中心的施設として整備・充実を図ることとしており、大ホールを備えた市内唯一の拠点施設として、文化力を生かしたまちづくりを行う上でも、今後もその役割は重要なものと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

亀山市に必要なものであると、これからもしっかり使っていくんだというような観点で、今回改修されているというようなご答弁でした。

2つ目なんですが、関の山車会館整備事業についてなんですが、この具体的な整備の内容と予算の額、そういったものについてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず整備費用としましては、平成28年度に用地購入、実施設計、埋蔵文化財発掘調査等にかかわる経費として7,100万円を、平成29年度、30年度におきましては、施設整備、展示制作、外構工事などを行って、3カ年で概算ではございますが総額3億2,000万円ほどを予定いたしております。

整備の内容でございますが、関の山車会館は関宿の伝統行事である関の山車の祭りに引き出される市有形民俗文化財に指定されている山車の保存と、市無形民俗文化財に指定されている祭りばやしなどの伝承のため、保存収蔵施設及び伝承活動の拠点として整備するものでございます。あわせて、年に1度のお祭りを関宿見学の皆様に年間を通してごらんいただく展示公開を行うものでござ

います。このことから、現在4基ある山車のうち、2基を保管展示するとともに、修理等のためのスペースやおはやしの伝承のための練習場、また用具等の保管庫を設ける予定をいたしております。展示といたしましては、保管される山車の部品、装飾品、映像などを予定しております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

具体的な内容をご説明いただきました。

この山車会館の整備なんですけれども、資料もいただきましたが、旧亀山市と旧関町の合併当時から話があって、今整備に入りますよというような経緯があるんですが、この整備、時間的にかなりたっているんですけれども、それでもやはり必要があるというふうに考えられたのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

合併からの経緯ということで、施設整備につきましては、平成18年度に策定いたしました関宿周辺地域にぎわいづくり基本方針におきまして、関宿の町並みが育んだ文化と誇りを受け継ぐ施設として、また同じく平成18年度に策定いたしました第1次総合計画では、歴史文化の継承として計画に位置づけております。関の山車会館の整備は、本市の特徴的な歴史文化である関の山車の祭りを今後も保存・継承していきたいという地域の強い思いはもちろんのこと、文化財の保存・継承のための拠点施設として必要なものだと認識をしております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

合併当時から経緯をご説明いただきましたが、地域や住民の方からの要望もあるということも中であつたんですけれども、これから公共施設、建物を整備するという点において、地域であるとか個々のコミュニティ、住民さんの要望を逐一聞いていられないと。選択をしていかなければならないんじゃないかというような議論もあつたりするんですけれども、この関の山車会館について、要望とこれからの市政運営の兼ね合いで整備しようということになったと思うんですが、その辺の議論というのはどういうものだったかというのをお答えいただきたいです。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほど答弁いたしましたとおり、関の山車会館は文化財の保存伝承施設としての必要性が高く、もちろん地元からの強い要望というのはございました。さらに、関の山車の祭りは県内市内にとどまらず、多くの見学者を関宿に招き入れており、関宿の振興、観光誘客上も整備の必要性は高まっているものと考えております。このように、関宿のにぎわいの創出や観光産業などにも大きく寄与できる施設だと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、3つ目の下水道の整備についてお伺いをいたします。

まず今回の整備の内容と予算についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

平成28年度の公共下水道整備につきましては、平成25年度に国から事業認可を受けた区域を平成26年度から28年度の3カ年で整備していくものでございまして、今年度を実施しています能褒野町、住山町、阿野田町などで引き続き管路工事や舗装復旧工事を予定しており、新たに天神1丁目、2丁目にも管路工事に着手する予定でございまして。

予算につきましては、資本的支出、建設改良費のうち、工事請負費として8億円を計上しているところでございます。

また、平成28年度は現在の事業認可の最終年度でありますことから、事業認可の拡大のための設計業務費用として委託料3,440万円を計上いたしており、いずれも国の社会資本整備総合交付金の対象事業でございまして。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、その下水道の整備についてなんですけど、そもそもこれは何の方針だったり基準に基づいて行われているものなのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

公共下水道事業につきましては、下水道法第2条の2の規定により、都道府県は河川・海域の公共用水域の環境基準を達成するため、下水道の整備に関する総合的な基本計画を定めることが規定されており、三重県では四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画が平成元年に策定されており、本市も含まれております。

また、下水道法第4条の規定により、市は下水道の事業計画を定めることが規定されております。このことから、本市では平成6年度に流域関連亀山市公共下水道事業として国の認可を受け、現在まで22年が経過しており、その間、事業区域の拡張等事業計画の変更を行い、長期的に事業展開してきたところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど上げていただいた県の計画のほうなんですけど、恐らくこの計画は下水道をこれらの地域に普及させるという前提でつくられていて、それまでの個々の市の状況については余り考慮されていないんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりの計画自体の前提というのはどういったものになりますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

公共下水道事業につきましては、今回見直しをしております生活排水処理アクションプログラムに基づいて実施する予定となっておりますが、このアクションプログラムにつきましては、最終的には三重県が各市町の計画を取りまとめ、一つの計画として策定することとなりますが、生活排水処理施設整備事業の事業主体は各市町にあり、財政状況等を考慮した各市町の意向を十分に反映する計画でございます。したがって、事業主体はあくまでも各市町であるというふうに認識しております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私、都市計画審議会にも参加をさせていただいてまして、いろんなこれからのまちの形、亀山市の形について議論をしているんですけども、都市全体、亀山市全体の市政運営、経営というのを考えた場合に、特に下水道はそれぞれの地域の要望を聞いて普及させていくと。都市全体の経営を考えた場合、それぞれの地域、もう引いてほしいというのは恐らく当然のことで、当たり前のことだと思うんですが、その要望を聞いて普及させていくというのは限界があるというようなことをおっしゃる委員さんもいらっしゃったんですけども、そういった議論があるんですけど、その考え方と今行われている整備の兼ね合いについてどういうふうに考えられていますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

公共下水道の整備区域につきましては、今年度を実施いたしました生活排水処理アクションプログラムの見直しにおいて、財政状況等を考慮し、計画区域の見直しや事業規模を縮小いたしております。この生活排水処理アクションプログラムとは、健全な生活環境と河川等水質保全を行う上で、生活排水を適正に処理するため、定めるものでございます。

また、生活排水処理アクションプログラムの見直しにつきましては、社会・経済情勢の変化などに対応するため、おおむね5年ごとに内容の点検を行い、必要に応じて見直すこととされておりますので、今後の整備につきましても、市の財政状況等を考慮し、国の社会資本整備総合交付金を活用しつつ整備してまいります。

また、市独自といたしまして、小規模処理施設や市町村設置型合併浄化槽の導入につきましても、あわせて検討していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

では、4つ目です。

今回、一般質問も議案質疑も一貫して同じようなことを聞きたいなと思っているんですけども、つまり今取り組んでいる施策であるとか、やっていることが、近い将来、無駄になるというか、で

きなくなる、限界が出てくるというようなことについて亀山市がきちんと考えているのか、考えた上で取り組んでいるのかということ、今回、議案質疑のほうでは3つの取り組みを通して聞かせていただきました。

まず市長にお伺いしたいんですが、さきに聞いた3つの事例というのは、それぞれ個々に理由は聞いたんですけれども、これまであった計画ですとか話を変更しないまま、そのまま実行しているというふうにもとれるんじゃないかと。たまたま、この計画がそのまま滞りなく進んでいるものなのかもしれないんですけれども、そういったこれまであった計画について見直すというか、ゼロベースとまでいかないですけど、この先、限界が出てくるというような観点で考えられたものであるのか。

それから、先ほど住民さんが下水道を引いてほしいとか、建物をつくってほしい、整備してほしいという話があったんですけれども、一方で、先に中期財政見通しなんかで将来的な財政運営は厳しいというようなことをおっしゃられているんですけれども、こういった特に住民の要望と持続可能な市政運営の兼ね合いというのは、どういうふうに考えられているのかについてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども答弁をいたしましたけれども、例えば一つの事例で下水道はわかりやすいと思います。

私は、地方行政にかかわるようになって、ちょうど四半世紀経過するわけでありますが、当時、亀山市、25年前であります、の生活排水の処理の体制というのはほとんど進んでおりませんでした。10%前後であったというふうに記憶をいたしております。その後、農業集落排水でありますとか、合併浄化槽の整備でありますとか、平成6年からの公共下水道整備でありますとか、こういうことを積み重ねて、現在83%まで、生活排水の処理の仕組みがこの都市に完成をしてきたということであり、長い年月を経て今日に至っております。財源にも莫大なコストをかけてきたということはぜひご理解をいただきたいと思います。

それで、今議員が幾つかおっしゃっていただく持続可能の担保と住民要望とのバランスをいかにとっていくのかということは、ご指摘のように大変重要な要素でございますし、お言葉をおかりすれば、今やっておることが近い将来限界や無駄となるというようなことについては、当然しっかり見きわめて対応していく必要があるんですが、先ほどご紹介いただいた3つの事業は、いずれも中・長期的に無駄になるものではなくて、当然、本市の持続的な環境整備や、あるいは文化政策や、まちづくり、ひとづくりに寄与するものというふうに確信をいたしておるものでございます。

したがいまして、財政との絡みの中でも先ほどご紹介いたしました、計画を随時適切に見直して、財政状況等を考慮して、例えば下水道でいきますと、区域の見直しとか、毎年毎年の投資規模を本当にしっかり整理をして、今後も進めていく必要があるというふうに考えておりますので、当然持続可能性と住民要望は両立するように、行財政の運営をしっかりとっていくということは大変重要な考え方でありまして、今後もそういう考え方で対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

では、今回上げた3つの文化会館、関の山車、下水道は、中・長期的に考えて絶対に無駄になるものではないというような強いお言葉もいただきました。

ただ、先ほどからお伺いして、亀山市がほかの市町に比べて、着手のスピードとしてどうなのかとか、いろいろ疑問に感じる部分はあるんですけども、私が伺ったことについてはっきりと中・長期的に無駄になるものではないとか聞けましたので、この問題はこの3つだけではなくて、ほかの分野にもかなり影響はしてくると思います。

先ほども申しあげましたように、一般質問のほうでも、視点としては今やっていることが近い将来無駄になる、できなくなるというような視点で聞かせていただきたいと思います。

では、4項目についてお答えいただきましたので、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

議案質疑を、議案第26号、議案第1号、2号は関連しますのでまとめて、3号議案の3点について質疑をさせていただきたいというふうに思います。

ことしの予算編成の考え方については、先ほど議員からもいろいろご質問あったと思うんですけど、まず最初に、「進取の年」という定義づけについて、先ほどあったんですけど、どのように将来を見据えてチャレンジするんかということをお聞きしたいんですけど、去年は「改善の年」というふうに位置づけておったんですけど、まずその進取の年までの、前年度の改善の年にスローガンで上げたことについて、どのように改善された上、進取の年として本年度のスローガンにされたということの考え方について、まずお聞かせいただきたい。

○議長（前田耕一君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

午前中の質疑の中でも少し考え方を触れさせていただきましたが、再度申し上げたいと思います。進取の年とした考え方でありますけれども、新年度が先月策定いたしました総合戦略をいよいよ

本格的にスタートをさせて地方創生に真っ向から取り組んでいくという意味から、新たな事業展開を行っていく年度となつてまいります。さらに、平成29年度からの10年を見据えた第2次総合計画の策定を行う点からも、将来を見通した市政推進において大きなかじ取りや判断が求められる年となつてまいります。

そういったことから、積極果敢なるチャレンジの姿勢が重要であると考えてございまして、平成28年度の行政経営のスローガンを「進取の年」と掲げたところであります。

議員のお尋ねは、27年度、この行政経営のスローガン「改善の年」と位置づけて、行政経営にオール市役所全力を挙げてまいりましたが、ご案内のように、この27年度というのは行財政改革大綱が本格的に始動する年でもございました。したがって、従来からの惰性から脱却をして、さまざまな事業やサービスやそういうものも含めて行財政のあり方を改善していこうという意味でも大事な一年と捉えて、改善というスローガンを掲げて、現在、その遂行に当たっておるところであります。

したがって、当然、行政経営、年々さまざまな重点的にどこへ力を重点配分していくのかということも含めて、このスローガンを掲げて行政経営に当たっておるところでありますけれども、本年度のそういう改善を踏まえて、新年度はより自主的にさまざまな取り組みを積極果敢に展開していくというような趣旨を込めて「進取の年」と位置づけたということでもあります。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ようわからんですけど、去年も改善の年として教育、子育て支援政策をやると。新しい自治づくりをします。徹底した行政改革をやるんだという、その結果が数字としても何ら私には示されていない。わからない。ただ、言葉だけでは、必ず徹底した持続可能な財政運営をするんだとか、教育・子育て支援政策を充実しておるんだというんですけど、具体的に予算としてどれだけの実績があつて、どれだけあるんだろうということはスローガンとして上げておるんだろうと思うんですけど、去年はそうように教育・子育て支援政策、それから行財政改革をやるんだという一つの大きな漠然としたものであつても、2点上げられておるんですけど、例えばことしの進取の年として市長が決められたことについては、何か1つか2つ、これだけは進取の年としてのスローガンにマッチする施策があるのかないのかをお聞きしたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年度の一般会計の予算につきましては、第1次亀山市総合計画の最終年度ということもあり、この総合計画の必達及び若者定住と新しい自治の仕組みの確立に積極果敢に取り組む予算といたしまして、これは新規6事業を含め、政策予算を前年度比で7億円増となります36億7,300万円を計上させていただいたところでございます。とりわけ、ご案内の亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生関連事業を展開いたしまして、市民の暮らしの質を高め、住み、働くことのできる暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指してまいりたいと、このように考えて、具現化をいたしておるものでございます。

さらに、魅力的な都市空間を目指すための亀山駅の周辺整備事業、さらには関の山車会館整備事業に着手するとともに、教育環境の整備といたしまして川崎小学校改築事業を実施いたしてまいります。さらに、全地区での地域まちづくり協議会設立に向けて今日までさまざまな取り組みを進めてまいりましたが、この地域コミュニティのしくみづくり支援事業を実施いたしてまいるところであります。

なお、持続可能な自治体経営を目指しまして、引き続いて第2次行財政改革に全庁挙げて取り組み、財政運営の健全性を確保してまいりたいというふうに考えて新年度予算編成を行ったところであります。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今、具体的に駅前開発、山車の会館、川崎小学校と、これは本年度予算の範囲内であって、それは第1次総合計画で掲げておる事業をより具現化する予算であるということで、今、市長はその第1次総合計画の必達ということを言われたんですけど、その質問項目もちょっと順番を変えるんですけど、その必達については、この10年間、長期総合計画の中で平成27年度までにどれだけ達成率があって、どれだけ必達したのか。そして、28年度は最終年度として、この予算が200億の予算で、必達率は28年で全て第1次総合計画で掲げた計画は完了するのか、しないのか。その「必達」という言葉だけで済まされておるんですけど、今年度、27年度末でどれほど必達して、この28年度予算でその第1次総合計画を全て必達できるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは議会の皆さんにも総合計画の基本計画を4年前に議決いただき、その達成に向けて今日まで最善の努力を積み重ねてまいりました。35の基本施策に308の事業が体系づけられておりますが、この進捗状況につきましても、当然整理をした上で次へ展開を目指したいと思っております。

いずれにいたしましても、5カ年の実施計画の必達最終年度でありますので、課題はいろいろありますけれども、その完全達成に向けて全庁挙げて努力をいたしてまいりたいと思います。

なお、詳細につきましては、担当部長のほうからご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第1次総合計画につきましては、平成18年度に「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」を将来都市像として描いた基本構想を定め、以来、その具現化に向けて前期基本計画と後期基本計画に基づき各種施策の推進を図ってきたところでございます。

この間におきまして、総人口は5万人を突破し、また本市の特性である交通拠点性の強化、市民との協働によるまちづくりを進めるためのまちづくり基本条例の施行、地域コミュニティの仕組みづくり、健康医療へのアプローチの強化、そして本市ならではの資源を生かした歴史まちづくりの展開等を進めてきておりまして、各施策により進捗はばらつきはありますものの、現時点におきま

しては、基本的におおむね順調に進んでいるものと認識をしているところでございます。

新年度、28年度につきましては、第1次総合計画最終年度となりますことから、後期基本計画、第2次実施計画に位置づけた事業を着実に実施をいたしまして、第1次総合計画の総仕上げとするために全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ほとんど予算を通過して、事業計画等で上げて、今年度で大きな事業も抱えて、ほぼ完成するんだらうというふうに思うんですけど、それでもなおかつ、まだ第2次計画に積み残しもあろうと思うし、また公約に見合う庁舎建設を含めて向こう10年間は大きな事業の積み残しもあろうかと思うんで、その辺については、後期基本計画に十分反映していただかなければならんというふうに思っておりますが、その中で、本年度の編成の考え方やなしに、重点的な事項やら主要施策を今若干聞かせていただいたんですけど、予算編成の基本方針に若者の定住の促進だとか新しい自治の確立、持続可能な行財政運営の確立、また事業の選択と集中、それから行政経営資源の再配分ということが大きく掲げられておる。これがどのようにこの本年度の予算の中に特徴づけて施策が展開されておるのかということと、国においては亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから人口ビジョン、それから一億総活躍社会の実現についても、本年度国の予算においては9兆6兆7,218億円の中に2兆4,000億が、この一億総活躍社会の実現ということに集中的に予算がつけられておる。その中には、また幼児教育の無償化の拡大、それから保育の受け皿の確保を促すということと定住化、この大きな3本柱がこの2兆4,000億の中に含まれておるということに対して、この28年度予算にそれがどのように位置づけされておって、今後、この国の予算をどのように受け皿として受けていくのかをお伺いしたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘の国の一億総活躍社会の実現に向けた取り組みといたしましては、議員ご指摘のとおり、希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の新3本の矢の実現が盛り込まれておりましてこれを受けた形で、さらに地方創生の進化のための新たな交付金等の財政支援制度も創設されるなど、地方創生に通じるものでございます。

そうした中、本市が先月策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略は、その重点プロジェクトにおきまして子育て支援の推進を位置づけておりますことから、国の施策と整合し、この総合戦略を推進し、積極的に地方創生に取り組んでいくことで、国が申します一億総活躍社会の実現につながっていくものと考えているところでございます。

なお、新年度における総合戦略全体の事業費といたしましては、新規既存と国の平成27年度補正予算に基づく新たな交付金を活用する事業を合わせまして、全体で57事業、約17億6,000万円となっております。主な事業といたしましては、重点プロジェクトの子育てトータルサポートプロジェクトに位置づけました妊婦健康診査支援事業に4,960万円、本年度から実施しておりますかめやまげんきっこ育成事業に180万円、若者の暮らし充実プロジェクトに位置づけまし

た婚活支援事業190万円、若者交流推進事業に126万円、そしてシティプロモーション推進プロジェクトとして、メディア戦略プランの策定を行うシティプロモーション戦略事業に1,860万円を位置づけたところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今17事業とおっしゃられたんですけれども、国の事業は、いろいろなこの創生総合戦略の事業が亀山市にはつくられるだろうと思うんですけど、この一億総活躍社会の実現について、具体的には、まずやっぱり国は幼児教育の無償化の拡大をせいということを非常にメインに押しおけるわけですね。シティプロモーションとかそんなのはソフト事業であって、直接市民、子育て、また若者が定住することについては、ソフト事業であってなかなか結びつかない。国の政策を少なくとも即受けられる事業を市として展開するべきであると。だから、この事業については、特に幼児教育なり保育園の受け皿の確保をきちっとするという事は、目に見えてきて初めて国の制度が市として直結した予算がつくということであると思うんで、その辺についてもう少し具体的に細かく、次の機会までには補正予算の確定をしていこうと思うんで、より具体的に市民に密着したそういう施策を打ち出していただいて、より具現化していただきたいというふうに思います。

それと関連しましてですけど、必達についてはそういうことですけど、重点事業についても先ほどの指摘等でありましたけど、今回の予算規模と財政運営についてなんですけど、選択と集中した行政経営の資源の再配分と、これがよくわかりません。行政経営資源の再配分というのは何を指しておるのかということと、それから歳入に見合った歳出の基本的な考え方。今回の予算編成方針の中にも、今まで同じように言われたように、歳入に見合った歳出の基本姿勢、これについてどのように考えてみえるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず歳入に見合った歳出の考え方でございますが、市税収入に見合った中と、財政調整基金やほかの基金を活用して運営しようとするものでございます。

その中で、平成28年度の一般会計予算は208億1,600万円で、前年度比4億1,350万円増の、率にして2%増といたしております。この中で財政調整基金の繰入額は15億1,100万円で、前年度より4億1,900万円増加しております。予算規模が増額になりました一番の要因として、川崎小学校改築事業において建築工事を開始することから、前年度比で約11億7,000万円増となる12億7,320万円を計上したことが上げられます。この川崎小学校改築事業の財源につきまして、国県支出金を含めて約1億8,000万円、公共施設等基金が約3,800万円、市債が6億5,770万円であり、一般財源が約4億円必要となりましたことが、この財政調整基金繰入金増加に要した原因の一つだと考えておるところでございます。

また、平成28年度予算の208億1,600万円の内訳の中には、亀山駅周辺整備事業、関の山車会館整備事業、川崎小学校改築事業などの政策予算が36億7,300万円で、前年度比7億円の増となり、標準予算につきましては171億4,300万円で、対前年度比2億9,000万円

の減といたしております。

このように、予算規模につきましては特に主要事業の年度計画により変動いたすもので、財政調整基金からの繰り入れを増額し、年度間の財政調整として対応をいたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ことし208億の予算について、財政調整基金を14億というのを組まなければ予算を組めんということは、やっぱり本来に戻るべきだろうと。標準財政規模からいけば、170億ぐらいが亀山市にとっての当然の予算規模だと思うんです。それに、その政策予算、当初予算も含めるといったものの、普通の家庭でも14億も財政調整基金を使わなければ予算が組めないというのは、市長が言う歳入に見合った予算にはならないと思うんですよ、これは。やっぱり歳入に見合った予算を確立することによって、財政基盤の安定した持続可能な財政運営ができると思うんです。

5年前に中期財政見通しでは、財政調整基金は枯渇すると言ったんですよ。枯渇しておったらこの財政調整基金はないわけですよ。財政調整基金がなければ本年度予算は組めなかったはずですね。それを、昨年度は11億の財政調整基金を繰り入れて、結果的には要りませんでした、だから返しましたという、財政運営が非常に甘い。ああいう予算をつけて、あくまでも10億という歳計剰余金が出てきたから財政調整基金へ戻したんだと。だから今財政調整基金があるんだと。だから、本年度は改めて15億ですか、財政調整基金を繰り入れなければ予算を組めないということは、非常に不健全な予算であると。

財政調整基金は枯渇する。一体幾ら要るんだと。幾ら亀山市として財政調整基金は必要なんだと。大きな災害が来るかもわからん。そのときに補填する財源が要るだろうし、それからもう1つ大きな問題は、公共施設の総合管理計画がことしつくられると。これはどういう形でつくられるか知りませんよ。だから、きょうも午前中に出ておりましたように、公共施設は50年で退化すると。だから50年で施設が悪くなることについては、耐震化をして30年延ばすということを今やっておるわけですけど、これはあくまでも国の制度で、公共施設等総合管理計画を策定しなさいということは、今までの市庁舎を含めてやり直すためには財源がどうしても要るんです、これ。集約化するか、方法はいろいろあると思うんですけど、これらの財源はどこから出すんやといたら、やっぱり財政調整基金を持っておくべきだろうと思うんです。

そのためには、15億も、普通の家庭でもことし食べていくのに、預金をほとんど食べ尽くさなければ生活できへんような亀山市の予算というのは非常に不健全だと思う。その辺について、ことし市長は今年度最後の年だろうということで、予算集中型予算になるのかは、総花的な予算なのか、ちょっと中身についてはいろいろ議論はあろうかと思うんですけど、余りにも今財政が厳しいという中では、2%も伸ばしながら、96億ある預金を15億も使い切らなければ予算を組むことができないということであれば、義務的経費をもっと大きく削減するなりしなければ、そういう努力は認められない。去年より数字はふえておる。そうした中に、財源見込みのない予算は組めないじゃないですか。15億ずつ取り崩したら、来年、再来年で枯渇ですよ。こんな予算を組んでおったんでは、亀山市は赤字に転落しますよ。そのためには、言うたら歳入に見合う歳出という予算をもう少し、去年よりことしのほうが放漫財政ですよ。去年よりもっと厳しいはずの予算が15億も取り

崩すことに対しては、余りにも財政運営が甘過ぎると思うんですけど、その辺についてお伺いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

身の丈に合った、歳入に見合った歳出を行っていくと、これはまさに議員ご指摘のとおりでございます。

平成20年、リーマンショックのあとのときの亀山市の予算規模が二百三十数億円、240億に近い規模でありましたが、税収も非常に豊かな時代でございましたけれども、あのときでさえ財調から十数億円を投入して予算を回していくと。こういう状況というのは持続可能性の視点からも転換させなくてはならんということで、中期財政見直しをお示しさせていただいて、その中で財政運営を、これは議員もご案内のとおりであろうかと思っておりますけれども、そのように転換をさせていただいて今日に至っておるところでございます。

幾つかご指摘いただきました公共施設なんかの再配置とか統廃合とか、今後の大きな維持管理も含めた、中・長期でいかに対応するかというのも当然大きなテーマでございますし、義務的経費をいかに減らしていくのかということ、この数年取り組んできた非常に大きな私どもの行政課題でございました。例年、予算編成の段階で2億数千万ずつ義務的経費を削減して、この4年間で約8億前後の義務的経費の削減を図って、今日の合併特例のいろんな段階的減額が予想される中で、その取り組みを進めてきたところであります。

いずれにいたしましても、今後におきましても議員ご所見のような大変厳しい財政状況は続いてまいりますし、当然、ことは確かに大型の関の山車、あるいは川崎小学校の改築、こういう事業を前へ進めてまいりますので、今、部長が説明いたしましたように一般財源約4億円が必要となりましたことから、この財調からの繰り入れが少しふえておるのはご理解いただきたいと思いますけれども、今後におきましても、当然身の丈に合った行財政運営をしていくということは議員ご所見のとおりで、しっかり努力をいたしてまいりますものでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

二言目にいつも、厳しい財政事情であれば、もう少し将来に向けた財政運営をしていただきたいと思いますと思うのと、中期財政見直しについても整合性が非常に乏しい。今後10カ年の計画を立てるのであれば、中期財政見直しだけじゃなしに、長期財政見直しの上での中期財政見直しという形で、やはり長期計画を立てるとなれば、長期財政計画の中のより実現の高い中期財政見直し、整合性の高い中期財政見直しを立てていただきながら行財政運営をしていただかないあというふうに思っております。

そこで、本年度事業の中で川崎小学校と山車会館があるんですけど、私は再三言っております、地元材、県産材を使っていただいて、公共施設はそのように国からも、また市の条例には県産材、地元材を使うということに条例で決まっておるんですけど、川崎小学校にはどれほどの地元材、県産材が使用されて、今後計画されておるのかということ、あわせて時間もないんで、川崎小学校に

についてはどのような入札を心がけるのか。26億という総額の予算なんですけど、これは単独入札になるのか、JVになるのか、また聞くところによると分離発注もされるということを知っていますが、分離発注をしなければならない必要性。また、市内業者がこの建設によって大きく潤うような方向に進んでおるのか。また、山車会館についても、純木造にされるのか、県産材なのか、地元材なのか、集成材なのか、大断面でいくのか、プロポーザルでいくのか、いろんな方法あると思うんですけど、現時点での川崎小学校、また山車会館についての木材使用等含めて、今後の入札と設計が絡む山車会館についての考え方を示したいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

川崎小学校の改築事業につきましては、鉄筋コンクリートづくり2階建てということですが、教室の床、壁とか、そして廊下とか、木材を使用する予定なんですけど、特に昇降口とか教室前の廊下等の人目につきやすい天井には地域産材を使用したいと考えてございます。利用については、ちょっと正確には把握してございませんので、この昇降口、教室前の廊下で使うということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

関の山車会館につきましては、まず土蔵とか離れとか収蔵庫につきましては復元改修という形で考えておられて、山車を収蔵する展示館につきましては新築というふうにご考えております。基本的には木造という形で考えてさせていただきますが、もしかしてその防火とかという面で若干鉄骨等が必要になる場合もございますが、基本は木造という形で考えております。

○議長（前田耕一君）

松本財務部参事。

○財務部参事（松本昭一君登壇）

川崎小学校改築事業の工事発注についてお答えさせていただきます。

建築工事における電気設備、機械設備等の附帯工事につきましては、電気・機械等の少数業種の保護の観点から分離発注するように国が奨励をしておりますことから、これまでも分離発注を行ってきたところでございます。川崎小学校につきましても、建築工事、電気設備工事、機械設備工事による分離発注を基本にご考えているところでございます。

また、単体かJVかということでございますが、こちらにつきましては亀山市建設工事に係る共同企業体取扱指針がございますので、それに基づき、共同企業体を主体に発注を考慮しているところでございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

川崎小学校は分離しなければならないということなんですけど、それはよろしいんですけど、できるだけ市内業者が潤うような入札方法をしていただきたいと思います。

関中学校と違いまして、木造、純木造じゃなしに、今回は余り意識されていなかったのか、もう少し亀中みたいに地元材とか市産材をもっと生かした、設計を見ていないんでわからないんですけど、どうも余り使われ方が少ないんじゃないかなあという気がしますので、ぜひとも山車会館には純木造で、集成材、それから大断面を使えば十分、高さは非常に構造的に難しくなるかと思うんですけど、そのように努めていただきたいなあというふうに思っております。

それでは、時間がないので次に進みます。

議案第1号と第2号、関連があるために一括して質問するわけですが、さきの中村議員の質問にありまして、おおよその制度につきましてはわかりましたんですけど、今日までの行政不服審査の現状については、25年に4件、昨年、一昨年と1件ずつあるということでございますが、この方法によって簡易・迅速、公平性の向上、利便性の向上、国民の救済手段の充実・拡大というふうに示されております。この辺について、今で言う行政手続法とか、行政事件訴訟法との関連について、どのように今回の条例と整合させるのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま小坂議員が申されましたように、今回の改正不服審査法に基づく審理員による審理の対象となる件数につきましては、25年度が4件、26年度が1件、27年度が2件ということでございまして、これにつきましては、あくまでも当市における不服申し立ての状況についてということでございます。

それと、先ほどご指摘のございました行政訴訟法との位置づけでございますが、これにつきましてはあくまでも行政不服審査法によります審理の手続ということでございますもので、これにつきましては別個のものということで取り扱いをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

この審査委員については5名の方をするということなんですけど、法律または行政に関してすぐれた識見を有する者5名ということで、さきの質問では弁護士だろうと、弁護士にしたいということなんですけど、5名とも弁護士ですね。それから審理員も弁護士で、弁護士同士の話し合いで裁判所みたいなもので、それは弁護士同士のなれ合いがあっては困るんですけど、その5人とも公正な判断ができる法律または行政にすぐれた者というのは弁護士に限るのか、どのような識見を有する人を擁する予定なのか。

議案第2号のほうでは、高度の専門的な知識経験とすぐれた人を審理員にすると。これで微妙に同じ弁護士でありながら、審査委員には法律または行政に関してすぐれた識見を有する人。それで、審理員については高度の専門的な知識経験を持った人と微妙に違うんですけど、採用しようとしておるのはお互いに弁護士を予定しておるということなんですけど、この表現の仕方に対する弁護士に、その識見を有する資格に対してどのようにこの審査委員と審理員はどのように仕分けされておるのか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず審理員に任用します弁護士につきましては、先ほど来ありますように一般職の任期付職員の短時間勤務に該当する職員ということで、今回条例を提案させていただいておりますが、この中の高度の専門的知識経験を持つ者ということで、弁護士を位置づけたところでございます。

それと、行政不服審査会の委員につきましては、私、午前中のご答弁の中で弁護士を中心に選任したいというふうなご答弁をさせていただいたと思いますが、例えば情報公開審査会でありますとか、個人情報保護審査会におきましては5人の中に2人の弁護士が入っております、それ以外の方につきましては、例えば民間の企業を卒業された方ありますとか市職員のOB、こういった者も含めまして5人が構成されております、今回の行政不服審査会につきましても情報公開審査会と同様な形で進めていければなというふうに考えておるところでございます。

それと最後に、この高度な専門的知識経験とすぐれた識見につきましては、今回、条例でうたわれておる表現の仕方が違いますが、両方とも同じく高度で専門的知識、識見を有する弁護士ということで、違いはないというふうに認識をしております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それじゃあ同じ考え方なんですけど、今、亀山市においては顧問弁護士がおるわけですね。某顧問弁護士が全て行政にかかわる不服申し立ても含めて、訴訟についても顧問弁護士がおるわけです。それ以外に弁護士を審理員にする、また審査会の委員にするということに、これは三重県弁護士会のほうで調整されるのか。顧問弁護士とのなれ合いというか、かかわりというのはどのようにされるのか、どのように仕分けされるのか。顧問弁護士は顧問弁護士で年間どれだけで委託しておるわけで、また案件によって金額が決まっているんですけど、その顧問弁護士と、ここで言う審理員弁護士と、また審査会の弁護士と、どのように仕分けされるのか。この審査会は公開できるのかできないのかということとあわせてお願いします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず市の顧問弁護士につきましては委託契約を結んでおまして、例えば今回、審理員を指名する場合に、この顧問弁護士が審理員になれるかということを考えましたときに、まず審理員の要件というのは、あくまでも市の職員ということが要件となってまいりますもので、顧問弁護士がこの業務を兼ねるということではできませんということになっております。これは、やはり審理員が審査長の役割を果たすということで、委託しております顧問弁護士にはその役割がないということでございます。

あと行政不服審査会の弁護士につきましては、あくまでも第三者機関の弁護士ということで、審理員であります弁護士が審理した結果をチェックするというところでございますもので、やはりこれにつきましても役割は第三者機関、チェック機関という形で役割を別個にしておることで、そういったすみ分けをしておるところでございます。

会議の公開につきましては、会長がその公開を決めるということになっておりますことから、まずその公開の申し出がありました場合につきましては、そこで会長に諮りまして、公開すべき事項かどうかを確認した上で決定をするということになっております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今度の2号の議案につきましては、あくまでも行政不服審査会に基づく審理員をつくるための条例であるということなんですけど、この条例の中にはいろいろなことが可能なんです。不当要求だとか利益業務、また法律相談等の業務を行うための弁護士の任用とか、育児休暇の代替としての職員の任用、その他事業増加に伴う職員の補充についても、任期付職員を採用することができるようになっておるわけなんですけど、あくまでも今回は審理員のための条例なんですけど、他県を見ますと、やっぱり弁護士、病院長、それから保育園の産休補充等にも充当するとあるんですけど、その辺についての今後の条例の適用についてのお考えをお伺いします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の条例制定につきましては、まず審理員を指名して、その審理員を一般職の任期付職員として任用することを前提として条例を提案させていただいたところでございます。

しかしながら、先ほど小坂議員からのご指摘もございましたように、この任期付職員につきましては、弁護士でありますとかシステムエンジニア、IT等の活用もございまして、また保育士等の代替職員の補充につきましても活用が可能でございますもので、今後におきましては、こういったことも検討しながら進めてまいりたいと思っております。

ただし、任用につきましては全て予算が伴うこととございますもので、議会にお諮りをさせていただいて任用のほうも決めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

よく言われるように、当市においては育児休暇、幼稚園、保育園については対象となる職員が非常に多いと。また、その認識として臨時職員、非正規職員が市全体の正規職員の同数程度あるということは認識もされておるけど、その改善はなかなかされていないと。だからこれを適用して、専門職の技術のある者については、この制度をできるだけ採用して、その来ていただく方の身分保障をするということも一つの方法だと思うんで、これはこの審理員だけにとどまることなく、今抱える資格のある非正規職員については、これをできるだけ適用して期間的任用するという方法を取り組んでいただきたいなあというふうなことを要望しておきます。

次に、時間がありませんので、亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定についてなんですけど、この条例については、新教育長制度への移行について定める条例だと思うんですけど、なぜ今この時期に施行するのか。

この法律は、去年の27年4月1日から法の施行をされて、去年の3月にも質問されたはずなん

です。しかし、そのときに市長はしかるべき時期に総合的に判断して決めるということだったんですけど、なぜ今28年4月1日に移行すべきことになったのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

新しい教育委員会制度改革については、議員ご指摘のとおり、昨年、27年4月1日に、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化、こういったことを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたところでございます。

本法におきましては、改正前における教育長は、施行日以降、委員としての任期に限り教育長として在職を可能とする経過措置がございました。このことから、本市におきましては平成27年、昨年2月に現教育長を再任いたし、経過措置により施行日である平成27年4月1日以降も改正前の教育長として在職しているところでございます。

今回、平成28年4月1日に新教育長制度に移行することとなりますが、これにつきましては、法改正が施行され1年が経過しようとする中で、経過措置はございますものの、地教行法が改正された趣旨を踏まえ、その目的を果たすためには、いつまでも在任特例を継続することにはならないという考え方から、本年4月1日に移行する判断をいたしましたものでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

去年は教育長が赴任したばかりって、教育長ってもう教育委員に議会は承認したわけですけど、去年はあかんけど、ことしには1年経過したからいいんだということは、今の教育長は前の選任者のままではあかんと。1年経過したけど、やっぱり新制度を導入するんだということは、人物はかわるんですか。その教育長のこの1年間でどうこうあったからかえるのか。なぜこの1年間ですね。去年はなってから、すぐで短いから見送るんだ、しかるべき時期だと。1年間たったら、やっぱりこれは新教育長制度へ変えるからいくんだということは、この新教育長制度を認識しておるのか、教育長という人物をもって評価した上での結果なのか、制度を導入するというのを優先するのか、どっちを優先しておるんですか、これ。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに法律が施行されてから1年が経過した中で、1年前はよかったのに1年後はだめなのかというようなことでございますが、やはり今回におきましては、この地教行法の改正された趣旨を踏まえますと、期限がある間ずっとその在任特例を続けていくということについては、やはり法の趣旨に合わない、そういう考え方からでございます、制度を重視した改正ということでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

在任特例を適用したというのは、人物をもって在任特例ですよ、これ。法に在任特例はないんですよ。人物に対して在任特例を出したんだろということなんですけど、この法律は迅速な危機管理体制の構築ということなんですよね。これが主であって、このことによってしかるべしということが1年たって、この時期にかえなければならんというのは非常に不自然である。人物をもってやっておるのか、制度をもってやっておるのか。

従来は、教育委員会は市長の委任から責任体制を明確にするという、だから不都合があったから、この新制度を在任にこだわらず、教育長在任は基本的にはあと3年あるんですよ、在任特例は。だったら3年先でもよかったはずですよ。だけど、ここに至ってかえなければならんというのは、やっぱり法の趣旨、迅速な管理の体制を構築するためには、ということはことし1年は経過措置をとったけど、やはり新しい新制度を導入すべきだということであれば、人物やなしに制度をするのであれば、もう少し考えた方法で、法を遵守する形でやっていかなければということだと思うんですが、その辺非常に不明瞭、法の趣旨に沿っておるのか人物の在任を採用しておるのかということは、非常に不透明であるということと、4月1日にはまた新しく教育長が決まる。それから、教育委員長はもうなくなるんで新しい教育委員が選任されると思うんですけど、その4月1日までのわずかな期間でも、教育委員会はどのように運営されるのか。今の教育長はいつどの時点で退職をされるのかということなんですけど、その辺も非常に不透明であるのと、新教育長の給与についても、今回、特別職報酬等審議会の結果をもって、前々回の特別職報酬等審議会から5%を削減した形ということの中に、教育長については特別職報酬等審議会の審議の中身じゃないけれど下げなさいと言いながら4年間放置して、今回、また特別職報酬等審議会では特別職としての額を4万円削減したと。なおかつ、そこの中にまた5%の削減をするということなんですけど、その教育長の給料を決めた根拠と、5%を新教育長にまで及ばさなければならないのか。病院管理者も含めてなんですけど、教育長に限ってその根拠についてお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず一番初めにお尋ねでありました教育長の任期でございますが、これにつきましては本年3月31日ということでございます。

それと2番目のご質問で、新教育長の給与65万円とさせていただきましたが、この根拠でございますが、これにつきましては議員ご指摘のとおり、特別職報酬等審議会の答申を踏まえまして、また新教育長が新たに特別職に位置づけられるということに伴いまして、現在の市長、副市長の給料月額との均衡、また県内で制度導入を実施した自治体の新教育長の給料月額、並びに本市と同規模の類似団体の新教育長の給料月額、こういったものを勘案して65万が適当であると判断いたしましたところでございます。

それと5%の減額の根拠でございますが、これにつきましては、今の教育長につきましては現在も5%の減額を実施いたしておりますことから、今回も同じく特別職報酬等審議会に5%の減額を諮問し、諮問内容のとおり減額を行うことが適当であるとの答申を受けたところでございます。こ

のようなことで、新たに特別職となる教育長についても5%を減額する条例案を提案させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その5%は、新教育長になる人、また病院管理者についてもですね。この5%については、行政状況を勘案した市長の政治判断でということ、それも任期中であるというふうに書いておるんですけど、前回の平成23年には、あくまでも5%を削減した額で、減額期間だけ書いてあったんですけど、今回の諮問は、本条例の案とそれから5%を削減した案を諮問しておるんですよ。しかし審議会は、本審議会としては答申する行政判断ということについては、本審議会が答申すべき性格のものではないというふうに書いてあるのに、それをまた諮問したということは、あくまでも市長自身で決めたことでいいことであって、あくまでも今度の新教育長にしても、それから病院事業管理者にしても、任期は2月5日以降までであるわけなんです。市長はないですよ。だから、それは自身で結構ですよ、政治判断で。しかし、ほかの方はその以降も任期はあるわけなんです。そこまで拘束するのか、任期までするということなんですけど、それはあくまでも市長の政治判断であって、ほかの方の5%は政治判断で全て及ぼすのであれば、こんなところで政治判断をするのであれば審議会みたいな要らないですよ。

勝手に審議会、前回の審議会の経過を見ました。前回は、これは5%削減したが適当であると。だけど、それは23年から25年2月まで結構ですよ。だから、前回もめて3カ月間、おたくらは本来の給料をもらったことは不自然やないかということだったんですよ。だけど、4月1日から5%削減したことを、去年私も質問させていただきました。だけど、今回は特別職報酬等審議会を開いたからうまく引き継いだことになっておるんですけど、そんなことを一々政治判断で、審議する必要もないことを審議会に出して、それを施行するというのは、審議会の体をなしておらん。審議会にかかる必要はないやないかと。何のための審議会なんやと。政治判断で決めるのであれば、何ら審議会にかかる必要はないじゃないかということなんです。その辺について、前回の審議会の答申では、そんなことは書いてないです。あくまでも5%削減が一番適当であると書いてある。それで、今回は本法を変えて5%下げたら、削減することまではこの審議会は関与しませんと言うておきながら答申しておるんですよ。この審議会は何なんですか、何のための審議会なんですか。その辺についてお伺いしたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず特別職報酬等審議会への諮問につきましては、審議会条例第2条で、市長は、特別職報酬等の額に関する条例を提出しようとするときは、あらかじめ当該特別職報酬等の額について審議会に諮問するものとすると言われていましたことから、今回、審議会に諮問をさせていただいたところでございます。

しかしながら、今、小坂議員ご指摘のとおり、今回の特別職報酬等審議会の答申におきましては、特別職の給料月額減額措置については、本来は政治的判断や財政状況を勘案し、市長自身の判断

に委ねられるべきものであることから、本審議会としての答申する性格のものではないと思料するという参考意見をいただきましたことから、今後は市長みずからが政治的判断で実施する減額につきましては、報酬審議会へ諮問するか否かは慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、このところで非常に曖昧。審議会もなれ合いの審議会のようにしか思えやん。本来の審議をしとるように思えやんということと、市長が政治判断するのであれば、こんなささいな自分のことだけに政治判断するやなしに、もう少し亀山市政全般で市民の望むことについての大きな政治判断をされることをご期待して終わります。

○議長（前田耕一君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して質疑をいたします。

最初に、2人会派の代表質疑ができるよう改善いただいた議員各位に敬意を表したいと思います。それでは質疑に入ります。

まず議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算についてであります。

櫻井市長は、平成28年度施政及び予算編成方針で次のように言われました。我が国の経済は、雇用・所得の環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されるものの、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクはありますと。私はこれを聞いて驚きましたが、市長は、今の日本経済は雇用・所得環境の改善が続いていると認識されているのか。また、緩やかな回復に向かうことが期待されるというような状況だと認識されているのかということであります。これは、来年度の予算編成をする場合に、市長が今の日本経済をどう認識しているかによって市民生活の影響についても認識が変わり、施策や予算にも大きな影響を与えます。

そこでまず市長に、今の日本経済をどう認識してみるのか。この施政及び予算編成の方針のように認識をしてみえるのかどうか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをいたします。

私自身の我が国の社会経済状況の認識ということでは、施政方針の中に表現させていただいた、そのような認識をいたしております。

当然、これは先般も公表されておりましたが、例えば有効求人倍率につきましても大変厳しい時代を乗り越えて、今日、全国でも1.7何ぼでございましたか、ここ数年、毎月前年対比で伸ばしてきておるといふ状況でございます。本県、三重県におきましても、そしてなおかつこの鈴鹿亀山のハローワーク管内におきましても、当然有効求人倍率の向上は安定をした状況で推移をしておるといふふう感じておるところであります。

政府が言われる、なかなか中央、東京での景気の状態と地方とのタイムラグといひますか、そういうものは感じておるところでありますけれども、おおむね今回の社会経済の認識としては、冒頭表記させていただいたような認識を持たせていただいております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いやあ驚きました。もう全く市民の認識とかけ離れた認識であると言わざるを得ません。

具体的に市民生活の実態を示したいと思っておりますけれども、2014年4月の消費税8%の値上げで生活がどうなったのかというような問題。これは、3月3日に我が党の小池議員が安倍首相にただしました。総務省の家計調査で、消費税増税後の家計消費支出が2年近くたっても落ち込みが続き低迷をしている。個人消費は、GDP（国内総生産）の6割を占め、景気動向を左右する非常に重要なもの。小池議員はこのように聞きました。8%の増税がこれほど消費を冷え込ませるとは想定外だったのではないかとただしたのに対して安倍首相は、予想以上に落ち込み、予想以上に長引いているのは事実だということをお認めされました。

また、2月26日、菅官房長官は消費税10%への再引き上げについて、税率を上げて税収が上がらないようでは消費税を引き上げることはあり得ないと、再引き上げに否定的な発言をいたしました。安倍首相も認めるとおり、ここ2年ほどの個人消費の落ち込みは深刻で、2017年4月からの消費税10%への再引き上げはやめるべきではないでしょうか。

次に雇用ですが、総務省の労働力調査では、2013年1月から2015年12月までの間に非正規職員、非正規雇用が215万人ふえ、一方、正規雇用は同じ時期に20万人減少しています。こうした雇用環境の悪化が要因となり、労働者の賃金もふえていません。毎月勤労統計調査によると、2015年の実質賃金指数は94.6で前年比0.9%減、実質賃金の前年割れは4年連続であります。こうした賃金がふえない最大の要因が、不安定で低賃金の非正規雇用の増加であります。

こうした実態が数字的にも明らかなのに、雇用・所得の環境の改善が続くなどどうして言えるのか全く理解できません。このことは、私だけではなしに、国民がどう見ているか。2月26日に読売新聞が発表した世論調査結果によりますと、今後「景気回復を期待できる」と答えた人は34%、「期待できない」は65%です。また、「景気回復を実感していない」は何と84%に達したと、これがまさに市民生活の実態であります。

そこで市長にお聞きしますけれども、今上げたこういう統計数字、世論調査、これこそ市民の生

活実態をあらわしているものだと思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、本市を含みます鈴鹿亀山地域での経済の状況、あるいは雇用の状況、これは大変厳しい時代もありました。今も課題はたくさんありますけれども、若干の数値的現実を見れば改善をしておるというのはあろうかと思えます。

ただ、国全体でのさまざまな論点とか議論があるのも承知をいたしておるところでありますけれども、総体的には所得がこの数年落ち込んでまいりましたので、リーマンショック以降、この改善がやっぱり急がれるということは十分認識をさせていただいておるところでございます。

あわせまして、例えば格差の問題でありますとか、そういう状況につきましても、私どもは今の亀山の実態をしっかり認識をさせていただいて、施策へ反映をしていきたいというふうに、日ごろ認識をいたしておるところであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

とにかく驚きますよ。本当にずれていますよ、市民の生活実態とあなたの認識はね。そんな認識で予算を組まれたらたまったもんじゃないですよ、いいですか。

それで、この個人消費の落ち込みが続いて、非正規雇用がふえて正規雇用が減る中で、働く人の実質賃金が下がり続けて、市民の多くは景気回復を実感していない。そんな状況の中で重大な問題が出てきているわけですよ。それは、やっぱり貧困と格差がますます拡大しているという問題なんですよ。ここに行き着かないんですよ、市長の認識から言うとね。

3月2日と3日に中日新聞が「子育て貧困世帯倍増」という記事と「貧困高齢者160万人増」という記事を連載いたしました。続けて載せました。子育て貧困世帯とはどういうものを言うかということ、生活保護費の基準となる最低生活費以下で暮らす子育て世帯のことで、18歳未満の子供がいる約1,300万世帯のうち、貧困状態にある世帯が、1992年には5.4%だったのが2012年には13.8%までふえている、こういう実態があります。三重県は、全国よりは低いですがけれども9.5%、こういう指摘がされております。また、高齢者については、国の生活保護基準を参考に住居費などを計算し、最低限の生活に必要な年収を1人当たり160万円、月額にして約13万3,000円と設定をして、それに満たない高齢者世帯を貧困状態とみなして試算すると、高齢者全体の4分の1を占める893万5,000人が該当すると、こういう報道をしています。子育て世代も貧困がふえているし、高齢者にも貧困がふえている、こういうことを大手の新聞が出しているわけですよ。

高齢者については、年金支給額がどんどん引き下げられていますし、そして消費税が上がる、税や社会保険料の負担増も続いているということから考えれば、これは当然の数字だろうというふうに私は思います。

一方で、株でもうけた少数の富裕層が資産をふやしている、こういう実態もあります。先日、国際援助団体オックスファムが、世界の最も豊かな1%の富豪の資産が99%の資産を上回るという、

1%の人の資産が99%の資産を上回るんだと、こういう格差の問題が出されております。

やっぱりここ数年貧困と格差というのは、拡大しているということはまず間違いないんだろうというふうに思います。

そこで3つ目のお聞きしたいのは、亀山市としてこういう貧困と格差に対する予算、対策、どのように講じられているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のような貧困と格差の拡大が進んでおるとい状況、当然日本全体も、成熟社会の中でそういうことが起こっておるのも認識いたしておりますし、本市におきましても、本来はいわゆる貧困対策の根幹となります国の所得の再配分の政策というのがしっかり、これは国の責任においてなされるべきものというふうに考えておりますし、我々も国の制度を活用しながら、生活保護や就学支援や、こういった対策を進めてきておるところであります。

そういう中で、地方創生、子ども・子育て支援新制度でありますとか、生活困窮者自立支援制度の施行がなされておりますし、子供の貧困対策とか地域包括ケアの推進など、これは市の責任と関与において事業の推進をしてまいりたいというふうに認識いたしております。

こういう中で、平成28年度の予算におきましても、生活困窮者自立支援におけます自立相談支援事業、それから住居確保の給付金の支給事業、さらに家計相談の支援事業、それから子供の貧困対策におけます、これは昨年夏以降実施いたしておりますが、学習支援事業、大変喜んでいただいておりますが、こういう事業の拡充などを実施いたしますとともに、地域包括ケアにおけます医療と介護の連携をさらに進めてまいりたい、そういう具現化のための予算を計上いたしております。

一方で、地域ベースでの、例えば介護の要望でありますとか、高齢者の皆さんの見守りなどの地域課題の解決とか、地域の一体感の醸成、地域の活性化を進めていくということで、地域まちづくり協議会の立ち上げを進めておるところであります。こういう超高齢社会や人の支え合いの機能を高めていく必要があるという認識に基づくものでございます。さらに、若者の定住促進等々につきましても、平成28年度重点予算を計上させていただいております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長く答弁されましたけど、多くは国やそういうところが出している予算措置だろうというふうに思います。

私は、この問題が非常に大事だと思うのは、連鎖をするという問題であります。なかなか貧困から抜け出せない、次の世代にも貧困が及んでいくということですね。日本全体がやっぱりそういう意味では大変な状況になってくるという、だからこそ今そういう施策をやっぱり大事にすべきではないかということなんです。だから、そういう意味では、将来にわたって大きな影響を持つ施策として、市独自であっても私はやるべきだろうというふうに思います。

先ほど小坂議員が幼児教育の無償化という問題を言われましたけれども、そういった思い切った

ことをやっていくというようなことが、将来的に大きく見れば、20年先、30年先に効果が出てくるんだろうと。そんなふうなことをぜひやっぱりやるべきだろうというふうに思います。

その場合に問題になるのは、次に移りますけれども、財源の問題です。何でもかんでも、あれやれこれやれではお金がありません。

次に移りたいのは、基金の活用を財源としてできないのかという問題であります。

この問題については一般質問で多くをやりますので、ちょっと絞ってやらさせていただきますけれども、来年度の予算を見ますと、全体で15億8,000万基金を取り崩して、そのうちの15億1,000万が財調、残り7,000万は他の基金だということでもあります。

私ที่ไม่わかるのは、将来財調が枯渇するってあれほど言っておきながら、全体として26年度の決算で100億を超えるような基金がある中で、なぜ財調だけを15億も突っ込むのかという話なんですよ。ほかに基金が5割以上、100億のうち56億ですか、26年度決算でいくと。他の基金があるんです。それはほとんど使わずに財調だけをどんどん減らしていくって、こんなやり方はおかしいんじゃないかと思うんですよ。こういうことについて、なぜもっと他の基金を活用できなかったのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政調整以外の基金ももっと有効活用したらどうやというようなご質問だというふうに思いますけれども、まずは基金には設置目的がございます。その設置目的を変えて、簡単に繰り入れることはできませんというのが1点ございます。

その中で、財政の年間の均等を図るために財政調整基金を持っていまして、あと減債基金もございますけれども、財政調整基金でその運用を図っていくというような今やり方をやっています。そういうこともございまして、平成28年度予算については財政調整基金を主な繰入金として活用をいたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

設置目的があるのは重々承知をしております。だから、それを活用しようと思ったら、基金条例を少しいらいわいわけですよ。例えば来年度の予算で、財調以外の基金で何が使われているかというと、市民まちづくり基金から1,200万、これで残額が9億7,000万ですね。それから、関宿にぎわいづくり基金が、36万円崩して残額は3億6,700万円、土地開発基金から1,500万円ほど取り崩して残額は8億円、リニア基金と庁舎基金は、これは逆にさらに5,000万円積み増し、リニア基金は28年度末で16億円、庁舎基金は27年度末で10億円になると、こういうことなんです。

私が言うのは、一般質問でもやりますけれども、例えば市民まちづくり基金、あれの設置目的を読むと、別にあの目的自体でもハードに使えるやないですか。市民のまちづくりの活動を支援する、そういうものに使いなさいよということなんです、設置目的は。であればソフトであれハードだ

って使えるわけですよ。それを、もしそれが使えないというんだったら、それがハードも充てられるような設置目的に変えれば済むだけの話じゃないですか。そういうこともやらずに、とにかく財調だけをどんどん使っていると、こういう実態があるわけですよ。

だから、使える基金が8億やら10億やらって他にあるんですよ。一方、1つで財調だけをどんどんどんどん予算につぎ込んでいく、こんなやり方をしているわけでありまして。

1点だけ聞きますけれども、リニア基金です。これについては、15億も取り崩さないと予算が組めないのに、なぜリニア基金は5,000万積み増しできるのか。予算に余裕があるのか、余裕はないのか、はっきりお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成28年度予算におきまして財政調整基金約15億1,000万の取り崩しにつきましては、主に川崎小学校の建設が始まったところでございます。

議員ご指摘のとおり、15億円の財政調整基金の取り崩しは近年にない状況と認識しておりますが、予算につきましては、主要事業計画により年度間で変動がありますもので、財政調整基金で調整して対応しているところでございます。

また、リニア中央新幹線の停車駅誘致がもたらす効果につきましては、これまで説明をいたしておりますとおりでございますが、特に当該基金を他の施策の財源に充て減額することは、リニア駅周辺整備に必要な財源確保に影響を及ぼすほか、市民はもとより、国並びに他の自治体に対しましても、リニア市内停車駅誘致に対する市の姿勢、取り組みの減速と受けとめられるものと考えております。こうしたことから計画的な積み立てを継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、理解できませんね。もう枯渇するんだというような財調を15億円も崩して予算を組まなければならないような状況ですよ。そんな状況の中で、なぜリニアだけは別枠なんですか、聖域なんですか、5,000万円積めるんですか。積めるような状況やないでしょう、これ。そこを言っているんですよ。あなた方はもう全然別枠ですよ、リニアを積むことについては。おかしいでしょう、こんなこと。このことがどうも私は理解できません。

それから、これは補正でありますけれども、庁舎もそうですよね。庁舎も、別に庁舎に積まずとも、財調がこれだけしんどいんなら財調に回るようにすればいいんですよ、何も庁舎に積まなくていいんですよ。そういう問題が非常に、何を考えているのかわからない。本当に財政に余裕があるのかわからない、そんな予算の組み方ですよ、これ。

結局、私感じたのは財調をどんどん減らして、最終、31年には17億というようなことをどんどん宣伝をして、大変や大変やってあおっておいて、だから市民の皆さん負担をしてくださいよ、サービスカットには納得してくださいよという、こう持っていつてるんやないですか、意識的にね。そう勘ぐらざるを得ませんよ、あなた方のやり方は。この基金については、再度一般質問でもやりたいと思いますので、この程度にしておきます。

次に、病院事業のほうに移りたいと思います。

議案第33号平成28年度亀山市病院事業会計予算についてであります。

これについては、昨年12月議会で大きな議論になりました。4月から市の選択として地方公営企業法を全部適用することになり、この28年度予算はこの全部適用された最初の予算ということでもあります。当然厳しい経営状況を改善していくためのさまざまな予算措置がされているものと思いますので、まずこの全部適用によって予算のどこが変わったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

平成28年度の病院事業会計予算につきましては、予算編成時におきましては病院事業管理者が配置されていないことから、基本的には従前の考え方を踏襲して編成したものであります。しかし、新たに病院事業管理者を配置することから、その総合的な采配のもと、医療センター職員が一丸となって医業収益の増収と経費の削減に努めることによりまして、一般会計補助金の縮減を図る予算としております。

なお、地方公営企業法の全部を適用することに伴い、新たに直接的に予算に反映したものは病院事業管理者の人件費でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

確かに今度の全部適用で、トップに立つべき事業管理者がいない中で予算編成されたということでは、余り目新しいものがないということは理解できます。ただ、私、今回予算の分析をするに当たって、その年の予算だけ見てもわからないということがありまして、22年度から26年度までの決算を調べて、損益計算書と貸借対照表の主な項目の推移をずうっと見てみました。本来10年ぐらいのスパンで見なければなりませんけれども、とりあえず5年でやってみました。

パネルを見ていただきたいと思います。まず、これは一番上が8億円です。一番下が1億円です。これゼロがようけついていますけれども、8億で1億、1億円の幅で目盛りがついています。

まず入院収益と外来収益を見ていただきたいです。上ですね。これほぼ大まかに言うと横ばいで推移をしています。こういうことを、まず医業収益だけ見ていただきたいですけれども、これを入院と外来合わせた5年間見てみましたけれども、医業収益が最も多かったのが平成23年で13億6,700万円で、全体としてこの5年間、12億から14億の範囲で医業収益というのは推移をしているということですね。ところが28年度予算を見ますと、入院で8億3,000万円、外来が8億円で、合わせると医業収益は何と16億6,600万円になっているんです。決算額からいえば2億から4億も増収になるような予算が組まれているわけですね。

お尋ねしたいんですけれども、なぜ決算から見てこれほど大幅な増収が見込めるのかということですね。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業会計予算につきましては、収益的収支については医業収益の目標額や一般会計補助金を勘案した上で、収支均衡予算として編成してまいりました。したがって、予算上は赤字が生じない形ではありますが、決算においては医業収益が予算額に達しないことなどから赤字を計上する状況となっております、必然的に決算額と予算額の乖離が生じておるとい状態でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、今の答弁で腑に落ちないのは、均衡だというのはわかる。そしたら、決算でこういう数字出ているわけですね。とつてもやないけれども、そんな16億も外来と入院で入るような、そんな状況がないわけですよ。だったら、これに見合う歳出を組まなしようがないですよ。もしくは、これにでも歳出はそのままにしておくんなら、一般会計から入れるしか方法ないですね。それをここを膨らまして予算を組むということ自体が、非常に私はおかしい組み方だというふうに思います。

これは私が推測するに、この医業収益を大きく見積もればどこが減らせるかということ、市からの補助金を少なく計上できるんですね。ここにやっぱりポイントがあるんじゃないかというふうに思います。というのは、医業収益も、それから市の補助金も同じ収益的収入のうちなんですよ。だから収益的収入のうちで、医業収益が大きければ市の補助金は少なくて済むし、市の補助金が大きくなれば医業収益は小さくても収支が合うんですよ。そういうような構造になっている。だから予算を組むときに、私は補助金を小さくするために、わざわざ決算とはつじつまが合わない、2億から4億円も乖離するような、決算から見てですよ。医業収益、入院と外来の収入を組んだんではないかというふうに思います。これは確かに一時的にはこれでいけるんですよ、収支とんとんで。ところが、これが実際には入らないわけですよ。例えば医業収益を16億も入るように組んだところで、実際には入らないわけですよ、決算で。そうすると、どこかにひずみが行くことになります。

こういうひずみがどこであらわれているかということなんですけれども、もう一度またパネルを見ていただきたいんですけども、まず市からの補助金はもう2億が上限というふうにされていますので、これずっと減ってきています。28年度は1億2,000万まで減ってきています、2億がね。いわゆる市はもう補助金を少なくしてきたと言いたいんでしょうけれども、こういうふうに減ってきています。

もう1つ、借金をあらわす指標が何かというと、1つはこの紫色の負債、いわゆる病院がした借金ですね。この額がこういうふうに、どんどんどんどん金額が上がってきているということですね。それからもう1つは、それにつれて、同じことですけども、累積の赤字、これが黄色ですけども、これも年々急カーブで増加しています。つまり、医業収益がこれだけしかないのにそれ以上の予算を立ててやったがために、こういうふうなことが起こっている。一方で補助金を減らしてきているから、こういう事態が起こっている、こういうことですよ。だから、こういうことがひずみとしてやっぱり出てくるわけですよ。

それから、あともう1つ、後でまた聞きますけれども、重大だと思うのは現金がなくなっているという問題です。現金というのは、要するに1年以内にいわゆる支払いをしなきゃならないものを流動資産ということで上げますけれども、つまり何かあったときにすぐ支払いをできるようなものというのは、お金にかえるというようなものは時間がかかりますけれども、現金はすぐ支払い

が可能ですね。だから、これが幾らあるかということも大事なんですけれども、これももう本当にながた減りです。これ26年度決算では1億8,000万までもう現金が減っています。たまたま28年度については、大阪府の公債を売却したということで3億ほど現金が入ったということですね。だから、28年度の予算を見てもらいますと5億ぐらいの現金があるんです。何とか一息ついたということですね。

公債を売って一息ついたということなんですけれども、私はここでこれを見ていただいてぜひお聞きしたいと思いますけれども、実際には見込めないような医業収益で予算を組んで、一般会計からの補助金を減らしてきた、こういうようなことが累積赤字を年々生み出してきたのではないかと、いうふうに思うんですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど今、この表がわかりやすいと思いますが、21年度の決算から私ども医療センターの会計の考え方を転換させていただきました。したがって、そこにあります黄色い線、当年度未処理欠損金は、21年度までは、開院以来20年経過いたしておりましたが、ゼロということでした。それは何を意味するのかということ。それから、毎年の損失が当時厳しい中で、年間4億につきまして、一般会計から全額補填いたしておりました。そういう会計処理が20年近く進められてきたということについて、一定の経営改善の方向を示して、補助金については2億円を上限に、そして毎年の損失については、決算上も全部ゼロになっておりましたが、決算上も損失分を計上させていただいて、議員の皆様、市民の皆様に正確にご理解いただくということをさせていただいたのが、まさにこの21年であったと理解をいたしております。

そういう中で、今、赤いキャッシュのいわゆる現金の減りにつきましてご指摘をいただいておりますが、いわゆる補助金を減額させるのが目的で、少なくするために云々ということをご指摘をいただきましたが、当然一般会計から入れていく補助金につきましては、例えば2億にしましても5年間で10億という金額になります。この損益を改善をして、その分は医療の質と経営を本当に健全化することが医療センターに課せられた大きな使命であろうというふうに認識をいたしまして、今回さらにこの構造を健全な状態にしていきたいと考えておるものでございます。

毎年補助金が減ってはきておりますが、それ以外の損失分につきましては、赤いラインが示しております、いわゆる内部留保金の現金を補填分として活用しておるとというのが現状の医療センターの経営でございます。

キャッシュにつきましては、大変緊迫しております中で、いかにこれを改善していくのかというものにつきまして、おっしゃるように構造的な改善が問われておるというふうに認識をいたしておりますし、おっしゃるように1年一年だけを見ておっても見えてまいりませんので、年度の長い経緯の中で医療センターをさらに健全な状態にしていく努力を今後も重ねてきたいというふうに決意をいたすものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が指摘したいのは、いわゆる市長言われたその構造的な問題なんですよ。だから、市は2億円だった補助金をどんどん少なくして、28年度は1億2,000万まで減らしていってますよと。その分経営努力をしているというふうに見せるんでしょうけれども、現実にはそんなふうにはいつてないんですね。そのツケが、結局こういう累積赤字であったり、それからキャッシュ・フロー、この現金がどんと減っていくと、こういうところにひずみが出ているという問題ですよ。

だから、2億を上限にして補助金を入れていく。それを年々減らして1億2,000万まで減らしてきたんだということを強調したところで、病院全体の経営の構造的な問題というのは解決していないですね。むしろ今言われたように、負債がふえる、現金が減ると、こういう状態としてあらわれてきているということを言いたいわけです。だから、これをどうじゃあ改善するのかということが、私は今後問われるんであろうと思います。

もう1点、ちょっと先ほど言いましたけれども、1年以内に現金化できる資金を流動資産と呼んで、そのうちに現金預金というのがあるんですけども、これが来年度の予定ですけども、キャッシュ・フローで言うと5億円ほどになるということですね。このキャッシュ・フローが現実の経営の中でどれぐらい、これ5億円で今後何年ほどやっていける見通しなのかということが1点と、それから少なくともどれぐらいの経営上現金を持たないとやっていけないのかという、ちょっと難しいかもわかりませんが、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

議員のおっしゃるように、平成26年度末の現金が約1億8,000万、そして28年度には有価証券の満期によりまして3億円入って約5億円の現金と見ております。これにつきましては、医業の収支とか一般会計補助金の額によって健全な経営に必要な現金を変動するかと思ひまして一概には言えないんですけども、医業収益がどうなった場合には幾らぐらい要るとか、そういうようなシミュレーションを行ひまして、健全経営のためにはどれぐらい現金が要するのかということを出していきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、具体的な数字は上がりませんでしたけれども、やっぱりこういう推移を見ても、5億あるから大丈夫ということとは言えないだろうと。もう場合によったら二、三年でこの現金が、このままの経営状態が続いていけばこの5億円という現金預金も本当に底をつくんじゃないかというようなことも思います。

最後に、市の補助金の考え方ですけども、平成20年に「亀山市立医療センターの今後の方向性について」というこういうものの中で、次の場合にはこの方向性の抜本的な見直しを行うということが書かれておひまして、1つは財政状況の判断として次のように書かれておひます。公立病院にとって地域医療を確保し、維持することが求められるとはいえ、医療サービスと経費負担のバランスから他会計補助金、つまり一般会計からの補助金ですね、の額が2億円を超えた場合には、この方向性の抜本的な見直しを行うんだということが、この方向性の検討委員会の中で出されておひるわ

けですね。

私はこの5年間見てみまして、確かに市の補助金という名前では減ってきています。2億円から1億2,000万まで減ってきています。しかし、これはやっぱりトリックがあるんじゃないかと私は思っています。というのは、補助金が減っているけれども、その分、さっきも言いましたように赤がどっとふえているんですね。だから1つ取り出すと、毎年度の純損失がどれぐらい出ているかということと、それから補助金の額、この2つを足したら、この5年間全部2億円超えるんですよ。つまり、もう既に2億円以上入れないと経営ができないような状態というのがこの5年間の数字で私はあらわれているんじゃないかというふうに思います。そういう点から行くと、この方向性は出されている2億円を超える場合にはもう判断せんならんのかなというようなことに該当してくるんじゃないかというふうに思うんですけれども、この方向性の抜本的な見直しが必要だというふうに市長はお考えになりますか、いかがですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

多分議員おっしゃっていただいております部分というのは私どもも十分認識をさせていただいて、経営改善を果たさなくてはならないというふうに思っております。

実は、先ほどちょっと申し上げませんでした。21年度までは、例えば補助金の総額というのは、これは約4億数千万の毎年の損失分の一部であります。約20年の間に32億円の補助金を投入してきたということになります。平成20年度につきましては4億を青天井で突っ込んできた。こういう状態が5年続けば20億、中学校が1校できる計算であります。そういう意味では、一般会計からこの事業会計への投入は一定のルールを入れましたので、構造的には、浮いた分というのは別の市民生活の予算に使われてきたという意味では、これはよかったというふうに思っておりますが、ご指摘のように医療センターの経営収支や経営状況はご指摘のような構造を抱えておるといのが現状でございます。

したがって、2億という数字の上限が適切かどうかも含めまして、私どもは非常に危機感を持ってこの医療センターを、平成28年度新たに病院事業管理者を設置して、経営改善と地域医療の質の向上にチャレンジをまいりますので、その2億が適切かどうかという、そのルール自体が適切かどうかということにつきましても、その過程で見きわめてまいりたいというふうに現時点では考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今後、それこそ本当に4月以降、病院事業管理者の手腕が問われる問題だというふうに私は思っております。

いずれにしても、この2億で上限を定めて、それで経営が回るんであればいいんですけれども、回らない状態であるのに、ここに固執してやったところで、結局赤が出たり、それから現金がなくなったりという事態が起こるんですかね、経営上ね。だから、そういう問題も含めてやっぱり検討する必要があるではないかというふうに思っています。

最後にもう1点、これ来年度予算とも関係しますのでお伺いしたいんですけども、国が医療制度を変えるということで、三重県の中でも地域医療構想づくりというのが進められています。聞くところによると、3月にも結論が出るのではないかというふうに言われています。

この医療構想の中では、例えば1つだけ言いますけど、時間がありませんので、医師不足などが原因で病床数を減らしている。例えば医療センターもそうですよね。そういうようなところについて、その減った病床数を基準に、さらに病床数を幾つ削減するのかというような議論がされているというふうに聞いています。つまり医療センターでいえば、100床ある病床数を60まで減らして運営をしている。その60を基本に、そこから幾つ減らせるんやというような議論がされているというふうに聞いております。こういうことになってくれば、本当に公立病院として維持存続できるのかというような問題にもなってくるんですけども、この今地域医療構想がどこまで進んでいるのか、またいつごろその結論が出るのかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

健康福祉部長ということで地域医療調整会議の委員として参加しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員が言われましたように、稼働病床数をベースに何掛けというふうな計算方式も一旦は示されました。その中で私どもも議員の言われるように、医師不足とか、ニーズがありながら埋めることができない病床まで休眠病床としてカウントされるのは困るということで意見を申し上げましたので、一つの計算方式として示されたという状況でございます。

結論については、今年度についてはそのレベルで、来年度以降さらに調整するというところで終わっております。今年度はもう開催されないというふうに理解しておりますが。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、今回、病院の会計を取り上げました。ただ、これわかりやすくするために、いわゆる経営努力の部分については省かせていただきました。もう本当に会計上あらわれてくる数字でもっている議論させていただきました。当然、これは前提としては、経営努力はされなきゃならないことが前提です。だから、例えば市の経営努力もされないのに、市が赤字になったらどれだけもお金を入れていいのかという話にはなりませんので、その点はあえて触れませんでしたけれども、やっぱり経営努力が前提にあるということだけは申し上げておきたいと思います。

あと1分ぐらいになりましたけれども、最後の問題です。

補正予算の中から、庁舎建設基金についてお聞きしたいと思います。

これについては、私はこの庁舎自体は耐震がしてあるとはいえ、もし大きな震災が来たときに、建屋は建っていても、配管とか配線、電気とか水道とか、そういうものがずたずたになってしまって、結局機能しないようなことも起こり得るのではないかというふうに思っておりますので、庁舎の建てかえ自体は必要なものだというふうに思っています。

ただ、いつも市長に言いますけれども、それなら時期と予定額、場所、そういうものをきちっと

やっぱり方向を出していくべきだろうと思うんですけども、それなしで積み立てだけを進めるといふことについてはどうかと思うんで、その点について市長にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

簡潔にお願いします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本庁舎の問題につきましては、従来の方針を現在も堅持をいたしておるところでございますが、この基金の目標額については、平成19年度に15億というふうな設定を当時されました。その目標額に向けて取り組んでまいっておるところでございます。

いずれにいたしましても、いずれ庁舎の建設は必要な時期を迎えるというふうに認識いたしますが、その折の建設費用を可能な限り、今それに備えて積み上げておくということは、その建設以降の後年度の負担を、次の世代も含めてであります。抑えることができるという考え方で、この庁舎建設基金の目標額に近づけられるよう、財政状況を見ながら今後も積み上げてまいりたいと思っておるところであります。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時55分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 森 美和子議員。

○9番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。公明党を代表して質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

質疑の順番を少し変えさせていただく場合がありますので、よろしくお願いたします。時間の関係上、済みません。

まず議案第19号平成27年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について、及び議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算についてお伺いをしたいと思います。

まず予算編成の考え方について、お伺いをしたいと思います。

28年度の一般会計の予算を見ますと、208億1,600万円、27年度の当初予算に比べて2%増、金額にして約4億円増となっております。平成28年度は第1次亀山市総合計画の最終年度ということで、後期基本計画の必達、必ず達成させるんだとの市長の意気込みなのかと思います。

まずこの必達しなければならないどんな事業が残っているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森 美和子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

必達をさせなくてはならないどんな事業が残っておるかということでもありますけれども、今回、総合計画の最終年度ということでもあります。その意味では、従来の掲げてまいりました35施策、308の事業の完全達成に向けて努力をさせていただきたいと思ひますし、とりわけ戦略プロジェクトということで子育て支援とか、安心・安全のまちづくりとか、こういう項目につきましては当然重要な政策として完全達成を目指してまいりたいというふうに考えておるものであります。

そういう意味で、ことしは国の地方創生の新たな取り組みで、とりわけ若者の定住促進を強化してまいりたいと思っておりますし、今回、予算に反映させていただきました川崎小学校の改築でありますとか、関の山車会館の整備でありますとか、こういう従来からの目標を完全に実現に導いていきたいと考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

35の施策、308の事業を必ずやっていくんだという市長の決意を聞かせていただきました。

ただ、新聞によりますと、積極果敢予算と掲載をされておりました。今回の予算を見ましても、先ほど言われた川崎小学校とか関の山車会館とかというふうにおっしゃいましたけど、そんなに言うほどの目玉的な事業があるように思えなくて、後期基本計画の必達は理解できたとしても、積極果敢予算といった表現の仕方に私は少し違和感を感じました。

それはやはりここ何年間か、行財政改革による受益者負担の適正化などが行われてきました。今後の財政運営を考えたら、私は一定の理解は示してまいりましたが、はっきりいって市民にはご負担をおかけしたわけでありませう。

また今回、先ほど来の議論もありましたように、財調も15億円切り崩して事業を進めようとしております。この積極果敢予算の意図するところをお示し願ひたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

某新聞社の予算案の記事の中で、28年度は積極果敢予算という表現を使われましたが、記者会見で私が使わせていただいたのは、総合計画必達予算と、こういう表現を使わせていただきました。幾つかの新聞社さんの報道では、新年度は必達予算という言い回しでございました。1社だけ積極果敢予算という表現を使っていたいただきました。

しかしその心は、少し厳しい局面をこの数年努力いたしてまいりましたが、平成28年度当初予算につきましては、さっきふれていただいた対前年度比約4億、率にして2%の増ということで、ここ3年間は対前年比割れの予算が続いておったところがございます。その意味では、本当にこれが増となるのは当初予算で4年ぶりということもありまして、先ほど申し上げたような懸案の目標に掲げておりました事業を、しっかり予算手当てをして前へ進めていこうという趣旨が積極果敢というような我々の基本姿勢を示させていただいたところでありませう。

さらに、予算の中には表現されていない部分もあろうかと思ひますけれども、企業立地の政策であ

りますとか、地域包括ケアの一層の推進でありますとか、いわゆる子ども・子育て支援の強化でありますとか、こういう問題につきましてはしっかり手当てをしていくという思いで予算編成をさせていただいたものでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

市長がおっしゃったのは必達予算だったんだということ、それからこの積極果敢というのは、事業展開をしっかりこの必達に向けて第1次総合計画を仕上げていくんだというふうに、その市長の意気込みと捉えさせていただきました。

一方で、今策定をされている第2次総合計画は、今後の第2次の市政運営を行っていくに当たり、先ほど来も少しありましたが、財調の使い方にも一定の歯どめをかけていく、そういった必要があるように感じます。

中期財政見通しでは、普通交付税の合併算定がえなどの減収などで5年間で55億の財源不足というふうにも書かれておりますが、固定資産税等の増によって若干財調の基金も見通しがきいてきたということもあるんですが、今回15億を予算編成されたということですが、今後の財調の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどの小坂議員のご質疑でもありましたが、財政調整基金の繰入額の増というのがいかがかというご質問もありました。

基本的に少し申し上げたいと思いますが、平成28年度は15億1,100万の投入ということになりました。確かに身の丈に合った行財政運営をしていくという意味では、その年の特殊性もあろうかと思っておりますけれども、例えば平成17年度、これは新市の当初予算におきましては、当時の予算規模は200億を超えておったと思っておりますけれども、平成17年度、18億6,600万という繰り入れを財調からいたしておるところでございます。

その後も十数億を投入していくということの中で、税収が減ってくる中での適正な財調の積み上げとその使い方については、当然、後年度にいろいろ影響が出ますのでしっかり対応していきたいというふうに思っておりますし、先ほどはふれられませんでした、減債基金なんかの運用もこの数年意識をして回してきたところであります。

いずれにいたしましても、今後にも厳しい局面はありますが、中・長期の見通しをしっかり持って対応していくということが肝要であろうというふうに認識をいたしております。

詳細につきましては、財務部長のほうからふれさせていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の財政調整基金の残高見込みでございますが、議員おっしゃったとおり中期財政見通しでは31年度末の財政調整基金残高を約17億円と見込んでおります。この中期財政見通しでは、不用

額等の実質収支を6億円と見込んで、3億円は再度積み増しをするというような形で見ただ中で、残高が17億円になるだろうという予測をいたしております。

今後の市税収入から見ますと、法人市民税は12.3%を9.7%に今下げられております。これがことしの国の計画から申しますと、6%にというふうなことが打ち出されています。また、償却資産税についても、中小企業については半分にしてやったらどうやというのがことし出てきてまして、それとかゴルフ場利用税なんかも廃止したらどうやということで、市税収入から見ますと亀山市にとっては余りいいような傾向はないよということを考えていまして、28年度予算でも標準予算は171億4,300万で、今まで皆さん方に申し上げてきたとおり170億ぐらいで、何とか前年度よりは2億9,000万削減をしてきたと。

市長も申しましたけど、今までで経常経費の削減を平成24年から28年度予算にかけて約10億円削減をしてまいりました。これ以上は、なかなか今後は難しいのかなという思いを持っていまして、その中で今後の財政運営では財政調整基金の残高を一つの目安とする必要があるだろうと。

それは1つには、扶助費なんかで国が10分の10の年金生活者等支援臨時福祉給付金なんかのお金が来年度事業費でも2億円ぐらい全体であります。これは2億円からいただいて2億出すみたいな形になるんですけども、そういうこともありますので、予算規模がどうやこうやというようなものも影響してまいりますので、私どもとしては財政調整基金残高を目安に財政運営していきたいというふうに考えております。

この総合計画をつくる段階で2つ考え方を持っていまして、行革大綱の実施計画にも上げさせていただきましてけれども、1つは、今までは各部局間で予算編成をしてきたけれども、今度は政策の中で事業調整ができるような考え方も入れようとか、先ほど午前中にも質疑がございましたけれども、事前評価制度みたいなものも考えていこうと。大規模事業については、事前評価みたいなものも考えていこうという評価制度の導入も検討していこうというふうに書かせていただいておりますけれども、それと事業の再編を考えた上で少し見直していかないと、なかなか今後の財政運営は困難だろうというふうに考えています。

そんな中で、市長が申しているとおりに、行財政改革大綱の実施計画をきちっとやっていくことが今後の財政運営上とても大事なのかなあというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

部長のお話を聞かせていただくと、ますます亀山市の財政は厳しくなっていく。国の動向もありますが厳しくなっていくということは明らかになったと思います。しっかりと財調のところに注視していくというご答弁でしたので、しっかりとお願いをしたいと思います。

もう1点、投資的経費も昨年に比べて6億ほど伸びております。これは先ほど来出ております川崎小学校とか野村布気線、それから関の山車会館が主なものだと思いますが、川崎小、関の山車会館に関しては第2次総合計画に引き継がれていくんだろうと思いますが、野村布気線の状況は今どうなっているのか。これも私、議員にさせていただいてからずうっと野村布気線の事業は、多分当初の目標ですと26年でもう完成をしておかなあかん。

それが合併特例債の期間が延びたということで今に至っているわけですが、さまざまな課題の中

で今の進捗状況と見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高土建設部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

市道野村布気線の進捗状況でございますが、本年度当初に3者の方と契約には至っておりませんが、昨年6月末日に1事業所と契約に至り、もう1者の方とも12月に契約いたしましたところでございます。残る1事業所の方とは、去る3月1日をもって市道野村布気線整備事業に関する確認書を締結いたしましたところでございます。事業者の方が代替地を希望されておりますことから、代替地候補の所有者との交渉を現在進めており、おおむねご理解を得ております。

また、平成28年度の予算増の一因といたしましては、6月議会で3年の債務負担行為で契約いたしました事業所の移転が順調に進捗いたしましたことから、公有財産購入費、補償費の債務負担の期限を3年から2年に変更したことによる増でございます。

なお、今後の工事進捗につきましては、平成28年度は西側の用地買収が完了している区間と流末排水路の工事を進め、平成30年度を目途に完成に向け進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

本当に進んでいっているんだなあと、30年をめどに事業が行われていくんだということを確認させていただきました。

次に移ります。

新たな財源確保の取り組みについて、お伺いをしたいと思います。

性質別歳入の状況を見ますと、自主財源が129億8,000万、62.4%、前年度より2.2%増となっておりますが、その主な要因についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新たな財源確保の取り組みにつきましては、昨年10月に策定をいたしました第2次行財政改革大綱前期実施計画において6つの取り組みを掲げております。

28年度におきましては、本年度に引き続き普通財産の有効活用・売却、補助金・助成金の活用、企業立地の促進に取り組んでいくとともに、広報紙への広報掲載、雑誌スポンサー制度の導入といった新たな取り組みも行ってまいります。

来年度のふえた要因でございますが、12月議会で上げさせていただいた手数料なんかを改正させていただいた分が主な要因でございますが、それが自主財源の確保にふえてきたと。

具体的に自主財源がふえた理由を細かく申し上げますと、市税が1億4,500万ふえました。地方消費税交付金が1億7,700万ふえまして、国庫支出金も1億9,800万ふえ、県の支出金も4,800万、繰入金が9,600万、繰越金が5,000万をふやしました。そのほか、地方交付税が3億200万削減をされました。分担金及び負担金が3,700万減、市債が8,120万

の減、この合計が今2.2%の自主財源が2億7,974万6,000円ふえた要因ということでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ちょっと聞いていることが、何でそうなったのかというのは手数料等が上がったということで、何か最初に新たな財源の取り組みについていきなり入られたので、ちょっと私理解できなかったんですけど、手数料とかがふえたということがその要因になっておるということで理解していいんですか。

あと、今言われた市税収入がほとんどですよ。この49.2%が市税収入という形の中で、さまざまなものがついているということで理解させていただいていいのか、いきなり財源の取り組みについておっしゃられたので、ちょっと理解ができなかったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません。私、先ほど2つのことを一緒に言うてしまいましたので、混乱したんだというふうに思います。

手数料については、独自の手数料については12月に改正された分がふえますよ。それと自主財源がふえたのは、大きな意味では市税が1億4,500万ふえた、地方消費税交付金が1億7,700万ふえた、国庫支出金が1億9,800万ふえた、繰入金が9,600万ふえましたと。しかし、地方交付税が3億200万減ったとか、分担金及び負担金が3,700万減ったとか市債の返還金が8,000万円ぐらい減った、その差し引きで自主財源が2億8,000万ほどふえたのは、主には議員おっしゃられるように市税の増と地方消費税交付金がふえたということが大きな要因だというふうに考えています。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

5年ぐらいの自主財源の推移を見てみると、25年の135億8,000万から落ちてきて、若干今年度は2億ほど増の見通しになっておりますが、市長の施政方針にもありましたように、景気の動向も若干上向きになっているとはいえ、中国などの経済の状況でそれは注視していく必要はあると思うんですが、財源確保の取り組みはなかなか行政の中で行っていくというのは、もういろいろと今までにも取り組みもしていただいて厳しいとは思いますが、この業財改革大綱の中でも新たな財源の確保というのが掲げられていますし、それから市民の方にもご負担をいただいているということからいくと、本当に無駄はないのか。それから、自分たちが当たり前だと思ってやっていることは固定観念で、もっと効率的な取り組みがあるんじゃないかということを考えながら、やっぱり新たに財源を生んでいくという意気込みは必要だと思うんです。

そういった意味での新たな財源の取り組みについて、2回目に聞きたいなあと感じていましたので、お答えください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新たな財源確保について、今後、ほかのことでもどんなふうを考えておるんだということですが、私は2点ほど、今後もう少しできることがあるんだらうというふうに思っています。

1点は、今までは各部門だけで完結をしてやってきたことを、全部門において、市長がよく言う横串を刺した上で経費の削減ができないのかを考えていく必要があるんだらうと。

来年、うちの財務部の中でも取り組みするようにしておりますが、電話交換機の交換を、今までは各部門ごとに交換機があったと。それを今度は市役所本庁舎の交換機を使って、関支所の電話も、文化会館の電話も、環境センターの電話も、みんなそれでコントロールできるようにすることによって少し経費を下げようと。

そういう関係とか、今は研究していますけれども、自動ドアは自動ドアの会社へ、または防災機器の点検はその会社へ、それを総合的にすることによって経費が削減できないのかも検討する必要もあるんだらうと、そういうふうにもう少し横串を刺した上での経費削減を考えていかないと、今までの枠だけではなかなか経費削減ができないんだらうというふうに考えております。

そんなことも含めて、今後研究しがてら新たな行革大綱の実施事業に位置づけて取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

横串を刺していくと、これからのいろんな政策というのは、地域包括もそうですし、市長が言われる新しい自治の仕組みもそうですし、本当に縦割り行政の中でやっていけない部分が非常に多く出てくると思いますので、そういった中でいろんな見直しなんかをしっかりとかけていただきたいなあと思います。

次に移ります。

総合戦略に位置づけた事業について、お伺いをしたいと思います。

昨年実施された国勢調査の県の速報値によりますと、亀山市の5万人口は維持したものの、758人減少したと発表されました。亀山市人口ビジョンによりますと、亀山市は国や県よりも10年ほどおくれた2020年をピークに人口減少となっていくとされております。この人口減少にストップをかけるために、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略が示されました。

今回の補正予算の中は、国から来た事業等がこのまち・ひと・しごとの予算も入っておりますので、補正に上がっている事業と、それから新年度予算でのこの総合戦略に向けた事業についてお示しを願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

それでは、まず平成27年度補正予算に計上した事業は、国の地方創生加速化交付金の活用予定のシティブロモーション戦略事業、あと移住・交流促進事業、同じく国の地域少子化対策重点推進

交付金を活用予定の婚活支援事業の3事業でございまして、この3事業の総額が2,605万円でございます。

続きまして、平成28年度予算、新年度予算に位置づけたものでございますが、今申し上げました事業にプラスしまして、新年度予算は54事業で17億3,280万円の事業費がございまして、補正予算と新年度予算を合わせますと全57事業で17億5,890万の事業費となります。

この新年度予算の具体的な事業を、プロジェクトに分けてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず取り組みの中で3つのプロジェクトがございまして、1つ目の子育てトータルサポートプロジェクトにつきましては、出産への希望と安心の環境づくりの推進として、妊婦健康診査支援事業や不妊・不育症治療費助成事業を継続して取り組んでまいります。また、魅力ある就学前教育・保育の推進では、かめやまげんきっこ育成事業、幼児教育推進事業を推進するほか、ワーク・ライフ・バランスの推進として男女共同参画事業に取り組んでまいります。

また、2つ目の若者のくらし充実プロジェクトにつきましては、若者が交流する機会の創出として若者交流推進事業に取り組みます。

また最後に、3つ目のシティプロモーション推進プロジェクトにつきましては、魅力ある地域情報の発信として、ホームページ情報発信事業やまちづくり観光推進事業に取り組み、積極的なシティプロモーション活動の展開により総合戦略の推進力を高めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

補正と新年度予算で合わせて57事業を推進されていくということで、確認をさせていただきました。

行政経営の重点方針に、市長は少子・高齢社会の進展や人口減少社会という大きな社会構造の転換点に足を踏み入れているということでお示しをされておりますが、この重点プロジェクトに位置づけられた事業が16事業で、28年度総額3億6,000万円ということを示されたものには載っております。

そのうち、3つの重点プロジェクトを今部長のほうからおっしゃっていただきましたが、子育てには2億7,400万円が計上されているというふうに記載していました。事業費にすると7割強が子育て支援、子育てにかかっていることとなります。この数字から見ると非常に素晴らしいことですが、事業内容を見ますと、妊婦健診で4,960万、先ほど言われました不妊・不育症治療これ700万、一番金額の大きいものは福祉医療費助成、これは市単と県を合わせて1億9,400万。これは別に重点プロジェクトに位置づけなくても、今まで行ってきたものばかりがこの予算立てをされているということ。

これが亀山市が今総合戦略として位置づけて、スタートをさせていくという重点プロジェクトと言えるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

子育てトータルサポートプロジェクトにつきましては、確かに今議員おっしゃられるように既存事業ということでございまして、今後の展開につきましては、第2次総合計画が始まる平成29年度からの事業化に向けて、現在、子育て家庭を中心とした若年世帯の市内定住を促すための住宅取得に対する支援策の検討や、子育ての悩みを共有し気軽に相談できるサークル活動の立ち上げ、またサークル同士のネットワーク化に対する支援策を現在検討しております。

そのほかにも、子育て支援といたしまして、多子世帯に対する有効な支援策についても現在検討しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

29年スタートの第2次総合計画に位置づけたいという、そのお気持ちはよくわかります。でも、もっと危機感を持っていただきたいなあとは思っております。亀山市は、子育て支援に積極的に取り組んでいただいていると思っておりますが、今のままでいいとは思っておりません。まだまだ手の届いていないところはあると思います。

12月議会でも、産前産後の支援などについて質問もしました。その後、民生委員さんとの意見交換をさせていただいたときに、提案させていただいた赤ちゃん訪問についても、積極的にかかわりたいのご意見もいただいております。総合戦略は、まさにその地域ニーズに対して地域の潜在力を掘り起こしていく、そこにつなげていく、これが大きな方向性になってくるのではないかと考えております。

市長の行政経営の重点方針、若者対策を盛り込まれたこと、これは非常に重要な方針だと私は思っております。でも、子育て支援は非常に時間のかかる、子育てをしていく、この子供たちが大きくなるまでのスパンが長いということ、本当に時間がかかる取り組みだと思えます。きょう生まれた子供が、生産年齢人口と言われる15歳を超える年代になるまでには15年、それから高校、大学に行けば18年、22年とかかるわけです。

そこをしっかりと考えて、市長の言われる進取の年、みずから進んで物事に取り組む、それからスピード、市長は本当にスピードということをおっしゃっていますが、スピード感を持ってやらないと、この子育て支援策というのはいけないんじゃないかと私は思います。その点について、市長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後におきましても、本市としても、人口減少社会の中で他市とは異なる環境をつくりながらリードしていこうと、このことがまた次へつながっていくんだろうというふうに思っておりますので、現在までにさまざまな検討、あるいは今後、先ほど部長が答弁させていただいた検討を整理しながら、次の第2次総合計画にしっかり組み込んでいくというような作業が必要になってこようかと思っておりますので、議員のご趣旨をしっかり受けとめながら展開をしていきたいと思っております。

なお、例えば多子世帯に対する有効な手だて、国のほうも先般、方向の閣議決定でしたか、そういうのが動き始めております。大変期待をいたしておりますが、こういうものをしっかり私どもも

連動しながら考えていきたいと思っておるところでございますし、もう一方で、新規の事業じゃなくて、地味ながら大切な事業が幾つか子育て支援の中にはあります。例えば虐待の問題でありますとか、母子福祉の対策につきましても、しっかり対応していくということも検討をして組み込んでいきたいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

私も、地味な事業でいいと思います。本当に手の届いていないところ、そういうところを逃さないでしっかり手だてを打てるような政策にさせていただきたいと思います。

議長、済みません。次、飛ばして議案第2号のほうに移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議案第2号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、お聞きしたいと思います。

この条例は、公務員でない人を一定の期間公務員として採用し、そして給料を定めているという条例だと思んですが、条例を読みますと、特定任期付職員とか、それから特定業務等従事任期付職員とか、短時間職員とか審理員とか、4種類の言葉が出てきます。

これはそれぞれどういった方を指すのか、お示し願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

それでは、今回、委員会の資料でもお配りをさせていただいておりますが、条例の条文ごとに説明をさせていただきたいと思います。

まず任期付職員の任用を分類いたしますと、大きく3つに区分されることになります。

まず亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第2条でございますが、これがまず議員が申されました高度の専門的知識・経験やすぐれた識見を一定期間活用して遂行することが必要とされる業務に従事されるための特定任期付職員ということで、午前中来出てまいります弁護士とか、公認会計士、税理士等がここに該当すると思います。

あと2つ目につきましては、条例第3条で定めます一定の期間内に終了することが見込まれる業務や、一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事するための任期付職員ということで、これは育児休業の代替などで例示させていただきました保育士等がこれに該当いたします。

あと3つ目が、条例第4条で掲げた業務及び住民サービスの提供時間の延長、繁忙時におけるサービス提供体制を充実させるための任期付短時間勤務職員ということで、これが現在ご審議をいただいております審理員に当たるものでございます。

この2条、3条、4条、それぞれ期間も5年、3年という形で定められておりますが、大きく分類するとこの3つに分かれるということでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

あと1点、特定任期付職員というのは弁護士などの方、公認会計士とか税理士の方を指すと言われましたが、第7条の給料表を見ますと7段階に分かれているんですが、この差異は何なのかを教えてください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

亀山市一般職の任期付職員の採用に関する条例の第7条で規定しております給料表につきましては、ご指摘のとおり1号から7号までの給料額を設定しております。

この給料につきましては、任用される職員の専門的な知識または識見の度合い、並びにその者が従事する業務の困難及び重要度合いに応じて決定するものでございまして、こうした度合いに対応できるよう給料額に差を設けているということでございまして、例えばですけれども、弁護士として非常に経験を有している方と余り経験のない方と、そういったことでこの給料額に差が出るということでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

2番目に移ります。

今後の職員採用のあり方について、第2条の2項1号に部内で確保することが一定の期間困難である場合とありました。この部内とは、財務部とか健康福祉部という部内を指しているのか。そうであるならば、部外で対応できる場合は部外の職員で対応するのか。細かいことですが、部内という表現に対して、その場合の対応についてをお示し願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本条例第2条第2項第1号において、部内と示してございますのは、行政の内部を指すというものでございまして、企画総務部、財務部というようなくくりではございません。

専門的な知識、経験が必要とされる業務につきましては、在職の職員にも対応できるよう市としても人材育成に努めてまいります。業務の内容によっては職員の育成等に相当の期間を要するなど、すぐさま対応できない場合もございますもので、こういった部外で採用するということが記されておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

そうすると、部内と書いてありますけど、庁内という考えで受けとめさせていただいたらいいということですね。

そもそも論で、任期付職員で対応するのではなくて、今後の職員採用のあり方ですが、適切な場所に適切な職員を配置できるように、そしてまた専門的な知識を有する職員を考えていく必要が今後としてはあるんじゃないかと思いますが、そういう点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の条例につきましては、あくまでも専門的な知識、経験を有する者を一定期間、3年ないし5年でございますが、一定期間活用することで公務の能率が上がるという方についての採用を検討しておりまして、議員ご指摘の専門的な知識、経験を有する者が一定期間ではなくて今後継続的に必要であると、こういった判断をした場合におきましては、任期付ではない通常の採用を検討する必要があると考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

顧問契約の弁護士さんについては、先ほど小坂議員のほうがお聞きになりましたので、やめたいと思います。

次の定員適正化計画との整合について、お伺いをしたいと思います。

第4条に、介護休暇、育児休暇を取得している職員のかわりに任期付職員を採用するとありましたが、現在も臨時的にその人たちの部分はされていますが、今後は全てこの条例で適用していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど議員からご指摘がありましたように、一定期間内の業務についてはこういった条例の活用というのは有効と考えておりますが、業務が継続的に行っていく場合には、やはり今の通常の採用により対応することがベストであるというふうに考えているところでございます。

（発言する者あり）

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

失礼しました。

採用につきましては、例えば先ほど申し上げましたように、職員が一定期間内で活用することが効率的である場合につきましては、現在の任期付の条例を活用することが適当というふうに考えておりますが、先ほど議員ご指摘のとおり、業務が一定期間ではなくてずっと継続的に続いていく場合においては、通常の今まで行っておる採用の仕方がベストであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

先ほどの小坂議員の質疑の中で、介護休暇とか育児休暇で臨時的にされているというのが、保育士などの専門職の方なんかをいうとおっしゃったんですけど、これは短期間雇用で職員として採用されますけど、保育士などの専門職というのはやっぱり短期間でできるというものではなくて、長期を見てきちっと雇用していくという必要性は、何かその答弁の中で保育士と言われたことがすご

くひっかかったんです。

だから、保育士さんなんかは非常に専門的な知見を持っておられる方ですので、臨時的なものという捉え方ではなくて、短期間で済む問題でもありませんので、これは3年ないし5年とかというくくりですので、それだけその期間おっていただくという形ではなくて、やっぱり長期を見ていただきたいというふうに思いますので、その点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに今、市の育児休業者は約年間30人から40人お見えになりまして、これは育児休業が3年間とれるようになったということで、育児休業者が増大したということで喜ばしいことだというふうに考えておりますが、今後、この制度が継続していくということになれば、当然この30人から40人の育児休業者はずっと続いていくという見込みが立ちますもので、これは一定期間のみでこの育児休業者が減少するという見込みは現在のところ立てておりませんもので、保育士の育児休業の代替が一定期間に該当するかというと、現在のところは私はしないというふうに考えておりますもので、この任用の方法が育児休業の代替にすぐに効果をあらわすということは少し難しいのかなと、そんな認識を持っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

介護休暇とか育児休暇を取得している方は、職員数に今入っていますよね。休暇をされていても職員数に入っておりますが、任期付職員でも正規の職員というみなしになりますので、職員数に換算をされていきますよね。

そうすると、今度、定員適正化計画との整合について差異が生じてくるのではないかと思います。計画では27年4月1日を基準日として、職員数が424名というのが基本になっておりますが、その点の差異が生じることにならないのかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、育児休業の代替として任期付職員を採用する場合には、フルタイムの勤務と短時間の勤務によってカウントが違ってまいります。短時間勤務ですと、これは職員数にはカウントされませんが、フルタイム勤務の場合でありますと職員数にカウントされることとなります。

したがって、定員適正化計画におきましても、こうしたフルタイム勤務の職員を採用した場合でありますと定員適正化計画に一定の影響が出るものというふうに考えております。

しかしながら、職員の配置につきましては、管理職からヒアリング、業務量調査を行うなど、適正な配置を行っており、業務量の増加等による職員採用の結果、一時的に職員数が増加する場合もございますが、最終年度の平成31年度には目標値を超過することのないよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ちょっと一般質問みたいになってしまったら申しわけないんですけど、定員適正化計画の考え方として、全体で職員というくくりじゃなくて、やっぱり専門的なものを持っている職員というところは確実に確保していくというような考え方とか、柔軟に対応していかないと、全部が全部で職員の数というのを決めていくということはやっぱりそういうひずみが出てくるような感じがしますし、今保育士さんの非正規の問題も非常に大きな問題になっておりますので、少し一般質問みたいになって申しわけないんですけど、そういうところも考えていただきたいなあということをお伝えして、質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。残りは予算決算でやります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時55分 休憩）

（午後 4時09分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番の豊田恵理議員ですけれども、豊田議員の質疑の前に、先ほどの森議員に対する答弁について、上田財務部長から訂正の発言の申し出がありましたので許可をします。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません。先ほどの森議員への性質別歳入の状況のうち、自主財源がふえた主な理由の答弁について、ご修正をお願いいたしたいというふうに思います。

私、歳入の中で27年度と28年度を比較いたしまして、ふえた分と自主財源と混同して申し上げましたので、自主財源だけに限って申しますと、個人市民税及び固定資産税の増による市税が1億4,540万円の増、財政調整基金等繰入金が9,662万円の増が自主財源がふえた主な要因でございます。このように訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（前田耕一君）

それでは、次に7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

創政クラブの豊田恵理です。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算について。

まず1番目に、歳入歳出において平成28年度の特徴は何かということで、今回の28年度で特徴的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度予算の特徴でございますが、第1次総合計画の最終年度として後期基本計画の各施策を着実に進めるとともに、若者の定住促進と新しい自治の仕組みの確立に積極果敢に取り組む予算としております。また、歳入に見合った歳出の実現に向け、歳入の確保及び歳出の削減に各部署が一丸となって取り組んだ予算だと考えております。

具体的に申し上げますと、歳入では、普通交付税において、市税や地方消費税交付金の増のほか、合併算定がえによる増額分の3割縮減などにより前年度比3億200万円減の10億1,900万円となり、臨時財政対策債は前年度比5億1,140万円減の3億6,340万円を計上するなど、一般財源が大幅に不足をいたしました。

また、財政調整基金の取り崩しは、平成28年度予算の不足する財源を補うため前年度比4億1,900万円増の15億1,100万円を計上しております。

一方、歳出では、川崎小学校改築事業、野村布気線整備事業、関の山車会館整備事業などの事業費増により投資的経費が前年度比で5億9,148万円の増となり、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業や障がい者・心身障がい児自立支援事業の事業費増などにより、扶助費は前年度比3億4,518万2,000円の増となったことが上げられます。

以上が、新年度予算の特徴的な事項と考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、その件で歳入に見合った歳出であるのかということで、まずご質問させていただきます。

投資的経費を除いた170から180億円が身の丈に合った予算組みと以前に聞いたことがございますが、恒常的に扶助費が今ふえている状況の中で、現在では身の丈に合った予算とはどのように考えているのか、これについてお答えください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度予算の208億1,600万円のうち、標準予算は171億4,284万1,000円であり、前年度より2億9,064万1,000円の減となっております。

臨時福祉給付金や年金生活者等支援臨時福祉給付金など、国の補助金が10分の10の事業が平成28年度も約2億円含んでおり、予算規模だけで一言に言えないというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、投資的経費については先ほどちょっとご質問がありましたので、続きまして市税につ

いてお聞きしたいと思います。

この市税、前年比が1.4%増とありましたが、この理由についてお答えください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

午前中の中村議員にもご答弁させていただきましたが、平成28年度の市税収入見込みにつきまして、前年度当初予算と比較してご説明を申し上げます。

市民税個人につきましては、給与収入額の伸び0.8%を見込みまして、前年度比3,810万円増となる25億2,650万円を計上いたしております。法人市民税においては、平成26年度税制改正による税率が12.3%から9.7%へ引き下げをされました。このことを含んで、主要事業所100社の決算見込み額調書をもとに、前年度比2,650万円減の7億2,540万円を計上いたしております。

また、固定資産税につきましては、土地は宅地の下落修正等による1,250万円の減少、家屋については平成27年度中の新築・増築分家屋による増加と、取り壊しによる減少を見込みまして5,370万円の増を、償却資産につきましては、主要事業所64社からの償却資産見込み状況調査を実施し平成27年度中の投資額を見込み、既存の減価償却資産の減収額を見込みまして6,390万円の増加を計上し、固定資産税全体では前年度比1億550万円増の57億3,810万円を計上いたしております。

また、軽自動車税につきましては、平成26年度税制改正により平成28年度から軽自動車税の税額が引き上げとなり、前年度と比較して2,450万円増の1億4,010万円を計上いたしたところです。

以上が、主な税収の増加の要因となっておりますのでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

市税の主な増加の原因について教えていただきました。

こちらなんですけれども、28年、そして29年、30年と今後も徐々に増加をすると考えているのか、またそれとも一時的な増と見ているのか、こちらのほうのご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の動向でございますが、まず個人市民税については、年金支給年齢が65歳に引き上げられたこともありまして、それまで働く人がふえていくんだろうということもございまして、余り多くを望みませんが、少しずつふえていくんだろうというふうに思っています。

法人市民税については、企業の業績によって変わってまいりますけれども、今年度の税制の改正で、次は9.7%から6%というふうに言われておりますので、これはまた大幅に削減されるんだろうというふうに思っています。

固定資産税については、土地については毎年、3年に1度の中で減少傾向にあるというふうに思っています。償却資産については、企業業績の動向が不確実ですのでなかなか読めませんが、今後の動向にこの点は注視をしていきたいと。特に、うちは固定資産税の償却資産が大きな市でございますので、変化が大きくなるんだろうと。

中期財政見通しでは、年間約200億ぐらいの設備投資があると見込んで私どもは試算をいたしております、これがどう変わってくるのかがうちにとっては大きな変化だろうと。

軽自動車税については、年々車が更新されますと増になってくるんだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

さまざまな要因が影響してくるものですので、今後ということで28年以降についてもちょっとお話を聞きました。

そして、もう1個大きなものとして、地方交付税から振りかえられます臨時財政対策債が3億6,340万円についてのことなんですけれども、今までと比較しても随分減少しておりますが、この理由は一体何でしょうか。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度当初予算における臨時財政対策債の発行予定額は約3億6,000万円となり、前年度当初予算に比べまして約5億1,000万円の減となっております。

この平成28年度における臨時財政対策債の発行予定額につきましては、地方税及び地方贈与税等が全国的に大きく伸びリーマンショック以前の水準まで回復したとされ、これに伴い国と地方の折半対象財源不足が減少したことから大幅に抑制されたところであります。これは前年度比16.3%、額にして国のほうは約7,000億円の減を行っているところでございます。

これにより、本市の平成28年度当初予算におきましても、市税及び地方譲与税等の伸びを見込み、地方交付税及び臨時財政対策債は減として試算したところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

そうしますと、今後も臨時財政対策債が徐々に抑制というんですかね、されていくような感じになるのか。今後、どうなっていくと予測しているかについて、お答えください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

地方交付税は、所得税や法人税など法定5税に一定の率を乗じた分を原資として各地方公共団体に配分・交付されますが、交付税総額が不足する場合にその不足分を国と地方で折半し、地方分について各団体が地方債を発行し補填することとされており、この地方債が臨時財政対策債でござい

ます。

平成13年度からは、毎年度交付税総額の不足額について臨時財政対策債により対応しており、基準財政需要額から臨時財政対策債への振りかえ額を控除した額により普通交付税の額が算定されております。また、臨時財政対策債の元利償還金相当額の全額が後年度の基準財政需要額に参入されることとなっておりますが、全額参入されるとはいえ、地方債の扱いであることにかわりはなく、地方債の残高が累積する原因にもなっております。

平成28年度末地方債残高の見込みが、亀山の場合約170億円ございます。そのうちに臨時財政対策債残高見込みが約73億円、地方債残高の43%を臨時財政対策債が占めておるところでございます。

国のほうも、税収が少し上振れ状態ですので、臨時財政対策債の額を減らしてきております。今後、国の景気動向によって地方交付税と臨時財政対策債の額の率が変わってくるんだらうと。今まで約半分半分ぐらいが亀山においては交付をされてきました。地方交付税と臨時財政対策債が、28年度においては地方交付税、現金がふえるというような形に変化をしてきています。

今後はどうなっていくのかというと、やはり景気動向が、国の財政状況もございますので、それが地方にも波及してくるんだらうというふうに考えていまして、実際どうなるのかは景気の動向が一番影響するんだらうというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

では、その次に移りたいと思います。

2番、後期基本計画第2次実施計画との整合についてということで、まず最初に、追加、変更になった主な事業はどのような事業かということでお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず後期基本計画第2次実施計画の中で、新たに追加した事業といたしましては、JR亀山駅周辺のにぎわいづくりと活性化に向け駅周辺の再生を進める亀山駅周辺整備事業や、本市の魅力をアピールしていくため、シティプロモーション戦略事業などがございます。

また、見直した事業といたしましては、これまで取り組んでまいりました舗装、老朽化対策事業につきまして、市道川崎白木線の舗装の損傷状況が著しいことなどから、早期の舗装整備を完了させるべく事業計画を前倒しし実施するなど、当初から位置づけた事業について必要な見直しを行ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、追加、変更になった主な事業ということで、少し細かくお聞きしたいと思います。まず先ほどにもありましたシティプロモーションについてということで、昨年12月にもシティプ

ロモーションについて質問をさせていただきましたが、プランの中にも入っておりますけれども、具体的にどのような取り組みをするのかというのが、もし決まっていたら教えてください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

具体的な事業でございますが、まず本市の魅力をどの地域のどのような人を対象に発信し、その媒体は何を使うかなど、民間のノウハウを活用してメディア戦略となるシティプロモーション戦略を策定いたします。

また、シティプロモーションに特化した専用ホームページの構築を行うとともに、行政情報番組の特集番組を制作し、ホームページにも掲載して幅広く本市の魅力を発信することなどにも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

特集番組を組んだり、いろいろこれから新しくまた出てくることだと思うんですけれども、一般質問のときにも少し申し上げましたけれども、市民、民間、こういったものをきちんと巻き込んだものにしていかなきゃいけないと思いますので、今後を期待しております。

あと先ほど出ました駅前周辺の事業につきまして、こちら少し具体的にあるんでしたら教えてください。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

J R 亀山駅周辺のにぎわいづくりと活性化に向けて、亀山駅周辺整備事業を計画しておりますが、現在、この事業につきましては駅周辺の再生を進めるということで、駅のまちづくり協議会の方々と協働して事業を進めておるところでございます。詳細につきましてはまた建設部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

駅前の再開発事業でございますけれども、来年度から一部事業のほうを具体的に進めてまいりたいと考えております。

それはまず都市計画決定とか都市計画の手続を踏めるように、まず準備をしたいといった点が1点ございます。それと、駅前のところに市道を1つ建設するに当たりまして、その用地補償とか、または建物補償のお金等を計上させていただいております。

なお、最終的には地域、組合が設立できるよう市も努力してまいりたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

それでは、ちょっと別のほうも聞きたいのがありますので、関の山車会館について、こちらも後期基本計画の第2次実施計画の中にありますけれども、こちらも具体的にどのような取り組みをするのかということは、先ほどの今岡議員でしたかね、答弁の中にありました。28年、29年、30年ということで、大体3億2,000万円ぐらい使ってというお話はお聞きしておりますが、以前、平成26年ですかね、公共施設白書が出ております。

この中で、これから公共施設を維持していくために、そして更新していくための費用というのがかなり大がかりに出ておりますけれども、こういった公共施設白書なども視野に入れつつ、維持管理の整備について、また新規でこのように施設をつくることについても、こういった考えというか整理をどのようにしていくのかということについて、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず公共施設の今後のあり方でございますが、現在、公共施設の管理計画をつくっておる最中でございます。現時点では、行革の実施計画の中に公共施設の統廃合の取り組みを上げておるところでございます。

議員おっしゃられるように、公共施設の利用目的、利用状況などを鑑み、真に必要な市民サービスの提供と健全な財政運営を図るため、今後の施設のあり方について公共施設等総合管理計画を策定し、施設の集約化や複合化、統廃合を行いますと、今基本方針をつくっておる最中でございますけれども、行革の31年までの取り組みの中では、公共施設の床面積を5%削減しようというふうな取り組みを考えておるところでございます。新たな取り組みはできるだけ抑制をして、必要なものはつくっていかなければならないというふうに考えていますけど、そこら辺の考え方を明らかに28年度中にさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

維持していく、更新していく、すごく大事なことなんですけれども、一方で、もし新設というときにはどのような運用の仕方を考えていくのか、またランニングコストがどのぐらいになるのか、こういった視点もすごく大事になってくると思いますので、これにつきましてはまた予算決算委員会のときにお聞きしたいと思います。

続きまして3番目、行財政改革大綱との整合性について。

問い1番で、まず28年度の主な行財政改革はということで、行財政改革では補助金適正化のことについて、または受益者負担の適正化など、さまざまな整備をされてまいりました。しかしながら、見直しといっても今までは、何となくですけれども、経費の削減であったりとか使用料、利用料を上げる、こういったことが多かったと思います。

例えば、ザ・点検などいろいろ市のほうでもあり方というのを見直し、改善、不要など、このような判断、判定をされておりますけれども、これらの意見、こういったザ・点検みたいな何か今あ

るものを見直し、改善、これが不要かどうか、市民の意見も踏まえてですけれども、こういったことをどのような形でこの予算にあらわしているのか、これについてお答えください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

ザ・点検の反映について、まず先にお答えをさせていただきたいと思います。

平成28年度予算には、市税収納率の向上など歳入確保として約1億200万円の増額、歳出では環境管理システム認証取得支援事業補助制度の見直しなど、事業見直しとして約1,100万円の減額、集団健診申込方法の変更などサービスの拡充・拡大として約500万円の増額を反映させているところでございます。

ほかの行革の中では、手数料の見直しとか12月にさせていただいたものを歳入で上げさせていただいております。

それで、先ほど言うたように特に大きなものは、やはり市税収納率を、ほかの国保もそうですが、目標額を28年度は歳入の額に上げさせていただいたということで、1億200万円の増額につながっているというのが一番大きな28年度予算における要因だろうというふうに考えています。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

収納率向上とか、値上げとかもそうなんですけど、それ以外ということで、例えばザ・点検でこの前も害虫駆除とか防犯対策、それから関宿・周辺地域にぎわいづくり推進事業、市民活動支援事業、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業、青少年総合支援センター運営事業とかいろんなを出されています。

その中で、現行どおりというのはなくて、ほとんどが不要であったり抜本的見直しであったり、要改善であったりとか、こういうふうにいる結果は出ているんですけども、こういったことに関するものが、例えば平成28年度の予算の中にあるのかどうかということで、もう一度お答えください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

第2次行財政改革大綱の中で、具体的には先ほど私が申し上げた額が主なものでございますけれども、それ以外にも、今ちょっと私手元に持っておりませんので、具体的な数字は後でまたご答弁させていただくことになると思いますけれども、取り組みをいろいろ上げた中で収納率の向上、新公会計制度の導入と予算編成改革、人件費の削減、事業の再編と行政評価システムの再構築、公共施設の統廃合、延べ床面積の5%縮小、成果重視型の人材育成、地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金化の導入、協働の仕組みの見直しなどを取り組ませていただいております。今回、その行革大綱に全ての職員が従来の慣習にとらわれず取り組んでいくことを上げております。

具体的には、今ちょっといただきましたので、お答えさせていただきます。

予算反映状況ですが、関宿・周辺地域にぎわいづくり推進事業の補助率を2分の1に改善させていただいた。田園景観推進事業を、要項を改正させていただいて額を平成26年度決算で887万6,000円を650万円に、一般事業で交通遺児援護金を、条例を廃止させていただいて経過措置を設けさせていただきました。施設管理費、待機児童館の契約方法の見直しをさせていただいた。少人数教育推進事業を、常勤10人でしたのを常勤8人と非常勤2人に変更させていただいた。生涯学習フェスティバルの開催費を、あり方を見直しさせていただいたというのが具体的な主な事業でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。わかりました。

今いろいろお答えいただきました。それについては、ちょっと後でまたお話をさせていただくとしまして、その次に、4番の基金の活用についてお聞きしたいと思います。

この基金の活用ですが、今までも、きょうの中で幾つか質問がございました。

ちょっといろいろお話を聞きながら、私の中でも疑問が出てきたんですけども、そもそも基金とは何かということで、基金の活用の仕方、そもそも基金とはどのようなものだというお考えで活用されているのかをお聞きします。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

基金活用の方向性ですけれども、基金活用指針というものを亀山市では策定してやっております。本指針では、亀山市行財政改革大綱後期実施計画、財政改革の推進、歳入改革の推進に基づき、本市の基金を取り巻く現状を鑑み、保有する基金の積み立て、運用など基金の必要性及びあり方を整理し基金の有効活用に向けた方向性を示すものでございます。

そういうことで、この基金を基金の現状と課題、活用の方向性を個々の基金ごとにお示しさせていただいて、その活用指針に基づいて運用を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

基金はさまざまございますので、例えばきょうもずうっとお話が出ています財政調整基金の15億1,100万円とかありますけれども、ほかにも公共施設等基金が3,791万5,000円、市民まちづくり基金が1,221万4,000円、関宿にぎわいづくり基金、先ほど2分の1に改善したということですが35万6,000円、そして5番目に土地開発基金1,487万1,000円。

これじゃあどうやって、どういう使い方が活用ということなんですか、例えば、動いていない基金というのもずうっとありますし、またこれも先ほども質問がありましたが、積み立てについてもこのような厳しい財政状況の中でまた積み立てをする意図というのがやっぱり私にもわからないので、この辺、お答えしていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

それでは、個々の財務部所管の基金について、少し現状なり活用の方向性について述べさせていただきます。

まず財政調整基金でございますが、決算余剰金積み立てなどによる計画的な積み立て等により、基金残高はピークであった平成23年度末の45億3,900万円からは減少したものの、26年度末では44億5,200万円となっておりますのでございます。

市税や地方交付税の減少等により、基金からの繰り入れが増加し、残高の減少が見込まれますという中で、方向性として経済状況の影響による財源不足が生じたときなど、年度間の財源の不均衡を調整するために活用を行うとともに、決算余剰金の積み立てを行い、年度末残高20億円以上の維持を目標といたしておるところでございます。

もう1つ、うちの中で減債基金ですが、公債費負担比率が15%を超える額を取り崩し、公債費の償還に充当してきた結果、基金残高はピークであった平成22年度末の17億3,300万から26年度末では4億3,200万円まで減少する見込みです。

このこともあって、方向性では基金残高の減少による枯渇が見込まれることから、平成27年度から平成31年度の5カ年においては、各年度の公債費負担の一般財源を約22億円に平準化する額を取り崩し充当することといたしますというふうにしていただいております。

最後に、多分この公共施設等基金が動いていないんじゃないかということでございますが、この基金につきましては開発行為に伴う寄附金を基金に積み立てし、公共施設の建設費に充当してきましたが、平成23年度に開発行為に係る寄附条項を廃止したため、今後基金の積み立てはございません。必要と認める公共施設及び公益的施設の建設費等の財源として活用し、基金残高がなくなれば廃止を検討しますということで、平成28年度残高全てを川崎小学校建設事業に充当したところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

私が特にお聞きしたいのが、市民まちづくり基金、そして閑宿にぎわいづくり基金なんですけれども、どんなことに今までも使われてきて、新年度、どう使うのか。

以前は、何かソフト事業ということだったらしいんですけども、ハード事業にも使えるようになったのに、何かうまく使われているのかどうかというのがよくわからないので、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

市民まちづくり基金の設置目的が、市民参画・協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるためとされておりまして、亀山市基金活用方針において市民活動応援事業や地域コ

コミュニティのしくみづくり支援事業に活用しているところでございます。

市民まちづくり基金は、これまで基金の果実を充当してきましたが、平成26年度から一部基金を取り崩して活用しているところでございます。まず26年度の決算として、地域コミュニティのしくみづくり支援事業には原資を151万6,000円取り崩したところです。それと、市民活動応援事業は244万2,000円取り崩しております。

平成28年度においては、地域コミュニティのしくみづくり支援事業へ718万8,000円、市民活動応援事業へ684万6,000円を充てております。

市民まちづくり基金の活用は、今後も市民活動応援事業や地域コミュニティのしくみづくり支援事業に活用いたし、基金の設置目的や活用方針に基づき計画的な事業に活用していきたいと、かように考えております。

○議長（前田耕一君）

質疑の途中ですが、本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。ご了解願います。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関宿にぎわいづくり基金でございますけれども、こちらのほうは合併特例債を充当して創設されたもので、設置目的は関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるためとされておりまして、これまで関宿周辺地域のにぎわいづくりに寄与するソフト事業ということで、例えばスケッチコンクールの開催でありますとか、関の山車の祭り囃子の復活、そういった事業などに充てられて補助金として交付させていただいております。

それで、ザ・点検のほうも平成26年度に審議していただいたり、また27年度には外部のほうの審議もしていただいてきておりまして、そちらのほうで少しこの基金を活用した補助事業のほうの申請も減ってきておりまして、もう少し有効な使い方をされるようにというふうな指摘も受けておりまして、現在、さらにより有効な活用になるように、将来的にはハード事業への充当というのも含めて、より効果的な活用を目指した検討を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今後、ハードへも使う方向でということでお答えいただきました。

次に、中期財政見通しとの整合についてに移りたいと思います。

これ現状との乖離が激しいんですけれども、この要因というのは一体何なのか、これについてお答えください。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

具体的に、要因についてお答えをさせていただきます。

まず歳出におきましては、扶助費の伸び等により義務的経費が約2億円の増、事業計画の変更等により投資的経費が約9億円の減となったほか、歳入におきまして地方消費税交付金等の増により

臨時財政対策債も含めた地方交付税が約6億円の減、事業計画の変更等により市債が約11億円の減となったことが上げられます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

きょうの中村議員の答弁の中でだと思うんですけども、平成28年度中に見直しをすると答弁があったと思いますが、これどういう見直しをするのか。数値が変わるだけなのか、見直しの考え方というのをお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しについては、第2次総合計画の策定の中で実施事業が出てまいりますので、その事業との整合性を図る、また国の税制改正がなされてきていますので、そういうところについても見直しを図っていく必要があるんだろうと思っていますし、また先ほどから議論いただいています基金の活用についても、どうしていくのかを入れた財源構成を考えた上で中期財政見通しを考えていきたいというふうに考えています。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

じゃあ6番の財政運営についてということに移りたいと思います。

さまざま先ほど聞いてきました。特に、平成28年だけでなく、その後についてもお話をお聞きしてきたんですけども、今後の財政運営の考え方についてということで、お答えをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後の財政運営につきましては、普通交付税の合併算定がえによる増加分の縮減や、法人市民税の税率引き下げによる減収など歳入は減少する一方で、歳出では社会保障費などの扶助費や公共施設の更新費用の増加など、一層厳しい状況になってまいります。

このことから、現在、施策と事業の関連性の検証を行い、事業の選択と集中による行政経営資源の再配分の徹底を行うなど、さらなる行財政改革の取り組みが必要であり、第2次行財政改革大綱において財政運営の健全性を確保するための取り組み項目を定めたところでございます。これまで強化してまいりました行財政運営をさらに持続可能なものへと確立するため、将来に向かって行財政運営の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら第2次行財政改革を実行してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

続きまして、最後の部分に移りたいと思います。

議案第27号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算と、議案第30号平成28年度亀山市水道事業会計予算と、議案第33号平成28年度亀山市病院事業会計、この3つをまとめてといたしますか、質問をしたいと思います。

大きく1つ、資金不足が生じた場合の運営についてということでお答えいただきたいんですけども、例えば国民健康保険事業特別会計、こちらも一般会計、今年度も2億9,097万円の繰り入れをしている。そして水道事業会計も、前回の質問でもそうですけれども、今後の資金不足がすごく問題になりそうだとということで答弁をいただいております。そして、議案第33号の病院事業会計、これにつきましては先ほど服部議員からお話がありましたけれども、まずは資金不足が生じた場合の運営はどうするかということでお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

国保会計の今後の見通しにつきましては、単年度収支では平成26年度から赤字に転じており、支払い準備基金も約60万円を残すのみと、非常に厳しい財政状況が続くものと想定しております。

万一、国保会計が赤字決算となった場合には、まずは翌年度歳入の繰上充用で対応をいたしたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

水道事業につきましては、独立採算により水道料金を財源として老朽管改良工事や施設機器類の修繕を行い、利用者に安全でおいしい水を供給しているところでございます。

平成26年度決算における資金残高は7億8,269万円となっており、また平成28年度予算の予定キャッシュフロー計算書では6,033万減少し、資金期末残高は6億4,791万円となる見込みでございます。このように毎年度資金が減少していく状況から、今後継続した事業運営を図るために財源の確保が必要となります。

そこで、第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画において水道料金の見直しの検討を掲げ、利用者のニーズや他市の状況等を参考に検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

平成28年度亀山市病院事業予定キャッシュフロー計算書によりますと、本年、大阪府公債が満期を迎えることから、この売却額約3億円を含んで平成28年度末の現金預金の残高は約5億円となる予定でございます。

したがって、28年度におきましては資金不足により病院経営が困難に陥ることはないものと考えておりますが、引き続き医業収益の確保や経費の削減に努めまして、現金が枯渇していかないように経営努力してまいります。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それぞれ答弁いただきました。

まず国民健康保険につきまして、こちらは万が一赤字になった場合に翌年度の繰り上げをするという話なんですけれども、例えばこれが29年、30年になった場合にどうするのか。

そして、水道事業会計、こちらも毎年減少しているということで水道料金の見直しを考えていくということですが、具体的にどういうことなのか。

そして最後に、亀山市病院事業会計、こちらは服部議員が質問の中で答弁がいろいろありましたけれども、病院事業管理者をまだ設置していないので今と余り変わらないということですが、この管理者設置後の改善予算というのはいつごろ出すのかということについて、もしわかるようでしたら教えてください。以上です。

○議長（前田耕一君）

豊田議員、29年度以降も入ってきてもらおうと余りその辺、入ってしまうんで。その説明だけはちょっと簡潔になるかもわからんでね。

○7番（豊田恵理君登壇）

はい。今後の考え方ということでお答えください。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

国保事業でございますが、平成30年度から都道府県が国保財政運営の責任主体となる制度改革が控えてございまして、保険税につきましても都道府県が各市町ごとの標準税率を算定し提示することとなるため、保険税の見直しは避けて通れないものと考えております。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

水道料金の見直しの検討につきましては、平成28年度に水道料金検討委員会を設置いたしまして、その中でいろんな資料を集めて検討していくことになる予定でございます。

○議長（前田耕一君）

落合局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

本年4月に病院事業管理者が就任されまして、新規の事業なり新規の方針を打ち出されて、そして予算の措置が必要であるということであれば補正予算もあろうかと思っておりますけれども、私の今の段階ではこのようなことしか言えません。済みません。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす8日は午後2時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

(午後 5時02分 散会)

平成 2 8 年 3 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成28年3月8日（火）午後2時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1 号 亀山市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 2 号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について
- 議案第 6 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第 7 号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 8 号 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 11 号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 12 号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 13 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 14 号 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 16 号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第 17 号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 18 号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 19 号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 20 号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 21 号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22 号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 23 号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 24 号 平成27年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 25 号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 26 号 平成28年度亀山市一般会計予算について
- 議案第 27 号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

- 議案第28号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
 議案第29号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
 議案第30号 平成28年度亀山市水道事業会計予算について
 議案第31号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 議案第32号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計予算について
 議案第33号 平成28年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定について
 議案第35号 市道路線の認定について
 議案第36号 市道路線の認定について
 議案第37号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 報告第1号 専決処分の報告について
 報告第2号 専決処分の報告について
 報告第3号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今岡翔平君 | 2番 | 西川憲行君 |
| 3番 | 高島真君 | 4番 | 新秀隆君 |
| 5番 | 尾崎邦洋君 | 6番 | 中崎孝彦君 |
| 7番 | 豊田恵理君 | 8番 | 福沢美由紀君 |
| 9番 | 森美和子君 | 10番 | 鈴木達夫君 |
| 11番 | 岡本公秀君 | 12番 | 宮崎勝郎君 |
| 13番 | 前田耕一君 | 14番 | 中村嘉孝君 |
| 15番 | 前田稔君 | 16番 | 服部孝規君 |
| 17番 | 小坂直親君 | 18番 | 櫻井清蔵君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|--------|-------|-----------------------|-------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 市民文化部長 | 石井敏行君 | 健康福祉部長(兼) 医療センター理事 | 伊藤誠一君 |
| 環境産業部長 | 西口昌利君 | 建設部長 | 高士和也君 |

| | | | |
|------------------|-----------|------------|-----------|
| 医療センター 事務局 長 | 落 合 浩 君 | 危機管理局 長 | 井 分 信 次 君 |
| 文化振興局 長 | 広 森 洋 子 君 | 関 支 所 長 | 坂 口 一 郎 君 |
| 子ども総合 センター 長 | 若 林 喜美代 君 | 上下水道局 長 | 草 川 博 昭 君 |
| 財務部 参事 | 松 本 昭 一 君 | 市民文化部 参事 | 深 水 隆 司 君 |
| 健康福祉部 参事 | 水 谷 和 久 君 | 会 計 管 理 者 | 西 口 美由紀 君 |
| 消 防 長 | 中 根 英 二 君 | 消 防 次 長 | 服 部 和 也 君 |
| 消 防 署 参 事 | 平 松 敏 幸 君 | 教育委員会 委員 長 | 肥 田 岩 男 君 |
| 教 育 長 | 伊 藤 ふじ子 君 | 教 育 次 長 | 佐久間 利 夫 君 |
| 監 査 委 員 | 渡 部 満 君 | 監査委員事務局 長 | 宮 崎 吉 男 君 |
| 選挙管理委員会 事務局 長 | 松 村 大 君 | | |

●事務局職員

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 事務局 長 | 松 井 元 郎 | 議事調査室 長 | 渡 邊 靖 文 |
| 書 記 | 高 野 利 人 | 書 記 | 新 山 さおり |

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

こんにちは。

きょう、議事の議案質疑のトップバッターとして立たせていただきました緑風会の宮崎です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議案質疑に入る前に、きょう朝から亀山中学の卒業式に、私、出席をさせていただきます。私も卒業式には二十数年も毎年のように出させていだきただいた中で、一番きょうは亀山中学校の卒業式として私は立派であったなというふう感じたわけでございます。このような学校であれば、いじめとか、そういういろいろな問題も出ないだろうというふう確信してききました。

それでは、質疑に入らせていただきますが、私はきょうは議案第5号、議案第14号、15号、19号というふう4つの議案について質疑を願ひしたいと思ひます。

まず、議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定についてでございますが、まちづくり

の中での地域まちづくり協議会を二、三年ほど前からモデルとしてやられてきたと。そのような成果で、この4月から残りの今までのコミュニティ組織を中心にまちづくり協議会というふうに変えていくというふうでございますが、今までのモデル事業の成果についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎員の質疑に対する答弁を求めます。

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

これまでの地域まちづくり協議会のモデル事業についてでございます。

平成24年度から後期基本計画に位置づけた地域コミュニティのしくみづくり支援事業におきまして、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げる自立した地域コミュニティ活動を促進するため、市は昼生地区と川崎地区をモデル地区に指定し、取り組みを進めてまいりました。その中で、これからのまちづくりを進める上で、地域住民の皆さんが参加し、自主的に取り組むことができる仕組みをつくり上げていただいたものと考えております。

具体的には、地域住民の誰もが参加し発言できる環境整備や、地域内で合意形成を図る仕組みなどでございます。例えば、昼生地区におきましては月1回の定例会議で議論し、その議事録が公開され、まちづくり協議会の活動が協議会日より、ホームページ等により住民の方々に発信されております。これらは、他の地域のモデルとなり得る取り組みであったと評価しているところでございます。

このようなモデル地区の取り組みを全市的に紹介させていただきながら、他の地域におきましても、まちづくり協議会設立に向けた取り組みを進めていただきました。その結果として、平成28年度当初には全ての地区においてまちづくり協議会が設立される予定でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

成果を聞かせていただきました。この成果は、私、今までのコミュニティはわかりませんが、例えば私の地域の南部地区コミュニティにあつては、今、成果を出されたとおりに、コミュニティの時代からそれは十分やっておりますと私は自分で自覚しておるんですけども。成果は成果として、亀山市全体のこれからのまちづくりの中での成果の報告を聞かせていただきましたが、今までの地域のコミュニティ組織とまちづくり協議会との違いがあるのかどうか。私はないかと思っておりますが、あるのであれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地区コミュニティとまちづくり協議会の違いについてでございますが、地区コミュニティは、昭和50年ごろから市のコミュニティ施策に基づき、生活・文化の向上及び社会福祉の増進を目的に地域で形成されてきた任意組織でございます。主に文化・スポーツなどの生涯学習活動や福祉活動を展開してまいりました。

一方、地域まちづくり協議会は、地区コミュニティを基盤としつつ、地域の自治の考え方や補完性の原則を取り込み、地域の一体感の醸成、地域課題の解決及び地域活性化を目的に活動展開し、文化、福祉、防災、環境、交通など、幅広い範囲に対応する組織でございます。亀山市の特性としまして、この地区コミュニティの強固な基盤の活動があるからこそ、新たな考え方を加え、柔軟に対応するということが、地域コミュニティの仕組みづくりが進められてきたと考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の答弁の中にも考えておりますという、考えているのが私は妥当ではないかという、言葉尻をつかまえての話ですけれども。

今の地区コミュニティについても、昭和50年ぐらいですか、かなり前から組織づくりから私も携わった一人でございます、自治会とか、そういう中での関係やなしに、地域が連携するということが、この組織ができたものと思って進めてきたわけですが、その中で今度新しく地域まちづくり協議会をつくるんやというのであれば、それは私は否定はいたしませんけれども、先般、私も都市計画審議会の委員として出ておりましたら、多分、昼生地区の委員さんだと思うんですが、まちづくりの中での、地域でそのようなことも協議しておるんやということで発言されてみえましたんで、ここまで浸透しておるのかなというふうには私はそのときに受けとめたわけでございますけれども、これから先には、組織が変われば変わるで、それでいいものと私は思いますけれども、自治会組織との絡みが出てくるかと思いますが、そのようなことはこれから問題が出てくるだろうと思いますが、そこらも十分検討していただきたいというふうに思っております。

それじゃあ次に、ここのこの協議会の条例の中での1条の目的に、亀山市らしいまちということが目的に出ております。それをつくるんやということで上がっておりますけど、この亀山らしいまちづくりとはどんなようなことかお尋ねしたい。目的に上げるからには、どのようなもの、絵を描いておるだろうというふうに思っておりますので、確認したいと思っております。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

亀山らしさということでございますが、亀山市地域まちづくり協議会条例の目的に掲げております亀山らしいまちとは、まちづくり基本条例の前文に示す「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」を意味しております。

具体的には、亀山市が持つ雄大な山並み、鈴鹿川などの自然や交通の要衝として栄えてきたという背景を踏まえまして、自然環境や歴史に育まれてきた文化に磨きをかけ、将来にわたって築いていくものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

まちづくり基本条例に基づいての亀山らしいまちということをごここに出している。これを目的に条文化するのかどうかというのはいかがかなというふうには私は思っています。中身は当然それだろ

うと思いますが、これは目的の中に、ここに1条に出ておりますけれども、亀山らしいまちというふうに出ておりますが、条文にそういうような、らしさの目的としての文言を入れていいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

なぜ本条例の目的にまちづくり基本条例の目的を掲げているのかというご質問だと思います。

亀山市地域まちづくり協議会条例の高次の目的に亀山市らしいまちの実現に資することを掲げていますのは、この条例が亀山市まちづくり基本条例に示す市民はみずからまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力し合って積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならないという理念や、まちづくりに当たっては地域の個性が尊重されなければならないという地域尊重の原則などの基本原則の具現化であることを示しているものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

基本理念をあらわしているのでもいいのであるというふうな答弁ですが、法制的にはいかがかな。そこらをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま市民文化部の参事からございましたように、今回の地域まちづくりの協議会条例につきましては、まちづくり基本条例を基礎として、このまちづくり基本条例は理念条例でございますもので、これを具現化するために地域まちづくり協議会条例が制定されたものでございますもので、法務的にはこれについては特に問題はないというふうな認識をしております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。

それじゃあその次に入りますが、この条例の制定が、この4月1日からということで施行しようとしておりますが、この条例をなぜ今の時期に制定するのか。二、三年前に制定するべきではなかったんかと。組織自体が大体どの地域においても形づくりができるだろうという確信を得たんで、この時期であるのかどうか確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

制定の時期でございますが、一つの考え方としまして、最初に条例を制定し、まちづくり協議会とは具体的にどのようなものかをお示しし、組織化に向けて進めていく方法がございまして。一方で、地域住民の方々や地域内のさまざまな団体が地域の組織としてのあるべき姿を議論し、住民の合意

形成の仕組みを整え、将来にわたり継続した活動ができる組織をつくり上げていく、結果としてそのことを条例として整備する方法もございます。亀山市の場合は後者でございます。

この条例は、地域まちづくり協議会のこれまでの実践等を考慮し、公共性を備える団体としての要件を明確化・明文化するためのものもございます。平成28年度当初には全ての地区に協議会が設立される見込みであるため、この時期に条例を整備するものが適切であると考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この後、何人かの方も質疑されますのでこの程度にとめて、また私も委員会のほうでも議論させていただきたいと思っております。

それじゃあ次に、議案第14号亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてですが、この条例改正の目的についてはいかがですか、確認したいと思います。多分、この条例の改正については、幼保連携型認定こども園、関認定こども園アスレが開設されることによって改正されるものと私は思いますが、それでいいのかどうか。それと、これの改正の目的を改めてお答え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成28年4月から当市におきまして、公立の幼保連携型認定こども園、先ほど議員がおっしゃいましたとおり関認定こども園アスレが設置され、公立幼稚園等の学校と同様、非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置する必要があります。地方公共団体の設置する幼保連携型認定こども園の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法、その他補償に関し必要な事項は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第4条の規定に基づき、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めることとされております。このため、本条例に規定されております公務災害の補償の対象に、亀山市立の小学校・中学校及び幼稚園の学校医に加え、幼保連携型認定こども園の学校医を補償の範囲に含めるために所要の改正を行うものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

目的は聞かせていただきました。

それじゃあ、これに関してちょっとお尋ねするんですが、この条例改正は、制定・改廃のところの趣旨の中でも出ておりますが、担当が子ども家庭室か、そこらになるんですか。しかし、この公立学校医に関する条例は教育委員会が持つておると違いませんか。そこらがなぜ提案しないのか、ちょっと確認したいなと思います。これは法制も指導してこういうふうになったんだろうと思いますが、そこらを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本条例の改正に当たりましては、条例の所管については教育委員会であることから、教育委員会が条例改正の提案を行うことも可能でございますが、今回、条例改正が必要となりましたのは市長部局の健康福祉部子ども総合センターが所管する認定こども園を設置することに起因するものでありますことから、教育委員会と協議を行った結果、市長部局の健康福祉部子ども総合センターが条例改正の提案を行わせていただくものでございます。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

条例改正の所管につきましては、これまでからも亀山市手数料条例の一部改正などにおきまして改正する事項に関する事務を所管する部局が行っているところもでございます。幼保連携型認定こども園の所管は健康福祉部子ども総合センターでありますことから、先ほども子ども総合センター長がご答弁申し上げましたとおり、健康福祉部子ども総合センターの所管として提案しているものでございまして、事前に相談のほうもさせていただいて提案をさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかって、法制のほうからも指導があったということで受けとめさせていただきますが、しかしこういう条例については、ましてや認定こども園については、ある程度福祉の部分もあると思います。教育の部分も私は強いかなと思っておりますが、このアスレができることによつての話は今まででついておりますんですが、今後、そこらは十分、委員会なりでも報告していただければ、我々ここでこのような質問をしなくても済むだろうというふうに思っておりますが、そこらを今後よろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは続きまして、次に第15号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

これの条例改正の内容についてお尋ねしたいなと思っております。まず、よろしくお願ひします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成27年3月に児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正があり、乳児4人以上を入所させる保育所と家庭的保育事業等に係る保育士の数の算定について、当分の間、保健師または看護師に加え、准看護師も1人に限って保育士とみなすことができるとされました。このことに伴い、平成26年9月に制定いたしました本条例に規定する小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所における保育士の配置に関する基準について、所要の改正を行うものでございます。

現在、亀山市には小規模保育事業所A型に区分される小規模保育所事業所ちびっこかめやま園、平成27年5月の開所の事業所がございまして、これは保育士のみの配置で運営を行っているところ

ろでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

省令の改正によって、このようなことが可能になったということですが、実は准看護師という方が、これで同等とみなされるということでございますけれども、この准看護師で保育業務ができるのかどうか。同等というふうになっておりますが、そういうふうな採用をされて、そういう方にはまた保育のほうの勉強をさすのかどうか確認したいなあと。

看護師さん、保健師さんあたりは多少の知識は持たれておると思うんですが、准看の方がそこまでの知識も持たれておるのかどうか、確認したいなと。その後の教育をどのようにしていくのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

今回、准看護師の配置につきまして、保育士としてみなすことができるという項目が追加されました背景といたしましては、全国的にゼロ歳から2歳児、乳児の入所が保育所で大変ふえておりまして、これらの乳児は体調の急変も多く、医療機関との適切な連携体制を確保し、安全に保育するためには看護師などを置く必要性が高まっているところでございますが、保育所が看護師などを採用したくても思うように採用できないという課題を解消するため、准看護師も保育士に算定できるよう省令の改正が行われたものでございます。

保育士として同等の職務ができるのかというお尋ねでございますが、准看護師を配置するために義務づけられている研修等は特にはございませんが、保育業務に従事したことのない准看護師が保育所等において不安を抱えることなく適切に当該業務に従事できるようにするため、当該業務に関する知識を付与する等の配慮をすることが求められると厚生労働省から地方自治体に通知がございました。また、その通知の中には、子育て支援研修のうち、乳幼児の発達と心理、地域保育の環境整備、安全の確保とリスクマネジメント等といった科目のほかに、乳幼児期の食物アレルギーの基礎知識等について研修するよう准看護師に受講を勧奨するが例示されております。したがって、もし准看護師を配置することとなった場合には、保育業務への従事経験等に必要な研修を受けていただくことで、同等の職務ができるものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そこらの点もよろしくお尋ねしたいなと思っております。

それじゃあ次に、時間も少なくなってきましたので、次に議案第19号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、まず繰越明許費補正の第2款総務費、第1項総務管理費についてでございますが、その中でまずシティブロモーション戦略事業1,860万についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

繰越明許費補正の総務費、総務管理費に係る事業でございますが、これは国の平成27年度補正予算に盛り込まれました地方創生加速化交付金を活用してシティプロモーション戦略事業を実施いたすものでございます。この事業は実施期間が不足することから、翌年度へ繰り越して事業展開をいたしたいと考えております。

シティプロモーション戦略事業につきましては、人口の減少や少子化が進む中、まちの活性化を図るため各自治体が取り組みを進めているところでございますが、本市におきましては、先般策定をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略においてシティプロモーションを重点プロジェクトに位置づけ、その推進を図っているところでございます。この中で、市が有する地域資源や魅力を高め、その魅力を戦略的かつ効果的に情報発信していくことで市のイメージを向上させ、交流人口、定住人口の増加などを図ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体わかりましたが、昨日も今岡議員の答弁の中で、市が発信しておるような私は答弁を受けとめたんですが、これは国の施策の中でやられておって、多分、地方創生加速化交付金が10分の10やと思うんですわ。国の金でする事業やと思いますので、そこらは認識を改めていただきたいなというふうに私は思いますが、いかがですか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、このシティプロモーション戦略事業というのは、当初は平成28年度新年度予算のほうで盛り込ませていただいたものでございますが、国の補正予算が可決をされまして、平成27年度の補正予算で、今、ご指摘のとおり、10分の10の補助金が支給されるということになりまして、平成28年度の交付金につきましては2分の1ということでございまして、27年度の10分の10の補助金を活用することが非常に有効であるということで、今回、このような形にさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よく理解できました。

それじゃあ次に、2つ目の移住・交流促進事業555万について、どのような事業であるのか内容をお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これも先ほどのシティプロモーションと同じく、地方創生の加速化交付金を活用して、これにつ

きましては人口減少の社会減対策の一環として位置づけておりまして、三重県及び当市を含めまして県下15市町による広域連携事業として実施するものでございます。

事業の具体的な内容といたしましては、総合的な相談窓口の設置や定住支援員の配置など、移住相談や移住者の受け入れに関する体制を整えるための経費に加えまして、PR資料の作成や、東京や大阪などの都市部での情報発信、本市の魅力に触れていただくための体験ツアーの開催など必要な経費を予算計上しておりまして、これらの取り組みにより本市への移住を促進してまいりたいと考えております。

なお、本事業におきましても実施期間の不足から、翌年度へ全額繰り越して事業展開をいたすものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

資料によりますと、ここに委託料220万というふうな金額が出されております。賃金も、金額的に見ると賃金が228万、委託料220万、あとはもろもろいろいろ出ておりますけれども、この委託料というのはどういうふうな委託をされるのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これにつきましては先ほどご答弁申し上げました体験ツアーを実施いたしますときに委託する経費でございまして、委託につきましてはこれだけでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

最後になりましたが、3つ目の婚活支援事業190万についての内容をお聞かせ願いたいなど。

婚活については、亀山商工会議所の青年部でしたかな、そのような取り組みをされておるといのは私も聞いておって知っていますけれども、市がこれをやっていくというのはどのような事業なのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この婚活支援事業におきましても、同じく国の地域少子化対策重点交付金を活用して実施するものでございます。事業内容といたしましては、先ほど議員からございましたように、これまでは商工会議所青年部によって婚活イベント等が実施されたところでございますが、今回につきましては、市が婚活イベントを開催する経費に加えまして、例えば今の商工会議所等の民間団体等が開催する同様のイベントに対する補助金の予算計上もいたしておりまして、これにより結婚を希望する方々への出会いの場の提供の充実を図り、未婚率の下降や晩産化の解消につなげてまいりたいと考えております。これも同じく全額繰り越して28年度で実施するものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体わかりましたが、この内容を見ますと、今も出ていましたように、委託料が130万というふうに出ています。190万のうちの委託料が130万。これは、どのような委託をするのか。また、負担金とか補助金とかで60万出ておりますけれども、これについて内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、婚活支援事業業務委託料130万円につきましては、これは本市が開催する婚活のイベントを業者に委託する費用ということで130万円を計上しております。また婚活事業推進補助金60万円につきましては、先ほどご答弁いたしました商工会議所等が実施していただくものを補助する補助金として60万円を計上させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

このような事業も、これから少子化対策、また亀山の移住・交流とか、いろんな亀山市の人口減少を防止するためにやられる事業やと思いますので、今後よろしくお取り組みを願いたいと思って発言させていただいて、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算について質疑をさせていただきます。

市長は去る2月19日の記者会見におきまして、平成28年度予算の概要を発表されております。この予算については、その発表で新聞報道もされたわけでございますけれども、若者の定住促進を主な目標に掲げた亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略が新年度からスタートすると。そして、2060年には5万人の総人口確保を目指して、子育て支援や若者の暮らしの充実、シティプロモーションの推進、3本柱に重点を置いて57事業を展開するというふうなことでございました。

そして、またインフラ整備におきましては、川崎小学校の建てかえとか、中心市街地の空洞化を防ぐための亀山駅周辺の整備の詳細設計費用なども盛り込まれているということでございまして、当初予算と比べて2%増の総額208億1,600万円というふうなことでございます。

そしてまた、新聞報道を見た限りでございまして、この予算は積極果敢な予算を組んだと、財政が非常に厳しい中でそういう予算を組んだというようなことも発言をされたということが新聞報道でされております。

そしてまた、財源が大幅な不足だというようなことで、財政調整基金から15億1,100万円繰り入れるというようなことでございます。

最初に、本市も行財政改革推進本部、市長を本部長として、そういう改革本部が発足しておるわけですが、厳しい財政局面に備えて、今までも徹底的に行財政改革を実施されてきたと思っておるわけですが、その行財政改革の成果と、そしてその成果が平成28年度予算にどのように反映されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

6番 中崎孝彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革につきましては、昨年10月に策定をいたしました第2次行財政改革大綱前期実施計画において、取り組みの項目、責任者、年度計画を明確にした上で、スピード感を持って取り組んでいるところでございます。

平成27年度の取り組みにつきましては、歳入確保としての税や使用料等の収納率の向上を図るとともに、住民票や納税証明書等の発行手数料の見直しを行ってまいりました。また、事業の見直しとして、各種補助制度の見直しや1室1事務改善の実施による事務事業の効率化を図り、さらには制度の充実・拡大として、がん検診における集団検診の申し込み方法の見直し、研修制度の充実なども図ったところでございます。

これらの取り組みの平成28年度予算への反映状況でございますが、市税収納率の向上など歳入確保といたしまして約1億200万円の増額、歳出では事業の見直しとして約1,100万円の減額、サービスの充実・拡大として約500万円の増額といたしたところでございます。

また、平成28年度におきましても、予算編成時に経常経費の削減に取り組んだところでございまして、目標額が1億1,100万円に対しまして、見込みではございますが、1億5,000万円ほどの見込みを立てて削減ができたというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、部長答弁で、非常に成果があったと、そしてそれをまた28年度予算には適切に反映されておるというようなことを思うわけですが、この28年度予算の編成に当たりまして、財務部長が各局・室に配付しております平成28年度予算編成方針についてという通知の中で、この中で財務部長が言っておりますのは、平成26年度事務事業の評価結果により、事業の必要性を十分見きわめて、そして事業を縮小するものは縮小する、これは要らんのやったら要らん、廃止をしていく、そういうことをきちっと適切に判断して今度の28年度予算に反映してほしいというようなことが通知文にも書いてあるわけですが、ここでお聞きしたいのは、そういうことを財務部長が要請されて、実際に縮小した事業、そしてまた廃止した事業はどれだけあったのか。また、そうすることによって財源はどのくらい出てきたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度事務事業評価を予算にどのように反映したのかということでございますけれども、

平成26年度事務事業評価の結果につきましては、まずは第2次行財政改革大綱前期実施計画を策定する中で各部署からのヒアリングを行い、課題のある事業については同計画に実施事業として反映をさせていただいたところでございます。

具体的には、田園景観推進事業とか、ISOマネジメントシステムなどの見直し取り組み項目を掲げておりまして、ISOについては27年度も含めまして廃止をさせていただいたところがございます。田園景観推進事業については、補助単価の見直しをこの28年度予算に反映させていただいたところがございます。しかし、事務事業の中で標準事業でございますけれども、標準事業の評価は担当室長が行っておりまして、CとかDをつけた項目が3項目ぐらいございましたが、それについては山下8号線とか地籍調査、生物多様性保全事業については、まだ具体的な結果が出ておりませんので、予算反映にはまだできてないところがございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、部長からも答弁いただいたんですが、まだ検討中で予算に反映できない部分もあるんだということがございますけれども、それは早急に検討していただいて、できるだけ予算に反映できるように準備を進めていただきたいと思います。

次に、市長にお聞きしたいと思うんですが、前段でも延べましたが、市長は積極果敢な予算を組んだんだと。積極果敢ということは、積極的に思い切って大胆な予算を組んだというふうな意味にもとれると思うんですが、一体この積極果敢の予算を組んだということで、具体的に何をもってそういうふうな発言をされたのか。積極果敢というのは何をもって、予算にどういうふうにあらわれているのか、その辺のことを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

きのうも森議員のご質問の折に少しお答えさせていただいたんですが、28年度予算をどのように一言で表現するかという、これはプレスの公表の折にこういうご質問を受けまして、私は総合計画の必達予算というふうに表現をさせていただきました。それが一部報道によりますと、積極果敢予算というふうに市長は明言したということなんですが、ただその精神は、少し触れていただきましたように、総合計画の最終年度であるということの中で、この総合計画に掲げました事業をしっかりと必達しようということで、幾つか今回盛り込ませていただいたところであります。同時に、地方創生が動き出してまいりますので、それこそ57事業、17億5,000万という予算を投入して、若者の定住促進とか、ここをしっかりと前に進めていこうという思いも込めたところであります。

さらには、ご案内のように、ここ3年ほど大変厳しい状況の中で、毎年の当初予算は前年割れということで3年続いてまいりました。28年度予算は、総額からいきますと、先ほど申し上げた背景もありますけれども、約4億、2%増ということで、4年ぶりに対前年度の予算規模を伸ばすという予算でもございます。したがって、それらを含めて私どもは進取の気風、精神をもって積極的に予算編成に臨んできたところでありますし、先ほどの行財政改革も一方でしっかりと前に進め

ていくと、この両面からこの予算編成に臨んできたということで、そういう意味でも積極果敢という表現を使わせていただいたところであります。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

きのうの質疑の中で、森議員に対しても今のような市長の答弁をいただいたんですけども、そういうことだったもんですから、プレスにそういうことは言ってないんだというようなことだったもんですからあれですが、予算編成方針があるんですけど、その中にも後期基本計画の必達ということが書いてありまして、その後、及び若者の定住促進と新しい自治の確立ということで、この予算編成の中でも積極果敢ということは二、三カ所出てくるということで、そういう意味でも積極果敢な予算はどうだということをお聞きしたわけでございます。

次に、前段の予算の概要の中でも申し上げたんですが、同じことの繰り返しとなるわけですが、若者の定住促進を主な目標に掲げた亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略が新年度からスタートするわけですが、これには子育て支援とか若者の暮らしの充実などに重点を置いた事業を展開するということでございますけれども、ちまたでもよく言われておるんですが、この人口減少社会では、自治体間の競争ですね、これがますます激しくなるということが言われております。多くの若い人に亀山市に住んでもらえないかというような転入を促す、誘導するという、それからもう1つは今言う若い人の定住促進を進めていく。これには、ほかの自治体、いろんな自治体があるわけですが、他の自治体との政策、事業による差別化が非常に重要になってくると思っておるんですが、この28年度予算において、そうした差別化した亀山市独自の事業はどういう事業があるのかということを知りたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま、総合戦略の中でご指摘をいただきました他の自治体との政策の差別化ということでございまして、今回は人口減少問題につきまして、今、ご指摘がありました自然減対策と社会減対策を重点的に進めていくことを28年度の予算の中で盛り込ませていただいた中で、今、議員からもご指摘がありましたが、例えば若者の暮らし充実プロジェクトの中で、これも宮崎議員にちょっとご答弁いたしました。婚活支援事業につきましては、今までは他の団体に対する支援しかございませんでしたが、これを私どもの開催によって進めること、これも新しい事業でございますし、また若者交流推進事業といまして、若者がみずから企画していろんなイベントを行っていただくことの支援、こういったものも人口減少に対する取り組みの一つであると考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、部長から答弁をいただきましたが、婚活事業とか若者の交流事業というものも展開していくという話ですけども、婚活事業でカップルができたとか、また交流事業をやっても、結局、それ

はそれで非常に大きな効果があると思うんですけども、行き着くところは子育て支援の充実とか、定住促進どうしたらいいんだというようなことにつながっていくと思うんです。これをしっかりしないと、婚活事業とか若者の交流をしたって、それは定住促進とか社会増というふうに私はつながっていかないんじゃないかと。今言われた事業が無駄やということを書いてないんですけど、そういうふうなことをもっと重点的にやっていくべきではないかなというふうなことも思いますんで、またその辺もひとつ頭の中に入れていただきたいと思います。

次に、3つ目の第8款土木費、第2項道路橋梁費についてお聞きしたいと思います。

初めに、第6目の橋梁維持修繕費、橋梁長寿命化修繕事業についてでございますけれども、前年度は1億9,500万円、平成28年度は5,200万円、約4分の1、1億4,300万円減額されております。この大幅な減額、これはなぜこういうふうな大幅な減額になったのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

ご質問のとおり、平成27年度と平成28年度の予算額を比較しますと、橋梁維持修繕費につきましては平成27年度の1億9,500万から平成28年度は5,200万の予算といたしておりますので1億4,300万の減額となっておりますが、平成27年度の最終予算額につきましては、社会資本整備総合交付金の配当額が少なかったことや、昨年の9月の議会でもご説明させていただいておりますが、市道川崎白木線の舗装整備を優先的に進めることで8,650万円となっております。

現在、社会資本整備総合交付金事業を活用しております事業といたしましては、舗装老朽化対策事業、橋梁長寿命化修繕事業、耐震化補強事業などがあります。近年、交付金事業の配当額は年々減少している中、市道川崎白木線の舗装整備を早期に完了することが重要と考え、舗装老朽化対策事業を重点的とした予算とさせていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、そういう予算が非常に大幅に減額したというのは、理由といたしますか、それを聞いたわけでございますけれども、次の質問に入るんですが、その前にちょっと確認だけさせていただきたいと思うんですが、今年度、28年度の予算に計上されております長寿命化修繕、それから耐震化補強、それぞれ工事をやるというようなことで予算計上されておるわけでございますが、この対象橋梁というのは何橋ずつあるのか。そしてまた、平成23年度に作成されております橋梁長寿命化修繕計画、そしてもう1つは橋梁耐震化補強事業計画という2つの計画があるんでございますが、その対象橋梁数と進捗状況をまず教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

まず、橋梁長寿命化修繕事業の進捗状況、本数でございますけれども、橋梁長寿命化修繕事業は、今後老朽化する道路橋が急速にふえますことから、橋梁の長寿命化及び修繕、かけかえにかかる費用の縮減を図ることを目的に、従来の事後的な修繕及び橋梁かけかえから、予防的な修繕及び計画的なかけかえへと円滑な政策転換を図るため、当市におきましても、先ほど議員申されましたように、平成23年度に橋長15メートル以上の橋梁を対象に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

15メートル以上の橋梁につきましては115橋、うち補修が必要である橋梁数は38橋でございます。平成25年度から橋梁補修工事を進め、現在、3橋の補修が完了しております。

また、一方で橋梁の耐震補強事業につきましては、これも平成23年度に策定しました橋梁耐震化補強事業計画に基づき事業を進めております。橋梁の選定につきましては、緊急避難路に指定されている道路にかかる橋梁、代表避難所に連絡する道路にかかる橋梁など、橋梁112橋を対象としております。事業の進捗につきましては、調査時に耐震補強が不要と判断した橋梁が29橋で、整備が完了している橋梁が22橋でございます。今後、耐震補強工事が必要な橋梁としては61橋の橋梁が残っております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、進捗状況についてお聞きしたわけでございますけれども、ここで市長にお聞きしたい。これは言うまでもないんですけども、高度成長時代に整備されたインフラの多くというのは、40年、50年経過して老朽化が本当に進んでおるわけでございます。その対応に全国の自治体においても、この厳しい財政事情の中で対応に本当に苦慮しているというようなことでございますが、もちろん亀山市も例外ではないわけでございますけれども、この橋梁長寿命化の修繕事業、これは今も申しましたように大幅に減額をされておるというようなことですが、その理由の中で部長答弁が、社会資本整備総合交付金が削減されたと。そして川崎白木線、これは非常に大きな事故につながらなかったのよかったですものの、車両の損傷事故も頻繁に起きたと。それは川崎白木線にも、この社会資本整備総合交付金を使って整備せないかん、これはするべきだというふうなことは思うわけでございますけれども、この社会資本整備総合交付金は100分の55、国から来るわけでございますけれども、今言うたように、長寿命化、非常に老朽化が日に日に進んでいくというような、こういうことを工事していくということは喫緊の課題でございますけれども、国の交付金がどんどん減らされていくというのは、来年度もずっと続いていくというようなことを思うわけでございますけれども、この交付金ありきの予算の組み立てでいいのかどうかということを私は思っておりますよ。これはぜひとも、こんな大幅な減額になるんだったら、非常に財政は厳しいですよ。厳しいですが、市の単独事業というようなことで、事業の進捗を図っていくんだというような考えは市長の頭の中にあるのかなのか、ぜひ持っていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然私どもとしても、今日までもそうですが、亀山市は早くから橋梁の耐震補強や、それから今

の長寿命化を手がけてきたと思っています。議員ご所見のように、莫大なコストや時間がかかる事業でありますので、計画的にこれを進めていくということについては、当然そのように考えて今後もうまいきたいと思っております。

一方で、ご案内の厳しい財政状況の中ではございますけれども、持続可能な行財政運営の確立を図るという意味では、市単でということをおっしゃっていただきましたけれども、社会資本整備総合交付金を上手に賢く活用していくということについては、当然自治体としてはそういう視点が欠けてはならないと思っております。

何を優先するかという話でありますけれども、当然そういう安全確保、これ以外にもあるわけですが、あるいは公共施設の更新時期にも、これは橋梁以外にもあるわけでありまして、市単独でということになりますと、何を優先するのか、どういう時間軸の中でどういうふうに計画的に対応していくのかという整理がどうしても必要になってこようかと思えます。何かを選べば、何かを諦めなくてはならんという状況でございますので、そういう中で私どもはそのバランスをしっかりと見据えて今後に対応してまいりたいと思っております。

ただ近年、交付金の配当額が少なくなってきておるといのも事実でございますが、しかし今後とも国への予算要求の働きかけをしっかりと本市としてもさせていただいて、安全・安心の確保のためのインフラ整備にしっかりと対応していきたいと考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今も市長の言うことも、もっともな話だといえどもっともな話なんでございますけれども、長寿命化、インフラの補修といいますか維持管理といいますかね、これは随分前から、今、日本はインフラについては維持管理の時代だと言われて非常に久しいわけがございますから、そのこのところは、これに単費をつぎ込めば向こうはどうなるんだというようなこともあると思いますが、これは早急に検討していただいて、こういう状態が続くことが異常やと私は思っておりますので、その辺の対応もよろしくお願ひしたいと思えます。

そして、また橋梁の補強の耐震化、これは私が市議会議員にさせてもらってから、これはきちっと計画どおり進めていただいておりますということで、東海地震は30年以内に80%以上の確率で来るといようなことを言われておる時代に、これは順調に対応していただいておりますといようなことは評価をさせていただきたいと思えます。

そして次、もうあと時間がないんでございますけれども、4つ目ですが、第12款諸支出金、第1項基金費、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業について市長にお聞きしたいと思えます。

この基金は、平成8年度に条例が制定されまして、以降、積立金20億円を目標に積み立てられております。積み立てがずっと続けられておるわけですが、平成27年度末での積立額というのは、聞くところによりますと15億5,000万円といようなことになっておりますが、5,000万ずつ、ことしの28年度も5,000万積み立てるといようなことなんでございますが、今までも質疑の中で皆さんよく言われております。平成27年2月の中期財政見通しでは、ここ5年間で55億円の財源不足が生じるといような見通し、そしてまた26年度末での44億5,000万ぐらいある財政調整基金の残高も31年度末には17億円になると。そして、この財政調整基金の残高と

というのは、20億円は絶対確保するんだという市長の強い思いといたしますか、それもある。

そんな中で平成28年度、この財政状況、財政調整基金から15億1,000万、非常に厳しい財政状況の中で、この基金の積み立てですね。これは私、思うんですよ。中断をすとか、一時。私は基金に積み立てるなどと言ってないです。将来の財政需要に対して、積み立てできる余裕があれば積み立てて結構なことなんでしょうけれども、一時この5,000万というのを中断すとか、例えばまた5,000万やなしに減額をして積み立てていく、そういう選択肢は市長、なかったんですか。

そしてまた、今後も財源の厳しい状況というのは続いていくわけですが、この積み立て、きのうも山本企画総務部長は継続していくんだというようなことを答弁されておりましたですけれども、これは本当に積み立てを継続していくんですか、今から。この財政状況の中で。その辺のことの市長の、山本部長もそういうことを言われましたが、考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、リニア中央新幹線の市内停車駅の誘致については、今日までも市の考え方を申し上げてまいりましたけれども、さまざまな今後の市民の移動性のもとより、市の拠点性や求心力、アナウンスメント効果による知名度の向上など、さまざまなプラス効果が生まれるものと考えておりますし、本市の将来のまちづくりにおきまして大変重要な施策の一つであると確信をいたしておるものであります。

そうした中で、リニア中央新幹線の亀山駅の整備基金を計画的に積み立てるということは、リニア市内停車駅誘致に伴う駅を中心としたまちづくりをスピーディーに実施するために、またリニア市内停車駅開業後には多額な費用を伴いますことから、後年度への負担も考慮いたしますと、着実に積み立てて財源を確保していく、それに備えていくということが大事であろうと思っております。

さらには、こうした基金を積み立てておる自治体は全国的にも少ないことから、継続的な積み立てを行うことは、市内停車駅誘致に向けた本市の姿勢、熱意を内外にPRする上において大きなインパクトを持ってきておると考えております。

さらに、平成8年度からこの積み立てを行っておるところでありますけれども、当初2億円から始めてまいりました。その後、年度によっては1億円を積み立ててきたところではありますが、平成22年度以降は現在の5,000万の積み立てといたしております。議員のご質問は、この積立額を減額することや、これをやめたりすることについてご提案がございましたけれども、財源確保に影響を及ぼすほか、市民並びに国等にリニア市内停車駅誘致に対するこれまでの市の姿勢、取り組みの減速と受けとめられるということも考えられるところでもあります。

したがって、今、中期財政見通しとの関係で5,000万がどうだということをおっしゃられましたけれども、当然、本年度の一般会計の予算規模が約210億円でございますので、その中で約0.2%強がこの5,000万という数字でございます。したがって、きのうも医療センターの1億数千万の補助金でありますとか……。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

これは大事なことやと思いますが、一般会計からの基金への投入は20億近い金額でございますので、この5,000万の金額については、財政的な政策判断としての合理性は当然あるものと考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

時間も切れておるんですが、すぐ終わります。

この基金の積み立て、20億円を目標ということで積み立てておるんですが、もう既に、28年度予算が可決されれば、28年度末では16億になるわけですから、もう20億に近づいておるわけですから、財政需要が起こるのが2030年をちょっと超えたところからだと、2045年に名古屋・大阪間は開通予定ということですから、まだ先の話でございますので、もう20億円に近づいておるわけですから、私は別段ここで中断とか減額していても、それはそれなりに十分目的は果たせるんじゃないかというふうなことを思っておりますので、またひとつ考えもいろいろめぐらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

6番 中崎孝彦議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時09分 休憩）

（午後 3時19分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について、また一般会計について、国民健康保険の会計についてと、3点大きく聞かせていただきます。

1点目のまちづくり協議会条例の制定についてお伺いいたします。

先ほど宮崎議員からも質疑がされておりましたが、私もこの条例制定の時期について少し違和感を感じたものであります。ことしの5月に25の全てがまちづくり協議会となるという時期に条例制定をした狙いは何なのかということがちょっと疑問に思いました。

というのは、私ども昼生地域でも、最初にまち協のモデル地区として頑張ったわけですが、まずは、まち協というのは一体何なんやということが本当に議論になって、コミュニティとどう違うのや、やることがどう違うのやということを、本当に大変だったし、後々できたところも、その議論がずっとされていたと聞きます。この時期を、例えば最初にきちっと整理して、こういうものがまち協ですよということをお示した上で、まち協をつくっていけばよかつたんじゃないのかなという思いもしましたんで、そこの狙いをもう一遍確認をお願いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

なぜ今の時期に条例を制定するのかということですが、亀山市地域まちづくり協議会条例は、先ほど宮崎議員に答弁させていただきましたように、地域まちづくり協議会のこれまでの実践等を考慮しまして、公共性を備える団体としての要件を明確化・明文化するためのものございまして、今回が一番いい時期かと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

その明確化を最初の時期にさせていただいたほうがよかったんじゃないかなというのが私の質問の意義だったんですけども、次に移りたいと思います。

それでは、具体的にお伺いしますけれども、例えば第2条を見ますと、協議会の区域は、おおむね小学校区に相当する範囲内において規則で定める区域とするとあります。これをさっと読んだら、小学校区に1つまち協があるというのが理想形なのかなというふうに読めたわけなんですけど、実情は小学校が今11あって、まち協が25となるということで違ってきております。この条例と実態の乖離はどう考えておられるのか。

今、大体どういう状況、1つの小学校区に1つあるというのが幾つあって、例えば複数あるのがどういう形であるかというところの実情をまずお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

議員お尋ねのおおむね小学校区に相当する範囲のおおむねと置いておりますのは、井田川南地区のように、亀山東小学校区と井田川小学校区にまたがる地区が存在しているためでございます。また、小学校区に相当する範囲内においてとしたのは、例えば亀山西小学校区には、野村地区、城東地区、城西地区、城北地区、御幸地区がありますように、1つの小学校区に複数の協議会があるためでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

具体的に伺いたかったんですけども、11小学校区あるうち、じゃあ複数であるのは、幾つの小学校区に複数にありますか。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

複数の協議会があるのは、西小学校区と、それから井田川小学校区、昼生小学校区、南小学校区、関小学校区でございます。

(発言する者あり)

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

東小学校区。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

11小学校区のうち、5つの小学校区で1つでなくて複数にわたっていますよというご答弁でした。そうしますと、こうやってどんどんできてきて、形も定まってきた中で、この条例を出されたということは、こうやって状況が乖離していますが、今後議論をして一つにまとめていきますよということなのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

これまでの議論の中で、1つの小学校区内に複数あるコミュニティの代表者の方に意見をお聞きしたり、また庁内組織である地区コミュニティ研究会で議論をしてきたところでございます。これまでの地区コミュニティが行ってきました活動において、文化祭だとか運動会などの事業を展開し、地域の範囲として地区コミュニティの範囲が定着しておりますことから、まちづくり協議会として原則として地区コミュニティの範囲として設立していただいたというところでございます。

なお、将来におきましては、関係する地域ごとの協議会におきまして組織を再編するような考え方が出てきましたときには、地域の方々との協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

お聞きしておりますと、今の状態でやっていこうという感じなのかなと。あえて小学校区で1つというところを定めてはいるけれども、違う言い方でもよかったのかなという感じがいたしました。

次の質問ですけれども、この条例全体を見てバランスとして、まちづくり協議会のやらなければならない責務がほとんどで、市がやらなければならないところと書いてあるのは、必要な支援を行うというところと助言を行うという、この2点だけなんですけれども、これらの具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

亀山市地域まちづくり協議会条例第10条第1項の必要な支援でございますが、協議会に対する交付金、補助金等の財政的支援、地域担当職員による人的支援及び市の施策の情報提供などが含まれるものと考えます。

また、協議会の活動が活発化する中で、今後は地域の担い手育成支援も必要な支援となってくるものと考えております。そして、まちづくり協議会の運営方法や、地域内への情報発信の方法に対

する助言や、まちづくり協議会からの質問に対する回答も行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

コミュニティでも、まちづくり協議会でも、やろうとするところは一緒だと思うんですけども、改めて形を変えることによって、何かしら行事をせんならんと、ある意味誤解をしてしまうところがあるんですが、先ほども参事がおっしゃったように、まちづくり協議会というところは、まちのそれぞれの課題や、困難や、夢や、いろんなことを同じ一つのまちのテーブルというものをつくって、そこで誰もがお話ができたか意見が出せたりということが一番大事なところなのかなと私は感じていますが、どうしてもそういうことをするために、ああいう行事をしたらどうやろかと、こんな祭りをしたらどうやろかということになりがちなんです。それを全部否定するわけでもないんですけども、そうすることによってどうしても資金が足りないということが、どのまち協からも多分声が、どんどんこれからつくられるわけですから出てくると思うんですけども、そこに対するちょっと今一言、交付金という言葉があったんですけども、こうやって条例を制定して、まち協をきちっと位置づけることによって、交付金というものがどういうものになるのかというのが、わかっている限りでお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

まちづくり協議会の支援策の一つとして財政的な支援がございます。その一つに地域予算制度についても、それに該当するのかなというふうなことを考えておりますが、今現在、制度設計を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

このまち協が始まってずっとこの議論があったわけなんですけれども、見通しが立たないと行事というのは、あしたのことを決めるわけじゃないんで、なかなか動きにくいと思うんですけどね。例えばいつぐらいに今考えておられる協議ができ上がるのかという、その見通しだけでもわかりましたらお伺いしたいんですけど。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

先ほどの地域予算制度につきましては、さまざまな補助金等を一括化するというふうな方向性を考えておまして、ただその際にはさまざまな部署部署がございますので、庁内の会議において慎重に進めているところでございます。でき得れば平成29年度に向けて、それに向けて今現在慎重に進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

最後に1点お伺いします。

活発にまちづくり計画を立てなさいということが条例でうたわれていますので、活発に計画を立てておきますと、一生懸命やっている、市がやろうとしているところとちょっと違ってきたり、諸計画と違ってきたりということがあることの可能性が出てくると思うんですけれども、そういうところの整合についてはどのようにお考えか、最後に伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会が策定します地域まちづくり計画は、亀山市地域まちづくり協議会条例第8条第1項に示しますように、地域まちづくり協議会が事業を推進するため、みずからの地域の特性を把握・分析し、どのようなまちづくりにしたいのかの将来像及びまちづくりの基本方針を含む中・長期的な計画を指すものでございます。まちづくり協議会は、この計画に基づいて、地域の特色あるまちづくりを進めていくものと考えております。それで、その地域まちづくり計画と市の各種計画との整合性につきましては、地域担当職員を通じまして協議会と行政との連絡を密にすることで、必要な整合を図っていくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

要は、地域の担当職員という方の仕事の役割の大きさというのはすごい大きいものだなということを感じました。この必要な助言というところも、多分その職員にかかってくるところが大きいんだと思います。まちづくり協議会の役員さんは、1年でかわったり、2年でかわったり、まちによっていろいろですし、公平性とか透明性を担保するためには、市の職員のそういう役割というのは大きいんだと思いますので、ぜひともさらにそこら辺の強化もしていただきたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算のうち、第3款民生費、社会福祉費、第1目社会福祉総務費の（1）と（2）、臨時福祉給付金給付事業についてと年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業についての2つ上げているんですけれども、事業の説明について、2つあわせてまず伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、平成28年度の臨時福祉給付金の概要を説明させていただきます。

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得の方に対しまして、これまで平成26年度が1万円、平成27年度には6,000円として実施してまいりました臨時福祉給付金は、平成28年度につきましては3,000円として実施することになっております。なお、その中で65歳未満で障害・遺族基礎年金受給者については、年金生活者等支援臨時福祉給付金として3万円を合

わせて支給することになっております。

また、臨時福祉給付金の受給者、平成27年度の受給者でございますが、その方の中で65歳以上の方には3万円、これは別途支給することになっております。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の私たちとしましては、消費税が上がることによってかかってくるこのような給付金であるとか、今回、この3万円の給付ということについても、消費税を上げやんだらいいことやし、選挙目当てのばらまきという思いがして評価をしているものではないんですけれども、これが決まってきて市民の方がきちっと給付を受けていただくということについては、ちゃんとしていただかなくちゃいけないので丁寧に聞いていきたいんですが、先ほど説明していただいた臨時と言いなながら3年間続いていますけれども、1万円、6,000円、3,000円と受けてこられた方、非課税の方が受けてこられたということですね。年齢を問わずに、まずこの臨時福祉金給付事業について。新しく年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業については、昨年度、6,000円の給付金を受けられた方のうち、65歳以上の方のみに対して給付されるということなんですね。こういう形で、そして1万、6,000円、3,000円と来た1番の臨時福祉給付金給付事業については二手に分かれて、3,000円いただく方と、あと障害年金を受けている方、65歳以上の方については3万ということなんですね。非常にわかりづらいんですけれども、こういう内容です。

それでお聞きしたいのが、この1番の臨時福祉給付金の、時間もありませんので、ことしの対象者と人数、そして今までの申請率を伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、平成28年度の臨時福祉給付金の対象者の数でございますが、現在、対象者は7,000人として1人につき3,000円ということで、予算計上は2,100万円をしておるところでございます。先ほど言いました、そのうちの65歳未満の障害・遺族基礎年金受給者、3万円加算される方ですね、この方については500人ほどを予定しております。

申請率というのが、実際に分母がなかなかきちっとつかめないということは、非課税者というのは申告がなかったりすることがございますので、実際に申請された方が27年度は6,602人申請されております。そのうち実際に支給決定を行った方、5,732人でございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

その6,602の方が申請を行ったけれども、受けられなかった理由は何ですか。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

却下ということになった方の理由でございますが、例えば課税者の扶養になっていたと。その者には課税されておりませんが、あるいは修正申告等で課税になった方等がございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

市が対象を把握して、あなたは該当しますよとお便りを出したと思うんですが、そのうち何人かは言っても言っても申請に来られなかったという方が見えると思うんです、一定の割合。そういう割合はわかりますか。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

私、先ほどの答弁で、申請者に対する受給者ということで申し上げましたが、もう一度、今言われたこととあわせて答弁させていただきますと、該当するという事で平成27年度に申請書を送付した方が6,602人ございます。申請書を実際に受け付けた方、この方が5,768人でございます。受給決定をしたのが5,732人ということでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

昨年度でも6,602人送ったけれども、5,768人の方しか申請に来られなかったんで、お知らせをしても800人ぐらいの方はおいでにならなかったわけですけれども、聞きたいのは、この市が把握してお知らせをした方以外にも、給付事業の対象者がおられるのかどうかということです。それについて、どういう方が個別でお知らせをしなかった方で、対象者と思われる方はどんな方が見えて、何人ほどが想定されるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

議員申された送付した方以外のどういう理由で何人ということにはちょっと把握しておりせん。ただ、そういう方について、広く広報するという事でそういう方を拾い上げたい、そのように考えて対応したところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

先ほど部長がおっしゃいましたが、無年金の方という言い方をされました。年金をこちらで受給されている方は把握ができるけれども、要するに課税か非課税かを把握する資料がない方については、こちらからはお知らせもしていないということですね。

私が心配をいたしますのは、そういう無年金の方、あるいは共済年金で非課税の方がいらっしゃるのかどうかわかりませんが、無申告の方とかで、全く市役所からお便りはないけれども、もしかしたら給付事業の対象になるかもわからないという方がいらっしゃるという事実です。その

方が5人であろうが10人であろうが、私はそういう方がきちっと気づいて来ていただく手だてをするべきだと思うんですけれども、今まで広報やら個別で送付やらしていただいたと思うんですけれども、要するに2番の方たちというのは、残念ながらもう締め切りが済んでしまった、昨年の6,000円の給付を受けてしまった方しか対象ではありませんが、1番の3,000円にしる、きちんと受けていただくためにも、昨年よりもより一層のわかっていただく努力が必要だと思うんですけれども、対策についてはどうお考えでしょうか。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

対象と想定される方には個別通知をまずいたします。それから、当然国のほうにおいても、テレビ、あるいは新聞等での広報活動が行われております。市独自としましては広報紙・ホームページの掲載、あるいはいろんな行政機関の窓口、そういうところでチラシを設置するなどのことによって、今回も制度の周知をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今おっしゃった広報の仕方というのは、多分、去年と一緒だと思うんですよ。私が今回申し上げているのは、個別通知じゃなくても私かもしれないという方に気づいていただくための方策なんですけれども。私、いろんな方に今回お話ししましたが、自分が課税か非課税かも理解されていない方が多いです、高齢者の方。年金をもらってる人は、確定申告もしなくていいと書いてあるから申告してないということを言われます。農業をされていた経験がある方とか、いろんな方で、昔やったことがあるからやったという方も見えますけど、そんな方はごく少数です。課税か非課税かというのが市に把握していただくためには、今までみたいに確定申告しなくていいですよという投げかけじゃなくて、確定申告してくださいとか、何申告というんですか、課税か非課税かだけがわかる申告の簡単な方法があると聞きましたが、そういうことのお勧めとか、ちょっと去年とは違う努力をしていただきたいなということを思います。

最後に、2番の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の対象と人数、そしてスケジュールを、いつぐらいにお便りが届いて、いつぐらいに給付になるのかというのを、1番と2番と整理してお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

年金のほうは、先ほど申し上げました500人程度を想定しております。

それから、申請時期につきましては、まず65歳以上の方につきましては5月から申請を開始したいと思っております。3,000円と、それから基礎年金の方、この方については9月を予定しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

時間がないんですけど、わかりづらいのでもう一回きちっと言ってほしいんですけど、1番については、3,000円もらえる人と3万円もらえる人がいるんですね。これはかけ持ちじゃないんですね。3万3,000円をもらえるわけじゃないんですね。

その3,000円の人は何人で、3万円の人は何人で、それぞれお知らせが来る時期も、いただける時期も違うということですね。そして、2番についての3万円はいつなんですか。何人なんですか。3通りでお答えください。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、申請時期については5月と9月があるということが1つです。平成27年度に年金を受給した方で65歳以上の方、この方については5月に申請していただきます。

3,000円と、それから基礎年金の受給者、これは合わせて3万3,000円いただくことができます。両方ともに該当すれば。この方については9月の申請です。

人数については、9月のほうですね、ですから3,000円と基礎年金の方につきましては、3,000円のほうが7,000人、予定しているのが、プラス基礎年金受給者が500人想定しています。

それから、その次の5月にするほうですね。5月に申請を受け付ける65歳以上の方、この方については4,500人を想定しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

一回聞いただけでわかりにくい方がきつとテレビの前でもいらっしゃると思いますが、相談に行けば答えてくれるという形がありますので、ぜひわからない方は市役所に相談に行くということもあわせて、さらなる周知をお願いしたいと思います。

最後の国民健康保険事業の質疑を1点させていただきます。

歳入の第1款の国民健康保険税についてです。1点だけ端的にお伺いします。

2015年の3月16日に開催された全国高齢者医療・国保課長・広域連合事務局長会議に出している資料で、次のように書かれております。国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充約500億円に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充を以下のとおり実施することにより国保の抜本的な財政基盤の強化を図るということで、要するにこれについては昨年度も同じ質問を服部議員がしていますけれども、低所得者の国保税の引き下げについて充てなさいということで国からお金が来ているということで、これが一体今回の予算のどこにあらわれているのか、どのように入ってきているのか、幾らなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

社会保障制度改革に伴いまして、消費税の引き上げによる増収分を財源として、平成27年度から低所得者対策として保険者支援制度が拡充され、1,700億の公費が投入されているところですが、平成28年度予算におきましても、引き続き同様の公費が投入されますことから、法定内繰り入れでございます保険基盤安定負担金繰入金へ反映しております。

この公費につきましては、低所得者を多く抱える市町村にあつては、医療費が高くなっても保険料を引き上げることができず、財源が確保できないなどの市町村間の格差を抑制し、赤字解消につなげるための保険者に対する財政基盤の強化策でございます。額にしますと6,240万円反映しております。

また、今後の国からの財政支援につきましては、現在の1,700億円に加え、平成30年度からはさらに1,700億円を投入し、毎年、3,400億円の財政支援を実施することにより、国保の抜本的な基盤強化を図ることが予定されております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

勝手な解釈をしてもらったら困るんですわ。二手に分かれてちゃんと国は言っています。低所得者向けにきちんと保険料の軽減措置に使いなさいということと、保険者向けに財政支援ということと、きちんと分けて書いてあります。それをどういう流れで入ってくるかというのはわかりにくいですが、要は法定内の繰り入れで使われたということでは、国が言うところの被保険者1人当たり1万円の財政効果があるよと、引き下がるよという言い方には当たってこないもので、これはきちっと引き下げに充たる、充たるには市町の努力が必要だということも言われていますけれども、きちんと今の状況を見ていただいて充てていただきたいと思います。また詳しいところについて、予算決算委員会ですべていきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、通告に従いまして、4番、公明党、新 秀隆、質疑に入らせていただきます。

今回は議案第5号の亀山市地域まちづくり協議会条例の制定、そして議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算についての3項目、こちらについてお尋ねいたします。

まず初めの地域まちづくり協議会条例の制定についてでございますが、先ほど来から2名の議員の方が質問されております。その中におきまして、重複する点は圧縮して割愛させていただきたいなどは思うんですけど、まず第1条の目的についてでございますが、こちらにつきましては、亀山市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中におきましても出てきております。この中で、まちの創生の中にもございますんですけど、4番目のつながり、見守り、助け合える地域社会と、このような形で今回上げていただいております。それにつきましては、これまでの経緯というの、先ほどある程度はご説明いただきましたんですけど、今までの亀山市側から、当初は自治会なりコミュニティという組織のほうに流れてまいりました。これにおきましては、イメージといたしましては、

先ほど話も出ておりましたのは学校区、小学校区を中心として、以前は市役所を中心として、それを取り囲むように、婦人会、自治会、老人会、さまざまな企業も交えた、団体も交えたような形で組織づくりと。それが今回のまちづくり協議会という組織に移りますと、これは、まちづくり協議会の中に全ての組織が入り、市役所といたしましては、そこで支援、協働するというような位置づけになってきておると思います。

さてこの中で、先ほど来から説明いただいておりますが、今回、ことしの平成28年度には全ての地域でまち協が立ち上がるというふうなことでございます。そして今回、今の時期に、このような条例の制定になってまいりましたということですが、それにつきましては平成25年度の4月に川崎地区、そして昼生地区というのが、皆様のご苦勞の末に、先ほど活動の流れもある程度参事のほうからも説明がございました。そして、26年度の4月には3地区と。その後がいろいろたくさん出てきております。そういう経緯をある程度踏まえて、そして実績も出てきたということで、今回、ある程度固まってきたから条例が出てきたかなと推察されるころではございますんですけど、先ほどのご説明の中で、地域の活動というところにつきましては、通信的なものをつくったりとか、ホームページ、ウェブの開設をしたりとかいうのはお伺いさせていただいたんですけど、実際、その活動について、どのような実績というか、具体的にどのように地域でまちづくり協議会として展開されてきたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

これまで平成24年度からスタートしました地域コミュニティのしくみづくり支援事業におきまして、平成24年度には昼生地区と川崎地区をモデル地区に指定しまして、その取り組みを全市的に紹介しながら進めてきたわけですが、この取り組みにつきましては、自分たちのまちは自分たちでつくり上げるという理念のもとで、どのような仕組み、地域住民の皆さん方の意見を吸い上げ、それを皆さん方で議論する仕組み、合意形成ができる仕組みづくりを進めてきました。それで、平成26年度には、先ほど議員おっしゃられました城北、関南部地区、野村地区において、また本年度当初には神辺地区、野登地区、加太地区、関宿、白川地区においてまちづくり協議会が設立されてきたところでございます。そういったことで、協議会が設立された地区におきましては、協議の場が形成され、情報発信や合意形成の仕組みができ上がってきています。そして、獣害や地域公共交通、環境保全などの地域課題についても議論されているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

地域主体でということで、獣害被害の問題とか、そして公共交通機関の問題とか、そういうふうな形で皆さんが議論される場ができ上がってきているというところではございますんですけど、私はちょっとお伺いしたかったのは、その辺の実績をどのように市として把握されて展開していくかというふうなところもちょっとお伺いしたかったんですけど、それは最後の役割といいますか、支援及び助言のところでもう一度お伺いいたします。

そういう中におきまして、今回、2つ目のほうに入らせていただきますが、第3条の協議会の構成員についてというところでございますんですけど、当初、まちづくりの支援の案内、マニュアル的なものがあつたんで、それをちょっと拝見いたしますと、地域の役割の中で、地域の力を結集し、自治会を核としながら各種団体を包括して総合的に地域課題の解決に向け取り組む組織として、まちづくり協議会の設立が主として支援していくというような形で打ち出しが出ております。

こういう中におきまして、まちづくり協議会と、ここでもうたっております自治会の核となりながらというふうに、自治会を核としながらということですので、コミュニティは移行され、自治会というのは存続しておるわけなんですけど、そういう中でこの辺の構成の役割をどのように見ておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

まちづくり協議会の区域内の自治会につきましては、亀山市地域まちづくり協議会条例第3条に示す構成員として公共的団体に含まれます。自治会は、隣近所に住む人たちが自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。その地域に住む人が、日ごろから親睦と交流を通じて連帯感を深め、気軽につき合い、日常生活に必要な情報交換や地域に共通するさまざまな課題をみんなで協力して解決し、触れ合いのある快適なまちづくりを目指して活動していくことを目的としています。

その自治会につきましては、これまで培われてきた地域自治の考え方を生かしていただきまして、まちづくり協議会の活動において地域内のさまざまな団体と連携して地域課題の解決に取り組んでいただくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

私の住んでいる地域でもそうですけど、まちづくり協議会の中に自主防がないから自治会のほうの自主防で機能しているとか、そういうふうないろいろ独自の形もあると思います。そして、そういう中で自治会の役割というのが、今、深水参事のおっしゃられたような形で、どちらも大切にやっていくというようなところはわかります。機能的なところでは、行政の依頼事項とか、そういうのもいろいろ出てくるとは思うんですけど、こういう中で市として、先ほどの目的もちょっと絡んでくるところではございますが、この自治会との構成の中で市として望むところの問題点といえますか期待するところ、その辺についてお伺いできますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

市が地域まちづくり協議会に望むことは何かということでございますが、地域まちづくり協議会が自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念及び民主的な運営のもとに地域課題の解決に取り組む自治組織として成長していくことでございます。そして、地域まちづくり協議会は、各種団体や多くの地域住民の参画を得て、また地域で活動する公共的団体と積極的に連携・協力を図りながら、これからの地域課題の解決に向けて取り組んでいくことで、亀山らしいまちの実

現につながっていくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

自主性のある組織で、みずからが自発、地域外交的な、外交といいますか企業とのつながりとか、その辺にまで広げていくというようなところですよ。

先ほど来からちょっと声も出ておりますけど、なかなか自治会にしるコミュニティにしる、担っていく方が少なくなってきました。それにつきまして、最後のところでございますが、第10条でございますが、市としての支援及び助言についてということで、先ほど福沢議員のほうからも話が出ておりましたんですけど、こちらのほうにつきましては市としての助言につきましてはどういふものかということで、財政的な提供、そして人的な支援的な、そして情報の提供、最終的におっしゃられたのが担い手の教育ではなかったかなと。書きとめておったところが欠落しておったら、また補足いただきたいんですけど。そういう中におきまして、ハード的なものとソフト的なものの支援の表現が、私、理解しがたいところがございますんですけど、行政とまちづくり協議会とのパイプを行政がどのように取り持っていくのか、まずその1点、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

支援でございますが、具体的な内容としましては、地域担当職員を通じまして地域まちづくり計画の策定に関して助言することや、地域課題の解決につながる助成金や市の各種施策のメニューを紹介することでございます。また、協議会の地域課題の解決を支援するために、行政の関係部署へつないだりすることも必要ではないかと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そういう中で、結論的に出てくるかなというのは、担当職員の負担といいますか、過大な労力が懸念されるところではございますんですけど、そういう中で決め事みたいな、まだちょっと立ち上がったところで間がないとは思んですけど、もちろん地域まちづくり協議会の協議会自体の規模にもよると思うんですけど、支援していく中でハード面、金額的な支援ですね、こちらについてのマックス、頭打ちといいますか、そういう協議とか、それから内部的なかかわりに行政が入るある程度のボーダーラインみたいな、そういうのは今はお考えがあるんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

まず、第1点目の具体的な財政支援の中身、金額的なものでございますが、今現在、各地区コミュニティ、まちづくり協議会へ交付しております地域活動助成金、それから公募型でございますが、新たなまちづくり協議会を対象とした地域課題解決のための事業を行うまちづくり協議会に対して上限30万円の地域活性化事業補助金がございます。

それと、2点目の地域内のサポートでございますが、地域担当職員が協議会の定例的な会議に出席しておりますので、その場において一定の視点をもって助言をいたしております。具体的には、会議において議事録が作成されているかどうか、出席者の意見を広く吸い上げる環境ができているかどうか、また会議の結果につきまして地域住民に対する周知が行われているかどうか、そして自治会長さんなどの代表者を通じて地域住民の意見を集約できる仕組みがあるかどうかという視点を持ちながら、地域担当職員は職務に臨んでいるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

わかりました。

ちょっと心配されるのは、職員が、大体休みとか、定時後の7時からの寄り合いとか、そういうふうな形になって、かなり負担もかかるかなと思うけど、その点につきましては、職員の就労については、またあしたの一般質問でもちょっとお話しさせていただきたいなと思います。一応この点、1つ目の条例の制定については終わります。

それでは、次のところに移らせていただきます。

まず、みえ森と緑の県民税市町交付金事業についてでございますが、こちらでも亀山市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも出てきております。こちら、訪れるまちという中で、みえ森と緑の県民とちょっと略させていただきます。そういう中で、今回、事業が出てきておる中を取り上げさせていただきます。

そもそもこちらは平成26年4月1日から導入されてきたものでございまして、県のほうとしては、意図といたしましては、森林のきれいな水を蓄える機能や地球温暖化の防止、県の土地の保全、そして癒やす環境が整う、そういうような形で、緑、自然を豊かに保っていくための、自然災害の発生リスクが高まっているということを考えられた上で、そこで県が災害に強い森林づくりと、そして県民全体で森林を支える社会づくりを進めたということが発端ではないかということでございます。

その中におきまして、今回、ちょっと取り上げさせていただきますのは、まず亀山市のせんだつての部長からの説明がございました。そういう中におきまして、森林の計画の中で、子供たちの木材についての学び、体験する森の学校の開催などとか、そのようなことが少し説明がございました。これにつきまして、全体的な事業の内容と、そして狙いといいますか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

みえ森と緑の県民税は、先ほど議員おっしゃいましたように、平成26年の4月から、26年度から30年度までの5年間、個人の県民税均等割の納税義務者は年額1,000円、それから県内に事務所を有する法人は、資本金等の額によりまして年額2,000円から8万円をご負担いただくもので、三重県が災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを進めるための財源として、これも議員おっしゃいましたけど、導入されたものでございます。

具体的な事業でございますが、この県民税の一部が市町には交付金として交付されるわけですが、市では平成26年度から30年度まで、同じ県民税の導入期間に合わせまして5年間の活用計画を策定しております。税の趣旨でございます市民全体で森林を支える社会づくりを目指しまして、5つの事業に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、1つは安全な通学路整備事業として、通学路沿いの危険木の伐採を行っております。2つ目として、森と木材のふれあい事業として、森や木材について学び、触れ合う機会を提供しております。3つ目として、里山・竹林生活環境保全支援事業といたしまして、自治会や地域まちづくり協議会が身近な里山や竹林を整備する活動を支援いたしております。4つ目として、かめやまの木づかい支援事業として、公共的施設におきまして、亀山市産材で製作した木製家具の購入に対して支援を行っております。最後に5つ目として、緑あふれるまちづくり支援事業として、地域まちづくり協議会や工場・事業所が実施する緑化活動に対し支援を行っております。

今、議員おっしゃいました子供たちの森の学校の関係でございますが、このうち2つ目の森と木材のふれあい事業といたしまして、この活用計画に基づきまして今年度、27年度から、まず森の学校屋内編といたしまして、小学校高学年及び中学生を対象に学校の授業の中で森の講和や木工教室を開催いたしております。また、森の学校屋外編といたしまして、亀山森林公園やまびこにおきまして、小学校低学年や幼稚園・保育園の園児、あるいはその保護者を対象に自然観察会や間伐体験などを開催いたしまして、森や木材について学び、触れ合う機会を提供させていただいております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに自然に親しむというのは結構だと思うんですけど、継続して、子供たちの反響とかその辺がまたお示しいただけたらありがたいなと思います。今後またよろしく願いいたします。

その中で1つ、県のホームページにも出ておきまして、各市町がずらっとありまして、亀山市の目玉的なことで安全通学路の整備事業というふうな形で県のホームページにも上がっておりましたんですけど、これは通学路だけで、これは建設部の維持管理ですか、そちらのほうになってしまうかもわかりませんが、木のつながりでいくと、通学路以外の車の走る山道、加太柘植のああい道とか、非常に木が生い茂って垂れてきて車に当たったりしそうだと思うんですけど、これとはまた違う、それは含まないというふうに理解したらよろしいでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この質問につきましては、26年の9月定例会で活用計画をお示しさせていただくときに、たしか西川議員から同じご趣旨のご質問をいただいておりますが、今、議員がおっしゃいました通学路沿いの危険木につきましては、これまで道路管理者が地域や樹木の所有者に伐採をしてもらうように依頼しておったところでございますが、所有者に伐採してもらうまでに時間を要することもございまして、子供たちの登下校時に風や地震等により倒木して被害を及ぼすことが懸念されますことから、教育委員会とか地元自治会と連携をいたしまして、通学路に限定をさせていただいて

おります。通学路の危険木等の伐採・除去を行いまして、通行の安全確保を図ることといたしたものでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

26年度以来、その辺の方向性は変わらないというふうに理解させていただきました。

少し時間が押してまいりましたので、最後の道路、そして橋梁関係に入らせていただきます。

ちょっと時間の関係上で2つまとめたような形になって恐縮なんですけど、今も国土強靱化計画というのもまた新たな形で、視点で、それを受けてまた県も出てきました。そして、今回予算の中でも、県支出とか、国の関係とか出てきて、その中で億単位の形で道路、そして橋梁に関する、ひっくるめて申しわけないんですけど、金額が上がってきております。

さて、こういう中につきまして、昨年、私も一般質問のほうでは提言させていただいておった内容ではございますんですけど、道路全てを剥がして全部道路の通行量、そして重量のあるトラックとか、そういうものにそぐうような舗装というの、なかなか全部が全部をやるのは非常に大変なことだと思います。

そういう中におきまして、今回の道路の舗装事業、舗装の老朽化対策事業、そして橋梁もまとめて申しわけないんですけど、橋梁整備、そして耐震化補強、これは先ほど中崎議員のほうからもお話が上がってございましたんですけど、この中におきまして、社会資本整備総合交付金を利用するか、そういう中で、予算の厳しい中で、インフラというのはとても大切な、いざというときに道が使えないようではいけませんので、日々からこつこつというのも大切なことだと思います。

今回はこの道路の事業1億3,000万とか、そして橋梁につきましても4,200万、耐震化補強につきましても3,000万というふうな金額でも上がってきております。こういう中につきまして、申しわけないんですけど、時間がないので、全部まとめた形で手法的な、どういうように、私は前にお話ししたのは、線を面で捉えて、不良箇所をピンポイントで吸い上げて、そして何でもかんでものべつ幕なし舗装するのではなく、そういうふうな形はどうかという話はありませんが、今回のこの予算の中には、補正ももちろん入っておると思うんですけど、そういう中におきましてはどのような形で進めていかれるか、3つまとめて申しわけございませんんですけど、ご説明をお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

まず、舗装でございますけれども、舗装の老朽対策事業につきましては、市道川崎白木線でございます。これは本年度、舗装の損傷が激しい区間において表層の打ちかえやオーバーレイによる舗装の修繕と、先ほど議員が申されたように、社会資本整備総合交付金を活用して、小川町松山地区内の県道四日市関線の交差部から工業団地方面に片側車線を中心に施工延長で約1.5キロの舗装整備を実施したところでございます。

平成28年度は、同じく県道四日市関線の交差部より、今度は辺法寺側に向かって約1.3キロの舗装整備を予定しており、予算額といたしましては1億3,700万を計上させていただいてお

るところでございます。

今後の手法等のご質問ですが、引き続き現状の交通量に見合った舗装構成で、今後、二、三年で優先的に整備が必要な区間と考えております延長約3キロを同じく社会資本整備総合交付金事業を活用して優先的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、橋梁の長寿命化修繕事業でございますが、中崎議員にも申しあげましたように、15メートル以上の橋梁につきましては115橋で、橋長15メートル未満の橋梁が189橋、全部で304橋でございます。

まず、橋梁長寿命化修繕事業からご答弁させていただきますと、現在、平成23年度に策定いたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき事業を進めてまいりたいというふうに考えておりました、現在、15メートル以上の橋梁115橋のうち、補修が必要であるという橋梁数は38橋でございます、現在、3橋整備したところでございます。

それと、2メートル以上15メートル未満の橋梁でございますけれども、これについては5年に1回の頻度で近接目視による定期点検が義務づけられておりますので、これについても点検を随時行ってまいりたいというふうには考えております。

それと、橋梁の耐震補強事業でございますけれども、平成23年度に策定をいたしました橋梁耐震化補強事業計画に基づき事業を進めてまいりたいと。これは対象となりますのは112橋でございます、112橋のうち補強が不要と判断した橋梁が29橋、既に整備が完了しているのが22橋となっておりますので、残る61橋の橋梁を耐震補強をやっていくといったところでございまして、平成28年度の予定といたしましては、川合椋川橋の補強工事を行う予定で進めてまいりたいと考えております。

議員からいろいろ提案をしていただきました工法がございますけれども、橋梁の点検方法として、特殊な車両を使用することでコンクリート床版内部を調査して、表面からはわからない鉄筋やコンクリートの劣化状況などを判断できるものと理解しております。

橋梁点検については、国土交通省より平成26年度に、トンネルや2メートル以上の道路橋など、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検が義務づけられましたので、点検方法については、点検の精度や費用など、総合的な手法を検討していく必要があるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

いろんな面で考えていくということで、いろいろな事業におきましても、今、国のほうも、55%国から出てくるというような事業もありますので、その点もしっかりアンテナを高くしていただいて、広く情報を収集いただき、いろんな補助金の活用を考えていただきたいということを思い、私の質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時28分 休憩）

(午後 4時37分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。よろしくお願いいたします。

次に、先ほどの福沢議員に対する答弁について、深水市民文化部参事から訂正の発言の申し出がありましたので、許可します。

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

先ほどの福沢議員の複数の協議会の校区というふうなご質問の答弁で間違った答弁をさせていただきましたので、訂正をお願いしたいと思います。

11小学校区のうち1協議会の校区は、昼生、川崎、神辺、白川、野登、加太、6校区でございます。複数の協議会の校区は、西小学校、東小、南小、関小学校、それから井田川小学校区の5校区でございます。どうも申しわけございませんでした。

○議長（前田耕一君）

次に、10番 鈴木達夫議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。議案質疑をさせていただきます。

先ほど宮崎議員もご紹介いただきました。私も地元の中部中の卒業式にお邪魔をしました。卒業生が涙を流しながら「旅立ちの日に」を歌っていただきました。じーンとして熱い思いに浸らせていただきました。ありがとうございます。

そして、卒業式なんですけれども、最近とみに風景が変わったのが来賓の数なんです。それで、来賓の数の中に、先生方を除けば、今から私が質疑をさせていただきます地域のまちづくり協議会の面々の数が非常にふえてきたなど。そんな風景も見させていただきました。

それでは、議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について質疑をしますが、今までの午後からお3方やりました。この提案は、平成22年に亀山らしいまちの実現のために、まちづくり基本条例を制定したと。そして、総合計画の後期基本計画の中にも地域コミュニティのしくみづくり支援事業を主要事業として位置づけたと。その後、各地にこのまちづくり協議会が設立、立ち上がってきたと。しかしながら、この協議会の公共性や要件の担保がされていない。明文化もされていないと。だから、この機会に条例の制定だというようなご提案だと私は認識をしております。まちづくり条例に従って粛々と準備をし、歩んできた。だから、今こそこの条例を制定するんだということだと。それは私は、多分そごがないなあと思います。

私、粛々と歩んできたという言葉を使いましたが、歩むという漢字は、とまることを少なくすると書きます。私は、かといって立ちどまったり振り返ることを否定しない、そんな思いで質問させていただくことと、もう1つは自分なりにこの条例の制定は、このまちの形、仕組みを大きく変える重要な議案だと認識しています。もっと本当に大げさな言い方をすれば、従来の日本型の民主主義といいますかガバナンス、統治への一つの挑戦であろうと。そんな意味で質疑がちょっと前かがみになったり勇み足の感があるかと思いますが、ご容赦をいただきたいと思います。

では、1番目へ行きます。条例の背景と制定の趣旨ということでございますが、趣旨は冒頭、私が申したとおりでございますが、まちづくり基本条例の1条の中に、新たな自治の確立を図り、もって亀山らしいまちの実現をすることを目的とすると書かれております。これを私は自分なりに解釈すれば、亀山らしいまちづくりを実現するには、新たな自治の確立が必要であると、そう読み取りました。

そこで質疑をさせていただきます。新たな自治の確立の必要性、その時代背景、時代認識をわかりやすく説明いただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

新たな自治の確立の必要性、時代背景でございますが、地方自治体を取り巻く環境は亀山市におきましても大変厳しい局面にあり、私たちの住む地域社会にも大きな変化が起こっております。1つ目に価値観の多様化や地域における連帯感が希薄化し、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下してきていること、2つ目に少子・高齢化など社会情勢の変化に伴って、高齢者や子育て家族に対する支援、環境保全、防災・防犯など、地域の住民に直結するさまざまな課題が発生していること、3つ目に地方分権が進み、自己決定、自己責任の原則のもと、住民が主体となって地域の課題は地域みずからが解決する地域分権型社会の実現が求められていることなどがございます。

そこで本市は、持続可能な自治体経営と市民の皆様の暮らしの質の向上を目指し、平成24年度から自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げるという理念のもと、自立した地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティのしくみづくり支援事業を行っております。その中で、地域の課題やこれからのまちづくりについて、地域住民の皆様や地域で活動しているさまざまな団体が話し合い、議論を進める仕組みづくりを進めてきました。その仕組みを持つ組織が地域まちづくり協議会であり、これからの少子化・高齢化社会においては必要な組織であると考えているところでございます。

市は、まちづくりの基本的な考え方として、市総合計画に市民力で地域力を高めるまちづくりを掲げています。したがって、少子化・高齢化社会に向けて、地域まちづくり協議会と協働してさまざまな取り組みを展開してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ご答弁の中にありました少子・高齢化、人口減、地域交流の希薄化、新しい課題への対応と。このチラシにもあるんですけども、これは全て、背景とか趣旨ではなく、一つの現象なんです。少子・高齢化現象、人口減現象であって、まち協の必要性としては、説明としては十分ではない。それをもって何なんだということを聞きたかったんです。もちろん、今ご説明の中で、地域社会の価値観の多様性とか、連帯感の希薄化とか、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下していると。一方で、地域分権型社会ということで、地域課題は皆で話し合い、議論し、進めるんだと。そういう仕組みづくりは大切なんです。必要は十分あるよということはわかるんですけども、本質的に

私はこういう側面があるんじゃないかということを知りたいんです。これはずばり、従来の行政手法をもってすれば、多種多様な行政ニーズはもはや、人、もの、金、時間、情報、行政では対応できない時代があるんだと。これが僕は最大の背景と趣旨だと思うんです。

例えば、正規・非正規合わせて1,000人いても、保育士さんが足りないとか、職員が足りないとか、地籍調査もやめたとか、そういう人、あるいはマンパワーの問題、あるいは身の丈に合った財政は幾らだといったら、170、180億だと示しながら、来年度予算は208億ですね、これをやらないとサービスができないんだとか、あるいは社会福祉に関する扶助費が昨年対比12%以上上がって30億も超えているという問題。あるいは時間的にいえば、さまざまな手続とか決裁を経て、ごく簡単なことも処理できないロスの問題。それから、情報といえば、災害時に要支援者に対しても、なかなか個人情報保護の観点から、その名簿が整理できない。たくさんの行政の抱える問題があるんだという本質的な大事な部分が、この背景、趣旨の中にうたわれていないと私は感じました。

そこで質疑をします。少子・高齢化、人口減、新しい課題への対応は、もはや行政だけでは対応できない、これが本質的なまち協の設立の背景と趣旨と、市長、考えてよろしいでしょうか。間違っていますか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まち協の本質的な設立の背景、趣旨ということの中で、今、議員ご所見の話というのは、そのとおりではなかろうかと思っております。まさに、その誘因をする社会環境の変化は、確かに人口減少社会とか少子・高齢社会という構造転換の中に生きておるわけでございますけれども、ただ非常に価値観が多様化しておりますので、地域社会を構成される異なる立場の市民の皆さんが、世代や、職業や、心情などの違い、あるいはその利害や対立を乗り越えて、相互理解や協働によって、こういう時代を切り開いていかななくてはならないと考えておるものでございます。もはや行政のみで、まちの抱えるさまざまな課題を解決できない状況の中で、どういう仕組みを本市につくり上げて地域の自治を高めるか、市民力によって地域力をいかに高めることができるか、ここのところが問われておるんだらうと認識をいたしております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

私は、そうあるべきだということを言っているんじゃないんです。もし本音の部分で、今、私が言わせてもらった行政はもはや対応ができないんだというものがあるならば、条例の制定時に市民にわかりやすく説明すべきだということを言っているんです。今の答弁ですと、全然僕の答えになってないんです。たくさんの多様なニーズに対して、もはや行政の対応が耐え切れないということは、本質的な背景と理由に当たっていますかという質問をしたんです。端的にお答えを願いたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

日常の重層的な市民社会の中では、当然行政が課題として捉える社会構造や課題をいかに解決していくのかという意味での行政課題ということと、恐らくは、多くは市民活動や民間ベースでもって、まちが非常に大きくダイナミックに重層的に動いておるといふ現実もあろうかと思っております。そういう中で、いずれにいたしても、端的にこれを語れということなんですが、おっしゃるように、この人口減少とか高齢化の時代において、各種の行政サービスの需要が今のままでは耐え切れないということは事実でございますので、そこを本当に市民の皆さん、地域の皆さんとも課題を共有して、これを乗り越えていくような仕組みが要るんだということではなかろうかと認識をいたしておるところであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

整理がつかないまま次に進めるのは非常に残念なんですけど、今、行政課題と民間ベース、あるいは市民のベースは別なんだというようなお話がわかりにくいことと、一部、確かにまさにそのとおりだという発言をいただきましたので、それを頼りに次の質疑に入ります。

今答弁いただいた時代背景、認識、新たな自治の確立の必要について、市民の方にどう訴えてきたか、お願いします。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

まちづくりの基本となる考え方や地域まちづくり協議会の意義につきましては、広く市民の皆様に行行政情報番組や市勢要覧におきましてお知らせしてきたところでございます。また、「地域コミュニティのしくみづくりの基本的な考え方」という冊子を作成したり、さらにはキラリまちづくりトークでの意見交換の場で説明をし、また地域担当職員が各地域にお邪魔して説明してきたところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ケーブルテレビ、市勢要覧、市勢要覧はどなたが見ているかわからないですけれども、広報にも出てなかったし、「地域コミュニティのしくみづくりの基本的な考え方」、これは市民に配付したかといいますと、コミュニティの役員さんだけだと思いますよ。それはいいんですけど、それは周知方法なんですけれども、先ほどの市長の、もはや行政だけでは耐えられない時代が来ることも事実であるというニュアンスのものをどこかで伝えたことがあるか。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域の皆さん方がまちづくり協議会という仕組みづくりを進めていただく中で、現時点での行政サービスを維持しつつも、今後の少子化・高齢化社会に向けては、さらなる住民ニーズ、地域課題

が発生すると考えております。そうしたことについて、全てが行政で対応できることではないということは説明させていただきました。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

どういう形で説明をしていただいているか、後で確認をしたいんですけども。

次に、協議会の事業についてということで、条例には8つほど書かれています。子供の健全育成に関すること、自主防災のこと、健康づくり、地域福祉、これは大体どんな事業をされるのかというのは私は想像はできる。市として、こんな事業を展開していただきたいとか、発展させてほしいという事業あたりを提案されたことがあるかどうか、お願いします。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会が事業展開していく中で、さまざまな他市の事例とか先進的な事例も紹介をさせていただいたところです。その中で一例を挙げますと、例えば亀山市まちづくり協議会条例第5条第1項第3号の子供の健全育成に関することでは、園児や、その母親を巻き込んだの食事会や会話を楽しむ子育てサロン、高齢者・親・子の三世代交流事業などがあります。

また、同じく第5号の健康づくり及び地域福祉の充実に関することでは、地域で健康体操を広める健康づくり応援隊や、地域住民が有する資格や特技を生かした健康相談や血圧測定の健康サロン、また配食サービスでございます。

同じく第6号の環境の保全及び創造に関することでは、地域の河川や山野を見守る環境パトロール活動、里山の保全活動、公園の花壇整備などが上げられます。

これらは、地域まちづくり協議会にとって有意義な活動とっております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

従来からこの案件については、市は一定のメニューを与えながら、もちろんこの後進めていく地域予算制度も含めて、メニューを与えて一つでも成功、サクセスストーリーをつくるべきだというのは、私はここ七、八年ずっと申し述べてきたわけなんですけれども、じゃあ視点を変えます。

目的である、これは3番目の項に入ると思いますけれども、亀山らしいまちの実現とは何かという質問には、先ほどもありました。「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」と答弁を、これは別に亀山だけでなく全国区だと思うんですけれども。私は、それを具現化した計画が、まちづくり基本条例の理念の中で策定される今の第1次総合計画であったり、これから策定される第2次総合計画と考えますが、その考え方はいかがでしょうか。間違いございませんか。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

亀山市まちづくり基本条例には、市民の責務として、市の執行機関と協働して積極的にまちづく

りを推進するよう定めてあります。また、総合計画の策定やそれに伴う政策の実施についても、亀山市まちづくり基本条例の趣旨を尊重し、進めていくことが定めてあります。したがって、総合計画の推進に当たっても、市民が積極的にかかわり、市の執行機関と協働して行っていくことが亀山らしいまちの実現につながっていくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ここは物すごい大切で、非常にぼやっとした形で亀山らしいまちの実現、「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」というよりも、ある程度それを具現化したものが亀山の総合計画であるならば、これは総合計画の推進を地域の皆様と一緒にやっていきたいと思いますということをしっかり説明すべきです。だから、先ほども言ったように、本音と建前を、建前上はこう言っていて、本音は亀山の総合計画の推進を地域の方々と一緒にやっていくんだでは困るんです。まちづくり基本条例の第7条に、こう書いてあるんですよ。執行機関は、まちづくりに関する事項について、市民に対し、わかりやすく説明するように努めなければならない。つまり、本音と建前が違っていたらいけないんです。総合計画にほぼ等しければ、総合計画の必達のために推進をぜひ地域の皆さんやってくださいと思いついて覚悟を決めて言わなきゃいけない。このことに関して市長はどう思いますか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

総合計画は、申し上げるまでもありませんが、本市の最上位の総合的な計画でございまして、これを達成するために、当然行政としての責務、それから議会としての責務、市民としての責務がまちづくり基本条例にうたわれておるわけでありまして。これを協働して達成しようということが、まさに基本条例の理念でございまして。したがって、今、それを行政として市民に語りかけ、あるいは総合計画の、計画そのものだけではありませんが、この議会の議論も含め、あるいはさまざまな市民と直接対話する機会やいろんな場面を通じて、市の考え方や、置かれた状況や、計画について、それはお伝えをし、そしてまたそれぞれの地域での協力を求めて今日に至っております。

したがって、総合計画の推進をさらに、市民、行政、議会、この3者の協働でもって達成していくということについて、当然今後もオール亀山市で推進の体制を図っていくことは当然のことであろうかと認識いたしております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

私は、日夜この地域の仕組みづくり、議論、あるいはディスカッションをし、邁進をしていただいている中で、そそくさと総合計画とか、こういうがちゃとしたものを地域に示すことが、手法として、言い方として適当かどうかはわからない。いいかわからない。ただし、根幹の共通のコンセンサスを持ってやっていく。何度も言いますが、本音と建前を使い分けて市民に伝えることは、こ

のわかりやすく伝えなければならないという条例に違反しますんで、ぜひこの辺は再確認をしてリセットしてもらいたい。伝え方として、僕は今までの伝え方は曖昧で、余計に一生懸命やっているまち協の方がわかりにくい形になってしまわないかなということ。

それからもう1つは、行政改革の視点からも狭域有効業務、これは専門的なことになりますけど、地域活動で一定のものを賄える仕事と、広域な有効業務ですね、これは公がやるべき、そのほうが効率がいい、これをしっかりと示し、地域の中に小さな公をつくっていただいて、協働の中で、当然自由度も欲しいですよ、こういう中で高めてくださいというような訴え方もぜひしていただきたいと思いますが、そういう訴えはされているでしょうか。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会は、地域自治の考え方や補完性の原理を取り込み、地区コミュニティから移行した組織でございます。自分たちでできることは自分たちで行い、できないことは共助で地域の中で行っていただく。それでもできない部分は、市・県・国が担っていくという考え方でございます。これからは、まちづくり協議会がそれぞれの地域の特性を生かして、地域ごとに地域の将来の目標や計画を立てていただき、まちづくりを進めていただくこととなります。この地域まちづくり協議会は、亀山市まちづくり基本条例にある理念を踏まえ、地域課題を解決していくための市と協働のパートナーでもありと考えております。

議員おっしゃる行政改革の視点から、狭域有効業務と広域有効業務をどう整理していくのかということについては、例えば生活環境分野におきましたら、狭域有効業務としてはごみの分別だとか環境美化など、あるいは広域有効業務ではごみの処理をするということが当たろうかと思いますが、このことについてどう整理していくのかは、地域まちづくり協議会で協働を進める中で今後議論していく一つのものであると考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

いろいろ言いたいことがありますけど、私、最後にこれだけはやっておきたかった。観念論に入りますけれども、この機会に議論しておかなければならないことを市長とディスカッションしたいんですけども、当初、この議案は、大げさに言うなら民主主義、今までの従来に対する挑戦だという意味合いで言いましたけれども、コミュニケーション、合意形成の手法に対して、従来の方法と変わりがあるのか。あるいは変えていくのか。あるいは、変えていくとしたら、その準備があるのかという質問なんです。

1つは、1つ目の視点、2つの視点ですけれども、従来の自治会を核とした自治会運営の構成員は、ふだんの近所つき合いから、どちらかというと家族も含められて、言ってみれば全市民が関連した、そんな組織であるようにも思えるんです。そこで、このまち協、小学校単位ということで非常に大きいんです。私のところなんかは8,000人ぐらいいる、井田川。そうしますと、家族を含めた組織というよりも、むしろ意見を持ち合わせた個人、パーソナルな部分の集合体が組織され、そして地域の持つ重要で非常に僕は貴重だと思っているんですけども、意思形成の一つである言

わずもがな、あうんの呼吸ですね、これが入る余地がなくなってしまうんじゃないかという、そんな危惧をする部分なんです。

以前紹介しました「土」というのは、漢字で「+」と「-」と書くんです。プラスイオンとマイナスイオンが上手に結び付いて、ばらばらにならないように活着している。この組織というのはどちらかというとならプラスイオンばかりで、あうんの呼吸という、いわゆるマイナスイオンが働かない組織になってしまうという、そんな危惧をしております。

私ごとですが、以前、議員になる前に、自治会の係をさせていただきました。団地の自治会でございます。実は団地の老人会の組織が非常にぎくしゃくをしまして、時としてささくれた状態になる。私は先輩の尊敬する自治会長に相談に行きまして、先生いわくこういうことなんです。各地域から集まった地区の老人会というのは非常に難しい。田舎の郡部の老人会は、小さいときからの生い立ちとか性格をみんな知り合って、時に声高に主張した人よりも、むしろ豊かな堅実な、そこに集まっていくんだよ、それがあうんの呼吸なんだということを教わったこともございます。

もう1つ、これは全く逆説的な視点かもしれません。理屈っぽくなりますけれども、「参加」という言葉を英語で言いますと「take part in」と言うらしいんです。この「take part in」を翻訳しますと、部署部署を責任持って果たすという意味合いなんですね。しかし、日本でいう参加という言葉は、オリンピックは参加することが意義がある、いわゆる顔だけ出せばいいんだというようなふうになってしまう。解説を飛ばしまして、参加という鋭い言葉が正反対の無責任な言葉に化してしまった。これは何も言葉の世界だけの話ではなく、その背後には日本の社会の特質なんです。社会への個々のかかわり方が問題があると。言葉で全員責任は誰の責任でもないといって個人が集団の中で埋もれてしまうと、こういう社会形成をしてきたんですね。この日本型のコミュニケーション、合意形成のあり方を、言ってみれば、欧米式と言っているかわかりませんが、意見を持ち合わせる、物申す、そんな個人であったり、社会であったり、地域であり、こういうふうに変わっていかねばならないという意見もあるんです。今2つ、あうんの呼吸、それから日本型の参加の脱却、こういうものがまち協の設立と、コミュニケーション、合意形成が変わっていくか、変化があるのか、あるいは意識的に変えていくことが整理できて、このまちづくりの議論があってもしかるべきだと思うんです。少し観念的な話ですけれども、市長のご意見を聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

あうんの呼吸でお願いしたいところでありますが、議員の言葉をおかりすれば、あうんの呼吸、それから今言わはった日本型参加からの脱却、こういう状況については、昨今、地域だけではなくて、職場とか、学校とか、さまざまな身近なところで生じておる現象ではなかろうかと思っております。そういう中で価値観が多様化していくということにあって、今後どのような地域社会へ成熟・進化させることができるのかが問われておると考えておるところであります。

今回、条例の制定を提案させていただいておりますが、この春、市内全域の22地域において、この協議会が立ち上がるのですが、各協議会においては、その規模とか、あるいは課題とか、特徴とか、本当にそれぞれ違うところであります。一朝一夕にはいきませんが、それぞれの地域において、おっしゃるように合意形成とかコミュニケーションなどについて、試行錯誤が起こ

って、その中で新しい地域の自治といますか、そういう地域力が高まっていくことを期待いたしておるところであります。

既に立ち上がる協議会においては、ハレーションを起こしておるところは承知をしております。さまざまな問題を解決する過程で、さまざまなハレーションが生じておるということも経験しながら、でもこれもまた自治の成熟のための通過点として、私どもはこの自治を育んでいくような環境を整えていこうということでもあります。

議員のご所見はなかなか難しい問題であろうかと思っておりますが、そういう中であって亀山市の自治を高めていく仕組みとして、今回、条例の提案をさせていただいておるということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

この問題は、今もお触れいただきました試行錯誤しながら、少し時間はかかるが、分権社会にふさわしい新しいコミュニケーション形成をどういうふうに、これも歴史の継承とか文化財の継承も文化でありますけれども、新しい価値観や合意形成なんかも立派な、これを醸成していくんだということも私は政治文化だと思っているんです。ちょっと観念的な話になりましたが、質問のまとめをさせていただきます。

まず、市長には、まち協の設立の本質的な必要性、一部触れましたもはや行政だけでは対応できない部分がたくさんありますよ、人、もの、金、情報、時間、これあたりも要因の一つとして認識をされているならば、しっかりと伝えてほしい。これはわかりやすく伝えなければならないという亀山市まちづくり基本条例の中にも示されているということが1つ。

それからもう1つは、先ほどの総合計画を地域の方と一緒に協働しながら推進してくれということをも市長みずから言ってもらわないと、あなたが先頭を切って言わないと、例えば市の幹部、部長であったり参事であったりしますと、時として行政は我々地域を下請にするんじゃないかとか、用事をふやすんじゃないかとか、あるいは行財政改革のための私どもを一つの手段に、そういう意見も、もちろん今はもうずっと成熟してきていますんで、そんな意見を持ち合わせる人はいないかもしれないけれども、そういう危惧がある。だから、あなたしか言えないんです。あなたが先頭を切って、そういうことを言うていく。

私は1年前、副議長をさせていただきました。さまざまな場面で市長とも同行させていただきましたが、その辺の話は残念ながら私は聞いたことがございません。もっと平たく言うなら、もはや耐え切れない市役所を頼むから助けてくれとお願いする。時として時間もかかる。そうだけれども、これからの時代はこういうふうにしていかないと、そのことがこの地域の発展にも、あるいは生きがいにも、あるいは一つの自己完結の道であると。そういう言い方の訴え方をぜひしていただきたいと思います。

その意味で、私はこの質問のテーマは「覚悟と準備」と。行財政改革、あるいは総合計画必達、そして行政だけでは対応できないものを市民の方にお願いと。そこに多少つばぜり合いや、あるいはささくれた状態が仮にあったとしても、そのことは市長は覚悟を持ってやってもらわないと、本質的なまちづくり協議会の設立、あるいは運営、持続可能なまちづくり協議会にはならないとい

う意見を申し上げて、時間が来ましたので質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

時間が30分しかありませんもんで、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、28年度当初予算、総額208億の中で、特に私として注視すべき予算が2点ばかりありますので、それを中心にやりたいと思います。

まず、一般会計の中で第10款教育費、第5項社会教育費、8目町並み保存費、関の山車会館整備事業7,100万についてです。

冒頭に申し上げたいんですけども、私も議会議員となりまして関町時代から30年になります。町並み保存事業も昨年、30周年を迎えました。関の町並みとともに、私も議員生活をさせていただいておるんですけども、この山車会館について、私も長いこといろんな議論をしてきたんですけども、この山車会館の必要性は十分認識がある中で質問をさせていただくことをまず冒頭に申し上げたいと思います。

ちょっと聞かせてもらいたい。山車会館の必要用地面積、何平米ですかいな。ちょっと平米数だけ教えてください、まず。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今回予算計上いたしております用地でございますけれども、公簿面積は1,018.6平米でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

約1,020平米。そうすると、この予算査定において、財務部長にお聞きしたい。今回、この表に上げさせてもろてありますように、この7,100万の内訳について、土地鑑定手数料21万5,000円、用地購入費3,921万7,000円。基本的に私の経験からいくと、土地鑑定をやってから用地費というのは次年度に計上するのが通常の予算編成上の行いやと思うんですけども、土地鑑定と用地購入費の細かい数字が出ておる。これはどういうふうに査定されたのか一遍教えてください。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の一般論でいいますと、議員おっしゃるように土地鑑定を行ってから……。

（発言する者あり）

○財務部長（上田寿男君登壇）

この関の山車会館におきましては、国庫補助金交付金の対象とするため、購入年度と同じ年度で土地鑑定も行うことといたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

一般論でいうと、こうなるのかな。国費2分の1、県費10分の1の補助金がつくと。3,921万7,000の査定根拠を聞かせて。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども申しましたけれども、土地の鑑定料は1,020平米で平米3万5,000円で査定をいたしております。この関の山車会館におきましては、補助対象内に入れていきたいという思いが強くてございまして、このような形をとらせていただきました。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

平米3万5,000で、坪単価でいきますと11万5,500円、町並みで。私の経験からいうと、国道1号線で、現在のくぼ地で国交省の買い上げ等が大体坪10万円以下やと思うんです。本市は町並みの1,018.何平米を坪11万5,500円で買い上げるという考えですか。これは何に基づいて、土地鑑定もやってないのに11万5,500円という数字が査定段階で、これを良とされたんですかな。これを市長に聞きたい。

明らかに今の空き家対策で、いろいろ物議を醸しています。亀山市が空き地を、確かに山車会館を目的として建設する用地として購入するのに、関の町並みの中で坪11万5,500円の用地買収を公費でやった場合、町並みにおける空き家の売買価格の基準価格になろうかと思うんですけれども、市長それでよろしいんですかな。あなたが認めた予算ですから、よろしいやな。この価格をつけるということは。土地鑑定は後からすると。先ほど上田部長が言ったように、国費導入のために同時計上したと。だけど、明らかに今回予算計上されている3,921万7,000円は、これを割ったら平米3万5,000円としたら11万5,500円になるんですよ、あの町並みの中で。国道1号線沿いで10万切る土地を、町並みの中で公費で。これは民費で建てた場合に、これに1.25掛けると14万4,000円ぐらいの価格になるんですよ、民費売買になると。それが妥当な予算編成の考えなのかどうか、一遍市長に聞きたいです。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の先ほど用地購入、それから鑑定、先ほど申し上げたような理由で、このような対応として予算編成をさせていただいたものであります。その算定プロセスについて、詳細については担当局長のほうから少し詳細を説明させていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

担当局長やないんですよ。市長として、この11万5,500円が妥当な購入価格かどうかという疑問が湧かなかったのか、そこがあれなん。というのは、あなたがいろいろやってきた行財政改革で、いろんな市民に対する負担、いろいろと増加しますわな。あいあいの温泉のあれ、インフルエンザ500円を1,000円にした。十何項目の市民の負担をふやして行財政改革の中で、きのうからきょう、行財政改革の経費削減のために2億ずつ減らしてきたと。これが4年間で8億の財源を確保したと。そういうようなことをやっておる中で、この11万5,500円という用地費に対して市長として疑問は湧かなかったんか。これは担当部局がやったんで、お任せやという意味で、これに対する、最終査定段階で市長として、この11万5,500円がおかしいと。21万5,000円の鑑定もしてないのに、この11万5,500円はどのように出したんやということを尋ねられたんか、尋ねてないのか、担当部局任せなのか、どちらですか。聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然予算の編成の過程では、現場から積み上がったプロセスの中で最終決定をさせていただいておるものであります。

それから、用地購入費につきましては、今回の整備計画の過程で、先ほども申し上げましたが、土地の面積に想定単価を乗じて算定しておるということではあります。土地の面積については平成28年度に実施予定の土地測量によっても誤差が生じる可能性はあろうかと思ひますし、単価につきましても28年度での鑑定、この評価によって決定する予定でございます。

この予算編成の段階におきましては、国・県等からの補助金等財源確保の意味から購入額を設けたものでございまして、そういう予算編成の手法につきましては当然いろいろあろうかと思ひますが、議会議員としてもご理解いただけるものと理解をいたすものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

質問者の聞いておることがわからんたら、反問権を使うてもらったらよろしいがな。11万5,500円でこの用地を買うということに疑問は湧かなかったんですか、どうですかということをお聞きしておるの。鑑定して28年度の鑑定がどうのこうのと違うんです。予算を取るとかどうと違うんですわ。11万5,500円で関の町並みの、目的用地を購入する価格として妥当かどうかということの疑問は湧かなかったのかということをお聞きしておるの、私は。それを聞きたいんや。何遍も言わさんといて、時間がないから。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

少し私のほうでお答えをさせていただきますけれども、今回の関の山車会館の土地購入費は、補

助対象内になるということが1点大きな要因でございました。まずは申請をして、その申請額から国の交付決定額は削減をされたりします。そんなこともあって、土地が補助対象になるのがまれなケースでございますので、今回は担当部署と協議をした結果、少し議員から言われると額が大きいじゃないかと言われますが、予算取りも考えて、2分の1補助金がいただけるということで、ぎりぎりで上げてしまうと削られたときに困るということでご理解ください。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あんたらおかしいんちゃうんか。補助金をもらうから、この値段でいいんやと。そういうふうなことをな、足元を見て大海を見ずということなんや。この11万5,000円が、これで町並みでありでいいということやな。市はよろしいよ。補助金が半分入ってくるんやから。市が買うんやったら。だけど、民で売買するときの価格になるのに影響するというの、私は。そういうようなことはしてもろたら困るんや。関の町並みもずっと空いてきておるの。関がいいところやから、関に住みたいという人が市外から来るのや。それがあなた方が言うてる、亀山市に住んでみたい、町並みに住んでみたいという人に、こういうふうな単価をつけてもろたら、その人が買うときに大変困るんや。だから、私はこれを言わせてもろとるんやがな。

あんたら、補助金が国から来るからよろしいんやと。市費を出さんでよろしいと、考えが違うよ。そんなことを行政がやっておるからあかんのや。違いますか。以前に私は関町のときに、ある事業をやるときに、民で売買したら税金がかかると。土地・不動産売却税がかかると。だから、町が買うから、その税金分だけ安くして関町に売ってくださいと。それで土地を関町が買うたときがありますよ。そのときは25%引いた額で買うたけど。それが公がやるということが、補助金があるからこれでよろしいんやと。そう言うておるやないかな。11万5,000円は妥当と言うんやな。補助金があるから。民で買うときは補助金を亀山市は補填するのかな。

だから、この表で渡してもらったように、みんなおかしい。金がついておる前に、土地鑑定をやる。まだこれに測量、公図で見て1,018. どんだけと。実際は測量してみやなわからん。測量費がついとると。それから、埋蔵文化財1,300万。もろもろの足したら、坪十四、五万になるんやわ。私も山車会館をつくりたい。山車会館をつくんのやったら、その正当な理由をつけて、考え方をまとめて、国費を2分の1もろてきた。そのことは僕は認めますよ。だけど、国費を使っても市費を極力出さんというか少なくする中での建設というふうに向けていくのが本来の姿やないかな。それが行政でしょうが。違いますか。市長、笑うとるけどね、あなたは関の町で11万5,000円でよう買うかな、個人で。買うんやったら一遍買うてくれ。わしの家売ったるがな。あれは450坪あるんやが、買うてくれ。そうなるよ。だから、関の町が空き家がようけできておるんで、私は関に入ってきてほしいの、町並みがいいという人らに。そのためにはせめて、どんだけ高ても五、六万がいいとこなんや、関の町筋は。それを亀山市は補助があるから倍で買うというふうなことをやっておると、そういうようなものを進めてもろたら困る。

それからもう1つ、もう時間がないですから、この議会の始まる前に市長が、新聞記者と当初予算のことで何や話をしはったと。私が見たのは朝日新聞ですわ。ほか3紙に関の山車会館建設、当初予算に計上、各紙に出ておる。おかしいですやんか。予算審議がされる前のときに各紙に出たら、

議会での審議を軽視した中での市長の談話。だから、市長はそのときに、こういうふうな計画をやっておられるけれども、これは議会終了後に、こういうふうな事業は紹介していただきたいというぐらゐの話はできなかったのかな、市長さん。今、私がやいやいや言っておったら、櫻井清蔵、山車会館に反対しておると関の人は誤解しますよ。なぜああいうようなプレス発表を、この議会終了後にやるべきものを、なぜそんなことを、駅前周辺整備ですわと。山車会館ですと。いいかげんなことをしてもらったら困るんや。議会の審議を何と心得ておるんや、市長。教えてくれ。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これはもう例年、新年度予算案につきましては、3月議会開会1週間前の予算案の内示会、ことしは予算決算委員会協議会を実施いただいて、新年度予算案を議員の皆様、市民の皆様に説明をさせていただきました。これをもって、その後に当然新年度予算案は、議会としてもプレスに予算書は全部配布をされておられると思いますが、私どもは定例記者会見の中で予算案につきまして、これは市民の皆様にお伝えする場として予算の説明をさせていただいたところであります。

その内容は、マスコミ各社が何をどう捉えて、どう記事にされるかというのは、それぞれの報道機関の考え方でありますので、それについて私のほうからコメントは差し控えさせていただきたいと思ひますし、議会を尊重させていただいておるといふことはご理解いただひたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

記者が勝手に書いたんやということで、記者さんにまたしても、この放送を見ておる人もまた言うておくんなはれ。

私は、この土地鑑定の11万5,500円というのは理解に苦しむ。あなたの予算計上。こんなことはまかり通らんと私は思っておる、今の現状では。これやっとなると11分しかないで、肝心な任期のやつができやんようになるけど、任期ができやんときはごめんしておくんなはれや。

この山車会館については本当にもう少し考えていただきたい。これ2カ年か3カ年計画で3億2,000万投入すると。あなたはよく選択と集中の中での、これは選択やったかわからんけれども、もっとすべきことがありますやないかな、亀山市民のために。まだまだ山車会館は、まだもう少しおくれても、基金の活用も考えて、まちづくり基金とかいろんなのがあるんやから、それを活用して、それから山車会館というのを考えてください。その前に市民のためにやるべき、あなたがまちづくりの中で、狹隘道路も一つもまだできてまへんやないかな。35基本施策、308施策かな、狹隘道路が出ていますよ、まちづくりの活性化の中に。狹隘道路、どんだけしましたかな。3億2,000万あったら狹隘道路が何本できる。そのことを踏まえて考えてください。

もう1つ、西野公園の運動施設改修費の750万。どうも設計費みたいやけれども、これは何ですのやな、教えてください。何のお金ですのや。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

西野公園運動施設の改修事業でございますが、西野公園体育館アリーナの空調設備整備に係る設計業務委託料を計上いたしております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。西野公園の体育館の空調設備の設計費と。何のためにやりますのや、市長さん。この空調設備。西野公園の、ご存じですやろ。何のためにやりまんのや、教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、議員もご案内のように、2年後に西野公園の体育館を舞台に平成30年開催の全国高等学校の総合体育大会、インターハイであります。この開催が決定をいたしております。さらに、平成33年開催の国民体育大会におきまして、西野公園体育館においてウエイトリフティング競技の本会場として内定をいただいております。

空調設備の整備につきましては、当然、従来からも亀山市スポーツ推進計画でお示しをさせていただいております。全国規模の大会の開催に向けて体育館の空調設備を行うと、円滑な大会運営ができるよう努めるということについて、従来も計画をいたしておりましたが、今回、大きな大会を控えますことから、準備、整備をしていくということであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その空調設備の概算の予算、設置費用、何ぼでっか。数字だけで結構です。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

設計の、どういうふうな工事をするかという手法によっては変わってくると思いますが、現段階では概算工事費としては1億2,000万ほどを考えておりますが、当然、設計段階におきまして、ランニングコスト、イニシャルコストを含めて十分検討したいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですか、1億2,000万ですか。えらいことですか。2年後にインターハイ、33年には国体。よそから来るさかいに、亀山市はこんないい施設がありまんのやというがために、1億2,000万をかけてそれに備えると。大した市長やな、あんたも。思います。

私、かねてから言うてまんのやけど、小・中学校の空調問題で言うてます。若者たちが住みたい、亀山市に住みたい、その基本は、まず若い世代に来ていただく、これが基本なんです。若い世代が来ていただく基本の中に、幼稚園、保育園、小学校、中学校、ここら辺がどうやと。これをまず見られるわけ。そのために、前回も川崎小学校でようよう普通教室に空調設備をつけていただくとい

う判断をしていただいた。亀山市全域の小・中学校の普通教室に国費3分の1、1億円、大体亀山市全域で3億円のお金があったら、全小・中学校の普通教室の空調が入ります。国費が1億、3分の1ありますから、2億円あったら、市費を2億円出せば、全小・中学校の空調ができます。それをあえて西野公園、インターハイや国体が決まっておるんで、しますんやと。

市長さん、あなたは何年まで市長をやるか知らんけど、こんなことを言ったら失礼ですけども、一応来年の1月にあなたは改選になります。一番やるべきことは、亀山市の子供たちの学校環境整備の格差を是正するというのが基本やと思う。そのために、インターハイ、国体が決まったもんで、2年後、33年の国体に備えて西野公園の空調をやりますというよりも、かねてから私が申し上げている小・中学校の空調を2億円でやったら、この空調に1億2,000万と聞きましたな。8,000万上乘せすることによって、小・中学校の子供たちの学校環境の整備ができます。今も関中学校は1年生から3年生まで完全空調、亀山中学校はご存じのように、3年生のところは空調があると。前回も申し上げました。中部中学校の3年生はまだ暑い空調のないところで勉強をしていただいております。だから、中学校から先にしたらどうですかと言っておるんですけども。

インターハイ、国体のために、とりあえず今回750万で、これから1億2,000万の投資をするという考え方はおかしいと思うんですけども。櫻井清蔵、おまえが言うておるのがおかしいという考えなのか、私の言いたいことはインターハイが大事ですのやと。どっちなんです、今。やっぱりインターハイは大事ですか、子供たちよりも。市長。ここに1億2,000万投入するんやったら。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員のご質問の趣旨が少し理解できませんので、反問権を使わせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

ただいま市長より反問権の申し出がありましたので、議長においてこれを許可します。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご質問の趣旨は、西野の空調設備への投資、さらには先ほどの山車会館の整備、こういうものを優先するんじやのうて、小・中学校の空調を優先せよという意味でおっしゃっておられるのかどうか、そこだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

関の山車会館はもう済みましたがな、そんなことは。後でまた、これは反対討論でやるだけのことでさな。

私は、聞かせていただいたのは、西野公園の設計費750万について、何に使われるんですかと聞いたんです。広森局長さんが、市長さんも、インターハイや国体があんで空調整備しまんのやと言わはった。それよりも在任期間中にやれる仕事は、まず各学校、特に中学校の3年生の学校環境の格差を是正するために、こっちへ金を持っていったほうがいいんとちゃいまっかと言っておんの。

インターハイは2年後。33年やったら何年後やな、国体は。5年後かな。そのためにこの空調、恐らくこの予算750万を上げたら、29年度の予算には空調設備の事業費が出てくるわな、当然。順番からいくと。こんなものは上げやんと、小・中学校の空調をしたらどうですか。その考えは、私の考えが間違うとるのか、あなたの考えが正しいのかを尋ねさせてもらったの。わかっていただけましたか。いかがですか。

○議長（前田耕一君）

反問に対する答弁がありました。質問の趣旨が理解できましたら……。

（発言する者あり）

○議長（前田耕一君）

暫時休憩します。

（午後 5時50分 休憩）

（午後 6時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの市長の反問権に対する櫻井議員の質問に対して、再度市長のほうから答弁を願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

丁寧な考え方をお示しいただいて、ありがとうございました。

そこで、小・中学校の教育環境として空調設備を優先できへんのか、しないのかということですが、これは去年の9月議会、12月議会でも申し上げてきたと思いますけれども、亀山市として普通教室を計画的に年次的に整備していくという考え方をお示しさせていただいたところがあります。それについては莫大な金額がかかりますので、ちょうど本年度、総合計画の策定時期でありますので、その中でしっかり整理をさせていただいて、議会並びに市民にお示しをさせていただきたい……。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

来年ということであります。

それから、西野公園や関の山車会館につきましても、これは後期基本計画や実施計画、年次計画でお示しをして今日に至っておりますので、その点はぜひご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう1つあったんですけど、もう時間がないですからやめますけれども。

だから、インターハイより、国体よりも、真っ先にやるのが子供たちの環境整備やと私は思うてます。それが最優先の事項。インターハイの西野公園の事業費が1億2,000万、もろもろの工事をやったら1億2,000万以上かかる場合があると。それは何のためにやるんやといたら、インターハイ、国体では、つまらんやないかな。750万あったら、何ぼでも市長の任期中に事業

化できるんですよ。津の市長のことも言いました。後ろでやいやい言うておるけれども、また一般質問で菰野町長の判断、そういうようなことについて言わせてもらいますけれども、できたらもう一考考えてください。設計だけはとりあえずしておいたらいい。そやけど事業化は、中学校、小学校の空調をしてから事業化してください。終わります。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第1号から議案第37号までの37件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第1号から報告第3号までの3件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第 1号 亀山市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第 2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 3号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について
- 議案第 4号 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について
- 議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 議案第 7号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第18号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第37号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第 5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について
- 議案第14号 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ

いて

議案第16号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

議案第34号 和解及び損害賠償の額の決定について

産業建設委員会

議案第13号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第17号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

議案第35号 市道路線の認定について

議案第36号 市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第19号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第20号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第21号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第22号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第23号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第24号 平成27年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第25号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第26号 平成28年度亀山市一般会計予算について

議案第27号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第29号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第30号 平成28年度亀山市水道事業会計予算について

議案第31号 平成28年度亀山市工業用水道事業会計予算について

議案第32号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計予算について

議案第33号 平成28年度亀山市病院事業会計予算について

○議長（前田耕一君）

次にお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

あす9日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 6時04分 散会)

平成 2 8 年 3 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成28年3月9日（水）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 今岡翔平君 | 3番 | 高島真君 |
| 4番 | 新秀隆君 | 5番 | 尾崎邦洋君 |
| 6番 | 中崎孝彦君 | 7番 | 豊田恵理君 |
| 8番 | 福沢美由紀君 | 9番 | 森美和子君 |
| 10番 | 鈴木達夫君 | 11番 | 岡本公秀君 |
| 12番 | 宮崎勝郎君 | 13番 | 前田耕一君 |
| 14番 | 中村嘉孝君 | 15番 | 前田稔君 |
| 16番 | 服部孝規君 | 17番 | 小坂直親君 |
| 18番 | 櫻井清蔵君 | | |

●欠席議員（1名）

2番 西川憲行君

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-----------------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 市民文化部長 | 石井敏行君 | 健康福祉部長（兼） 医療センター理事 | 伊藤誠一君 |
| 環境産業部長 | 西口昌利君 | 建設部長 | 高士和也君 |
| 医療センター 事務局長 | 落合浩君 | 危機管理局長 | 井分信次君 |
| 文化振興局長 | 広森洋子君 | 関支所長 | 坂口一郎君 |
| 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 | 上下水道局長 | 草川博昭君 |
| 財務部参事 | 松本昭一君 | 市民文化部参事 | 深水隆司君 |
| 健康福祉部参事 | 水谷和久君 | 会計管理者 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 消防署参事 | 平松敏幸君 | 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 |

教 育 長 伊 藤 ふじ子 君
監 査 委 員 渡 部 満 君
選 挙 管 理 委 員 会
事 務 局 長 松 村 大 君

教 育 次 長 佐 久 間 利 夫 君
監 査 委 員 事 務 局 長 宮 崎 吉 男 君

●事務局職員

事 務 局 長 松 井 元 郎 議 事 調 査 室 長 渡 邊 靖 文
書 記 山 川 美 香 書 記 高 野 利 人
書 記 新 山 さおり

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から平成27年度における工事監査結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、日程第2、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、創政クラブの豊田恵理でございます。

通告に従い、質問をさせていただきますが、通告で選挙制度について、保育のあり方について、そして都市計画の考え方、産業振興とありましたが、ちょっと順番を変えさせていただきます、保育のあり方についてを一番最後に持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは1番目の選挙についてということで、投票率向上についての考えはということで、まずお聞きをさせていただいております。以前にも実は選挙について質問をしたことが、本議会も含めたびたびあるんですけども、今回は主に投票率向上についてお聞きしたいと思います。

亀山市の投票率向上についての考えと取り組みについて、まずお答えください。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

松村選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

おはようございます。

近年、全国的に選挙における投票率の低下が著しい中、議員お尋ねの投票率向上に向けた本市の取り組みといたしましては、選挙時における市広報、市ホームページへの掲載やケーブルテレビで

の文字放送、懸垂幕や公用車へのマグネットシールの設置、また投票日の周知を図るため広報車による市内巡回などを行い、投票率向上に向けた取り組みを行っております。

さらに、市の選挙におきましては、有権者の皆さんに選挙に対する意識、関心を高めていただくために、亀山市明るい選挙推進協議会の委員さんとともに、市内の各店舗などにおきまして街頭啓発を実施しているところでございます。

新たな啓発の取り組みといたしましては、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことによりまして、学校からの依頼や協議により、選管といたしまして学校へ出向き、生徒たちに対して選挙について具体的な説明や、実際に使用する投票用紙や投票箱を使って模擬投票を行っていただくなど、選挙に関して理解と関心を高めていただき、今後の選挙におきまして若者の投票率の向上につながるよう啓発に努めております。

また、投票所の適正配置といたしまして、昨年度は第15投票区におきましてみずきが丘集会所へ変更したほか、今後の選挙から、関南部地区におきまして、これまで距離のある投票所から今月下旬に竣工される関南部地区コミュニティセンターに変更するなど、また他の投票所におきましても適正な配置を検証しており、投票率向上のための施策を講じております。

今後におきましては、より一層選挙に関する啓発活動を十分に行い、少しでも投票率の向上につながるよう努めてまいりたい所存でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

さまざま取り組みを聞いておりますけれども、投票率向上、今いろいろ投票率の低下が問題視され、そして2016年度の公職選挙法の改正によって満18歳からの投票の権利が認められるということもありまして、選挙について結構関心は深まっているところでございます。そんな中で、選挙の投票率を上げるというのは、もちろん意識的なものもあるんですけども、利便性、つまり投票しやすさといいますか、選挙がもっと身近にあるべきものである、そういうふうな考え方もあると思います。

そこで2番目に、期日前投票の投票所の利便性向上についてということでお聞きしたいと思えます。

私、かつてこの市議会議員をする前に塾の講師をしておりましたけれども、期日前投票がないころというのは日曜日だったんですが、日曜日というと朝から晩まで授業がいっぱいでして、全く投票に行けるような状況じゃなかったんですけども、その中で、何とか本当に引っ越ししたばかりのところで、全然場所もわからないところをぎりぎりの時間に、本当に8時までだったのを7時58分か59分ぐらいに滑り込んで投票をした記憶が今でも残っているんですけども、行きたくても行けない人、興味があっても行けない人というのやっぱいらっしゃるんですよ。そういう中で、今、期日前投票というのがございます。これは大変便利で、時代に合ったやり方とは思いますが、それでもなお、今もその期日前投票が便利だよということを知らない方、ご存じでない方が結構いらっしゃいます。

一方で、期日前投票所がもっと利便性の高い場所、目につく場所であったり、よく通う場所であるとよいと思いますが、投票所をより多く、より人が集まりやすい場所、例えば駅、ショッピング

センター内に設置するという考えは亀山市ではあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

現在、選挙におけます期日前投票所につきましては、市役所と関支所の2カ所で設置しております。年々期日前投票者数がふえておりまして、直近の選挙がありました昨年の統一地方選挙では、有権者の約1割、実際に投票した率では約2割の方が期日前投票により投票をされております。

期日前投票所の設置場所でございますが、県内各地におきましては市役所や各支所などの公共施設がほとんどで、鈴鹿市が前回の統一地方選挙で、県内で初めて大型ショッピングセンターで設置されましたが、当市といたしましては、人口規模や地域性からいたしましても現在の市役所と関支所の2カ所が適正な配置と考えております。しかしながら、議員申されたように、有権者の利便性や多くの市民が集う場所など、他の場所に期日前投票所を設置してほしい旨の要望や機運が高まるようであれば、十分検証した上で新たに設置することも検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁をいただいたと思います。

期日前投票の増設状況に関して、また18歳選挙権に対する選管対応調査というのを早稲田大学のマニフェスト研究所のほうやっております、2015年の7月1日から8月7日の間に全国の市区町村選挙管理委員会のほうに問い合わせをして、有効回答数が1,741自治体のうちの1,210件、回収率70%というので、ちょっとそのデータをいただいております。その中で、期日前投票所を設置したり、増設したところの実施した効果について幾つか市が上げておりますので、その一部を紹介したいと思います。

例えば、横手市は、ショッピングセンターという市民が気軽に立ち寄れる場所のため、期日前全体に占める割合が高くなった、30%ぐらいですね、3割。それから高松市では、ショッピングや通勤通学のついでに投票ができ、選挙人の利便性が向上したと考える。また、ショッピングセンターでは、他の投票所に比較して、投票所、投票者のうち若年層が占める割合が高かった。これは若者の啓発にもなると思います。そして長岡市では、市内13カ所の期日前投票所で最も投票者が多く、市民からの高評価を得ており、今後も定着すればさらに利用者は増加するものとする。また、20代から50代の利用率が高く、若い世代の利用率が高いショッピングセンター側も協力的で、一定の啓発効果があると思うというふうに回答をされております。そのように利便性を向上するために、期日前投票所の増設、これはとても有効な手段であるとも私も考えております。

その次に、2016年の公職選挙法の改正により、大きく5つが変わると言われております。先ほども申しましたが、高校3年生以上、満18歳からの投票の権利。そして、投票所の多箇所設置、先ほど申しました駅やショッピングセンター、学校などにも設置ができるということ。そして、共通投票所、交通の利便性、これは臨時バスなどで送迎ができる。そして、5番目に投票時間の延長や前倒しができる、このような改正になると思われております。このうちちょっとわかりにくい共

通投票所について、これはどういうものかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

選挙の投票日の当日におきましては、有権者が居住する投票区内の投票所が決められており、その指定された投票所において投票しなければなりません。議員お尋ねの共通投票所とはどういうものかと申し上げますと、例えば、駅構内や大型商業施設に共通投票所を設置して、市内のどこにお住まいの方でも、従来の指定された投票所と、その新たに設置された共通投票所でも投票できることをいいます。しかしながら、このように行われるための公職選挙法の改正が、議員申されたように今のところ改正法が成立しておらず、近いうちに成立することになれば、この夏の参議院選挙から適用される見通しであるというふうに聞いているところでございます。

仮に法改正が出されたといたしましても、必ず共通投票所を設置しなければならないものではなく、設置することができるということから、共通投票所を設置するに当たっては、設置場所の問題は当然のことながら、二重投票防止のために全投票所とオンライン接続する必要がございますので、また既存の投票所にはネット環境が整備されていない施設が多いことや、個人情報を取り扱う上での回線の安全性の確保など課題も多いことから、十分検討しながら慎重に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

共通投票所も期日前投票と同様、これもやはり選挙に行く人にとって利便性の向上につながると思います。

先ほど、鈴鹿市のほうでは鈴鹿のショッピングセンターのほうで期日前投票を行うとありました。例えばなんですけど、亀山市、鈴鹿市、亀山市の中からも、例えば鈴鹿市のイオンさんが、特に選挙に対してはそこに期日前投票を置いていいよというふうな意思を公言しておるところもありますし、ほかのショッピングセンターや公的施設以外のところでも、前向きなところというのは調査によると結構多いようです。そういう中で、例えば山梨県なんかは結構大型のショッピングセンターがあり、その市外の方もその違うところに行き物に来ているところが多いということです。そんな中で、例えば市外での期日前投票というのはできるのかできないのか、その可能性についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

投票所の設置につきましては、公職選挙法第39条の規定におきまして、市の選挙管理委員会が指定する場所に設けることとなっております。投票区外に投票所を設置することにつきましては、違法ではないという実例があるものの、法解説ではこのような措置は例外であって、真にやむ得ない場合に限り、みだりに投票区外に投票所を設置するべきではないというふうにされていること

から、当市におきましても、市外、県外など投票区外に投票所を設置する考えはないところでございます。

なお、現制度の不在者投票を利用させていただくことにより、市外、県外においても投票することが可能となっておりますので、そちらをご活用いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

続きまして、最後に市内高校との連携についてお聞きしたいと思います。

こちらは前回の一般質問の中で、新議員のほうでも質問ございましたが、徳風高校では高校生による模擬選挙をしているというお話がありました。一方で、既にもう7月の予定の国政選挙で高校を期日前投票所にするというふうに宣言しているところもございます。熊本県のほうなんですけれども。

また、大学の中で、亀山市の場合は大学はございませんが、そういった学校側も近所の方たちにも知ってもらえる、交流が深まるというところで、結構国のほうもそれを押している部分もあり、そういった取り組みを行っているところもありますが、投票所の市内高校への設置や連携の考えというのはあるのかどうかお答えください。

○議長（前田耕一君）

松村事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松村 大君登壇）

市内の高等学校への投票所の設置につきましては、まず期日前投票所といたしましては、先ほど申し上げましたように現在市役所と関支所の2カ所で設置しており、学校内への設置として、仮に亀山高等学校ですと市役所との距離が近いことや、選挙によっては1週間から2週間もの間、期日前投票所を設置しなければならず、学校における支障が生じるおそれも十分考えられ、期日前投票所を学校内に設置することは難しいものと考えております。

また、当日の投票所として亀山高等学校への設置となりますと、現在近くの亀山東小学校前の本町地区コミュニティセンターで当日の投票所を設置しており、特に投票所の変更等の意見や要望もなく、当該地区内の有権者の皆さんも現在のところでなれ親しんでいるものと考えられます。しかしながら、当該地区の各自治会からの要望や亀山高等学校の承諾等が得られることになれば、投票所を学校内に変更することは可能と考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。

今回は選挙についてということで、期日前投票の増設、期日前投票所の可能性について主に質問をさせていただきました。今すぐというわけではありませんが、今後、法改正があってからどんどんほかの自治体でもこういう検討が行われていくと思います。そういう中で、亀山市もおくれずにしっかり取り組んでいただきたいという思いで質問をさせていただきました。

それでは、次に移りたいと思います。

都市計画の考え方について。

昨年6月の定例会でもお聞きしました都市計画について、検証という意味も兼ねてお聞きをした
と思います。

亀山市の現在のまちの形と市が向かおうとしている方向、目的地点は随分かけ離れていないか、
また用途地域のあり方など、この都市計画が今の時代に適しているのかという内容で前回はお聞き
しました。平成31年度に新しいマスタープランもつくられる予定であり、現行のプランの検証も
必要であると思いますが、その後の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

おはようございます。

亀山市都市マスタープランは、平成22年3月に策定し、平成30年までの計画期間ですが、こ
れは平成18年策定の第1次亀山市総合計画の土地利用構想に基づき、都市づくりの基本理念や土
地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）の基本方針を示したものでございます。新しい第2次
亀山市総合計画が本年度と来年度で策定予定ですので、それを受けて平成29年度、30年度で都
市マスタープランも見直しの予定となっております。

現在、第2次亀山市総合計画の基本構想の策定を全庁的に行っておりますが、都市計画分野の職
員も土地利用構想等の検討にかかわっておりますので、今後の都市マスタープランの見直しにも十
分生かせるものだと考えております。

また、コンパクトなまちづくりを長期的に誘導していく立地適正化計画の策定を平成27年度と
来年度、28年度であわせて取り組んでおり、今後、町なかへの誘導策についても検討してまいり
ますので、新しい総合計画へもその方向性や考えは反映できるものと考えております。

また、立地適正化計画で具体の展開を検討していくことから、中心市街地の空洞化を初めとする
諸課題に対して、より深い内容の都市マスタープランの見直しになるものというふうに考えており
ます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

29年、30年で都市マスタープランを見直す予定だということでした。

また、先ほど立地適正化計画、次にお聞きするつもりでしたが、答えていただきました。

本来は都市マスタープランという指針があり、それに沿って立地適正化計画をつくるのが筋であ
ってという意見を前回にも申しましたけれども、順番が逆とは思いますが、そこは変わらず、
進捗状況としてはこれから区域設定をしていくということで、今その状況であるということですね。
確認させていただきました。

次に移りたいと思います。

公共交通との関係について。

立地適正化計画の基本は、コンパクト・アンド・ネットワークであると聞いております。コンパ

クトとはいっても、一極に都市機能を集中するのではなく、市内に幾つもの拠点があり、それをネットワーク、つまり公共交通でつなぎ、町なか居住を実現していくものであり、地域公共交通網の形成計画は立地適正化計画にも反映していかなければいけません。つまり、公共交通との連携が重要になりますが、ネットワークに当たる公共交通網との連携は進んでいるのか。また、その考え方として公共交通をどう位置づけているのかについてお聞きいたします。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

公共交通のネットワークとはということでございますが、国が示す立地適正化計画策定の基本的な概念図として、コンパクト・アンド・ネットワークというのがあります。大規模な都市の多様な交通手段を生かし、郊外と中心部をいわばだんごとだんごに見立て、それを公共交通という串でつなぐという模式図で示されております。この概念図どおりの都市を形成することが理想ではありますが、なかなか難しい点も多くあります。

まずは、本市に当たっては、居住や都市づくりを既存の公共交通も加えて考えていくこととしております。鉄道やバスといった公共交通は、市民生活にとって大変重要で、また限界もありますが、町なか居住を推進する上でそのかわりは深いものがあり、立地適正化計画策定においても担当部署と十分連携してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

なかなか難しいというお答えです。ただ、やはり立地適正化計画だけでなく、都市マスもそうですけれども、公共交通というのは大変重要な位置づけでございますので、十分連携をとってということですが、必ず連携をとって具体策をつくっていただきたいと思います。

その次に移りたいと思います。

環状道路との関係ということで、まちをつなぐのは公共交通だけではないと思います。まちをつなぐ道路もまた大切な要素であると思っております。

現在、商業施設、住宅等は、立地適正化計画で誘導したい町なかへというよりは、むしろ郊外に向けて広がっている状況ではありますが、本来、市はまちづくりの観点から、そういった店舗や住宅地域も誘導していくべきではないか、そこで環状道路との関係について質問したいと思います。

亀山市の都市計画では、大きく4つの環状線で四角くつながっています。これは都市マスタープランの中で書いてあって、ちょっと見にくいかもしれませんが、画面見えますかね。こちらの4つの部分で環状線で亀山市は結ばれているはずなんですけど、例えば、この商業施設をこれらの環状道路沿いに誘導し、人が住む住宅はそういう施設が利用できる場所、つまり町なか集約していくのが好ましい形だと思いますし、本来環状道路はそういった人の流れ、そして流通の流れ、こういったものを生み出すものであるはずなんです。ただ道路として通過するだけの機能ではなく、土地利用としての市民の利便性においても、和賀白川線などの延伸は意味があるようにしていくべきだと思いますが、そのような土地利用の概念はお持ちなのかどうか、お答えください。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

都市計画道路和賀白川線は、延長2,330メートルのうち、国道1号バイパスより北へ延伸900メートルで、先ほど申されました市内環状線、県道鈴鹿関線、それと和賀白川線、亀田小川線、亀田川合線、国道306号としてつながることとなり、平成31年度の完成に向け取り組んでおります。

ご助言の幹線道路沿いの土地利用につきましては、その地域の実情に合った誘導策も必要かと存じますので、定住促進といった観点も加味して、第2次総合計画の基本構想や立地適正化計画の策定とあわせて検討してまいりたいと存じます。

また、さまざまな開発誘導の支援策を用意することや、わかりやすくパッケージ化することは、有効な手段の一つと思われますので、そのエリアを効果的に設定することや支援内容等、今後他市の事例もいろいろと参考に、引き続き検討してまいりたいと存じております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

誘導策が必要とお考えということですね。そのとおりだと思います。要するに、亀山市には市街化区域のような線引きがございませんが、立地適正化計画における居住誘導区域、そして都市機能誘導区域をその環状道路内に当てはめて、まず町なか居住というのを実現してはどうかということを先ほどの質問でさせていただきました。

そして、提案事項として誘導策必要だということだったんですけども、つい先日、私が所属しています若手市議会議員会のほうの研修に行きましたら、興味深い取り組みがありましたので、紹介をしたいと思います。

全国でもさまざまに定住促進に向けて取り組みをされておりますが、その中でも裾野市は亀山市と同様、人口も5万人規模です。都市圏には入っておりませんが、東名高速、新東名、そして国道、バイパスが通り、車での交通アクセスがととてもすぐれているのですが、JRなどの公共交通機関の利用には不便があるという、まさに本当に亀山市とよく似たような自治体でございます。この裾野市で今大変人気がある事業が、皆さんにもお配りしております宅地分譲促進事業です。市街地の未利用地の宅地化を図るために、一定規模以上の優良な宅地分譲を行う事業者は、宅地数の規模にもよりますが、1区画当たり40から50万円を助成するという事業です。その他、この資料に入っていないんですけども、関連して住宅等促進事業では、個別に新築や家を建てかえる場合、現金30万円などの補完事業と絡ませて定住促進、定住人口の増加を促す事業を行っております。これらの事業は大変歓迎されており、造成という行為と家を建てる行為においてどちらも大変評判がよい事業です。

裾野市では、この事業が平成24年度から3年間という期限を決めておりましたが、好評な上に効果も大変大きいため、平成29年度末まで期限を延長しているようです。こういった取り組みによって、主に子育て世代の持ち家需要の受け皿を創出しているのですが、裾野市ではこれだけでなく、子育て支援施策もこれにリンクさせ、パッケージ商品化をしております。これなら利用者側としてもとてもわかりやすく、利用しやすいと思います。

亀山市でもこういった事業を展開させてはいかがかと思いますが、ご所見をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

本市におきましても、旧市街地中で未利用地がまだたくさん残っておるところもございます。

また、駅前につきましてもかなり駐車場等広い範囲で設置されていますことから、こういったところを宅地を誘導していくといった手法がいいのかなというふうには考えております。具体的に、今後こういう施策につきましては、先ほども申し上げましたが、他市の事例もいろいろ参考にしながら引き続き検討していきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

立地適正化計画、これは長期と言いましたけれども、20年を見越した計画です。その20年先の計画というのが、それはそれで大事なんですけれども、直近でどうするのかということも大事で、それは今あるもので考えていくしかありません。それには、一つは空き家対策事業、空き家条例ですね、それを後押しする、例えば狭隘道路事業であったり、地籍調査であったり、こういったものを先にやっておけば、計画の進みというのはもっと早くなるはずで、さらに、宅地開発補助金、あるいは先ほど申し上げました住宅補助のようなパッケージ商品を用途地域内で展開する。それを、市長がよく言われる横串で指定させていくことで、空洞化した町なかに住宅団地ができ、商業は発展するのではないかと。

このパッケージ商品については、常々質問している空き家に位置づけることも重要です。今まで人が住んでいた町なかの空き家化、空洞化が課題となっている中で、インフラ整備もできているこの土地に再度人が集まってくる誘導策が必要です。立地適正化計画だけでなく、このごろ9月にできるとされています空き家条例も、そういった視点を盛り込んだ、つまり用途地域、町なかへの集住、これを考えた誘導を踏まえてもらいたいと思っておりますが、そういった観点で亀山市独自の定住促進計画、策定、施行してもらいたいと思っておりますが、市長の見解をお聞きします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

今まさに総合計画の基本構想なり、立地適正化計画なり、議員ご所見のようなコンセプトに基づいて、本市としては中・長期にその考え方をそのプランの中に組み込んでいきたいと考えておるところであります。

少子・高齢社会とか人口減少社会ということの中で、当然、今後も本市は人口ビジョンに示した達成のために、若者の定住でありますとか暮らしやすさを今後も追求してまいりたいと思っておりますし、そういう視点も組み込んだいわゆる基本構想や、立地適正化や、マスタープランのしっか

りしたプランニングが大変重要になってこようかというふうに考えておるものでございます。

そういう中で、今ご提案いただいております他市の複合的な視点から、土地利用だけではなくて、交通であったり、あるいは産業であったり、学校や保育園、そういうこともひっくるめた視点でもって定住化を促進させるような環境をしっかりと作り上げていくことは、本市にとりまして大事な課題というふうに認識をいたしておりますので、さまざまな手法が、本市にとって一番適切な手法を組み合わせながら展開をいたしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、ご提案も含めまして、今いろんな作業を積み重ねておりますので、今後の中でしっかりそういう視点を組み込んだ計画づくりを推進をしていきたいというふうに強く思っております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

続きまして、産業振興の考えについてに移りたいと思います。

産業振興の考えということですが、まず産業とは何かという認識について担当部にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

産業とは何かというご質問でございますが、当然1次産業から3次産業まで含めた商工農林全ての分野を指すものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

1次産業から3次産業までというふうに今お答えをいただきました。

辞書にはこうあります。生活に必要な物的財貨及び用役を生産する活動。農林漁業、鉱業、製造業、建設業、運輸・通信、商業、金融・保険・不動産などの総称。

また、産業は公営民営にかかわらず、また営利非営利にもかかわらず、教育や宗教、公務などの活動を含む概念をいう。とても大きな意味なんです。

そこで、こういう視点を踏まえながら、まず亀山市の産業振興の考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、本市の産業、特に工業的な面の基本的な方向をまず申し上げますと、本市はその強みでもございます中部・近畿両県の間中に位置する地理的優位性、あるいは高速道路が結節する利便な交通アクセス、さらには高速道路に近接した民間産業団地の存在など、すぐれた立地環境を生かしながら、工業で申し上げれば液晶関連、自動車関連産業を初め、非鉄金属、プラスチック製品製造業

などの既存企業はもとより、成長が期待される航空宇宙関連産業なども視野に入れながら、事業拡充、企業誘致を推進してまいりたいと考えております。そうした取り組みを通じて、多様な産業の集積を図り、経済情勢の変化にも対応可能な持続性のある産業構造を構築し、内陸工業都市としてのさらなる発展を目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

特に工業的という、本当に工業的だなというふうな感じがしました。

亀山市には産業振興条例がございます。これは、市内への企業誘致や企業の新設、増設、設備投資などを奨励するためのものであって、それに産業創出や就労場所の確保、産業経済が振興し、市民生活を向上させようというものです。しかし、詳しく読んでみると、この条例の対象者も対象となる場所もかなり限定されているのがわかります。具体的にいうと、産業というよりは主に工業に対するものであり、そして場所も工業適地、都市計画法上の準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限られております。これでは、多くの産業にかかわるものにとっては、受けようとしてもとてもハードルが高いと思います。

私の言う産業とは、もっと多種多様なものです。例えば、車のディーラーであったり、映画館であったり、買い物をする場所、スポーツやレジャー施設、こういったものがあれば、言えば切りがありませんが、こういったさまざまな業種で亀山市内ににぎわいあるまちにしていけるためには、産業振興条例を初め、産業振興に対する考え方の方向転換が必要ではないかと思いますが、お考えはどうでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

多様な産業に対する考え方というふうなご質問でございますが、まず最初に産業振興奨励制度のお話をされましたので、そのことを申し上げますと、確かに以前は大規模な企業中心の制度ではございましたが、平成20年3月に制度の見直しを行いまして、中小企業者向けに対象条件の引き下げや内容の充実を図ったところでございます。

それと一方で、例えば、商業的なお話もございますが、こうした中で市内の事業所の大半を占める中小企業者や小規模事業者につきましても、地域経済や雇用させる重要な存在でございますので、商工会議所等と連携を図りながら積極的な事業活動が展開できるように環境づくりの支援を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

本市は、過去に偏った業種への産業振興を図り、成功はしておりますが、現状としては現在の産業振興条例に規定する製造業のみならず、もう少し門戸を広げて、商業店舗の誘致など亀山市が今まで取り組んでこなかった分野にも今後は努力が必要ではないでしょうか。商工業振興条例と申しますか、亀山市のまちじゅうに住居が集まれば、自然と日用品などの店舗が集まってくると思いま

す。そこから少し足を伸ばして、環状線沿いに沿道サービス型の商工業が集積されていく姿も必要ではないでしょうか。もちろん工業団地での産業振興というのはインパクトはございます。しかしながら、人が集まり生活する上での利便性を高めていくことは、都市計画と連動して商工業面でも考えるべきだと思いますが、お考えはどうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

産業振興奨励制度も含めてお尋ねだと思いますが、その制度につきましては、終期も迎えつつあることから、今いろんな問題点について洗い出し作業を行い、今後の制度改正に向けて検討しておるところでございます。

都市計画との関連のお話もされましたが、議員は工業関係だけじゃなしに商業も含めて都市計画と連動したあり方をおっしゃってみえるんかと思いますが、まず工業で申し上げると、確かに議員おっしゃるように、既存の都市基盤を活用した都市形成が重要になってくる中で、そうした都市計画との整合を図る上でも企業立地を促進する区域等につきましては、やっぱり都市計画法上、工業で申し上げれば工業専用地域とか工業系の地域、あるいは商業で申し上げれば商業地域というふうになるわけでございますが、工業で申し上げれば、工業適地なんかの誘導についてはそういうふうな地域への誘導に努めているところでございます。特に、亀山・関テクノヒルズなんかの工業団地については、オーダーメイドの造成も可能というようなことから、工業のことばかり言うなというお話になるかもわかりませんが、特に企業誘致に当たりましては、開発主体と連携を図りながら産業基盤の活用を積極的に図っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ぜひ、商業についてもお考えください。

2番に移りたいんですけども、都市計画と連動したあり方について、特に都市計画と連動してということで、前段の質問の中でもお話をしましたように、亀山市の総合計画にある4つの環状道路、これが大きな動線として意味を持つべきだと私は思っております。道路は道として通過するだけの機能だけではなく、道路ができるということは、そこに家が建ち、そして住宅、まちができ、店や企業が張りついていく、つまりそこに経済の流通がつくられるという視点です。先ほどは環状道路の内側に居住誘導区域をつくるというお話をしました。ここでは環状道路沿いに産業を誘致していくための必要性を申し上げたいと思います。

この環状道路、現在306号線沿いはいろいろな事務所や店舗ができていのに、現在でも栄町のあたりが一部住居専用区域のほかはほぼ白地です。亀田小川線、そして亀田川合線、くっついていきますけれどもそこあたり、それから亀山関線は完全な白地に当たります。そして、今後つながっていく和賀白川線など、こういった亀山市内の環状線道路内に立地適正化計画で町なか居住を推進していくのなら、その幹線沿いに今言ったような産業を張りつけていくべきだと思います。

亀山市は、市街化区域の線引きを持たない非線引き都市計画区域でございます。これから線引きは相当の労力が要ると思いますし、実際前回の質問でも、部長にもこれから線引きは考えていない

という答弁いただいております。そこで、まちの広がりを環状線の中で集積していく、そのための産業振興施策をつくることこそこれからの亀山市の発展につながっていくと考えますが、市長はどうお考えでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の都市の経営上、都市計画上、その既存の都市基盤を活用していくと、そういう都市形成が大変重要になってくようというふうに認識をいたしておりますことと、いわゆるコンパクトな市街地の再生、あるいは誘導、さっきのご指摘にもございました立地適正化計画で誘導させようという部分の住居系の誘導、それからご指摘の産業系の誘導、こういうもの本当に重層的な視点で配置をしていくということは当然考えてまいりたいというふうに思っております。

とりわけ、先ほどの議論もそうですが、商業系や工業系以外のところというのは少しどうなのかという問題意識をお持ちのように感じておるところでありますけれども、そういうバランスの中で、まちが本当にコンパクトに、そして全体として都市の機能を十分発揮をして、市民が生き生き暮らしていけるような、そういう都市環境をつくり上げていく必要があると思います。同時に、こういう超高齢社会や少子化の時代、人口減少の時代でありますので、民間の投資をいかに誘導していくのかというような視点、そういうものの考え方も今後のテーマであろうというふうに認識をいたしております。ご指摘も含めて今後適正なプランニング、あるいはその運用に努めてまいりたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

都市計画の質問の中では、こちらにもありますけれども、施策のパッケージ化について提案させていただきました。これは定住促進だけでなく産業にも生かせるはずだということで、先ほどからも質問させていただいております。町なかには立地適正化計画による居住誘導としての具体的な施策パッケージにして人を集め、そして郊外には、先ほど申しましたように産業振興のためのパッケージをつくり、企業や商店にとって魅力があり、集まりやすいようにする。そうすれば、人はこの環状道路を使い、車や公共バス、こういったもので移動し、買い物をし、そして人の移動や経済の移動が行われると思います。例えば、今、立地適正の中でもありますが、駅前再開発についてもそのような視点で事業を展開すれば、民間事業の中でおのずと進んでいくのではないかと私は思います。

5年後、10年後、亀山市をどのような姿にしていきたいかという思いが、これから総合計画、都市計画、さまざまなたくさんの計画の中であらわれてくると思います。その思いを実現していくためには、ある程度誘導策というものが必要になってくるはずです。その誘導、自然発生的な人口増加、定住は今の時代は大変難しいです。そんな中で、本日申し上げましたような人が集まるためのわかりやすく、そして使いやすく、相手のニーズに合った施策というものを考えていただきたいと思います。亀山市の将来がにぎわいにあふれたすばらしいものになることを祈念しまして、この質問は終わりたいと思います。

最後に、保育について。あと2分ぐらいしかないんですけども、保育のあり方についてお聞きしたいと思います。

2014年12月にも保育のあり方、特に就学前の待機児童についてお聞きしましたが、その後の経過について、確認の意味も兼ねて質問をします。

あれから間もなくして子ども・子育て支援事業計画が冊子でいただきましたけれども、この中には今後の子供の人口推計が平成31年度まで載せてあったり、就学前児童の状況などが載せてございます。そこで、まずこういった推計を踏まえた亀山市の今後の保育所利用者の見込みについて教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先月24日に子ども・子育て会議の本年の進捗状況をお示しさせていただいたところですが、毎年四百七、八十名のお子さんがお生まれになります。約その半分の方が1号認定の幼稚園へ、その残りの半分が保育所入所ということで、2号認定ということで入所をしていただいております。

保育所入所をされる3歳以上のお子さんについては、おおむねご希望の園に入らせていただいております。現在69名分のあきがあるということで報告をさせていただきました。

一方、0、1、2歳のお子さんにつきましては、例年、利用数の見込みとしまして500人前後で推移をしております。現在のところ、450名ほどの確保ができているということで、不足が生じているというところは現状でございます。

待機児童につきましては、平成27年4月1日現在で9名、10月1日現在で18名のお子さんが待機児童となっているところでございます。入所できない児童のほとんどが0、1歳のお子さんということで、特に希望が多くなっておる状況でございますので、保育所だけでは対応が困難な状況でありますことから、今後利用人数の状況を把握し、第2、第3の小規模保育事業についても普及を促進していくところでございます。いずれにしましても、待機児童が発生しないよう、子ども・子育て支援事業計画を着実に推進してまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時03分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 鈴木達夫議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ぽぷらの鈴木でございます。

昨日の議案質疑に続きまして、一般質問をさせていただきます。

私のテーマは、第1次亀山市総合計画の検証についてということで、2項目を用意しました。第

1次総合計画を検証した中で、進捗が非常に弱いのではないのか、あるいは進んでいるのかなど、見えてこないなという思いの2つを上げました。そして、ただいま第2次の総合計画の策定中ということで、関係をされている職員、あるいは総合計画の審議員の方にも一定のメッセージを残したいと、そんな思いで質問をさせていただきます。

2項目上げましたが、きのう地域まちづくり協議会の話、ソフトの面をしゃべりまくりましたので、きょうはちょっとハードの2番から、土地利用構想及び都市づくりの推進についてから始めさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、先ほどの豊田議員からも質問がございました、環状線としての和賀白川線の完成と都市計画についてというテーマでございます。

新年度予算にも計上されました和賀白川線の延伸、約900メートルですね、亀田小川線まで接続する。ここでやっと念願のといえますか、4つの環状線がネットワークされると。この工事、市にとってネットワーク化が完成するわけですが、市にとってどんな意義があるのか、市長からお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

この都市計画道路和賀白川線は、延長2,330メートルのうち、国道1号バイパスより北への延伸900メートルで、市内環状線、これは県道鈴鹿関線、和賀白川線、亀田小川線、亀田川合線、並びに国道306でございますが、市内環状線としてつながることとなりまして、平成31年度の完成に向けて現在取り組んでおるところであります。

現在の第1次亀山市総合計画の基本構想、土地利用構想に環状線と位置づけて、その進捗を図ってまいりました。この環状線は、鈴鹿川を306号橋梁と和賀白川線の忍山大橋でまたぎ、東西方向に比べて南北方向が弱い本市の交通動線を補完しようとしたものであります。

また、全ての都市機能や都市施設を1カ所に集約することが困難な亀山市の地形的特性に対して、おおむねこの環状線周辺及び内側に公共施設などを多く配置を今日までできておるところであります。

このように、地形的特性と自動車の依存率が極めて高い本市での市民生活を鑑み、環状線のある意味都市軸とすることで、東西南北どの方向からもアクセスしやすく、また一定の範囲内での都市骨格や都市づくりに寄与する重要な道路であるというふうに認識をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

答弁で触れていただきました、都市機能の骨格を形成する重要な道路であるということでございます。

第1次総合計画基本構想、土地利用構想の中にも、環状線を軸に地域をつなぐ都市構造の構築の中で、都市機能は環状線沿い、またはその内側に集積を図り、郊外への都市機能の分散を抑制する

となっていると。先ほど紹介しませんでしたでしたが、豊田議員も触れていただきました、この枠の中が和賀白川線の延伸で、初めて4つのネットワークがされたという、よりわかりやすい図面を用意させていただきましたが、それでは質問をします。

それでは、環状線がネットワークされたから、都市機能の集積ができると思うかということでございます。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

まず、都市の骨格を都市計画道路や主要幹線道路でつくることは、都市の構造上の基本となるものですが、人口減少社会、また少子・高齢化社会を迎え、単に都市基盤をつくるだけでなく、いかにうまく効果的な場所に住宅や民間資本を誘導していくかといった取り組みや施策がますます重要になるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

この場所に、いかに効果的に住宅や民間資本を誘導するかという取り組み、あるいは施策がますます重要になる。ますますと言いますが、今まで何してきたんですかというようなことなんですけれども、この延伸工事、前の議会でも非常に議論になったわけなんですけれども、本当に厳しい財政環境の中で、選択と集中の考えの中で、本当にこの延伸が優先順位として適当であるかというような議論もあったことも確かです。当然そういう視点からも眺める必要があるかと思いますが、私は今回の質問の中では、道を生かすという視点から質問をしたいと思います。

亀山の4つの環状線、道はできたものの、全く開けていない。306は少し風景は違いますが、先ほど紹介しました都市機能の集約が全くといっていいほど図られていない、そんな感じがします。多額のお金をかけて道はつくったものの、道が生かされていない亀山市、こんな印象を持ちます。

そこで、質問をします。

この道路の敷設時には、いろいろ土地の利用の可能性を想定して、上水・下水等のライフライン、いわゆるインフラ整備を行っていく考え方は、都市計画上もはや常識と私は考えますが、そういう手法を議論されたことがあるかどうか質問をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

幹線沿いの土地利用でございますけれども、沿道土地利用は民間投資と密接に関係するものでございます。その時点の景気や開発動向に大きく左右をされますし、どのような規模や用途の建物を想定し、どこまで需要を見込むか、不透明な要素も多く含んでおります。水道等のインフラの先行投資には、やはり慎重な対応が必要があるというふうに考えております。

しかし、今後の市内中心部において、いかに効果的に活性化のための支援や誘導を行っていくかについては、第2次総合計画を策定中であり、土地利用構想も検討中ですが、あわせて立地適正化計画の検討の中でも、今後具体の誘導策を検討していくこととしております。例えば、市内中心部

での住宅開発や建てかえ等を適切に促進するため、開発行為等における支援策や優遇措置、インフラ支援といった観点も、従来からの若者や定住や子育て支援といったソフト面とあわせて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

確認をさせていただきたいと思います。

インフラ整備先行投資は慎重だということですね。どこまで需要があるのか、不透明な要素が多いから、亀山市としては道路の敷設時にインフラを整備する考えはないということよろしいですか。確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

先ほども申し上げましたが、民間開発が具体的なものであれば、やはりそういった方策も賢明かというふうには考えておりますが、先行投資となりますと、水道、公共下水につきましては企業会計でやっておりますので、やはり慎重に考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

それが前段の部分の答弁、後段の部分で開発行為の支援策優遇措置、先ほども豊田議員が宅地分譲の優遇の例を挙げました。それからインフラの整備、いわゆる民間の方にインフラをやってもらって、それに対する助成補助、こういうこともあると。この辺が、今、第2次総合計画、あるいは第2次の土地利用構想等々の中で、何か亀山市が今の時点でこういうのがいいんじゃないかというような検討をされているかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先般、予算決算委員会の後に、全員協議会のほうを開いていただきまして、第1次総合計画基本構想の検証と、第2次総合計画基本構想の骨格案というものをお示しさせていただいた中で、現在土地利用構想を検討している最中ということで、その中で土地利用の課題というものを幾つか掲げておりまして、1点目が、今、議員ご指摘のありました幹線道路等の土地利用、この辺が明確化されていないということが課題の一つであり、また規制誘導のための市の方針、これも明確になっていないという、こういった課題を今土地利用構想の中では考えておりまして、これに対して基本方針となりますのが、そういったことを克服して住みやすさの向上に重点を置いた土地利用を推進していかななくてはならないと、こういった考え方のもとに現在進めているところございまして、また具体的なことにつきましては今後お示しをさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

検討していると。検討、検討ですね。本当に検討しながら日が暮れていくんじゃないかと思いません。

その次、普通財産の活用についてということでございますが、この質問は平成24年12月の議会に質問した内容で、今回、和賀白川線の延伸工事絡みで質問させていただきます。そのときの発言の趣旨は、新規入居者の募集を停止した亀山の市営住宅を中心に、その跡地利用について市長の考えをただしたつもりでございます。当然、当時も言ったんですけれども、現に愛着を持たれ、入居されているお方もいますので、丁寧な議論の進め方をしなければいけないという前提で質問をしたつもりでございます。今回も同じでございますが、質問をします。

延伸工事とあわせ、住山市営住宅跡地利用について庁内でどんな議論があったか、あるいは進捗はいかがか、聞きたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

和賀白川線沿いには、市営住宅の住山住宅がございます。この跡地活用についてでございますが、まずは行財政改革大綱前期実施計画にありますように、市営住宅の統廃合の推進を行うことを議論いたしております。市営住宅は長屋住宅で、多くの棟がありますが、集約に時間がかかると考えております。これらの土地の活用方法と今後の展望については、公営住宅を含めた公共施設が必要な更新用地という選択、あるいは市の用地に民間事業者が住宅事業を展開していただくという選択、あるいはこの用地の民間への売却といった選択肢があるものというふうに考えております。本市としましても重要な資産であるという認識をいたしておりますので、さまざまな観点から中・長期的に、全庁的に検討していかなければならないと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

高士部長、今のご答弁、24年の12月に私が質問した、そのときは市長がお答えをいただきました。全く同じなんです。3つの手法がありますよと、中・長期的に検討しますよと。私はそのとき、質問の前にこういうスタンスで質問したんです。来年の2月に市長選があるから、次期の市長がこれは結論を出してもらいたいんだと。これは重要な課題ですというような、ですから早くに結論、次の市長には出してくださいというような前提で質問をしたところ、同じ答えが、今、3年半ですよ。同じ答え、全く。こういうことをされている。本当にいわゆる第1次総合計画、土地利用構想、これが進んでいないという証拠ですよ。全く同じ。

それでは、別の視点、行財政改革大綱の視点からこの質問をしたい。

収入の確保、普通財産の売却、これから見たら積極果敢に取り組むべきなんです。いわゆる長期の約束手形を入れるんですよ。きのうの電話機能の一本化とか、エレベーターの保守の一本化なんて、そんなレベルの話じゃない。財務の関係から、いわゆる普通財産の売却、収入の確保の面からこの点をどう思っているか、お答え願いたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、行財政改革の観点から申し上げますと、公共施設の統廃合について進めていきたいというふうを考えていまして、昨年策定した第2次行財政改革大綱の中では……。

（「土地」の声あり）

○財務部長（上田寿男君登壇）

土地の有効活用でございますが、先ほども建設部長が申したとおり、市営住宅については、まず統廃合をやっていただきたい、今、公共施設のあり方を議論しておる中で、亀田住宅、または野村住宅の調査を財務でもいたしておりますけれども、その点についても検討していただきたいというふうに考えています。それをどうするのかは、今の見直しの中で議論をしていくべきなんだろうというふうに考えています。すぐさまどのように活用をするのか、先ほど建設部長が言ったように、公共用施設として活用していくのか、民間の力をかりるのか、民に売却するのかは、その丁寧な中でやっていかないと難しいんだろうというふうにも考えています。

行革の中では、4点のことを上げて取り組んでいますけれども、まずは民間活力の活用と、新たな財源の確保という点からも、その点は考えていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

今お示しいただきました野村とか亀田については、6月の産業建設委員会の中で、その市営住宅売却の姿勢が示されたと思います。どんな手法で、目途で売却をするのか、あれから月日もたっていますので、十分検討はできていると思いますが、お答えを願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市営住宅の跡地活用ということでございますけれども、今の野村、亀田につきましても、現にお住まいの方がいらっしゃいますし、近くへの一定の転居を希望しております。例えば、近くに民間借り上げの住宅を建設する等を優先させていただくことと、その方々のご理解をいただくことが前提でございますので、そういう配慮をしながら将来の市営住宅の有効活用を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

はっきりしませんが、次へ進みます。

商業系の民間活力に対する市の対応についてという項を上げました。

こういう質問を用意したわけですがけれども、私は何もスーパーやコンビニやホームセンターが市

内にじゃんじゃんできて、多くの客が行き来する、そんな風景を望んでいるわけでもないし、一方で、現に既存の商店の方がさまざまな事業を営まれていると。そういう方はどうなんだと、そういう議論もあるでしょう。ただ、僕は今から言うのは、第1次総合計画基本構想、土地利用構想に、例えば、国道306沿線に点在している小売店舗等の周辺に、商業機能の集積を誘導するということが書いてあるから質問しますので、その辺、前置きをさせていただきますが、306号線にたくさん商業系の可能性といいますか、引き合いといいますか、打診があると聞いております。従来は農振地だということを理由に許可をしてくれなかった。仮にそういうものが打診があった場合は、許可をするのか、あるいは農振を抜けるのか。仮に抜いた場合は、今までの政策を方向転換するのかということを知りたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

まず、基本的な考え方からご説明をさせていただきますと、306号線沿いの土地利用の基本的な考え方については、私のほうからご答弁をいたします。

亀山市総合計画の土地利用構想では、国道306号線に点在している小売店舗等の周辺に商業機能の集積を誘導するなど、環状線の各道路の特性を生かした土地利用を図るものと位置づけております。また、亀山市都市マスタープランにおいても、旧国道1号の布気町から和田町及び国道306号線の長明寺から栄町の区間において、沿道サービス施設の誘導、集積を促進する地域と位置づけておるところでございます。

本市の商業機能は、他市への買い物動向が強く、依存傾向にあることから、基本的には306号といった主要幹線沿いの商業系の土地利用も、所定の法手続により個別に判断されるものというふうに考えております。

また、今後の将来的な土地利用の方向性につきましては、現在策定中の第2次総合計画の土地利用構想や立地適正化計画において、その中で位置づけていくというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農振農用地の問題ですので、私のほうからも答弁させていただきます。

今、建設部長が申し上げましたように、土地利用構想、あるいは土地利用計画を前提といたしまして、農振農用地の関係で申しますならば、農業振興地域の整備に関する法律がございます。個別法でございますが、この法律にはそれぞれ厳格な要件等がございますので、個別に審査、対応をしていくものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

非常にデリケートな部分もあるかもしれないけれども、ただ、これは仮の話でなくて、現に進んでいる、現在進行形だと思うんですね。市長は、いつも議会でしっかり議論するんだと、説明責任を果たすんだと。先ほども言いましたけれど、かつてこの土地に積極果敢に開発を打診したディベ

ロッパーにどういう言いわけをするのか。それも含めて、今、大事な議会ですので、見通しについて市長から、この辺の商業開発、306の農振との絡みについて市長の考え方を述べていただきたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど、両部長から答弁させていただいた基本的な考え方があるかというふうに思いますが、あわせて今後、306号の沿道も含めまして、今後の将来的な土地利用の方向性につきましては、現在策定を、検討を進めております総合計画の土地利用構想の中でしっかり位置づけさせていただくということが、まさに公としての一定の立場、見解、方針であろうかというふうに思いますし、その前段で、現在、立地適正化計画を同時並行で議論いただいておりますということは大変意義深いというふうに思っております。都計審や総計審も含めて、この第2次総合計画の策定の中で整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

立地適正化計画の中で、さまざまに議論していただいているのが意義深いんだとかね。これは、市長がどういうふうに、全く私は合点がいきません。意思がないということのあかしではないかと思えます。

4番目に、特定用途制限地域の取り組みについてという項目を上げました。

この法規制、条例制定ですが、県下の市の中で、都市計画上、用途の利用の活用法、あるいは税収確保のために、非常に有効に機能しているまちがあるとも聞いております。私、専門外ですので、この特定用途制限地域の説明と、亀山市の現状の中でこの取り組みが必要であるか否か、説明をしていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

都市計画区域内の用途地域の指定がない、いわゆる白地地域において、これは亀山市が当たるわけでございますけれども、特定の建築物の用途を制限する手法として特定用途制限地域があります。県内では伊勢市が平成24年に、明和町が平成27年に定めております。伊勢市の当時の背景といたしましては、遷宮を控え、来訪者が大きく増加し、都市のありようが大きく変わる可能性があることや、明和町では用途地域を初めから定めていなかったなど、それぞれの市町の特徴や実情があるものと思われま。

この特定用途制限地域は、開発を誘導するものではなく、ある一定の建築物や工作物を区域を定め、抑制するためのものでございまして、そのため、他の法規制を直接緩和したりするものではございません。

本市の場合は、現在策定中の立地適正化計画で、今後居住誘導区域や都市機能誘導区域を検討してまいります。少子・高齢化、人口減少に対して都市づくりや都市経営の観点で、民間資本の有

効活用や誘導の観点も含め、本市の実情に合った誘導と規制を検討してまいりますので、特定用途制限地域も手法の一つですが、さまざまな手法も含め、さらに検討していきたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、特定用途制限地域は開発を誘導するものではないと。一定の建築物ですね、パチンコ屋とかキャバレーとか、こういう制限をするんであって、ましてや農振を抜くとか、その他の法律を緩和するものではないから、この条例あるいは法規制というのは余り有効ではないというような答弁かと思いますが、実は私、ここに伊勢の特定用途制限地域の資料を見ているんですね。確かに建築についていろいろ規制が書かれているんですけども、このエリアの方針というのがあるんです。例えば、田園地区であっても、既存の集落の維持を基本としながらも、地域の産業に関する施設など共存を図る地域となっているわけですね。例えば、今、沿道サービスということが出たんですけども、ここも農地の保全を前提にしつつ、一定の商工業系の土地の利用を認容する地区と。いわゆる農振地は抜けないけれども、ここは商業を誘導する地区だという、市のしっかりしたエリアの方針が書かれているんです。単なる建物の規制だけじゃないんです。亀山市にはこれがない。だから、この政策がベストかどうかかわからないですよ。亀山市が一番弱いのは、ここなんです。エリアの方針が示されていない。だから、開発業者、ディベロッパーもなかなか積極果敢に、曖昧な中で誘導ができないというのが、私は現状かと思います。いろんな他の方法もあろうかと思えます。私はこれが一つ有用かなということで紹介をさせていただきました。

時間がありませんので、第2次総合計画ということでございます。

いろいろもろもろ質問をしてみましたけれども、非常に先送り感があるという思いがしております。また、来年は進取の年だというようなことに関して、非常に弱い。冒頭、総合計画の審議員の方もぜひ注目していただきたいということを申し上げました。審議会会長、村山先生、都市計画のプロでございますので、ぜひ村山先生にはこの辺の視点からも鋭くチェックをしていただきたい。新庁舎の問題も含めてチェックをしていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

次は、プロジェクトですね。戦略プロジェクトの進捗についてという質問をさせていただきます。

4つのプロジェクトが第1次総合計画後期基本計画に示されています。進捗について説明をお願いします。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

戦略プロジェクトの推進につきましては、私、総括リーダーということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

このプロジェクトにつきましては、平成24年度からスタートいたしました第1次亀山市総合計画の後期基本計画の中で、戦略の視点を明らかにし、重点的かつ政策横断的に取り組むものとしたしまして、ご承知のように、「まち守り」「まち磨き」「みんな健康」「子ども輝き」の4つの戦略プロジェクトを設定し、プロジェクトごとに取り組みを進めてまいりました。

戦略プロジェクトの推進を図るために、私、今、総括リーダーということでございまして、まち守りプロジェクトリーダーに危機管理局长、まち磨きプロジェクトリーダーに文化振興局长、みんな健康プロジェクトリーダーに健康福祉部長、子ども輝きプロジェクトリーダーに子ども総合センター長、またプロジェクトの推進力を高める取り組みのリーダーには市民文化部長、戦略プロジェクト全体の進行管理役として企画総務部長を充てまして、各リーダーで構成をいたします戦略プロジェクト推進会議を組織いたしまして、平成24年度から26年度までの3カ年、ちょうど後期基本計画の第1次実施計画期間でございますが、この期間内15回の会議を開催いたしまして、プロジェクトの推進、進捗管理やプロジェクト間での連携調整を図ってまいりました。

また、同時期に同推進会議の補助機関としてプロジェクト推進チームを設置いたしまして、プロジェクトに関連するテーマの研究及び方策の検討を行ってまいりました。

具体的な検討テーマの一例を申し上げますと、例えば、まち守りプロジェクトでは、自主防災組織の強化策や災害時要援護者の支援策の検討、まち磨きプロジェクトでは、かめやま文化年2014の実施に向けた庁内調整やシティプロモーションの基本的な考え方の検討、みんな健康プロジェクトでは、地域における健康活動の展開策の検討や地域医療再構築プランの検討、子ども輝きプロジェクトでは、幼保統一カリキュラムの推進や子ども・子育て支援事業計画の検討などについて調査研究を行いました。

27年度以降につきましては、それまでの3年間で積み重ねてきました調査検討結果に基づきまして、それぞれの主管室において具体的な事業化に向けた調整や、さらなる研究を業務に落とし込みを行いながら、現在進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

24年、25年、26年、3年間で15回ということですね。これは1プロジェクトが3年間で15回したんですか。4プロジェクト合わせて3年間で15回かという、ちょっと確認。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

先ほど申し上げました15回につきましては、私が主幹をいたしますそれぞれのプロジェクトリーダーで構成する戦略プロジェクト推進会議の開催回数でございます。

個別プロジェクト推進チームの、この3年間の開催回数の合計につきましては、まち守りにつきましては24回、まち磨きが14回、みんな健康が18回、子ども輝き28回、推進力を高める取り組み14回という実績でございます。

4つの戦略プロジェクトと、一つの推進力を高める取り組みの会議の開催実績を合計いたしますと、全体で98回という会議を行いまして、それぞれに関連したテーマの研究を行ってまいりました。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

この戦略プロジェクトが、3年で議論して、その後2年間は主管室に落とし込みを図って、事業化あるいは推進を図るというこの流れというのが、いつ説明があった。私は恥ずかしい、後期基本計画の審議させていただいたんですけれども、理解していなかったんですけど、こういう説明っていつありましたか。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

先ほど申しあげました3年の調査結果を踏まえて、主管室に落とし込み、事業化を図るという全体の流れについて、議会へ個別に説明をさせていただいた経緯はございません。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

全体の流れがわからなかったんですけれども、おのおのプロジェクトについての進捗もしっかり聞きたかったんですけれども、まち守り、まち磨き、みんな健康、子ども輝きの中で、本当はまち守りをやりたかったんですけれども、総務委員会のほうで調査・研究ということで、防災力の強化充実ということをやっていますので避けまして、1つまち磨きプロジェクトを例に挙げて質問をしたいんですけれども、まち磨きプロジェクト、例えばまちの魅力を磨くということで、歴史的まちの保存整備とかJR亀山のにぎわいの再生とか、こんな中で、農産物の付加価値の向上とか、あるいはまちの魅力の発信、交流の輪を広げるということで、シティプロモーションとか市民と来訪者との交流促進、もう1つは、きのう質疑をしました地域のコミュニティについても、自立した地域の活動の促進というような書き込み、非常に幅の広いプロジェクトだと思います。ここの部分のまち磨きプロジェクトの進捗を聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

まち磨きプロジェクトでは、新たな文化の創出に向けた文化交流の促進と、地域資源を生かした市民と来訪者との交流促進を優先的に連携・調整する施策として、かめやま文化年の実施を見据えた取り組みを進めてまいりました。

具体的には、リーダーである文化振興局長のもと、室長級で構成をいたしますかめやま文化年庁内調整会議を関連組織と位置づけまして、年間で4回の会議を行い、平成26年度に開催をされるイベントや行事の中から、かめやま文化年に関連する事業を洗い出し、その整理に取り組んでまいりました。その後、取り組みの成果を生かして、かめやま文化年2014実施計画を策定いたしまして、「みつめる」をテーマとしたさまざまな事業を展開することで、新たな文化の創出に向けた交流促進や、市民と来訪者の交流促進を図ることができたというふうに考えています。

また、昨年度、シティプロモーション推進の強化を優先的に連携・調整する施策として、関支所長をサブリーダーに加えまして、関係部署の担当者をチーム員とした新たな推進チームを設置いたしまして、年5回の会議を開催し、シティプロモーションの基本的な考え方を整理いたしました。その成果といたしまして、総合戦略の重点プロジェクトの一つでもございますシティプロモーション

ンの推進事業において、プロモーション戦略の策定過程やプロモーション活動の具体策の検討を進める中で活用してまいります。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

プロジェクトが、文化年を捉えてテーマに上げたんだということなんですけれども、先ほど紹介しました広い範囲にわたるテーマの中で、1つ2つのテーマに限って研究、調査をするんだ、検討するんだという手法というのは、いつ説明されたのでしょうか。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

議員が申されますように、戦略プロジェクトの主な推進施策のうち、いずれかの施策を優先的なテーマとして選択をし、プロジェクトの研究を進めていこうという手法について、議会へ説明をさせていただいた経緯はございません。これにつきましては、あくまでもプロジェクト内の進め方であるというふうな考え方でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

説明をしないほうが悪いのか、チェックできない私のほうが悪いのかわからんですけれども、戦略プロジェクト、これを読みますと、戦略プロジェクトは、中抜きしますが、外部環境の変化や前期基本計画の評価などを踏まえた中で、戦略の視点を明らかにし、その視点に基づいて、重点的かつ政策横断的に取り組むべきものですと書いてあるんですね。非常に大上段に構えて、実際のところ1つ2つのテーマを、それでリーダーをその担当する局長にして、なおかつこの総合計画の中の、本当の序章の後の5ページも費やして書かれている戦略プロジェクトが、そういうことで本当にいいのかという思いがしてしょうがないです。この辺も、第2次の中でどう扱うかということも丁寧に議論をしていただきたいんです。私は、どっちかという後期基本計画の中に上げられたさまざまな施策とか事業を、ペーパー上、横串を刺して体系化をつくったものにはしか見られないんです。同類項は括弧でくくれみみたいな形で、それで進めたような感じがしますが、どうなんですかね。認識が間違っていますか。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

戦略プロジェクトにつきましては、基本構想におけます将来都市像を実現するための基本的な考え方であります、市民力で地域力を高めるまちづくりを進めるために、重点的かつ政策横断的に取り組むもので、まち守り、まち磨き、みんな健康、子ども輝きの4つの戦略プロジェクトと推進力を高める一つの取り組みにより構成をいたしております。

先ほど申しましたとおり、それぞれのプロジェクトについて、年度当初に優先的に連携調整する施策を選び、その方向性に基づいた推進チームを設置して、関係する施策を連動させる取り組みを

進めておりますことから、横串を通すという点ではまさに議員の申されるとおり認識をしております。実際にも部局を超えた推進チームによりまして調査や研究を進めてきたところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

第2次総合計画についてという書き込みに入ります。

もろもろの質問をしました。プロジェクト、第2次総合計画、つくるつもりがあるのか、同じような手法であるのか、質問をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

第2次亀山市総合計画におけます戦略プロジェクトのあり方につきましては、後期基本計画の5年間におきまして、事業化に至っていない施策がある現状もでございます。また、推進体制上の課題などを踏まえながら、第2次総合計画の策定の過程の中、現在策定をいたしておりますけれども、その中でさらに検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

まさにその作業が進行している中で検討すると。市長はこの辺は、今までの検証を踏まえてどういうふうに指示を出している、もう出している時期だと思うんです。出すつもりか、出したのか、市長の考えを聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどの議論もございましたが、まず第2次総合計画の策定に当たっては、庁内の策定組織であります中期戦略会議というのがございます。これは私自身が委員長として統括をさせていただいて、この戦略会議を展開しておるということでもあります。

当然、プロジェクトのあり方につきましても、この会議の中でその考え方を共有してまいりますけれども、現在の状況として、基本構想と基本計画をあわせて検討していくと。若干のずれはありますが、そういう流れの中でございますし、先ほどの306のああいいう多岐にわたるいろんな施策の判断は、当然複雑な要素の中で一定の結論を導き出して、総合計画に組み込んでいくというプロセスを当然経ていく作業であります。したがって、今後私ども、中期戦略会議を軸に、さまざまなレベルの会議やワーキングが動いておりますけれども、基本計画の策定を進めていく中で、議員ご指摘のようなプロジェクトの手法とか、こういうことにつきましても、当然有効な手法へ変更したり、組み込んでこの推進体制を意義あるものにしていきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

大変申しわけありません。今、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、先ほどの306の件に関してはどうのご発言がありましたね。これは一定の結論を持って臨むというような答弁だと私は聞いたんです。そうじゃないんですか。今の説明ですと。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、さまざま、あのときに答弁させていただいたことも、立地の適正化計画でありますとか、総合計画の策定の過程で、その中で確立をしていくということを申し上げたわけでありまして、306に限らず、多岐にわたる事業や課題を整理をして総合計画に組み込むということは、当然結論を導いていくということにつながることでございますので、そういう整理を、方向性を示していくということは、当然のことであろうというふうに理解いたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

どうもよくわからない。先ほどの質問のあれなんですけど、整理をして導くということをおっしゃったんですね、今。306は一定の市長の判断を持って策定させるんだというように私はとったとしたら、先ほどの答弁は、一定の結論は議場で述べてもらわないといけないことを私は述べたい。整理をして導くというのは、ある一定の考え方をいわゆる基本構想をつくるメンバーに示して、それで策定しなさいという手法をとるんだという、そういう答弁に私は聞こえましたが、それは間違っているんですか。聞き違いですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、総合計画の案でありますとか、今、基本構想を先行させておりますけれども、さまざまな個別の課題につきましては中・長期的に方向、方針を示して、そして今の総合計画の策定の審議会でありますとか、それ以外もたくさんある、議会もそうであろうかと思っておりますけれども、そういう場で、方向性を当然示していくということになろうというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

また別の機会に、できるだけ早目にこの議論は一定の方向性を示していただけるように促したいと思っております。

きょうは第1次総合計画の検証ということで、2つ上げました。

初めに都市利用構想、都市づくり、やはり結論が先延ばし、先送り感が強い。もう一定の結論、方向性を肝っ玉据えて出していかないと、亀山の都市づくり、あるいはましてや行財政改革大綱の中のいわゆる普通財産の購入も含めた収入の問題、これには対応できないということ。

それからもう1つは、新たにつくる第2次総合計画のプロジェクトのあり方、あるいはやり方ですね。大きなテーマを上げながら、実際には細かなテーマを扱って、本当に横串を刺したのかわからない。

それからもう1つ、この機会に言っておきたいと思いますが、非常にこれは行政用語なんですけど、言葉が大きいですよ。中期戦略会議、戦略プロジェクト、ザ・点検亀山モデル、週刊誌の見出しじゃないんですから、もっときっちりしっかり、その割には、申しわけないけどプロジェクトは余り大したことをやっていなかった印象を強く感じました。

さまざまな問題がございます。ぜひ第2次総合計画策定中でございます。職員の方、本当に英知を出して実りのある総合計画を作成していただくことを期待しまして、時間を残しますが質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。

本日、一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容としましては、ずっと私言うております防犯カメラについて、そして市内公共施設の利用時間について、それと学校関連と、それと防犯灯LEDについてを質問させていただきます。質問内容がちょっとあれこれするかと思いますけれども、ご了承のほどよろしく願いいたします。

防犯カメラについて、まずお伺いさせていただきたいと思います。

私、この防犯カメラについて、防犯カメラの必要性等々を幾たびかこの上でご質問させていただきました。それについて、今現在の亀山市の市民文化部の状況など、所管の状況などを教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

市民文化部で管理しております防犯カメラにつきましては、不特定多数の住民の往来が想定される市内の鉄道無人駅に4カ所を8台、井田川駅3台、関駅2台、加太駅2台、下庄駅1台、名阪国道の久我インターチェンジに1カ所1台の計5カ所、9台を設置いたしております。

また、必要性でございますが、今までからもご答弁いたしておりますが、防犯カメラにはそれぞ

れの設置目的がございしますが、市民文化部が管理いたしますカメラにつきましては、犯罪などの発生時に、記録として録画情報を警察関係者等に提供することで事件の早期解決に役立てる側面がある一方で、24時間365日監視することで、カメラ設置箇所周辺における犯罪発生を未然に防止する効果もあると考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど言われました不特定多数の往来が予想されるところ、市内の無人駅、無人駅については後ほど触れさせていただきますけれども、やはりいろんなところで青色パトロールさんとかいろいろ見えておって、それなりの効果はあると思います。

しかしながら、24時間365日監視をするという、先ほど部長が言われました犯罪抑止、警察に起こったときに提供するのはあれなんですけれども、まず最初に犯罪を起こさせない抑止力となるというところを踏まえてお願いを、まずそれを一つとして考えてこの議題を進めていきたいと思っています。

その中で、今、三重県では防犯カメラの設置支援策というのはずっとやっております、その支援策がもう出ておろうかと思えますけれども、市民部というか、行政としては状況はどうなっているのか、どこまではもう到達しているのか、その状況を教えてください。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

県の防犯カメラの設置支援策の状況ということでございしますが、三重県の状況でございますが、平成27年12月に三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインが策定されたところでございます。

これは、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和することを目的に、防犯カメラの設置及び運用に際して最低限配慮すべき事項を取りまとめたものでございます。

このガイドライン策定にあわせまして、三重県では各市町や自治会、自主防犯団体を対象とした防犯カメラ設置に対する補助金制度の創設を検討していたところでございしますが、現時点におきましては、三重県が行う支援は必要な情報提供、ガイドラインの策定周知と技術的助言、出前講座や説明会の開催との判断をいたしてございまして、来年度における補助金制度の創設は見送られた状況となっております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それ、新聞にも載ってましたね、補助金がなくなったと。今、県下で防犯カメラをつけるのに補助金を出してやろうというのは四日市だけということは私も認識しておるんですけれども、こうやって必要性はこうですよとか、ある程度助言はしていきますよと、補助金は三重県としてはいいのですが、三重県の状況を受けて、亀山市はどのように一体防犯カメラの必要性、あるいはこれを

つけていかないかんなあと認識されておるのか、いま一度お伺いさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

三重県の状況を受けて市はどのように考えているのかということでございますが、市といたしましては、まずは市民への周知を考えておりまして、三重県が策定いたしましたガイドラインを防犯委員会などの関係団体に冊子の配付をしまいたいと考えております。また、市のホームページへの掲載をしまいたいと考えております。

市内の防犯力の向上は、市民や地域活動団体による防犯活動が重要と考えており、引き続き関係団体と連携協力しながら進めてまいります。また、それらを補完する防犯カメラの設置支援につきましては、市民の防犯意識の醸成ぐあいや防犯カメラの設置機運の高まりを図りつつ、三重県に補助金制度の創設を働きかけるとともに、その動向にも注視してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

言うなれば、そういう啓発はしていくし、調べていくというのもあると思う。しかし、金は三重県から出せという感じやと僕は今聞き取ったんですけども、基本的に必要やと思うんですね。ある程度のことはもうしていかならんと私は思っております。

2項目め、井田川駅の防犯カメラ設置についてというところで、今先ほど言われた説明とちょっと相反するのかなあと私は思うところがありますので、言わせていただきます。

ちょっと写真を出してくれますかね。

今写っているのは、井田川駅の待合室です。防犯カメラは、井田川駅のホームというのか、入り口を撮っておるだけであって、この間きれいにされたヤマトタケルの何たらでというてオープンセレモニーまでやった待合室の中、現在、今これはライターでベンチを焼かれておるんです、ずっと。

次、お願いします。

これも今、顔みたいになっておるんですけど、僕、マジックかなあと行って近くに寄ってみたら、これもライターで焼かれておる跡なんです。

次、これはもう中でタバコを吸われておるという状況でございます。

次、お願いします。

これは網戸なんですけど、中から見ると、タバコの火とかライターで焼け切っておるという状況でございます。これもそうですね。タバコでずうっと穴をあけて行ってやったという状況でなっています。

これで、先ほど部長が言われた、意識が高まってきたらするんやという考え方なんですけれども、これについていま一度お伺いしたいんですけども、この利用状況を見て、パトロールはしてまろうておるんですけども、そのときだけというのがございます。だけど、僕、日曜日とか土曜日、連続で見に行ったんですけども、いかんせんこういう状況は続いておると。これを見て防犯意識というのは高まりませんか。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

まず最初に、井田川駅の待合室につきましては建設部所管でございますので、施設の管理に関してお答えをさせていただきます。

施設の日常管理はシルバー人材センターへ清掃委託をお願いし、清掃作業とあわせて施設の破損があれば報告をいただき、その都度修理対応を行っております。施設の性格上、不特定多数の駅利用者の利用が前提でございますので、常時行き届いた管理も難しいものというのが現状でございます。

今後は、特に駅利用者が想定されます北東部地区の関係自治会に駅前待合室の利用上の注意事項について、回覧等を通じて、まずは啓発を行ってまいりたいと考えております。亀山市井田川駅前広場施設管理規程というのがございまして、この中でも使用者の遵守事項、火気または危険物を使用しないことということも掲載されておりますので、そういったものでまず啓発を行ってまいりたいというふうに考えております。

それと、防犯面につきましては、市民文化部長のほうからご答弁させていただきます。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

防犯面からでございますが、現在井田川駅に設置の防犯カメラは、駅前ロータリーや自転車置き場を撮影範囲とする広い視野での監視と改札口付近を撮影範囲とする鉄道利用者の往来状況を監視しておりますが、カメラ設置に求める効果は犯罪の未然防止と犯罪発生時の早期解決でございますので、まずは既存カメラの設置場所や撮影範囲の変更も含めて検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そうやって角度も変えていろいろするというのはようわかりました。やっていただきたいと思えます。

先ほど僕が質問したのは、この現状を見て、亀山市の財産がこういうことになっておるとこのを見て、先ほど防犯意識を高めると言うていましたけれども、これを見て、市長、亀山市の財産とかあの辺をやられて、今、石井部長は防犯意識が高まってきたらつけるんやと言われましたけれども、あれを見て防犯意識は高まるでしょう、基本的に。もっとひどいことになっておるんですけど、もうそれ以上はというところでこの写真にしたんですけども、防犯意識は高まりますよね。お願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

防犯意識の以前に、公衆道徳というか、公衆マナーは高まるという意識をやっぱり少し啓発する必要があろうと思えます。

それから、当然ああいう状況の中で防犯意識を本当に地域全体で共有して高めていく手法がカメラというのは有効であるということも、抑止とあわせてそれは効果的だというふうに我々も認識いたしておりますので、県の新たな財政支援制度の創設ができなかったのは残念であります、今後に向かっても当然いろいろ働きかけをしていきたいし、私どもは先ほど申し上げた2面といいますか、啓発と、それからそういう新たなという角度で対応できるかということについて検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

お金を出してくれと、それは出してもらうたらありがたいですけども、その辺もあわせて、まずお金がかからんようにでも、まず予算をつけて、角度を変えるとか、そういう面にまずやってみてもらいたいと思います。基本的には啓発して、言うてわかるやつはそういうことをしませんのでね、市の財産を壊されないよう守っていただければと思います。

次に移りたいと思います。

市内公共施設の利用状況について、今、市内では西野公園からあいあい、テニスコート、いろいろ公共施設があろうかと思えますけれども、その利用時間は一体どうなっておるんだということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

市内公共施設のうち、まず運動施設ということで、私のほうからご答弁させていただきます。

運動施設につきましては、体育館、野球場、ソフトボール場、庭球場及びプールなど、14施設がございますが、施設の利用時間につきましては、朝の9時からとか8時半からという、若干異なりますけれども、終了時間につきましては、屋内施設及び照明施設のある屋外施設につきましては21時30分、午後9時30分となっております。照明設備のない西野公園運動広場や亀山公園庭球場などにつきましては、午後5時30分となっております。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

あいあいの営業時間というか、使用時間ですね。あいあい全体ということでなしに、研修室とか大会議室、あるいはトレーニング室とかいろいろあるんですが、基本的に午前9時から午後9時半までというふうになっております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど言うてもらいました体育館は朝9時から9時30分まで、西野公園は8時半から9時30分まで、運動場広場が5時半までとかいろいろあって、大体約9時半までですね。仕事が終わって家へ帰ってきて、ご飯を食べて、運動をしてというのが、ちょうど市としてはすごく考えてくれて

ある時間やなあと思います。

その中で、私が今回ちょっと聞きたいのは、先ほど、公共施設のうち主に運動施設の利用時間について確認させていただきました。運動後は、お風呂に入ってゆっくりくつろぎたいと思う方がたくさんお見えになると思います。一汗かいて一風呂というところなんですけれども、そこで亀山市には温泉施設として名湯亀山温泉白鳥の湯があります。その中で、営業時間をまず正確に教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

亀山温泉白鳥の湯の営業時間でございますが、午前10時から午後8時まで。最終入場時間、入っていただく時間については、午後7時半までとしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

7時半最終受け付けで、最終8時までということでございます。それで、今、一応営業時間を確認してもらいました。

次に、県内の公営温泉施設の営業時間、7施設か8施設あると思いますけれども、その営業時間を教えてください。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

県内公営のは7カ所でございます。開始時間については、午前10時からが5施設、それから11時からが1施設、正午からが1施設でございます。終了時間につきましては、9時までが6施設、午後5時までが1施設でございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そこなんですよ。ほかのところは大体9時までやる。いろんな施設が終わって、9時半終わってから10時までせいと、僕はそんなことは一言も言うてないわけで、サマータイムもあるやろうし、冬の時間もありますけれども、やっぱり基本的に仕事は5時までをして、6時からご飯を食べて、7時から8時まで運動して、それから風呂というのは、僕の理想やと思うんですよ。

それで、いろんな利用をしてもらわなあかんわけなんです、基本的に。亀山市の施設は、ある以上はどんどん利用してもらって、どんどん売り上げも上げて、どんどんしてもらわなあかんと思います。そして、トレーニング施設の利用者やお仕事帰りの方、お出かけ帰りの方、1日の疲れを最終癒やす場所として名湯亀山温泉白鳥の湯を上げまして、営業時間は最終が7時半ということなんですけれども、私はそれをせめて1時間延長していただけてやっていただければ、一番皆さんに利用勝手はいいんじゃないかなあと思います。

それについて、西野体育館ですか、あれはシャワーがあるんやというても水なんですよ。それで、

お湯を出してもらおうと1,100円やったかな、何かすごく高いお金がかかるんです。ちょっと一応それを確認しますわ。部長、そのシャワーの件について、水しかまず出ないと、それとお湯を頼むと1人頭1,000円か2,000円かかると思うんですけれども、その辺をちょっと一度。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

体育館につきましては、シャワー施設は備えてございます。確かにお湯をするのに少し時間がかかるというところがございまして、金額をはっきり、ちょっと今持っていないんですけど、少し高いというふうに聞いておりまして、余り利用が進んでいないということでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

僕も自分で勝手に調べただけですので、確かにこうやとは言い切れないんですけども、多分水やと安いですが、100円とかそんなレベルなんですけど、この真冬に水を浴びる人は、修行じゃないので、そういう人も余りいないと思うんですが、帰りはやはり一番効能がいい名湯亀山温泉白鳥の湯に寄るというパターンをつくっていければ、どんどん亀山もええのかなあと思います。

それで、先ほど言いました1時間延長を、できるならその達成をできないかということをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず白鳥の湯ですけども、福祉施設に併設した温泉ということで、他の県内公営の温泉施設との設置目的が若干違うということがまず1点ございます。

それから、一昨年10月に料金改定をさせていただきましたが、そのときに検討した内容で、基本的に行政改革大綱後期実施計画とか、あるいは受益者負担の適正化に関する基準なんかを照らし合わせまして検討させてもらって、基本、ランニングコストについてはお使いただく方に負担していただきたいということで試算いたしました。そうすると、当時の150円を3倍程度にしないとランニングコストが賄えやんということがございましたが、急激に3倍というわけにもいきませんので2倍にとどめ、さらにサービスの向上ということで、パスポートなんかを設置させてもらったというふうな経過がございます。

ただ、議員ご提案の営業時間を延長することになると、さらに燃料費、あるいは人件費がかかることも考えられますが、これについては平成28年度におきまして、公共施設のあり方、ここらを検討することになっておりますので、そのタイミングに合わせて、時間延長によるランニングコストや利用していただく方のニーズ、これをさらに調査いたしまして、具体的な検討を進めさせていただきたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

今言われたランニングコストがかかるって、それはあければランニングコストがかかるのは当然のことで、それでいろいろお金の試算をしたらという、上げたは上げたんで、その後サービスをどれだけ持っていくかというのはもう市の仕事やと思います。具体的な検討を進めると言うた以上は、僕は伊藤部長を信用しておりますので、やってください。市長も信用していますので、やってください。

その辺のところをきっちりもう一回計算して、先ほど後ろからもありましたけれども、東野公園なんかはもう水しか出やんみたいなことを言われていましたので、その辺のところをいま一度やっていただきたいと思います。もう一度検証して、これでええのかというのを調べていただけたらなあと思います。

次に、川崎小学校についてという前に、ちょっとお伺いしたいんですけども、あらゆる意味で学校と教育委員会等々は連携をとり合って、この質問の前に聞くんですけども、とり合ってやってみえるのかなあというのをちょっと感じますので、聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校行事等さまざまなことにつきまして、教育委員会と学校とは連携を図っております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

連携をとってみると、それはそれで結構なことやと思いますけれども、学校給食における異物混入についてというのを2件、先月の2月29日と昨年5月に出ておりますけれども、それは教育委員会として確実な把握をされたということでしょうかね。

○議長（前田耕一君）

高島議員、それは通告はしてもらってますか。

○3番（高島 真君登壇）

通告というか、その辺のところと関連していきますので。

○議長（前田耕一君）

これに関連するんですね。

○3番（高島 真君登壇）

はい、関連してくる。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

関学校給食センターでの今年度の異物混入のことをございます、2件ございました。内容につきましては、ビニール類の切れ端の混入が1件と、そして野菜の虫の混入ということで、合わせて2件でございます。いずれも発見時点で生徒の喫食をストップして、その状況につきましては保護者の方に原因と対応についての報告を行ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それについて、私もこれはどうなんかなあと考えていまして、この件に関しては市長は知って見えただけか。市長はこの件についてまず知らされておったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

発生時点では、その後も聞いておりません。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

私はこれで聞きたいのは、学校と教育委員会、地域というのは一体になっていかなければならない。市長はまず知らなかったというのもいささかちょっとびっくりしましたけれども、私も初めてこれを聞いたところでございまして、私、教民のときに1回、たわしの先が入っておって、テレビに出るかわからんでという報告は受けましたけれども、そういうときだけ言うて、それ以外はもう議会にも市長にも報告せんというあれではちょっといかなあと思います。ここの中に書いてあるのは、ビニール袋が混入して、生徒の健康に被害はないものと考えたと書いてあるんですけども、基本的にそれが食べて被害のないものやったら食べさせればええだけの話であって、虫も被害のないものとして書いてありますので、その辺のところをまず情報の共有という意味では徹底をしていただきたいと思います。

これについてはここで長いことやってしまいますと、ちょっと時間が足りないようになりますので、後で同僚議員の宮崎先生にお願いしたいと思います。

それで、川崎小学校について聞きます。

26年3月18日、亀山市川崎小学校校舎改築基本計画書というのを私もうております。その中で、地域住民とか、PTAの皆様とか、いろいろとこれは話し合っただけで合意形成をしてきて、いろんなものをつくろうというのがあるとは思いますが。その中で、川崎小学校の改築事業というのは、平成28年度予算に12億7,000万円程度の事業経費が計上されており、いよいよ来年度から校舎の改築が基本的に着工される予定であるとのこと。

この校舎改築に当たっては、プールについても改築される予定と聞いております。校舎改築基本計画書にもプールを直すよということが書かれてあります。その中に、プールの水の利用方法など、計画書の中では書かれておるとは思いますけれども、まずもってそういうのがあるのか、プールの水をどのようにしていくのかというのをいま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

川崎小学校改築事業につきましては、体育館を除いて全ての建物とプールを改築対象といたしております。平成26年3月に、先ほど議員にご紹介いただきましたけど、策定いたしました亀山市

立川崎小学校校舎改築基本計画書では、7つの基本方針がございます。その中の一つに、防災機能が強化された学校を掲げております。これによりまして、地域の指定避難所としてしっかりとした防災機能を確保する必要がありますので、災害時対応の設備機能を充実させることとしております。

さらに、同計画の校舎改築に関する空間性能の概要の項目におきまして、プールの水について、避難所、つまり屋内運動場でございますが、そこと連携いたしまして、災害時に使用できる対応を行う旨の記述をしてございます。プールにつきましては、年間を通して約330トンの水をためた状態となっておりますことから、災害発生時におきまして、万一水道水などの水の供給が得られなくなった場合には、プールの水をさまざまな用途で利用することを計画しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

この案件については、ここの中にも書かれておるとおりかなあと考えております。基本的に、川崎小学校の改築は、災害時の設備機能を充実させることと、プールの水についても災害時に利用していこうということでもあります。

この3月11日は、東日本大震災から5年がたちます。私は、昨年9月と12月の議会におきましても、防災井戸の設置について質問させていただき、その必要性についても提案させてもらっております。地震など大規模な災害時におきまして、水道水の供給がとまることは、この亀山市でもライフラインがとまってしまうということは十分考えられることだと思います。飲料水でなく、トイレの水やとか、いろいろ生活用水を使っていかなければならない、体を拭いたりとか、ある程度トイレを流したりはしていかなければならないと思います。幸いにも小学校にはプールがあり、非常時に役立てられるということはもちろんであるし、当然そうあるべきだと思います。

そこでお伺いをいたします。

川崎小学校の改築工事の設計が完了して、現在の設計ではプールの水をどのように利用していくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほど申し上げましたとおり、基本計画書におきましては、災害時におけるプールの水を利用できることを計画してございまして、これに基づいて検討を行いながら設計を進めてまいりました。

設計におきましては、今回の改築における配置の特徴にもなっておりますが、敷地を有効に活用することもありまして、給食室の上の2階にプールを配置してございます。これによりまして、プールの水を利用する際には、プールの下の1階に配置します非常用水栓、蛇口ですね、そこから自然流下で利用することができるわけでございます。

また、基本的に非常時における飲料水につきましては、亀山市地域防災計画にも記載のとおり、備蓄された非常用飲料水や給水車により対応することとなりますが、それ以外にも避難所でのさまざまな用途に使用できるよう、プールの水は浄化できる体制を考慮に入れているところでございます。

なお、これは避難所の水とは関係ないかもわかりませんが、学校のプールは防火水槽の機能も有することもございますので、消火用の採水口も設置することとしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

災害発生時など非常時には、ほかの学校と違い、プールを2階に設置してあるという利点を生かして、先ほど言われた水の浄水化ができる体制も考慮に入れていくということは確認いたしました。この機会に防災対策をもっともっと高めていっていただきたいのと、それと水は市民の生活にとってなくてはならないものです。水道水がとまってしまった場合、飲料水のみならず、生活用水を確保することなどを考慮に入れてやっていただきたいと思います。

それと、次長、もう一点だけ教えてもらいたいですけど、いろんなこの計画書があります。ここの中でいろいろやっていくときにおいて、変更とか、これ変えたほうがいいよと出てくる可能性ってあると思うんですね。ここの中でこうやってしていきますよとやっておいて、ああこれ言うてしもうたけど予算がつかんわとか、これやってしもうたけどテクニカル的にはちょっとえらいんちゃうかなとか、絶対に出てくると思うんですよ、これだけの事業をやっていこうと思う中で。そうしたら、そこの中で勝手に変えるのではなくて、川崎のPTA、川崎小学校の住民の方と合意形成をして、勝手に変えるんじゃないかと、皆さんこうやってしたらどうでしょうか、これはできないんですけど、こうやってしたいと思いますという合意形成をとっていくという約束をしていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

冒頭でも議員のほうからご紹介がございましたけど、今回の設計に当たりましては、地域の住民の方、また先生方、保護者の方と何回も協議を重ねて積み上げてきておるところでございます。そういうこともございまして、基本的には基本計画書に基づいてやっておるわけでございますが、やむを得ず変更する場合等につきましては、また皆さんにご紹介しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

これは本当に確実に地域の皆さん、PTAの皆さん、そこにおける皆さんの合意を得て、変更するのなら変更していくということをしていっていただきたいと、後からどうのこうのになると、また地域でつくり上げたものが台なしになると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、防犯灯のLEDについてお伺いします。

現在の普及状況についてお教え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

現在の普及状況でございますが、LED防犯灯は環境に優しく、省エネで長寿命でございますことから、近年需要が高まっているところでございます。設置状況でございますが、平成28年3月1日現在の防犯灯設置総数は4,449基で、そのうちLED灯は814基、18.3%となっております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

LED化も、夜走っておりますと、大分と進んできたなあ、防犯灯に関しては大分と進んできたなあという感じしております。防犯灯をLEDにかえる基準、新規でつける場合、それと器具等が故障した場合に、行政の役所のほうから支援をいただき、それでかえていくというのは、私承知はしておるんですけども、それより以前は、器具というのはそんなに余り壊れるものじゃなくて、次に壊れるまで待とうというよりも、今テレビを見ておりますと、宣伝等なんかで見ておりますと、球だけかえればLEDになって消費電力がすごく下がるよという商品が出てきております。これは提案なんですけれども、そういう球の交換についても、ある程度LEDを推進して多少のお金でも補助を出していけば、LEDというのがこの亀山市の中でもっともっと普及していく起爆剤になっていくのじゃないかなあということを感じております。そういうお考えはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

防犯灯のLED化の促進につきましては、平成23年度に亀山市自治会が設置する防犯灯施設に対する設置費等補助金交付要綱を改正いたしまして、蛍光灯防犯灯が切れた際でも、既存の施設を撤去し、LED防犯灯に更新した場合は補助の対象となるよう見直しを行ったところでございます。そういった要綱におきまして、交付対象は、既存の施設を撤去し、新たにLED灯を設置する場合となっております。蛍光灯防犯灯の蛍光管が切れた際に、本体ごとLED防犯灯へ更新する場合は補助の対象となるわけでございます。

しかし、既存の蛍光灯防犯灯にLED電球のみを交換する場合は、この場合撤去を伴いませんので、補助の対象とはなっておらないのが現状でございます。

なお、一般的な蛍光灯防犯灯の製造メーカーからは、家庭用照明器具に対応したLED電球は発売されているものの、蛍光灯防犯灯に対応したLED電球は発売されていないと伺っております。

また、既存の蛍光灯防犯灯へ規格外のLED電球を設置することで万一ふぐあいが生じた際に、メーカーの保証が受けられないという課題もございます。

しかしながら、議員ご指摘のLED電球の交換だけであれば、更新に要する費用も抑えられ、LED化することができる防犯灯が大幅にふえるということが考えられますので、今後LED電球の普及状況を見ながら、その支援策についても検討をしてみたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

また、水道事業につきましては、独立採算により水道料金を財源として老朽管の改良工事等行っているところをごさいます、その財源となる資金が平成26年度決算では1億2,519万円減少し、資金期末残高が7億8,269万円となり、今後におきましても資金が減少することが見込まれる状況でございます。

そのような中、今後も安全でおいしい水を供給していくため、計画的に老朽管改良工事等の設備投資を行っていく必要があります、そのためには財源の確保が不可欠であることから、第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画に掲げ、早期から料金の見直しの検討を行っていくものでございます。

なお、本年度には水道利用者へのアンケート調査を実施し、利用者のニーズや意向について調査しており、その集計結果を本議会に資料として提出させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単に言うと、財源が厳しくなってくるので値上げせざるを得ないというふうに私は理解をいたしました。

水道料金について、先日、高齢者の方からちょっと相談がありました。内容は、ひとり暮らしで、月に2から3立方、2トンから3トンというような量しか使っていないんですけども、基本料金が10トンまでは同額ということになっているので、10トン使った人と同じ金額を払わなきゃならない。何とかならんのかと、こういうことであります。

私、早速、亀山市と、それから津よりも北側の市の料金を調べてみました。

ちょっとパネルを見ていただきたい。

赤で示したのが亀山市。月5トンの場合の水道料金。鈴鹿、四日市、津市、いなべ、桑名と、こういうふうに表にしてみました。そうすると、1,000円を超えるのは亀山だけなんです。ほかのところは1,000円以下ということですね。だから、これを見ますと、北勢、いわゆる津よりも北の6市の中で、5トン使った場合の料金というのは亀山が一番高いと、こういう結果が出ました。そこで、こういう使用水量が少ない場合に、なぜ亀山市は他市と比べてこんなに高くなるのか、その要因についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

現在の料金体系につきましては、1月当たりの水道使用料10立方メートルまでを基本料金、13ミリ口径では1,080円としており、10立方メートルを超える分につきましては使用料に応じた料金を加算するという料金体系でございます。そのような体系の中、使用料が10立方メートルの場合は水道料金が1,080円で、14市では10番目となりますが、5立方メートルの場合も同額の1,080円となり、14市で5番目でございます。

要因といたしましては、基本料金となる基本水量の設定が10立方メートルまでとしていることによるものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私も調べてみましたけれども、いわゆる基本水量の設定のない市とか、それから基本水量を5トンにしている市、それから亀山のように10トンにしている市というふうな違いで、亀山の場合は、特に10トン以下の使用者の方については10トンを基本水量にしているために割高になるという、こういうことなんですね。

先日、上水道室が実施をしました市民アンケートですね、その結果を見ますと、これは去年の7月から8月にかけて、水道の利用者1,212人に郵送して542人から回答を得たというふうにされています。このアンケートの回答を見ますと、家族が1人というのが15.3%、それから2人というのが37.3%ですね。この1人もしくは2人を合わせますと、半数以上の52.6%に達するわけです。

こういうふうに一般的には水道の使用料というのは家族数に比例をしていきますので、1人や2人の世帯で使用料が少ないというふうに推測はされると思います。こうした1人、2人の世帯の使用料が少ないのに10立方の料金を負担していると、こういう現状が今あるわけです。

ここでもう1つ数字を教えてくださいたいのは、月使用料が5立方以下の世帯がどれぐらいあるのか、それから6から10以下の世帯がどれぐらいあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

平成27年8月分の水道使用料の状況で申し上げたいと思います。この数字につきましては、全口径分で、倉庫・作業所等、常時使用しない給水設備も含まれているというものでございます。給水件数の合計1万8,607件のうち、1立方メートル以上5立方メートル以下が2,279件、全体の12.2%、6立方メートル以上10立方メートル以下が2,242件、全体の12.1%、合計では4,521件、全体の24.3%という状況でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全体で10以下の世帯が約4分の1を占めると、こういう結果であります。私は、行財政改革の中でこの問題が取り上げられるということは、ただ単に行財政改革というのは歳入をふやして歳出を減らすことだけが目的ではないということですね。だから、今まで理由があったものでも、時代や社会の変化によって必要性がなくなってきたもの、強くなってきたもの、こういう変化が起こってくるわけです。まさに今の家族人数の構成なんていうのは、時代の変化で随分変わってきています。今言った1人世帯、2人世帯がふえてきているというのは、まさに時代の変化なんです。これに合わせて料金を見直すと、これは収入が減るということも当然考えられるんですけれども、やっぱりそういうことも行政改革だろうと。だから、減ることはやらないんだということではないだろうというふうに思います。時代に合わせて、時代に合うような形にする、公平なものに変えていくというのが本来の行政改革だろうと思います。

そこで、30年度に見直しを実施するという予定なんですけれども、少なくともこの問題だけはやはり先行して早急にやるべきではないか。というのは、実際に使っていない水量を負担している

わけですから、この分についてはやはり切り離して先に検討できないのか、お聞きしたいと思いません。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

基本料金を先行しての改定につきましては、平成28年度におきまして水道料金検討委員会を設置し協議を進めていくこととなりますので、その中でさまざまな現状を踏まえ、料金体系や改定時期等について協議してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題は、水というのは限られた資源で、皆さんが大事にしたいという思いを持ってみえます。例えば今6トン使ってみえる方が節水努力をして3トンとか4トンに使用料を減らしたという節水を一生懸命やって、それが料金にあらわれないんですよ、これ。そうしたら、もう10トンまで一緒の金額なんだから、10トンまで使ったらいいやないかというようなことになるんで、やっぱり節水を進めていく意味でも、料金に節水意識が、節水した効果があらわれるような料金体系にするという意味でも、私はこれはやるべきだろうというふうに思います。このことはぜひ、30年度から料金体系を変えるということですが、やっぱりそれに先行した形でこれはぜひ結論を出して早期にやっていただきたいというふうに思います。

もう1つの問題を取り上げたいんですけれども、もう1つパネルを見てください。

水道事業というのは、水を使う量が多くなればなるほど水道管の口径も大きくなって、当然利用料金も高くなるということです。これも津よりも北側の6つの市で口径100ミリ、つまり直径でいうと10センチの水道管ですけれども、そういう水道管を使った場合の月額の使用料なんですけれども、見てもらうとわかりますが、亀山市の場合は2万をちょっと切った1万八千幾らなんです。鈴鹿にしろ、四日市にしろ、津にしろ、桑名にしろ、大体4万円前後、4万から4万5,000円、これがこの地方の基準的な、平均的な金額なんです。こういうふうに見ていきますと、随分安いなあという気がします。

このことは、私、平成16年の値上げのときにもこの問題を指摘させてもらいました。その結果、多少縮めたというようなことはありましたけれども、根本的には大きくは変わっておりません。値上げのときに、市の言い分として、他市との比較ということをよく言われますね。そういう意味でいえば、これはまさに他市との比較でいえば、値上げをせざるを得ないというものになると思うんですけれども、この辺の問題を、負担の公平というところから見て問題があるというふうに思いますけれども、この大口使用者の料金の見直しについてどのように考えてみえるのか、見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

亀山市のメーター口径100ミリメートルの基本料金、月10トンまででございますけれども、

それにつきましては1万8,738円で、議員ご所見のとおり、近隣市では一番安価な料金設定となっている状況でございます。大口利用者の料金につきましては、今後料金全体の見直しを検討していく中で、他市の状況との格差の是正等も含め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

大口利用者の料金の引き上げについてですけれども、料金体系というのは、基本料金プラス、いわゆる基本料金を超過した料金、いわゆる1トン当たり幾らという金額が決まっております、単価が、それに使った水量を掛けるという、それを合算する。基本料金プラスその超過料金というのを合算した金額で出てくるわけですね。だから、これはあくまでも基本料金の比較だけなんです。これにいわゆる従量料金という超過料金、こういうものをやっぱり加味した形で比較をしないと、実態が出てこないんですね。

例えば亀山市の場合ですと、10立方までの使用は基本料金だけですけれども、11から20までについては1立方につき95円加算をされるということですね。だから、これを2トン使えば190円ですか。こういうふうな形で基本料金にプラスされていくというような計算がされていくわけですけれども、これを例えば1立方当たりの金額の単価の一番高い額と一番低い額、これを比較してみますと、亀山市の場合はこの最高額と最低額の開きが1.59倍なんです。鈴鹿市が3.42倍開いています。四日市になると16.45倍、つまり最低の単価の額と、それから最高の単価の額がもう16倍以上の開きがあるというようなことがあります。津市が3.8倍、桑名市が1.35倍、いなべ市が6.3倍、こういうような、いわゆる逓増制といいますけれども、いわゆる使えば使うほどより高くなるという、こういう仕組みなんですけれども、こういうものとセットで、基本料金と、それから逓増制、これが大きければ大きいほど基本料金は安くても支払う水道料金は高くなるというような構造にもなりますので、基本料金だけで比較はできないところはあるんですけれども、やっぱりこの問題も含めて検討しなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

例えば亀山市の場合は、201トン以上ならどれだけ使っても、いわゆる1立方当たりの単価は一緒なんですよね。201を超えるともう一緒と。ところが、市によっていろいろこれがさまざまです。鈴鹿はその上限が101なんです。101を超えた場合、超過料金として取られる1トン当たりの料金は同じ。いなべ市は51以上一緒と、こういうふうな、本当に決め方がそれぞればらばらなんで、こういうことも含めて検討しないと、基本料金の比較だけでは多分出ないだろう。

ただ、家のことは、亀山市の場合には、先ほど言いましたように基本料金が他市に比べて半分であるということと、それからいわゆる逓増制の割合も最高と最低の割合が1.59倍ということで、非常に少ないですね、幅が小さい。四日市はちょっと極端やと思うんですが、16倍も最低と最高があると。これだけの開きがあるわけですから、その辺のところも含めてやっぱり検討いただかないと、この問題はそう簡単ではないかなあというふうな思いはしております。

そこで、こういう基本料金だけでなしに、逓増制の割合とか、それからこういう超過料金の1トン当たりの単価ですね、これの最高額を幾らとするかという、こういう使用料の上限もどこに設定するのかということも含めた見直しが必要だと思うんですけれども、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

前回の改定時、これは平成15年12月議会でございますけれども、その改定時では、最低料金単価と最高料金単価の比率が1.45倍から1.59倍に引き上げられております。しかしながら、他市と比較しますと、先ほど議員ご所見のとおり、まだまだ低い状況であることは認識しているところでございます。このような状況を踏まえ、基本料金や逡増制の単価など、料金全体につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回は、小水量の使用者と、それからいわゆる大口使用者と、2つ取り上げたわけですが、ぜひ小水量については、先ほども言いましたように、本当に水を大事に使うということで節水を努力してみえる方が料金に反映されない。そのことはイコール下水道料金になるわけですね。だから、倍の金額になってくるということも含めて、下水道の見直しも同時にせんならんとお思いますけれども、やっぱりそこところは節水の努力をされた方が報われるような料金に、これは平成30年と言わずに、やっぱりぜひこれは先行してやっていただきたいということを求めたいと思います。この点について市長どうですか。この点だけでも先にやるということではできませんか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご所見やご提言の部分というのは、これは賛同できるものであろうというふうに認識をいたしております。いずれにいたしましても28年度検討を進めてまいりますけれども、先ほどの料金だけではなくて、サービスの体系とか、亀山の特殊性といいますか、鈴鹿や四日市のように、県の高い水を買っておるまちとそうじゃないまち、あるいは非常に大口の企業さんがどれぐらいになっておるかちょっと詳細はわかりませんが、そういう構造をしっかりと点検した上で、そういう全ての体系を見直してまいりたいというふうに考えておりますので、その点は今後また協力をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

余り広げずに、広げるとそれだけ時間がかかりますので、ピンポイントでやっぱりこの問題はぜひ早急にやっていただきたいというふうに思います。

きょう、こういう形で水道料金の見直しの検討という、行財政改革の中の1つを取り上げたわけですが、やっぱりこれは単に水道会計が苦しくなるからということの視点で捉えるのではなく、先ほども言いましたように、行財政改革というのは財政問題だけではないはずなんです。だから、時代の変化で家族の構成が変わってきている、ひとり暮らし、2人暮らしがふえてきている、それに対する対応、料金がどうなのかというようなことですね、こういうことを見ていくという

のもやっぱり私は行財政改革だろうと。そのことによって料金が下がる、収入は下がるがあっても、これは行財政改革という意味ではやっぱり含まれるんだろうと。

これが、要するにもし料金が下がって収入が減るからだめなんだということになったら、行財政改革って何や、金をふやすためだけのものなのかということになりますので、たとえ歳入は減ろうが、やっぱり時代に合うた料金体系にするということが行財政改革だということを指摘して、次の問題に移りたいというふうに思います。

本丸の行財政改革、それから受益者負担の適正化に関する基準と基金の活用という問題についてお聞きします。

まず行財政改革ですけれども、第2次亀山市行財政改革大綱が昨年8月に策定され、大綱では新たな行財政改革の必要性として、歳入の減少と歳出の増加で行財政運用は一層厳しくなるため、事業の選択と集中による行政経営資源の再配分を徹底するなど、さらなる行政改革が必要だというふうに述べられております。

大綱の計画期間が平成27年度から31年度までの5年間。そのうちの前半の3年間は前期実施計画期間、それから残りの2年間、30、31が後期実施計画期間、こういうふうに定められております。

そこで、まず示されています前期実施計画についてお伺いをしたいと思います。

まず、私が先ほどから言っております行財政改革というのは、歳入をふやして歳出を減らすことが主たる目的なのかどうか、この点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

少し市の行財政改革に対する考え方を述べさせていただきます。

今後の行財政運営につきましては、法人市民税の税率引き下げによる減収や地方交付税の合併算定がえによる増額分の縮減により歳入は減少となる一方で、歳出では社会保障費などの扶助費や公共施設の更新費用の増加など、行財政運営は一層厳しい状況となっております。

このことから、現在の施策と事業との関連性の検証を行い、事業の選択と集中による行政経営資源の再配分を徹底するなど、さらなる行財政改革が必要であると考えています。

このことから、第2次行財政改革につきましては、財政運営の改革、行政運営の改革、組織と人材の改革、協働と連携による改革の4つを柱とし、開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立を目的として、「仕組みを変える」をキーワードに、経費削減だけではなく、市民サービスの向上や新しい地域自治づくり、職員の働きやすい環境づくりなどを目指して取り組んでおります。

現在の限られた財源の中、第1次亀山市総合計画の必達や人口減少社会の克服に向けた亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具現化など、新たなニーズや課題へ投資を行うためには、従来の慣習にこだわらず、社会情勢や生活環境の変化をとらまえ、行財政運営の仕組みを変えていく必要があると考えております。

そのような中で、改革の一つに受益者負担や既存事業の見直しもございますが、単に経費の削減だけではなく、改革全体によって生み出された財源を新たなニーズや課題に投資していくことが市民生活の質の向上にもつながっていくものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長い答弁をいただきましたけれども、こういうふうになると、市民サービスの向上もあるんだ、歳入をふやして歳出を削るだけではないんだと言うんですけども、実際の前期実施計画をずうっと見てみますと、本当に市民にとっては負担がふえること、それからサービスが切り下げられることのオンパレードなんです。だから、サービス向上ってどこにあるのかなあと、本当に探すのが大変なぐらい、見つけようがないぐらいですね。だから、やっぱりいろいろ言われるけれども、最初に来るのは、要するに平成31年にはもう財調が17億まで減ってしまう、そのまま進んでいくともう枯渇してしまうと、こういう議論がどうしても先に出てくるんですね。そのためのいわゆる行革なんだというふうには、私は理解しようがないと思うんです。

そこでお聞きしたいのは、26年度の決算のときに、これ時点でしか数字は出ていませんけれども、財調以外の基金が56億5,000万あるんですね。これをもっと、基金条例を必要なら改正もすればいいし、この56億5,000万、主に特定目的基金ですよ、こういうものを活用できるようにすれば財政調整基金がこんなに減るような自体にはならないのではないかと思うんですけども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度の基金活用の考え方でございますが、平成28年度予算編成方針においては、基金の有効活用による財源確保として、基金活用指針に沿って基金の有効活用を図り、財源確保を行うこととしております。平成28年度は、財政調整基金、土地開発基金、公共施設等基金、市民まちづくり基金、農業集落排水事業債償還基金など、合わせて10の基金からそれぞれの目的に沿った事業に充当するため繰り入れを計上したところでございます。

今後の考え方でございますが、総合計画の策定とあわせて個別の基金のあり方や活用の方向性についても検討いたしたいと考えておるもので、基金活用指針についても、時点修正を含め、見直しを行っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

基金活用指針、改定がされていますけれども、この中で私が着目したのは、当初の25年2月に策定された指針にも、それから27年2月に改定された指針にも、両方書かれているんですけども、要するに基金を活用することによって、市民への負担を増加させることなく、行政サービスの水準を維持し、不足する財源を生み出すということのために基金を活用すると、こういうことが書かれていますけれども、実際には私が見る限り、基金はほとんど活用されていません。それこそ基金条例をいらってでも活用しなきゃならないのに、それがされていない。使用料や手数料の値上げが次々に行われている。そしてまた、この前期の計画の中で幼稚園の保育料を上げる、水道料金も先ほどの議論でいくと値上げされる、それからタクシー券も見直しするんだというような、こんな

ことがめじろ押しにあるわけなんです。

それで、市長に聞きたいんですけども、この基金の活用指針にある、市民への負担を増加させることなく、行政サービスの水準を維持するという方針は一体どうなったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

行財政改革の目的は、先ほど触れていただいたこと、そして我々が今大綱で進めておること、財源だけではなくて、サービスの質とか、環境の変化の中でどのように対応していくとか、こういうことであろうというふうに思います。そういうことが、まちが持続できて、そしてさまざまな市民ニーズに継続して応えていくことができるというふうに考えておるものでございます。

基金との関係で触れられましたが、基金が活用されていないということの中で、その分が使用料や手数料の改定に、値上げにつながっておるといふご指摘でございますけれども、当然、今さっきの水道料金であります、例えば十数年全く見直しもされていない、そういうような手数料や使用料について、今回さまざまな議論を重ねて対応させていただいたものでありますし、さっきの節水の話もわかりであり、時代の変化の中で環境変化が起こっておることを捉えていくという中で、そういう作業をしてきたということは何びご理解いただきたいと思っております。

ただ、基金をいかに活用していくのかということについては、当然これは有効な財源として適切に判断をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、その指針の、先ほども答弁させていただきましたが、変えるべきものは変える、あるいは基本的な考え方をどのように持って回していくのかということについては、当然それぞれの局面で検討して対応していくことに尽きようかというふうに思います。現在は、先般2年前にお示しさせていただいた基金活用指針をもとに運用させていただいておるといふことでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長も、それから財務部長も、基金の活用については今まで以上に踏み込んでやっていくんだというようなことを言われたと思っております。

私は、今回3つほど基金についてお聞きしたい。

1つはリニア基金ですね。やっぱりこの基金、ずうっと私この質問をさせてもらっていますけれども、やっぱり最大の問題は30年先の事業だということですね。それが亀山市に駅が来るかどうかはまだ未確定なもの。そういう事業に16億ものお金を使えないまま積み立てておくという、こういう問題なんですね。東京から名古屋間で中間駅が決まりましたけれども、こういう市町が基金を積み立てたかといったら、積み立てていないんですよ。だから、私は基金の積み立てと誘致とは関係がないんだろうというふうに思います。だから、そういう意味では、私たちはこの基金を廃止して、教育や福祉に回すべきだというふうに思っております。

しかし、どうしても基金を残しておくんだということであれば、やっぱり現在の財政状況を考えれば、この基金を30年先にしか手がつけられない状態やなくして、基金条例を改正すれば、例え

ば、何度も言うていますが、公共交通整備基金というような名前にして、リニアも含めた形で使えるような形にすれば、基金として有効になるんじゃないか。例えばJR亀山駅周辺整備やとか、バス、交通機関、こういうようなところの財源にも充てられるということですね。だから、そういうような考えはないのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニアの基金につきましては、従来から申し上げてまいりましたし、きのう中崎議員さんのご質問にお答えをさせていただきましたが、この基金が今後亀山にとりまして非常に大きな意味を持つてくるというふうに思いますし、将来に備えてこれを積み上げていくということの意味というのは、非常にこれは政策判断として大きなものがあるというふうに認識をいたしておるところであります。

30年後というご指摘でございますが、当然もう名古屋・東京間が11年後には開通、営業運転がなされるという中で、名古屋以西の転換も前へ倒されるというような方針も出されておるところでありますけれども、当然、将来世代の負担とか、あるいは今だけやなくて将来のためにこれを備えていくということについては、財政上これは合理性があるかというふうに思っておるところでございます。この点は少し考え方が議員とは違いますけれども、本市としては、この基金は有効に将来に備えて積み上げていく必要があるというふうに認識をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この議論は平行線になるんですけど、本当に財政が厳しいということを盛んに言われる中で、やっぱりこれはちょっとどう考えても理解しづらいですよ。16億は別枠でとにかく置いておくんだということが財政的に本当にできるのかどうかというような、そんな時点に立っているのではないかなというふうに思います。そういう認識がどうも市長はないのかなあという思いがします。

それから、あと2つ、市民まちづくり基金と関宿にぎわいづくり基金の問題です。

これは、当然、合併特例債でつくった基金です。元金を償還した分については全部取り崩しができる。最初はソフトしかあかんというふうな話でしたけれども、ハードも使えるんだというふうなことが可能になってまいりました。この4月の時点で取り崩しできる金額が、市民まちづくり基金は5億8,700万、それから関宿にぎわいづくりでいくと2億2,000万、これだけの財源があるわけですよ。やっぱりこれを今本当に苦しい財政の中で活用すべきではないかというふうに思います。例えば、今回でも市民まちづくり基金から1,200万、関宿については36万しか崩していないんですよ。もっと基金の設置目的からいえば、いろんな財源に使える。

例を挙げれば、地区コミュニティの指定管理料5,500万、これも充てられますし、それから活動費の補助金1,700万、これにも充てられるわけですよ。何だかんだ足していくと、この市民まちづくり基金だけでも1億近い金が財源としてできるわけですよ。ここで財源が確保できたら、今一般財源を充てている分のところはお金が浮いてくる。その分、例えば財調の取り崩し額を1億減らせるわけですよ。

だから、そういう意味で、基金を有効に活用するというのが、言われるような、31年には財調が17億にまで減ってしまうというような自体を何とかできるわけですよ。そういう意味では、なぜこれをやらないのか。本当に財政が厳しい厳しいと言いながら、こういうところは本当にリニア基金にしてもこれにしても、何ら手をつけようとしないと、この辺が理解できないですね。

だから、こういう2つの基金を積極的に活用するまちづくりと関宿ですね、考えはないのかあるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

市民文化部所管としてご答弁いたします。

さらなる事業への財源充当でございますが、市民まちづくり基金を幅広く活用できるよう、市民まちづくり基金活用方針の見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関宿にぎわいづくり基金でございますが、設置目的としましては、関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるためということで、これまではソフト事業に対して活用してきたということでございます。

今後につきましては、ハード事業への充当も含めて、より効果的な活用となるように検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

当然もうこれだけの財源があるんですから、当初は13億7,000万の基金をつくったわけですから、やっぱりこれは大いに活用すべきやと思います。

最後に、受益者負担の適正化の基準についてちょっと、これはもう前からずっと私は疑問に思っていますけれども、お聞きしたいと思います。

この間の手数料・使用料の値上げの考え方の大もとにこれがあるわけですね。この中で、私は1つ取り上げたいのは、特定の者が行政サービスを利用し受益関係を生じる場合には、受益の範囲内で市民が負担すべきということが明記されております。こういう原則でもって手数料や使用料の値上げがされてきました。これは一見もっともらしく聞こえるんですけれども、例えば特定の者がサービスを利用するということになれば負担が要るんだということになれば、例えば図書館のサービス、これは特定の者のサービスですけれども、これは無料です。それから、公園を使う場合も無料です。それから、救急車の利用も無料であります。つまり、特定の者がサービスを利用すれば全て負担が要るという理屈は成り立たないというふうに私は思います。これがあたかも負担を求める根拠だというふうに言われるんですけれども、特定の者しかサービスを利用しない、こういう言い方のほうがいいかもわかりませんね、ものは全て負担が要るというふうに説明ができるんでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今までも、受益者負担の適正化の中で、特定の市民に提供するサービスとはどうなんやという議論をさせていただきましたけれども、地方自治法第227条では、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができるとしており、その場合において、同法第228条により条例で定めることとなっております。

特定の者のためにするものとは、身分証明、印鑑証明、公簿の閲覧等、私人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う事務であり、本市におきましても、手数料を徴収するサービスにつきましては、亀山市手数料条例において定めているところでございます。

また、手数料と同様に、施設利用につきましても使用料を徴収しておりますが、サービスに係る経費の一部を利用者が負担することにより、利用していない方との間での負担の公平性を確保することが受益者負担の基本的な考えでございます。

議員がおっしゃられた図書館は無料じゃないかと、よろしいですか……。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

確かに地方自治法、私もよく知っています。225条で利用料について書かれています。それから227条で手数料について書かれています。要は、ここのポイントは「徴収することができる」なんですよ。「徴収するものとする」という義務規定ではないんですよ。ここが「できる」ということは、してもいいですよ、しなくてもいいですよという、あくまでもこれはできる規定なんですよ。だから、言うように、全て特定の市民が利用する、特定の市民しか利用しないサービスは全部負担してもらおうだということにはならない理由はここにあるんです。取るか取らないかは自治体で判断できることになっているんですよ、これ。だから、特定の者が利用するサービスだから、全部市民が負担しなさいよという理屈は成り立たないということを私は言いたいんですよ。それはあくまでも地方自治体ができるということであって、それをやるかやらないか、取るか取らないかは自治体の判断だということが、私はこの自治法の理解であろうというふうに思います。

もうこれはそういうふうに私は理解して進めたいと思いますけれども、1つだけ、受益者負担の適正化の基準の中で納得できないのが、いわゆる原則無料ゼロ%、いわゆる市民負担ゼロというものがあります。これは、火葬施設の使用料、つまり亡くなられた方が火葬場で火葬される場合の使用料ですね。これは、適正化の基準によると、市民生活の基礎となるサービス、基礎的なサービスであるということが1つ。それから、かつ民間で類似のサービスがない。それはそうですよね、民間で火葬はできませんので、これはもう公共のものしかできませんので。だから、こういう基礎的でかつ民間に類似のものがないんだから無料だということを明確に書かれているわけですよ。

なぜ、こういうふうに書かれているのにいまだにそれがされないのかというところが私は疑問なんですけど、こういうものが出る前から私はずっとこのことについては思っていたんですけども、火葬というのは、市民がとにかく一生に1回利用するだけなんですよ。2回、3回利用できる人はいないですよ。そういう意味では、本当に平等なんですよ、これ。だから、そういうものはやはり

無料にして、ずっとほとんどの人は市民税なり何なりを負担していただいたり、いろんなことで市のために活躍いただいた方なんで、最後まで無料ですってあげるといふ気持ちがあってもいいんじゃないかと。これはもう市の判断でできますので、もちろん基準でも無料でいいというふうに言っているわけですから、これはやっぱりぜひやるべきではないか。

これをやらないのは、先ほど言ったように、行財政改革の目的が収入をふやして歳出を削ることにあるからこれに手がつけられないんじゃないかというふうには、私は思ってしまうんですよ。ここが本当に手がつけられるのであれば、やっぱり先ほど市長が言われたように、やるべきことはやるんだということになるんだと思いますが、この点について無料にするという見直しをされる気はないのかどうか、これは大人の場合1体4,000円ですね、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口産業環境部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

火葬施設使用料は、議員おっしゃるように、受益者負担の適正化に関する基準によれば、基礎的で民間で類似サービスの提供がないものとして原則受益者負担をゼロと考えるものでございますが、県内他市の状況を勘案して、12歳以上の市民の場合、お1人4,000円をいただいております。ちなみに、県内他市では3,000円から、一番高いところで3万円。平均的には約1万円程度。3,000円の一番安い市が2市ございますから、本市は14市で3番目に安いという使用料となっております。

なお、平成26年6月定例会で可決いただき、同年10月から改定をさせていただきました同じ斎場の焼却施設使用料、動物の焼却炉につきましては、逆に選択的で民間で類似サービスの提供があるものとして、サービス原価に対して原則100%をいただくべきところ、県内他市の状況を同じく勘案して、逆に43%程度の使用料に抑えさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は随分矛盾を感じるんですよ。結局こういう原則を決めながら、最終的には他市との比較なんです、これ。だったら、こんな原則を決めずに、他市と比較して料金を決めたらいいじゃないですか。こんな大仰な基準を決めて、これは原則ゼロ、これは原則50%、これは原則100%なんて言っておいて、結局いざとなったら他市の様子を見て、他市と料金を比べて決めるというんですから、これだったら始めからこんな原則なんかなしで、他市が幾らだからうちは幾らにしますとすればいいやないですか。いかにももっともらしく基準なんてつくって、それでやるようなことを言って、実際にこうやって聞くと、他市と比較したらゼロなんてとてもできないと、こんな話ですよ。なぜ亀山市独自でできないんですか。家族の時間づくりは亀山市独自でもやるんですよ。そんな市が、何でこういうことになるかと他市の様子見なんです。情けないですよ。そのことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時46分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

高島議員の質問に対する答弁について、広森文化振興局長から発言の申し出がありましたので、許可します。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほどの東野公園の体育館のシャワー室の料金のことでございますが、西野公園の体育館も同様でございますが、1回1室につきということで、1回というのは午前と午後と夜間ということでございますが、それぞれ1室につきまして、一般の方は1,080円、学校のほうは530円となっております。

ただ、ボイラーは常時たいているわけではございませんで、申し出をいただいてからボイラーを入れるということでございますので、通常は水になっているということでございます。

○議長（前田耕一君）

そういうことでございますので、もし十分理解できなかつたら改めてまた確認してください。

では、次に4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは4番、公明党、新でございます。通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回は、日本遺産をテーマに上げまして、地域の活性化、そして観光の振興についてというのと、亀山市職員の定員適正化計画についてと、そして最後に3つ目といたしまして、安心・安全のまちづくりの対策ということで、自動車運転の技能についての3項目とさせていただきます。

それではまず初めに、今回は日本遺産の魅力発信推進事業についてでございますが、今回市の予算のほうでも説明がございまして、広森局長のほうからもございましたんですけど、その中では文化財の保護で、文化財の保護事業費の補助金で適正な保護を図るとか、遺跡、国の史跡、そして伝統的建造物云々と、そして今回かなり話にも上がっております関の山車会館の整備事業というような形ではございましたが、その中で、私、今回日本遺産ということで、昨年、豊田恵理議員からシティブロモーションという形の中でも話があったと思うんですけど、確かこのようなマークが日本遺産で去年出されております。

内容的には、パネルを一度出していただいて、ちょっと小さいですけど、要は日本遺産については、今現在は、昨年立ち上がって18のテーマの形となっております。根本的には日本の遺産ということで、世界遺産のようにテレビでわいわいにぎやかに報道されているというものではございませんが、世界の学ぶ心、礼儀、そしてまた地域のことの中では、ちょっと今、画面の一番右の上のほうだったんですけど、これは加賀、前田家ゆかりの関係で、山車といいますか、そういうふうなのがちょっと亀山市に近いもので、全て上げることもないと思いますんで、1ブースだけちょっと上げさせていただいておるんですけど、これはそもそも文化庁が中心となってやっておるものでございます。

概要といたしましては、地域の歴史的魅力や特色を通じながら我が国の文化・伝統を語る、これをストーリー的に行って、それを総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信していくというような流れでございます。今までは、やはり従来の文化財の形というのは、こういうよろいがあるとか、それから城壁、お城があるとか、伝統の技能があるとか、1つずつのブースに分かれておったものを、この日本遺産というような形でストーリー的にまとめていくという中で立ち上げられたものでございまして、事業の内容といたしましては、大きく情報の発信、人材の育成と、そして普及・啓発事業、公開活用のための整備にかかわる事業、そして日本遺産プロモーション事業が加わり、4本柱でいくと。そもそもは、まち・ひと・しごと総合戦略の中で国のほうからも盛り込まれた内容でございます。日本にとって観光立国ということで、その辺のアクションプログラムが立ち上がってきております。

私どもはそういう中で、まち・ひと・しごと、亀山市としての総合戦略、これはひいては人口ビジョンにもつながるということを今回ちょっとお話の中で上げていきたいなと思っております。

そういう中におきまして、昨年エントリーいたしましたのが、くしくもちょっと残念でしたが、ちょうど今の時期ということで、2月12日に来年度の選考ということでエントリーが締め切られました。

それを経て、今、亀山市として日本遺産認定の取り組み、この辺をどのような形で進められておるのか、もうやめてしまったのか、そういうことをお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

日本遺産の認定に向けた申請でございますけれども、12月議会で豊田議員のご質問でお答えいたしましたとおりの、積極的に取り組みを行っていききたいとの考えから、平成28年度認定につきましては2月初旬に認定の申請を行ったところでございまして、ただいまその結果を待っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

認定を出して結果を待っておるということだったんですが、それまでに何をやっていたかとかいうことをお伺いしたかったんですけど、その辺の詳細は説明いただけますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

日本遺産につきましては、新議員がおっしゃられましたようにストーリーでつないで、そのストーリーを認定するというところでございますので、亀山市としましては平成18年度に「遺産」から「資産」へ～「遺す」から「活かす」への展開をキャッチフレーズにしました東海道歴史文化回廊の創出に関する方針を策定しております。この方針で、市内に点在する個々の歴史文化資産の適切な保存を前提として、これらに関連する物語、ストーリーへとつなぎ、さらにはこれらと調和

した周辺環境を整えることで、点から線へ、線から面へと展開していくとの考え方を示しております。この方針に基づいて、平成19年度には東海道歴史文化回廊保存整備基本計画を、平成20年度には亀山市歴史的風致維持向上計画を策定し、東海道沿道を軸として歴史まちづくりを進めてきたところでございまして、亀山城周辺などはその成果が目に見える形になってきたと考えているところでございます。

日本遺産への取り組みは、こうしたこれまでの歴史まちづくりの成果を基本として、さらに歴史のまちとしての亀山市の知名度を高める取り組みの一つとして考えておりまして、日本遺産認定申請を行ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

申請をいつしたか、わかりますか。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

申請は2月ということでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな取り組みということございました。

ここでは1つ聞きたいんですけど、日本遺産について文化庁のほうから出ているのが、去年は8億700万円の予算を講じられる。今回28年度の予算といたしましては、予算でございますが、12億というような1.5倍ほどの予算が上がってきております。そういう中におきましても、国交省、観光庁を初めとする関係省庁と連携・協力し、省庁横断的に支援をしていくというふうな打ち出しもあるんですけど、そういう面について、省庁の方との協議的なそういうのは今回あったのでしょうか。

いろいろ資料を見ていると、ストーリーを提示するのにいろんな申請用紙とございますか、そういうのもありますし、そういうアドバイスのこととか、そういうのはいただいていたものなんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成28年度の日本遺産の募集でございますが、こちらにつきましては募集開始のほうは1月ごろということになっていただいております、特に先に省庁と協議をするというようなことではございませんが、これまでから文化庁等々については、これにかかわらずさまざまな場面で協議をさせていただいているというところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

せっかく、一応うたってはありますけど、そういうようなことで、三重県でも明和町のほうでも既にこの18のうちの一つに入っておるといようなこと、省庁の人と協議をやっていくことによって、認定もよりクオリティーの高いものに持っていけないのではないか。また、認定の審査が、

甘くしてもらおうということはないと思うんですけど、そういう面に対して的確な申請ができるんじゃないかと思います。そういうことも今後またご協議いただきたいなあと思います。

そういう中におきまして、次のところで亀山市の文化資源の展開についてということでございますが、今回の総合戦略の中でございますんですけど、まちの魅力を発信していくという事業の中で、ホームページを作成するとか、そしてプロモーションの戦略事業とか、まちづくり観光事業を魅力ある地域情報の発信という形でトライしていると思うんですけど、こういう中におきましても、さまざまなアクションをどのような形で提供していくかという中で、ちょっと2つ目、3つ目を一緒に話させてもらいますが、次の総合戦略の中の地域の魅力の磨き上げという中で、観光施設管理、Wi-Fi化というふうな事業も出てきております。

こちらにつきましては、市長のほうからも今期の亀山市の当初予算の中で説明にもございましたが、まちづくり観光につきましては伊勢志摩サミットを迎えることによって好機を迎えることで、関宿のWi-Fiの環境を整備し、多彩な言葉とか、そしてまた外国人の観光客に向けても、そういうのも見据えたというような話もいただいております。そういう中におきまして、先日情報をいただきました欧米のメディアの方を招いて海外プレスツアーの実施ということで、伊勢志摩サミットが三重県で行われるということに先駆けて、先日の3月3日から6日の間で伊勢志摩のミキモト真珠島とか、そしてそういう中で関宿も来られたとか、そしてまた伊賀のほうにも行かれたというような、これは早速いろいろなプロモーションもできるんじゃないかと思うんですけども、そういう中におきまして、関支所長のほうからの説明の中には、こういう地域資源を磨き、交流を促進し、まちづくりにつなげると。そしてまた、こういう中で亀山市の魅力を発信するシティプロモーションの実施、こういう中におきまして、さまざまな方に情報提供、そして来ていただいた方が目の前にありながらにしてこのWi-Fiの環境の中でさまざまな文化財に触れていただくと。そして、それが国内、国外にも発信されることによって、それこそ総合戦略もあって、人口ビジョンという形につながり、行ってみたいなあ、住んでみたいなあというような、人に伝えていけるような、そういう面につきましては、実際どのようなアクションを今行われているのか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

平成28年度におきまして、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の対象事業の一つとして、関宿における無料Wi-Fi環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

無料Wi-Fi環境整備は、別の言い方として公衆無線LAN整備とも申しますが、外出先や旅行先でノートパソコンやスマートフォンなどを利用して、誰もが無料でインターネットに接続できる環境を整備するものでございます。

このたびの関宿での環境整備につきましては、株式会社ZTVからの関宿における無料Wi-Fi環境整備に関する実証実験の提案を受け、市として連携するもので、機器の設置を株式会社ZTVが行い、設置場所の提供と運用に伴う回線使用料及び電気代を亀山市が負担するものでございます。関宿内の3カ所の観光拠点施設への設置を考慮しており、施設内及び付近の街道でのインターネット接続が可能になるものでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そんなような形の中で、今回W i - F i 環境といたしまして95万とか、いろいろ金額的にも出てきております。

納期的にサミットを踏まえてということですが、納期的な問題、技術的な問題、その点は大丈夫なんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

坂口支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

納期の件につきましては、今ZTVと協議をしておるところでございます、できればサミットまでには、特に4月25日にはジュニア・サミットがございますので、それまでに何とかできないのかということで、今協議をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

せっかくですので、何とか、サミットが終わってしまったわと言うて、そんなのではなく、どうか間に合って、また三重の国体とか、そして2020年にございますオリンピックとか、そういうふうな形に、これからまだまださらなる広い視野で、俗に言う点から面にというふうな形をもって、そういう形でぜひ認定を受けると、金額的におりてくるものも、聞くところによるとやはりベンチとか、掲示板とか、アルミとかそういうもので結構高いものではございますんですけど、そういうようなものにも使えるというふうなことでございます。観光庁の支援により、亀山市のアピールが市の予算を使わなくてもそういうところも当てにできると、ひいてはその辺が有効的な形の結果を生むというのを望むためにも、ぜひ事業の進みを頑張ってくださいと思います。

続きまして2つ目のところでございますが、今回、定員適正化計画ということで、昨年2月に亀山市定員適正化計画というのが出されました。

これにつきまして、現在の亀山市の職員の状況でございますが、定員適正化計画で策定された定員数の基準となってきたのはそもそも何であるか、何を基準としてこのような数字になってきたかという面について伺います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

定員適正化計画の中で、職員の目標数値を424人と置いておりますが、この基準ということでよろしゅうございますでしょうか。

この424人の目標といいますのは、全職員数、これは正規職員でございますが、全職員数から消防職員と医療職員を除いた数が424人ということで、これにつきまして、この数字を維持していくということを目指しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

基本的なところはその424人のところだと思うんですけど、これにつきまして亀山市、他市の状況とかいろいろあるとは思いますが、密集した地域だったら、その職員の移動距離だって市民の訪れる移動距離だって少ないですし、そういうふうでは助かるものもある。ただ、亀山市も190平方キロメートルを有する、結構山間部もあり、そういうところがございます。

果たしてその424人が適正かどうかというような、その面につきましては、この1年やってみて、結果、今回の亀山市の適正化計画と現状の状況の検証状況についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在の定員適正化計画は平成27年度に策定をしたものでございまして、1年が経過しようとする中でございます。

平成27年度の職員数、これは4月1日現在でございますが、これにつきましては417人でございまして、目標職員数424人を下回っておるという現状でございますが、これは自己都合退職者等が増加したことなどによって目標数値を7名ほど下回っておるということでございまして、これにつきましては非常勤職員等の任用などによりまして、市民サービスの低下をさせることなく業務を進めてきたところでございます。

また、この職員の減少につきましては、一部採用を前倒しするなど補充を行いまして、本年4月1日におきます目標数値につきましては、ほぼ同水準の422人を確保する見込みということになっておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

若干は少なかったと思いますが、この4月1日で何とか定数の形に近づけられるというか、同数になるというような答弁でございました。

そういう中におきまして、自主退職者もございましてと思っておりますが、やはり最近はいろいろとお仕事についてはおるんですけど、仕事を休んでしまわなくてはいけない状況に陥るとい状況も非常にたくさん出てきております。

実際そういう中につきまして、この2項目めのことでございまして、欠員時のサポートとか長期休暇、先が見えない休暇とかそういう場合に、20人、30人おるような職場で1人休んでも何とかなるかもわかりませんが、やはり4人、5人ぐらいの小規模のブースの中で1人休むというのは、残った方たちに非常に負担もかかってくると。そういう中におきますと、やっぱり市民サービスの提供もいかなものかとちょっと懸念される所ではございますんですけど、また残った職員も過労とか疲労とかそういうもので、やっぱり心配なところもございまして。

企業におきましてはいろいろ決まったような形もありまして、私も以前はそういう企業で勤めておりましたが、さまざま会社によってこれはいろいろ違います。

でも、亀山市の職員の欠員時のそういうフォロー、この点についてお伺いします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、育児休業等で長期休暇をしておる職員というのは30人を超えるような状態でございまして、就業が見込めない職員がいる所属におきましては、他の職員への負担が少なからず増加することも想定されるところでございます。

このような状況への対応といたしましては、市役所全体での業務量を勘案して、可能であれば人事異動等を行い、業務が継続的に進捗できるよう調整を行うことといたしております。また、専門性の高い業務を室内でシフトできる場合につきましては、庶務的な業務を処理するために臨時職員を雇用することにより対応する場合もございます。

そのほか、現室員による時間外勤務による対応といった場合もございますが、いずれにいたしましても職員の負担が極力増加することのないように、所属長と相談の上、サポートを行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろいろフォロー体制はできているという形で、マニュアル化されているかどうかわかりませんが、実際のことを、ここ1年、それ以上のこともあるんですけど、その職場の上司の方との話し合いの中で、非常に対応的に難しいとか、苦勞されたこととか、そういう面についてだけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

育児休業者につきましては、戻る期間というのがきちっと定まっておりますもので、これは復帰の時期をしっかりと見込んで計画的に採用、配置が可能でございますが、例えば病気休暇等でありますと、回復の時間等がやはり本人にとってもまちまちでございまして、予想以上に時間がかかってくる場合もございますもので、こういったときにはちょっと所属長としても悩みの種というか、こういうことにつきましては随時相談をさせていただいておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに、ちょっとけがをしたとか、スキーに行ってスポーツとか何かで骨が折れてちょっととかいうのは、ある程度は予測の立つ休みではあると思うんですけど、そういう形で、ちょっと予測が立たないというのは、亀山市ではそういう方の部署を、会社でいくと結構総務部付とかいってちょっと固めたりとかしてやるんですけど、亀山市はそういうのはないというふうには伺っておりますが、場合によっては異動ということは先ほどご答弁の中にもありました。

そういう中におきまして、この1年たってきた中で、やはりある中の人間だけで動かしていくというのは非常に厳しいとは思いますが、私も以前にちょっと話はさせてもらったこともあるんですけど、PPP、パブリック・プライベート・パートナーシップというような、これは官と民で

パートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形でもあります。地方自治体とか採用が広がってきているという動きも出てきておる中でございます。昨年、産業建設委員会の中で伊那市のほうへお邪魔したときにも、そのときは水道部門のある部門をあるところに委託してというか、その部屋をお任せしてとかという形で、やはり運営には難しいところもあったが、お邪魔したときには、まあまあ何とか動いておるといふうなこともありました。

そういうふうな世の中にはいろんな形もありますが、亀山市として欠員が出たときに、そういう一つの親会社みたいなところに言えば、欠員したときもそっちで対応してもらおうとか、そういうふうなこともいいなあとかいうのもあるとは思いますが、亀山市として今後の課題の一つでもあると思うんですけど、そういう請負といいますか、PPPのようなお考えが過去に持ってきたか、また今後の展開についてどのようなことか、新たなことを考えていることがあるようでしたら、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今、議員がおっしゃられた窓口業務の民間委託につきましては、定員適正化計画の取り組みの一つの中でも業務の外部委託化の検討ということが位置づけられておまして、例えば県内であれば伊勢市でありますとか、愛知県ですと高浜市、こういったところがそういった窓口業務を一部委託化して対応しているところもございまして、こういったところを視察もさせていただいたところでございます。

民間委託導入のメリットといたしましては、先ほど議員がおっしゃられたように社員を自由に動かせるということでありまして、経費の削減、民間ノウハウを生かしたサービスの向上、こういったものが上げられる一方で、職員が業務を行う場合ですと、自由に状況に応じてさまざま助けた業務などができますが、民間委託を行った場合ですと委託内容以外の業務は行ってもらえないといったデメリットを指摘されているところもございまして、今後におきましては、外部委託した場合のメリット、デメリットを踏まえ、業務内容に応じて慎重に協議・検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろんな研究もされておると思うんですけど、私もどちらがいいというのは確かに言い切るところは難しいところではございますが、今後も研究、そしていろいろ検討をやっていただいて、よりよい市民にサービス提供のできる亀山市をつくっていただきたいなあとと思います。

それでは、最後のところでございますが、安心・安全の対策についてでございますが、自動車運転技能についてということでございますが、今回は高齢者の交通事故ということを少しテーマに取り上げてお話しさせていただきたいと思っております。

皆さんもニュースとか新聞、いろんなメディアで高齢者の方がどこそこのショッピングセンターの立体駐車場からアクセルとブレーキを踏み間違えて落ちちゃったとか、どこかのコンビニに突っ込んだりしたとか、あとはまた急な発作でブレーキとアクセルを踏み間違えて歩道の人たちに過大

なげが、また悲しい結果を招くというようなことも日常茶飯事に伝えられております。

そういう中におきまして、警察庁のほうで昨年1年に全国の交通事故で死亡した方の数といたしまして4,117人で、10年前より2,820人減ったということでございますが、死亡したうちの65歳以上の高齢者の占める割合が54.6%と過去最高になってきておるということでございます。その後、細かく警察庁が5歳ずつに区切って死亡の人数を確認したところ、やっぱり80歳から84歳の期間を5歳刻みでいくと、539人と最も多く、次に来ておるのは75歳から79歳が520人と、85歳以上になってくると426人というふうな報告も出ておりました。

そういう中におきまして、高齢者の現代の社会問題につきまして、全国ではこういう状況でございますが、亀山市としてどういう状況か、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

平成27年中の三重県内の交通死亡事故死者数は、統計を取り始めた昭和29年以降、最も少ない87人（前年比マイナス25人）でしたが、全死者数のうち65歳以上の高齢者の割合は52人で、半数以上の59.8%を占めている状況でございます。

亀山市内における交通事故の現状につきましては、三重県警察本部の資料から、平成27年1月から12月では人身事故157件、うち死亡事故3件、死者数3人、物損事故1,338件、計1,495件、65歳以上の高齢者の割合につきましては人身事故42件、うち死亡事故2件、死者数2人、物損事故については不明という状況でございます。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

全国的に少なくはなっておりますが、三重県亀山市においてもそのような、先ほど部長からお答えいただいた状況だとは思いますが。

こういう状況を踏まえて、まだ亀山市ではゼロではございませんが、現実的にあると。どのような状況かは、詳細についてはあえてお伺いいたしません。そういう中におきまして、今現在亀山市としてこういう事態をどのように捉え、そして今現在どのような対応、確かに警察とかそういう問題がありますので、市としては立ち入れないところもあるとは思いますが、市としてできることについて、今の交通事情に対する思い等、そしてそれに対してどのようなアクション、できることをやっておられるか、そういうことについてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

市としてどのように認識をしているかでございますが、高齢者の交通事故に関しましては、全国的な交通事故発生状況から高齢者の死者及び重傷者に占める割合が高く、また事故に遭うと負傷の程度が深刻になりやすい傾向にあると認識しておりますので、切れ目のない啓発活動が必要と考えております。

そのような中で、特に高齢者の方々への交通安全啓発につきましては、四季の交通安全運動期間

の重点として高齢者の交通事故防止を掲げ、高齢者宅一斉訪問活動の開催や、夜間の安全対策としてチラシや反射材、蛍光たすき等、広報啓発活動の機会を通じて啓発物品を配付いたしております。高齢者宅一斉訪問活動は、平成28年度においては4月11日に亀山警察署、亀山地区交通安全協会と連携して、高齢者の交通事故防止と交通安全意識の高揚を図る目的で市内各地区において開催を予定しているところでございます。また、亀山市、亀山警察署、亀山地区交通安全協会の3者で亀山市交通安全対策協議会を組織し、公共施設や人、車が集まりやすい場所を選んで交通安全広報啓発活動を実施しているところでございます。

今後も高齢者の皆様や家族だけでなく、子供から高齢者まで全ての世代の方々に対しまして交通安全啓発活動を実施し、交通事故防止、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

○議長（前田耕一君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろいろとやっていただいて、亀山市も警察署とか安全協会とか、そういうところと協業でさまざまなことをやって、決してテレビで流れているような無残な事故が起こるような、またそういうふうなのがたくさん出てきて、亀山市って怖いぞとかいうような不評が立つような、決してそのようなまちではなく、安心・安全なまちづくりに努めていただけるように努力したいと、私自身も思うところでございます。

最後に一言、ちょっと最近のお話でございますけど、青森県三沢市でございますけど、遠いところの話ではございますが、免許の自主返却というふうなところ、なかなかあると便利なもので、ちょっと畑とか田んぼを見に行くにも、高齢になっても軽トラでちょっと行くぐらいやったら大丈夫やないかというふうなものもありますけど、三沢市におきましては自主返却をすることによってさまざまなサービスのことがあります。

これは高齢者、障がいの問題ではあると思いますので、特に今回はご案内ですけど、免許証を返すことによって支援の協賛店からサービスの提供を受けたりとか、また公共交通機関の運賃の割引とか、そういうふうなことも一つの市として目玉にしておられる市ではございますが、決して亀山市が、それが今現在いいか悪いかということもあるとは思いますが、こういうことも今後いろんな面で、確かに予算もかかることもわかりませんが、そのことによって1人の命、またそれに携わる、子供の通学路に突っ込んでしまうとか、そういうようなことの防止にもなるような形で、さまざまな面で考えていきたいなあとと思いますことを最後にお伝えして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時37分 休憩）

（午後 3時47分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

創政クラブの前田でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

今回は、第1次総合計画についてということと、第2次総合計画の策定についての大きく2点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1次総合計画についてですけれども、早いもので、もう10年になります。

この28年当初予算をつくられて、ほぼこれで第1次総合計画の施策が全部盛られたということになります。積極果敢な予算というふうにおっしゃっていましたが、何か私から見ると帳尻合わせで詰め込み予算になったのかなあというふうな気もしておりますけれども、まず第1次総合計画をきちっと検証してから第2次総合計画を策定していくというのがやっぱりプロセスだというふうに思っておりますので、そういう形の中で質問をしていきたいというふうに思っています。

それで、まず1点目ですけれども、第1次総合計画の1番目として、目標達成率についてということなんですけれども、この中で後期基本計画に示されておりますまちづくり編と行政経営編について、その達成状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

中には十分進まなかった施策や事業もあるというふうに思いますので、そういったものについては具体的に事例を挙げていただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず第1次総合計画につきましては、新市合併の際に策定をいたしました新市まちづくり計画を発展させた計画として平成18年度に策定をいたしましたところでございます。その後、社会経済状況の変化もございまして、前期基本計画の推進の成果を検証しつつ平成23年度には後期基本計画を策定し、基本構想の実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

こうした中で、議員お尋ねの第1次総合計画の進捗状況でございますが、また個々にお話をさせていただきますが、各施策により若干進捗状況にはばらつきはありますものの、いずれの施策も一定程度推進を図ることができているものと考えているところでございます。

このうち、合併特例債を活用し和賀白川線整備事業の事業化を図ったことや、新名神高速道路のフルジャンクション化など、都市骨格の形成はおおむねめどが立つところまで進んだことや、北東分署の開署による市北東部の消防力の強化などは大きく進展しているところと考えております。また、亀山城多門櫓の平成の大改修や、継続的に進めてまいりました関宿伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業、このような事業は歴史的風致を生かしたまちづくり、また子供医療費の無料化や少人数教育の推進などによる子育て・教育に関する取り組み、さらに地域コミュニティの仕組みづくりなどは、積極的に進めることができたものと考えております。

一方で、地区コミュニティセンターなどで新たな行政サービスの提供を行うことや、総合的な災害情報伝達システムの構築などにつきましては現段階で進んでいないなど、大きく推進が図れていない事業などもございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この10年の間に、教育施設では関中学校、亀山中学校、それから安心・安全の観点から北東分署、それから道路網では和賀白川線、できないかと思われた野村布気線も何とかめどが立つ状況になってきて、財源的には合併特例債を80億ぐらい使ったのかなあと。それとシャープの固定資産税がありましたんで、最大で246億ぐらいの規模の予算のときもあって、潤沢な状況ではあったかと思えますけれども、当初市長が就任したときには80億の財源が不足するというふうな話で、いろいろ行財政改革とかそういうことで議論をしてきたというふうに思います。

現時点では28年度、27年のときに財政調整基金が42億で、今回補正で5億足して15億を28年に使うということなんで、残り32億ぐらいになるのかなあとというふうに思います。

ですので、結構、枯渇すると言いながらも、まあまあある程度残ってきたというのが要因で今回の予算が膨らんだのかなあとというふうにも思えますけれども、先ほど答弁がありましたように、余り進まなかった、検討を図れなかった地区コミュニティセンター、それから総合的な災害情報伝達システムの構築、そして専任職の位置づけの検討などが図れなかったということですが、施策的には、私も10年間全て探すのはなかなか難しかったんで、26年度の事務事業評価の中から、それ以外にまちづくり編の中では、26年度の予算の中で、民間活用市営住宅事業、それから橋梁耐震化補強事業、地域生活交通再編事業、それから高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業、有害鳥獣対策事業、地籍調査事業、市単道路整備事業などというのは、それから行革では行財政改革とか、指定管理で関ロッジの関係ですね、これは失敗に終わったというふうに感じます。これは施策ではありませんけど、各事務事業で評価がB、C、Dのものをピックアップさせていただきました。

こういう問題についてどのようにお考えなのか。また、それを次にどうつなげていくのか、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、大きく推進が図れていないものの中で代表的なものとして、総合的な災害情報伝達システムの構築につきましては、災害時における関連情報を市民に伝えることが迅速な避難につながるものでございまして、そのための仕組みや手法を見きわめつつ、民間のIT技術の進捗も確認しながら引き続いて取り組んでいかなければならないと考えております。また、地区コミュニティセンターの新たな行政サービスの提供につきましては、マイナンバー制度開始に伴う新たな行政サービスの提供といったこともあわせて検討する必要があるものと考えております。

それと、個別の事業で主要事業シートと事務事業シートの中から何点がいただきました件でございまして、確かに今議員がおっしゃられた事業については1番よくてBで、あとC、Dというものになっておりまして、特に、例えばでございまして、地域生活交通再編事業などにつきましては、基本施策でございまして公共交通機関の整備を進めるために実施している事業でございまして、亀山市地域公共交通計画の進捗のおくれといったものもございまして、次期計画の策定を予定している

など重要な事業であると認識をしております。また、もう一方出てきました高齢者・障がい者（児）タクシー料金の助成事業につきましても、基本施策である高齢者の多様な生活スタイルの支援のために実施している事業でございまして、現在、定額助成のあり方や、介護保険制度改正に伴う新しい総合事業の平成29年度開始に向けた高齢者の生活支援サービスの再編に取り組んでいるところございまして、いずれにいたしましても、その成果と課題を検証しながら今後も取り組む必要があるかどうかの検討を行っており、第2次総合計画においてその方向性を明らかにさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

きょうも豊田議員や鈴木議員からの質問もありましたように、コンパクトシティというまちづくりを目指していくという話の中で、人口減少時代になってきまして、当初第1次総合計画を策定したときに5万2,000人という人口目標があったんですけども、きょう現在は登録数では4万9,696人ですね。5万人を切っておるわけですね。これについても、なぜ伸びなかったのかというのも一つ課題ではあるかなあというふうに思いますけれども、それとコンパクトシティを目指していくという話の中では、まず人口が減ってくるとやっぱり税収も落ちてくるという中で、また施設の維持管理というのが非常に財政を圧迫してくると。そういう形の中で主要施設の統合化が図られてくるということで、そういった施設のあるところを中心に施設をつないでいくコンパクトシティで交通のネットワークが必要になってくるということだというふうに思うんですね。だから、車を持たない人にとっては、先ほどの公共交通というのは非常に大事な要素だと思うんですね。

これはどうしても、今現在事業が行われていますけれども、やっぱりかなり計画がおくれています。もともとオンデマンドという方式を考えておられたようなんですけれども、これは全くオンデマンドの方向というのは今現在されていなくて、一定の路線バスのような状態になっておる。だからこういうことも踏まえて、次の第2次総合計画の課題としてつないでいくということなんで、コンパクトシティを目指すんならば、その公共交通の体系というのをしっかり構築していただきたい。早期にやる必要があるんじゃないかなあというふうに思っています。

タクシー券についても、いい制度なんですけれども、いろんな問題もあります。その辺をどういうふうに考えていくのか、それをあわせてやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。あと、関ロジックについては、ほかの指定管理はうまくいっていますけど、これははっきり言って失敗だったかなあと思うんで、この29年度は公募をするという話ですけれども、そのあとのように第2次総合計画にのせていくのかというところも検討課題の一つであろうというふうに思っていますので、そこら辺をしっかりと第2次総合計画につなげていってほしいというふうに思っています。

ここで先ほどの課題、問題点も全て今の中で話をさせていただきましたので、続いて第2次総合計画について質問をさせていただきたいというふうに思います。

第2次総合計画なんですけれども、まず、この進め方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第2次総合計画の策定に当たりましては、庁内に市長を委員長とした中期戦略会議を設置いたしまして、策定の全体調整を図りつつ、基本構想につきましては総合計画基本構想策定プロジェクトチーム、基本計画につきましては各室長により構成する分野別政策検討部会を中心に、検討を進めてまいりたいと考えております。

策定に当たりましては、亀山市まちづくり基本条例を踏まえつつ、先行して策定をいたしました亀山市人口ビジョン及び亀山市まち・ひと・しごと総合戦略等の整合を図ることとし、市民にわかる市民とつくる視点、長期的な人口維持を見据える視点、政策にめり張りをつける視点、この3つの視点を持ちながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、基本方針の3つの視点ということで紹介をいただきました。

何となくわかるんですけども、長期的な人口維持を見据える視点、これはよくわかりますけれども、市民にわかる市民とつくる視点、それから政策にめり張りをつける視点というのを、もう少し具体的に紹介をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

3つの視点のうち、まず市民にわかる市民とつくる視点でございますが、これにつきましては策定におけるさまざまな段階におきまして市民の参加しやすい環境をつくるということでございます。中でも、将来を担う若い世代の意見を酌み取る機会を重視していきたいと考えております。

また、計画自体を市民にとってわかりやすいものとするとともに、策定後の計画推進におきましても、市民にわかりやすく伝える工夫を凝らしてまいりたいと、そのように考えております。

それと3番目の、政策にめり張りをつける視点でございますが、近年の本市につきましては財政調整基金の取り崩しによる予算編成が続いておりまして、市税収入も停滞しており、普通交付税の合併算定がえの特例の段階的縮減が始まっておりますことから、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれております。こうした中にありまして、必要な政策へ効果的に資源投下していくことができるように政策の推進にめり張りをつけることを重視してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

最初の、市民にわかる市民とつくる視点ということなんですけれども、若い世代の意見を聞いて政策に反映するというような話なのか、それか若い世代の取り組み、施策をふやしていくということなのか、その辺のところをもう少し確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、今回総合計画の策定において重要な要素となる市民の意向把握につきまして、本年1月に第2次亀山市総合計画策定のためのアンケートを2,000人の市民を対象に実施させていただきました。そのうち55.4%の方から回答をいただいたところであり、その結果について分析を行い、策定作業の中へまず生かしていきたいということでございます。

それと、若者の意見を募っていきたいということございまして、これにつきましてはまだ具体的にどのような手法ということは確実に決まっておりませんが、何とか若い世代を中心として、どういったことを亀山市に望んでおるかということを引き上げる機会を持ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

若い世代といいますが、どこら辺までの世代かというのちょっと気になるところなんです、その年齢層はどのあたりを考えておられるのか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

済みません、20代から30代というところを考えているところでございます。

また別に、中学生、高校生につきましては総合戦略等でアンケートもとっておりますもので、そういったことも一つの基礎資料としては活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

総合戦略というのがありますので、そこで若者の定住化とかそういうなんもありますし、雇用も必要ですし、今回の予算の中では婚活という事業もありましたし、そういう若者向けの取り組みというのは非常にこれから重要な点だというふうに思っています。そういう形の中で、若い人たちがこの亀山に住みやすいところだということ根づいていただいて、外からも入ってくるような、そんな魅力のあるまちにするためには必要なことではないかというふうに思っています。

それから次に、総合計画審議会というのがありますけれども、この審議会の役割、進め方、議論の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず総合計画審議会につきましての役割でございますが、これにつきましては市の諮問に対する調査・審議を行うため、亀山市総合計画条例第14条の規定に基づき昨年10月に設置をいたしまして、14名の委員への委嘱を行ったところでございます。

あと、審議会の進め方でございますが、昨年10月に続き本年1月に第2回の審議会を開催させていただき、さらに4月以降につきましても随時開催しながら、策定状況についての情報共有や意見交換を行いながら、本年秋の諮問に向けて進めているところでございます。

それと、これまでの審議状況といたしましては、1月の第2回審議会におきまして基本構想の骨格案について議論がなされ、新たな基本構想の策定に向けて、基本構想を導くための考え方や都市空間形成の考え方の重要性など、貴重な意見をいただいたところでございます。

市といたしましても必要な考えであると認識を持ちましたことから、こういったことも反映に向けて前向きに検討を行っているところでございます。

また、この第1回、第2回の審議の状況につきましては、去る2月の予算決算委員会協議会のところでお示しをさせていただいたものでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

審議会では相当活発な議論や熱心な議論をされているということで、結構貴重な意見が出ているということでございました。また、今後も予算決算委員会の中で報告を随時していただきたいというふうに思います。

それでは次に、財源についてなんですけれども、合併特例債はもうわずかだと思います。使える合併特例債の額、それから先ほども服部議員からも基金についての活用のお話がありました。やっぱり市民まちづくり基金とか、関宿にぎわい基金というのはハード事業に使えるということで、第2次総合計画の中ではやっぱりどうしても財源というのが必要になってくるだろう。その中で使えるものというのは、基金、あるいはシャープの関連で第1次総合計画は結構固定資産税がありました。今もシャープ再建に向けて買収も進んでおるようですし、新聞では近々そういうことも決まりそうな話もあります。そういうこともあって、とらぬタヌキの皮算用ではないですけど、余りそういうことを言っておるとポシャってしまったらすると大変ですので、その辺はあれですけども、期待はできるだろうというふうに思いますけれども、まず、その合併特例債の残、それから市民まちづくり基金とか関宿にぎわいづくり基金についての活用についてお聞きをしたいと思います、どういうふうにしていくのか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、合併特例債につきましては、和賀白川線整備事業、野村布気線整備事業、し尿処理施設長寿命化事業に活用しているところでございまして、これらの事業の活用後には、約7億1,000万の活用枠が残る見込みでございます。これらを活用する事業といたしましては、第2次総合計画における事業のうちで、新市まちづくり計画へ位置づけのあるものについて選定をしてみたいというふうに考えております。

それと、市民まちづくり基金と関宿にぎわいづくり基金につきましては、先ほどもご答弁がありましたように基金の運用を図っていくということで、有効な活用について検討してみたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

確認ですけれども、合併特例債は7億1,000万円残っておると。

それから、市民まちづくり基金と関宿にぎわいづくり基金の有効な活用をしていきたいということなんですが、これを使わざるを得んと思うんですけれども、はっきり言って残っている財源というのはそんなにないんでね。ハード事業に使えるということなんで、条例を変えないとできないというふうな話なんで、条例をいつ変えるのか。

はっきり言って、先ほども服部議員の質問の中で、ほぼ使う方向でということをしていましたんで、それをいつお示しされるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほども服部議員のときに答弁をさせていただきましたけれども、第2次総合計画の策定とあわせて、個別の基金のあり方や活用の方向性について検討するものと考えております。

どの事業を29年度事業から入れていくのか。当然、議員がおっしゃられるように財源の裏づけを持って事業計画を立てていきたいというふうに考えていますので、その中には市税収入は今のところ余り大きく増加することは望めないと。そうしますと、基金と借金と、その中で起債も借りられるやつと借りられないやつとございますので、どの事業を優先してやっていくのか決めた上で、その基金の活用についても考えていきたいと。ちょうど28年度には全てのまちづくり協議会が立ち上がってもまいりますし、そのことも含めて、全体の中で議論した上で28年度中にはそのような形をとっていきたいというふうに思っています。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、28年度中には活用していく方向で変えていくことを確認させていただきました。

次に、この第2次総合計画なんですが、第1次総合計画もそうでしたが、総合計画を策定して、ちょうど市長任期というのがあるんですよ、来年1月末ぐらいに市長選挙が行われるわけですよ。29年の4月からは第2次総合計画がスタートするわけですね。市長が出られるんかどうかというのは表明はまだされていません。でも、3期はされるという話も聞いていますので、そのまま続投されるのかなあというふうには思いますけれども、市長選挙があつて、前回は田中市長から櫻井市長にかわったときにマニフェストをいっぱい項目を書かれまして、財源を考えてのマニフェストならいいんですけれども、そういうのは余り考えずに、もうあらゆる先進地の内容をだあっと書かれて、これの財源はどうするんやと僕ら議員にとってそう思ったんですけれども、こういうことが起こりますよね。また来年も、そのまま市長が続投されればそれでいいんですけど、かわってしまふとまた違う、やっぱりこれは政治の世界ですから、市長は民意で上がってきたらその民意に答えなければなりませんからね。だから、その掲げているマニフェストを優先しなければならないというような、そんな状況になってくると思うんですよ。

第1次総合計画ではそういう計画自体が、庁舎の凍結というのがぼーんと頭に來たんで、それでその財源をほかに充てて、芝生だとか、それから子供らの医療費の無料化だとか、そういう施策というのをつくっていったと思うんですね。今回はそれに対応したことをどこかで考えておられると思うんですけども、その内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回策定いたします第2次総合計画につきましては、従来の地方自治法の義務づけが廃止されて以降、初めて総合計画全体を策定することとなります。

また、議員がおっしゃられたように、近年は市長選挙において候補者がマニフェストを掲げることが多く、各市町においては市長マニフェストや任期との整合についても課題となっているところでございます。

そうした課題を踏まえつつ、本市といたしましては今後も引き続き総合計画を市の最上位計画として策定し、総合的かつ計画的な市政運営を図ってまいりたいとの考えから、昨年6月に亀山市総合計画条例を制定いたし、その法的な位置づけを明らかにさせていただいたところでございます。

また、これまで前期5年、後期5年、計10年間としておりました総合計画の期間につきましては、このままの期間を維持する場合、市長の任期中に一度も総合計画見直しの機会が訪れないことも生じてまいります。こうしたことから、市長の政策実現の観点からもこうしたことは余り望ましくないと考えておまして、将来的にも市長任期との整合が図れるよう、第2次総合計画につきましては前期が5年、後期4年と、その後は原則前期も4年、後期も4年ということで、市長任期との整合をさせながら進めていくということで、そういった総合計画の期間といたしたいというふう考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

第1次総合計画でもやっぱりそういう課題、問題点があったということで、今回はそれについてしっかりと対応していくというようなことですね。

市長が本当にかわるとなると、やっぱりそれは民意ですからね。

本当にそここのところは執行部も大変やと思いますけれども、このまま続投されれば、多分今の市長が考えた総合計画がずっと進んでいくんで、ほとんどそのままいけるということにはなると思いますけれども、その辺はちょっとまだわかりませんので、次の質問に進みたいというふうに思いますけれども、第2次総合計画についての亀山市の将来都市像についてということで、お聞きをしたいと思います。

将来都市像というのは、やっぱり総合計画を立てる上での基本理念ですので、これは非常に大事なわけで、亀山市のまちの姿というか、そういうものを象徴して、そこからいろんな施策をつくっていくという基本の部分であるということですね。

第1次総合計画は「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」ということですね。これが将来都市像の理念になって、そこからいろんな施策の骨格ができて、事業ができていくというふうな形

になってくるわけなんですけれども、これについての将来都市像検討グループというのはつくられるみたいですが、その方向性とか、策定に当たっての考え方についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第1次総合計画の将来都市像は、議員おっしゃられたように「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」ということで、これにつきましては合併のときの新市建設計画を引き継いだ形で第1次総合計画の将来都市像といたしたということでございまして、新市建設計画の中で議論がされてまいったということでございますが、今回は第2次総合計画で新たにこれを将来都市像として作りかえていくということでいけば、新市の中で初めてこの将来都市像を示していくことにもなるかというふうに考えております。

その中で、今回、さきの第2回総合計画審議会におきまして、策定に関するさまざまなご意見をいただき、現在その具現化に向けて市内で検討を行っておるところでございまして、現在の検討状況といたしましては、議員ございましたように検討グループの中で、まず市長から市長の意見、気持ち、こういったものを検討グループのほうに伝えさせていただきまして、また審議会の意見も踏まえつつ、市民との考え方の共有を図る観点から、亀山市がまずどんなまちであるのかということとを土台として、現在の社会経済状況等も踏まえて、将来の亀山市がどんなまちでありたいのかということをおぼろげな考え方として、現在整理を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その検討グループでは将来の都市像について検討していくということで、その考え方というか思いについては、市長のほうからいろいろとお話があったからの話になるということなんで、その将来都市像についての今、現時点での市長の思いがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、将来都市像は議員ご所見のように大変重要な意味を持つというふうに思いますし、今、部長が答弁させていただいたように、現在そのような策定の過程でしっかり重層的な議論を重ねて、最終的には広く市民の皆さんに共感とか共有いただけるような考え方として取りまとめていきたいというふうに基本的に考えております。

市長の思う都市像はどうだということですが、以前にもこういう場で申し上げたかも知れませんが、今ご案内のように、本市の特徴は豊かな自然環境に恵まれて歴史が織りなしてきた宿場町、城下町としての顔を持っております。また、いにしえからの交通の要衝であるとともに、さらなる広域交流、拠点性の向上が期待をされておるところであって、これらを背景に、近年内陸工業都市としての性格を強めてまいりました。さらに、人と人が支え合い協働する市民力による高い

地域力も健在であります。これらによって現在の本市は、三重県内では5万都市として、比較的小さいながらも一定の暮らしやすさ、心地よさのあるまちへ成長してきたというふうに感じておるところであります。

亀山がどんな歩みをしてきたのか、あるいは今後どのような地域づくりをしていくのか。この亀山の特徴を磨き上げて高めていくことで、より市民の愛着、幸福実感が高まって、ずっと住みたくなるような、そんな将来都市像が描けるよう、今後もしっかり検討してまいりたいと考えておりますし、最終的には、何度も申し上げますが、市民の共感、共有できるような考え方として、この過程で取りまとめをいたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その基本理念になる将来都市像を今、市長から答弁をいただきました。キーワードは、今の部分ではやっぱり歴史と自然と人かなあというふうな感じで受け取らせていただきました。

この基本理念については、他市の総合計画の中でもやっぱりいろんな取り組みをされています。

ちょっと2点ほど紹介をしたいと思っておりますけれども、これは郡山市なんですけれども、市民が安全・安心で快適な生活を送ることができ、ふるさと郡山に愛着を持ち、人を引きつけ、住んでみたいと思われる魅力あるまちづくりを推進するための理念で、「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」というのがこれ一つなんですけれども、もう1つは国立市なんですけれども、力を合わせて環境を大切に、国立らしい活気を生み、安心して暮らせるまちをつくらうというものなんですけれども、だから最近ちょっと見ていると、人というのと環境というのと、そういう人がつくるまちづくりみたいなどころ辺、そういうことで基本理念がつくられていて、そこから、例えば地球環境の視点に立ち、残された緑豊かな自然環境に配慮したまちづくり、国立らしい美しく個性的なまちづくり、産業を中心として活力のあるまちづくり、子供や高齢者、障がい者を含む全ての市民が安心して暮らすことができるまちづくり、家庭において、地域において、社会において、全ての市民が安全に暮らせるまちづくりというようなのが国立市で、さきの「人と環境のハーモニー 魅力あるまち 郡山」というのが人と、それから環境ですね。ハーモニーというのは、ここは音楽の都市らしいです。ですので、このハーモニーというのは人と環境と音楽とかけて、こういうちょっと言葉遊びですけどもつくられているという、こういうことも基本理念としてつくっているところもあるということだけ紹介させていただきたいと思っております。

最後に、この第2次総合計画の目玉についてお聞きをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第2次総合計画につきましては現在策定を進めている段階でございますが、その目玉となる事業や施策などは、現時点で明らかにできるものではございませんが、策定段階においても、人口減少社会への対応として定住対策や、厳しい財政状況の中でありながらも5万都市として持続性を保っていくなどは大きな課題であると考えております。そうしたことから、先月お示しをいたしました亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけた取り組みにつきましては、一定の重要度を持

つものと考えております。

また、今回、後期基本計画に位置づけをいたしました亀山駅周辺整備事業につきましては、積年の本市の重要課題の解決を図っていくものでございまして、第2次総合計画期間において本格的な事業展開を図ってまいりたく進めているところでございまして、こうした事業もその目玉になるものであらうと現時点では考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

目玉としては、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を進めていくということと、亀山駅周辺整備事業についてということが目玉であるというふうな2点でございました。

やっぱりこの第2次総合計画は、本当に市民にとって安全で安心なまちになることが一番大事なあとという、本当に暮らしやすいまちというのが大事なあとというふうに思います。それが若者定住につながったり、また外へのアピールも大切ですね。子供の医療とか、それから保育とか、そういうのは亀山は結構進んでいると思いますので、子育てしやすいまちであるというふうに思いますんで、そういう中で外からの流入も踏まえて人口増加につなげていっていければというふうに思います。

本当に市民の人が暮らしやすいまちづくりになることを祈念いたしまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（前田耕一君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

以上で、本日本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

あす10日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

（午後 4時31分 散会）

平成28年3月10日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成28年3月10日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今岡翔平君 | 2番 | 西川憲行君 |
| 3番 | 高島真君 | 4番 | 新秀隆君 |
| 5番 | 尾崎邦洋君 | 6番 | 中崎孝彦君 |
| 7番 | 豊田恵理君 | 8番 | 福沢美由紀君 |
| 9番 | 森美和子君 | 10番 | 鈴木達夫君 |
| 11番 | 岡本公秀君 | 12番 | 宮崎勝郎君 |
| 13番 | 前田耕一君 | 14番 | 中村嘉孝君 |
| 15番 | 前田稔君 | 16番 | 服部孝規君 |
| 17番 | 小坂直親君 | 18番 | 櫻井清蔵君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|----------------|--------|-----------------------|--------|
| 市長 | 櫻井義之君 | 副市長 | 広森繁君 |
| 企画総務部長 | 山本伸治君 | 財務部長 | 上田寿男君 |
| 市民文化部長 | 石井敏行君 | 健康福祉部長（兼） 医療センター理事 | 伊藤誠一君 |
| 環境産業部長 | 西口昌利君 | 建設部長 | 高士和也君 |
| 医療センター 事務局長 | 落合浩君 | 危機管理局長 | 井分信次君 |
| 文化振興局長 | 広森洋子君 | 関支所長 | 坂口一郎君 |
| 子ども総合 センター長 | 若林喜美代君 | 上下水道局長 | 草川博昭君 |
| 財務部参事 | 松本昭一君 | 市民文化部参事 | 深水隆司君 |
| 健康福祉部参事 | 水谷和久君 | 会計管理者 | 西口美由紀君 |
| 消防長 | 中根英二君 | 消防次長 | 服部和也君 |
| 消防署参事 | 平松敏幸君 | 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 |
| 教育長 | 伊藤ふじ子君 | 教育次長 | 佐久間利夫君 |
| 監査委員 | 渡部満君 | 監査委員事務局長 | 宮崎吉男君 |

選挙管理委員会
事務局 長

松村 大君

●事務局職員

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 事務局 長 | 松井 元郎 | 議事調査室 長 | 渡邊 靖文 |
| 書 記 | 山川 美香 | 書 記 | 高野 利人 |

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょう朝、ニュースがやっています、あしたでちょうど東日本大震災から5年がたつというよ
うな特集が組まれていまして、その中で、震災で両親、保護者を亡くした子供たちが児童養護施設
の手をかりて、一生懸命今も生活していますよと、復興に向けて頑張っていますよというような報
道がありました。

今回、1年前にも質問をさせていただいた亀山の社会的養護、特に里親であるとか、小規模児童
養護施設の設置の進捗について、質問を展開したいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

まず大きなタイトル1つ目、親元で育つことのできない子供たちを亀山市外で保護している現状
についてと、1年前の一般質問で取り上げましたが、小規模児童養護施設が設置に向けて努力して
いくというようなことが計画の中に盛り込まれているんですが、まず、私はこの間は小規模児童養
護施設に特化して質問をしていたんですけども、今回は社会的養護ということで、社会的養護と
は、厚生労働省の定義づけによると、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない
児童を公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行
うことです。社会的養護は、子供の最善の利益のためにと社会全体で子供を育むを理念として行わ
れていますというような定義づけになっているんですが、ここで、親元で育つことのできない子供
たちを亀山市外で保護していると書かせていただいたんですが、この社会的養護と現状、私の現状
認識というのは合っているのか、まず、こちらについて前提をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

おはようございます。

社会的養護についてのご質問をいただいております。

社会的養護が必要な児童の措置につきましては、県の機関である児童相談所が決定をいたします。本市の現在の状況としましては、市内に児童養護施設がございませんので、市外の四日市市や津市等の施設、あるいは里親宅において児童を養護するなどの対応を行っております。

議員のおっしゃいましたように、亀山市外で保護されているという現状があるということで、そのとおりでございますが、非常にマイナスイメージ的に捉えられがちでございますが、これは社会的養護が必要なお子さんの措置や施設入所に関する権限は県にございますことから、市外に措置をされるということになっており、本市が市外に措置をするということで、本市が責任をとっていないということでは決してございませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

しかしながら、現状として市外で保護されているということについては、そのとおりでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市外で保護している現状はありますよと、でも、すごくマイナスイメージのように言われるけれども、そうではなくて、県が管轄している中で北勢の児童相談所が多分管轄だと思うんですが、子供たちの最善の利益と厚生労働省の定義にもあったように、子供たちのコンディションを見た上で、しっかり保護していく体制にはなっているんだというようなお答えがありました。

ただ、やはり私の意見としては、亀山市で社会的養護の充実を図っていくべきだと思っているんですが、今から質問を通して、さっきの亀山市に責任はないであるとか、マイナスイメージのように言ってもらいたいということについて、ちょっと切り崩していきたいなど。亀山市でやる必要があるんだ、社会的養護を充実していく必要があるんだということについて進めていきたいと思います。

まず、4項目上げさせていただいたんですが、ちょっと4番目に入りまして、昨年も質問しております、市長は社会的養護の充実というのは将来の亀山市にどう影響するのか、どう影響すると考えているのか、改めてこの現状についてどう思われるのかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど1年前にも、どう考えるのかということでお尋ねがございましたが、亀山市子ども・子育て支援事業計画の理念であります「子どもの笑顔が輝く子育て交流のまち かめやま」の実現に当たり、まず優先されることは、在宅での子育て支援があらうかというふうに思っております。本来、子供は、申し上げるまでもありませんが、自分が生まれ育った家庭環境のもとで育てられることが望ましいと考えておりますが、中には保護者の心身の疾病でありますとか、一時的に養育が困

難になるなどの理由によりまして、社会的養護がどうしても必要なケースも現状出てきておるわけでありませう。

また、児童虐待の背景といたしまして、経済格差など社会環境の変化とか、核家族化の進行、子育て環境の変化などさまざまな要因がございますが、そのような中で社会的養護が必要な児童が増加しているということは事実でありますことから、将来に対して危惧を持つものでございます。

子ども・子育て支援事業計画の具体的理念にもございますけれども、子供と保護者が成長し、喜びや生きがいを得られる環境づくりを進めることは、地域社会にとって極めて重要なことというふうに認識いたしておりますし、将来の子供の成長のためにも、大変大事なことであらうというふうに認識いたします。

今後、社会的養護について、さらに重層的な支援を行うため市民の皆様にもご理解をいただき、亀山市の地域社会全体で子供を育ていけるような環境を整備してまいりたいと考えております。その思いを昨年3月の子ども・子育て支援事業計画の中に明確に掲げさせていただいて、そのための努力をしていこうというのが、亀山市としての、市長としての思いでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

子ども・子育て支援事業計画に書かれている事業が、本当にスケジュールどおり進捗しているのかを確認するためにこの質問をしているので、計画に盛り込まれているという答弁では別に納得ができるわけでもないんですけども、もう1つ質問させていただくと、私のほうで将来、亀山市内でそういった子供たちを、子供たちのほうの観点からそういった子供たちを保護、亀山市内でサポートすることができれば、将来亀山市に戻ってくる人物、あるいは亀山市内で暮らし続けられる人物になるんじゃないかと。その子供たちは、仕事をして税金を納めたりだとか、家族を養ったりというような、亀山市にとって本当に人という宝になっていく可能性があるんじゃないかというようなことを申し上げましたが、その点については市長は、ご認識はいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まさに、そのように感じておるところでございますし、当然、市域を超えて本当にこの地域社会全体が少し広域的にそういうことに取り組んでいくというような、さまざまな事情を抱えておりますので、そういうことがやっぱりもっと前進するような環境が生み出されることというのは、議員、ご所見のようところは当然あらうかというふうに認識をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、企画総務部長にも質問をしたいんですけども、議案質疑でさんざんやりとりをさせていただいた人口減少問題の対策の一つに行く行くはつながってくるんじゃないかと思うんですが、部長の認識はいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

小規模児童養護施設が仮に市内に設置されますと、6人以内ということになるかわかりませんが、6人の児童が入所され、その子供たちが成長して当市で働き、住居を持ち、家族を持つということになりますれば、人口減少対策の一助となるものと認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長のほうから、将来亀山市に戻ってきて家庭をつくる、税金を納めることになる可能性がありますよと、企画総務部長のほうから、人口減少の対策にもなると思いますがというようなご答弁がありました。ということは、県主導で行われている社会的養護の対策なんですけれども、県の主導のもとで亀山市は従ってやってきたんだという答弁はおかしいですね。

亀山市でしっかり子供たちをサポートしていく必要が将来につながってくるんだということが、子供の観点からも人口減少の観点からもそのとおりでというふうに言われているのに、四日市、津に子供たちを預けても、それはもちろん何にもないというのが一番問題だと思うんですが、そういう対策につなげていくためにも、やっぱり亀山市で社会的養護を充実させていくという必要があるというふうに思います。

それでは、最初の質問なんですが、この小規模児童養護施設の設置に向けた進捗、前回の1年前と比べて、もし具体的な、これぐらいにできますよというような時期なんかがわかっているのであれば、ご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

施設の設置に当たりましては、候補となる場所の選定、地域の理解、また補助金等の関係から、県や国との調整も必要となってまいります。具体的な時期につきましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画の計画期間である平成31年度までの期間を目標に、準備を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

計画内で実行ができれば、実行ができるように進めていると、1年前とほぼ変わらない答弁が返ってきました。

それでは2つ目、設置までの間、市はどのような対策を立てるのかという項目に移りたいと思います。

今、平成31年までに計画に間に合うように進めますよというような答弁が返ってきました。ということは、小規模児童養護施設ができるまでに時間がかかるというような答えにとれると思うんですが、亀山市外に子供たちを出して保護してもらわなきゃいけない、小規模児童養護施設はでき

るまでに時間がかかるといった場合、それまでに立てられる対策というのは何と考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

本市では、子供の相談窓口の一元化により、保護者が相談しやすい環境を整えてまいりました。その結果、児童相談件数は平成26年度統計で児童人口100人当たり6.78件と、国や県の約3倍の相談件数となっております。また、児童相談の充実には児童虐待の早期発見、早期対応にもつながってまいります。児童虐待の取り組みとして最も大切なことは、未然に防止することでありませぬ。保護者の声に耳を傾け、その困り感を把握するとともに、子供の発達の状況等を分析した上で家庭での支援についてともに考える関係づくりを丁寧に進めることで、予防に努めているところでございます。

市の役割としては、やはり基本となります保育の充実であり、亀山市内の子育て支援の充実というところについて、それを基本として現在も取り組んでいるところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

施設設置までは、そもそもそういうサポートが必要になる児童を出さないようにしなければいけないんだと、そういう対策が必要なんだというような答弁をいただきました。

では、前回の質問で、子供を何とか家庭で育てられるようにという方針から社会的養護の必要に迫られてきたというような答弁を、市長ですとか、センター長のほうからいただいていたんですけども、そもそもそういうサポートが必要な子供たちを出さないようにしていかなければいけない、しかし相談件数などはふえているといったときに、こういった家庭指導に関して、これまでと何か対応が変わっているとかあれば、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

基本的に変わっているというものではございませぬ。やはり、児童相談をしっかりと行い、それぞれの個々の家庭の困り感をしっかりと把握しながら、ともに寄り添う形で支援をしているというような状況でございませぬ。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、亀山市で対応が不十分であるといった場合に、周辺市町に負担のしわ寄せというのが行っていないのかどうかということなんです。津ですとか四日市、鈴鹿には養護施設があつて亀山にはないんですけども、亀山から子供たちが送られたら、当たり前ですけどそういった施設のキャパは減ります。しかも、今からの方針というのは小規模児童養護施設、つまり、たくさんの子供たちを一気にわあっと引き受けるのではなくて、小回りのきく施設でサポートしていこうという方

針に変わっている中で、なおさらその施設にほかの市町から子供たちがやってくるよとなったときに、それらのキャパに対する影響というのはすごく大きいんじゃないかなと思うんですが、その亀山市で対応ができないという関係で、ほかの周辺市町にどういった影響が及んでいるのか、もうかなり負担が行っているんじゃないかと思うんですが、わかればご答弁いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

社会的養護が必要なお子さんを措置する権限を持つものは、先ほども申し上げましたが県でございます。その受け皿となる施設に委託をするのも県でございますので、本市の子供を他市に措置しているということについて、それがいけないというようなことではございません。

しかしながら、最近の亀山市の児童の措置児童数の増加、件数の増加がありますことや、子育て支援の一つとして、子ども・子育て支援事業計画にもございますが、短期入所支援事業（ショートステイ）という事業もございまして、そういったことの必要性も出てきていることもございますし、さらに県においても、今、設置されています児童養護施設が大規模であることから、大規模施設を小規模化していこうという国や県の方針が背景にございますもので、現在、小規模児童養護施設を設置することは非常に市としても好機、いい時期というふうに捉えており、進めたいと願っているものでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

亀山市にほかの市にしわ寄せが行っていませんかと申し上げて、はい、行っていますというような答えがもらえるとは思ってはいないんですけれども、ぜひ養護施設の設置、しっかりそのまま進めていただきたいと思います。

3つ目なんですが、里親制度の支援についてということで、前回は小規模児童養護施設の話に特化をしていたんですが、里親制度という制度がありますよと、そもそも私が1年前に質問をしたきっかけというのは、里親説明会をあいあいのほうで開いてもらったものに参加をしたのがきっかけなんですが、まず、私は2番の設置までの間どのような対策を立てるのかというような質問をしたときに、里親について説明会を開いて里親の募集というのをかけているはずなのに、なぜ里親について答弁で触れていただけなかったのかについて、お答えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

忘れていたということではございませんが、そのようなお答えをする内容と思っておらず、申しわけございませんでした。

里親についても、もちろん現在行っている制度についての普及を、啓発を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

恐らく、これは私が勝手に推測をしているんですけれども、そこまで亀山市に里親として登録している家庭の数が多くないんですね。だから、余りその実績として言えるものじゃないので、2番の答弁としてご用意いただけなかったのかなと思っているんですけれども、それではこの里親制度の、しかし実績として言うてはいただけなかったですが、進めようとはしている里親制度について、亀山市として感じているメリットとあと概要について、改めて簡単に説明をお願いします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

里親制度は、養育委託を受けた家庭の中で要保護児童を育てる制度でございます。社会的養護が必要な児童を最も家庭的な環境で養育を行う制度であります。一般家庭で、父母にかわる里親のもとで愛され、大切にされ、育てられることは子供が成長する上でよりよい環境となり得るものです。

児童が自立する18歳以降の追跡調査においても、社会適応状況が良好であるという調査結果が出ております。市としまして、里親制度を多くの方に知ってもらうための取り組みとして、広報「かめやま」に特集記事を掲載するとともに、昨年度、議員に出席いただきました里親説明会に引き続き、本年度も里親ミニ説明会を開催いたしました。昨年度の参加者は80名、本年度の里親ミニ説明会の参加者人数も30名と、県内各地で行われている中で最も多く、里親サポート体制の地域理解とその普及に一步前進したものと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど答弁でもいただきましたが、認知度を上げていく必要があるということですね。施設が小規模になっていると、こういう社会的養護のポイントとは、いかに普通のというか、通常の子育てに育った子供たちと感覚というのをそろえていくかということの方がポイントになっていると、だからたくさんの子供たちがいる施設にぼんと放り込むんじゃなくて、より家族の形態に近い小規模児童養護施設であるとか、里親というのが望ましいというような、とにかく子供たちの命が救われるようにたくさんキャパをつくって受け入れるんだという時代から、家庭的な感覚、家族の感覚というのを身につけるために、小回りのきく体制でサポートしていこうというような形に方針が変わっているんだということですね。

説明会を行って認知度をふやしているというような話がありました。

まず里親説明会、私参加させていただいたんですが、前も似たようなことを別の分野で申し上げたんですけれども、まだまだ説明会の会場、虐待に関する講習なんかも出席させていただいたんですが、実は会場の半分は保育士さんであるとか、職員さんであるとか、社協の方であるとか、結構、市の関係者の方が多いなというような印象があったり、あるいはもう一方の観点で婚活のほうなんですけど、みえ出逢いサポートセンターというところで働いている関係者に聞いたときに、県の機関が主催した婚活なんですけれども、実は亀山でやっているんですが、参加しているのは市外の方がほとんど多かったよと。

津に若者就業サポートステーション・みえという就職に関するサポートの相談所があるんですけ

れども、ここも、津から亀山に出張してきて案内をしてもらうという機会が少し抑えるという傾向になっています。これは亀山から実際に足を運んでくれる人がいて、亀山自体で開催しなくてもいいんじゃないかというような話があって、そういうことになっていると、亀山での開催が少し抑えられているということなんです、これは何を言いたいかというと、里親であるとか、婚活であるとか、就職活動である、かなりプライベートに踏み込んだ事柄に関して、説明会を開いていくだけではなかなかその効果というのは出しづらいというふうに思うので、これ本当に説明会をやっていますよという実績を上げていただくんですけども、実際に本当に必要としている人というのは、周りの人たちにばれないようにと、知られないように、でも本当に必要としているんで情報をとりに行くというような動きがあるというのがポイントに、かなりプライベートな分野に関してはポイントになってくるんじゃないかなというふうに思います。

そうは言っても、認知度を上げる必要があると、本当に亀山市に責任はないというふうにさっきから繰り返しおっしゃられているんですが、やっぱり亀山で生まれた子は亀山でサポートすべきだと思ってるんですね。

去年質問したときに、そういった児童養護に関する振り分けであるとか、指示出しを行っているのは北勢児童相談所で県の管轄であるというようなことで、そうは言っても実際に対応されているのは市役所なので、こういった質問をさせていただいているんですが、市役所の中で県の管轄である児童相談所の情報を持っているという人は、そこに特化した部署であるとか、例えば県を経験した後で市にやってきた人であるとか、限られていると思うんですね。そういった場合に、市長はやはり県議を経験されていて、しかも明確に前の、1年前の答弁として、私も県議会議員をさせていただいておりますので、この15年、20年くらいの三重県全体、それからこの圏域、本市における課題の一つという認識をさせていただいているというふうにおっしゃっているんですが、15年とか20年ぐらい前から認識されていて、実はその対応が、そのころと大して余り変わっていないというふうに言えるんじゃないかと思うんですが、認知度を上げるために、市長も少し協力というのはいただけないかなというふうに思います。

例えば広報のページを割いたり、行政番組を使って、例えば市長櫻井義之からの大切なお願いというような形で、そういったページをつくっていただいたり、いろんな政策課題があってそれは難しいとは思いますが、でも亀山で生まれた子供が亀山で育つことができないという状況は、もうこれ非常事態であると。なので、かなり優先順位は高いと思うので、そういったことを検討いただきたいなと思います。

一方で、今まで社会的養護について聞いてきましたけれども、今まで質問で展開してきた家庭というのは、望まない子供が生まれた家庭であるという言い方ができると思うんですが、一方で、現状として子供が欲しくてもできない家庭というのがあつのかなあと、そういった子供が欲しくても、なかなか努力されても子供が生まれない、できないという家庭と望まない子供たちが生まれる家庭があるという現状の中で、そういった子供が欲しくてもできない家庭と保護が必要である子供たちというのはマッチングというのはできないのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

施設養護とか里親制度のほかに、家庭的養護のほかに、特別養子縁組という制度がございます。

これは、子供が欲しくてもなかなか授からなくて、でも子供が欲しいと思っておられる家庭と、残念ながら望まずに妊娠し、育てられないというお子さんを出産されるというような女性の方を引き合わせ、親子とするために行われる制度でございますが、これについては児童相談所が核となり、NPO団体や法人等の組織が情報を提供するなどして両者のマッチングが行われ、それが可能となった場合には、そのお子さんは子供が欲しいと思っておられるご家庭の実父母、実子という関係の中で縁組が行われるというような状況もございます。

ただ、これについては非常に厳しい条件をクリアされ、両者のきちんとしたマッチングの中で成立したご家庭に限っては、このような制度も取り入れられているところで、国でもこのような制度が進みつつありますし、亀山市も例外ではございません。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そういった子供が欲しくてもできない家庭と保護が必要な子供たちとのマッチングというのは、特別養子縁組があるんだというようなことで、これから進めていただければと思います。

では、2つ目の大きな話題なんですけど、社会的養護への取り組みから考える政策的判断についてというところであります。

私は議案質疑から申し上げておったんですけども、今進めている政策というのが近い将来無駄になる、大きな転換が必要であるということが、これからの時代って容易に想像できるんじゃないかなと思うんですけど、この社会的養護に関する政策的な考え方というのにも例外ではないと思っております。まず1つ目、小規模児童養護施設の設置の意義についてどんな議論がされているのかということなんですけど、私、知り合いに東京の都議会議員のブロガー議員で有名な、おときた駿さんという議員さんがいるんですけど、その方がドイツとオランダに視察に行かれたということで、日本は平成26年度末で里親とかファミリーホームというところに預けられている子供たちが5,903人に対して、児童養護施設、これは先ほどから議論している小規模ではなくて、昔の、少し前の考え方の大きなキャパシティでどかんと子供たちを預かるというイメージの養護施設なんですけど、里親とかファミリーホームが5,903人に対して、その養護施設が2万8,183人と約4倍ですかね、里親のほうが少ないと、1対4ですかね。

でも、ドイツは里親と児童養護施設、こっちは児童養護施設といっても、先ほどから議論を進めてきている小規模児童養護施設で、里親に預ける子たちと児童養護施設に預ける子供たちが5対5であるというふうに進んでいます。ドイツでは施設に子供を預けるというのは、期間を決めて短期でやるのか、それとも例えば障がいを持っていたりとか、専門的な知見を必要とするケースであるということらしいんですね。

一方で、オランダなんですけど、オランダはドイツの人たちがもう一步進んでいるという言い方をしています。やっぱり子供はもとの家族で暮らすのが一番と。なので早期発見、家庭介入、専門家による手厚い支援で、できるだけ里親の手が必要であったとしても、もとの家族に戻すように家庭支援に力を入れているというような先進事例になりまして、親元でいかに育てるか、引き離したとしても早く戻すか。

この都議会議員は、オランダは日本の50年くらい先を行っているという話なんですが、このドイツとオランダなんですが、それぞれの国のまねをそのまましてほしいというわけではないんですね。

今、小規模児童養護施設がいいんだというふうに進めてもらっている政策が近い将来、時代に合わなくなるとか、地域の実態に合わなくなるといった可能性があるんじゃないかと。実際に海外では全然違う先進事例が展開されているので、そういう先進事例を踏まえた上での議論が必要であるというようなことを思っているんですけども、この計画に小規模児童養護施設をつくるんだと打ち出してもらった時点で、近い将来無駄になるかもしれないというような議論、本当に亀山市に合ったものは何かという独自の最新情報を集める議論というのはされていたのかどうかについて、まずは子ども総合センターにお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

そもそも子供は、どういうふうで育つことがいいのかというようなことをお尋ねになられたのであろうというふうに思います。

先ほど市長のほうからの答弁の中にもございましたが、本来子供は、自分が生まれ育った家庭環境のもとで育てられることが望ましいと考えています。そのために子ども総合センターでは、さまざまな課題に対し早期発見、早期対応をキャッチフレーズに、これまで児童相談を行ってまいりました。それが県下でもぬきんでて児童相談件数が多いという結果に至っていることというふうに思います。

しかしながら、中には保護者の都合で一時的に養育が困難であったり、保護者の病気でどうしても子供を家庭で育てられないというケースがございます。しかも、さまざまな事情でその状況がふえているというのも現実でございます。

子どもが心身ともに健康に育つためには、幼少期から人から愛され、大切にされることで人としての基本的な心と体が生まれ、社会性も育っていくと考えています。したがって、人の育つ場はこれからさまざまに変わっていくかもしれませんが、子供の育っていく基本的な考え方は今もこれから将来にわたっても変わらないものと、受け皿となる場所は変わるかもしれませんが、愛され、大切にされる、そういう場が用意されることが望ましいというふうに思っています。

本市で設置を検討している地域小規模児童養護施設は、定員6名以下の少人数で児童を養育する施設です。施設の職員が親のような役割を担い、子供たちは兄弟のような関係を築いて、家庭的環境の中で育ちます。定員が数十名の大きな施設では、家族とはどのようなものを体感することは難しいことですが、家族的雰囲気がある小規模な施設では、家族の役割や姿などを知ることができます。また、地域の行事などにも積極的に参加し、将来自立をしたときに地域の人たちとかかわるにはどうすればよいかということについても、実践的に学ぶことができます。

本市では児童相談の充実や家庭支援、地域や関係機関で構成する子供を守るネットワークの構築、家庭的養護の核となる里親制度をさらに充実させるということを進めており、地域小規模児童養護施設の設置が実現すれば、子供たちにとってより重層的な子供支援につながると考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

いつの時代も子供たちのことを考えて政策を考えるというのは、50年たっても100年たっても1,000年たっても変わらないことだと思います。ですので、1,000年後に今の質問をしても今の答弁が返ってくると思うんですけども、私が申し上げたかったことというのは、もちろんいつの時代においても子供たちのことを考えて政策を考えるべきだと思うんですが、近い将来、今の社会に合わない政策になる可能性というのは議論されていますかというような質問の意図でした。

2つ目の質問に入っていくんですけども、これは企画総務部長にお伺いしたいんですが、亀山市が国や県の方針より先手を打つ余地があるのかということと、今回、子ども総合センターに社会的養護の事例を通して質問をしたんですが、議案質疑なんかも通して、亀山市がいかにもこれからやりますよ、新しいことですよということに関して、順番として遅いことが非常に多いなど、この社会的養護の対策についても1年前に計画はできてという話なんですけども、親元で子供が育てられないから何とかサポートしようという社会的な流れというのは、もっと前の時代から議論はされていたわけで、決して早くはないと思います。

こういった亀山市が、自分たちの市が本当に生き残るために独自に情報を集めて、自分たちの市に合った施策の検討をする必要というのはこれから出てくると思うんですが、そういった姿勢とか習慣を、市役所のそれぞれの部署に習慣として、姿勢として身につけていくとか、そういう文化をつくっていくという必要があると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。そして、もし今から必要なんだと考えられているのであれば、どういうふうに進めていくのかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず市が行う施策や事業につきましては、大きく分けて2つ整理できると考えております。1つは国や県の方針を受けて実施するものと、もう1つは市の独自の判断により実施するものでございます。ご質問の市の判断により行うものの中でも、特に国や県の財政支援を受けずに行うもので、国、県や他市に先駆けて実施する市の独自の施策や事業があると考えております。

本市におきましては、他市に先駆けて行ってきた事業としまして、途切れのない子育て支援を実施しております子ども総合センターの設置でありますとか、中学校卒業までの子供の医療費を無料化する福祉医療費助成事業などがございまして、こうした取り組みは県内の他市町へと広がって、県の制度拡充へとつながっているものと考えているところでございます。

今後におきましても、本市の特性を生かしてさまざまな施策の展開を図る必要があると存じますが、今、議員ご指摘のさまざまな情報を収集する積極的な姿勢でありますとか、習慣というものは職員にとって必要不可欠であると考えておりますもので、こうしたものをどのような形で市内で生かしていくかということにつきましては、例えば経営会議でありますとか、部長会議等を活用して意識の醸成というものを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁いただきました亀山として先進的に取り組んできたものもあるし、これから情報収集についても取り組んでいくというふうにお答えをいただきました。

今回、一般質問を通して、とにかく計画にこだわらず早く小規模児童養護施設を設置いただきたい、社会的養護の充実というのをお願いしたいと、充実をしてほしいというふうに私は思っているのと、そもそもの政策として近い将来無駄になる、できなくなる、時代が変化することに対して、あらゆる政策に関して考えて議論をしていく必要があるんじゃないかというようなことを通して質問させていただきました。

また進捗について伺わせていただくとと思いますが、今回はこれで質問を終わらせていただきます。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎です。

通告に従いまして、一般質問をやらさせていただきます。

本日は、公共施設について、体育館の設備について、防災・減災についてと大きく3つの質問をやらさせていただきます。

まずは亀山市公共施設白書について、お聞きしたいと思います。

平成26年の3月議会の一般質問の中で、市の庁舎建設を進めてほしいという趣旨で質問させていただいております。そのときに、建てかえていただきたいというときに、現在の市の庁舎の不便さとか衛生的でないというような話をしたんですけど、どうしても建てかえてほしいという意志が強いもんで、現庁舎の問題点についてまず語らせていただきます。

現庁舎の問題点として、健康福祉部は本庁舎から離れたあいあいの中にあり、上下水道局は関支所内にあるということで、複数の部署に用があるときには本庁舎一カ所で用が足せない場合もあるという、そういう不便さを抱えた現在の施設であると思います。

また、市民の方が市に用があり車で来庁すれば、1台当たりの駐車スペースも狭く、その上に駐車台数が少ない来客用の駐車場となっております。

また、職場環境においては、職場面積が小さく、書類保管用のキャビネット等を置く場所のスペースも小さく、書類が山積みになった机上での仕事を行っている職員の方が大勢おります。

また、職員数に見合った食堂もなく、机上での昼食など、衛生面でも問題点が多い現庁舎だと思います。

それで、今回も同様の考えを持って、これから質問に入らせていただきたいと思います。

平成26年3月に亀山市公共施設白書が出されております。そのときは議会や市民の皆様にお示しいただいておりますが、改めて亀山市公共施設白書というのはどのような趣旨や目的でつくられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうで公共施設白書の内容についてお答えをさせていただきます。

本市では、市町村合併や人口の増加、高度経済成長に伴う社会的ニーズ等に対応するため、今まで昭和30年代から昭和50年代を中心に、庁舎や市民利用施設、学校保育園、市営住宅など多くの公共施設の建設を進めてまいりました。現在、約174施設、延べ床面積で約18万3,000平方メートルに及ぶ公共施設を有し、市民の皆様にご利用をいただいております。

しかしながら、この時期に建設された公共施設は既に相当な年月が経過しており、施設の老朽化を初めとして社会的ニーズの変化等さまざまな要因により利用者が少なくなっている施設が見られるなど、多くの課題が出てきているところでございます。

このようなことから、市が所有する公共施設について、現状を分析し、将来における適正な配置と効果的・効率的な施設のあり方を検討するための基礎資料として活用することを目的に、亀山市公共施設白書を平成26年3月に作成いたしましたところでございます。

内容といたしましては、公共施設について、用途分類別、建築年代別、構造別に整理し、用途別に年間維持管理費を試算しています。また、将来の更新費用について試算し、更新時期別、用途分類別に集計したもので、今後、施設にかかる経費の抑制と平準化、施設の集約化や保有資産の有効活用を議論するための資料として整理いたしましたものでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど答弁いただきましたけれども、この白書の中には用途分類別の公共施設という内容があります。耐用年数が過ぎて更新時期が過ぎているにもかかわらず、更新されてない施設が多々あります。また、その分類施設といえば、学校教育系施設、子育て支援施設の中にこういった目立ったものがありますけれども、市の庁舎につきましては、2006年、2007年にかけて耐震補強を実施して今日に至っております。一番古くに建築された南棟に関しては1958年に建築され、2008年には耐用年数の50年を過ぎ、現在では58年目に入っております。

市庁舎の再整備に向けては、平成20年3月に庁内の検討委員会が基本構想の素案を取りまとめましたが、一時凍結との判断により、平成21年3月末に亀山市新庁舎建設基本構想等策定委員会が解散され、その後は新庁舎建設についての検討はなされていない状況が続いております。

そこで質問なんですけど、平成26年3月議会に同じような質問をさせていただいたんですけども、この質問の中で市長のご答弁としまして、公共施設白書について、庁舎を含め亀山市の公共施

設全般にかかわる今後の更新の大体の概略をお示しさせていただいたもので、今後その更新には約623億円かかるという試算をしており、その観点からも大きな課題であり、今後におきまして、この庁舎も含め、公共施設全体の、特にこの公共施設白書を基礎資料とした将来における本市の公共施設の適正配置につきましてはどのように考えていくのか検討する必要があると答えられまして、その視点からも調査・研究はいたしてまいりたいと発言されております。

その後、2年たちますが、この間にこの調査・研究してまいりたいと言ったことはどのような調査・研究をされたのか、まず市長からお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この2年間にどのような議論を重ねたかということではありますが、公共施設の白書に基づいて、今後、長期的にどのようにこれを配置していくのかの問題につきましては、さまざまな観点から今積み上げてきたところでもあります。

一方で、庁舎の建設の凍結につきましては、現時点では従来の方針を堅持させていただいておるところではありますが、亀山市のマスタープランでありますとか都市計画をどのように今後していくのかというのは、今後の議論であろうかというふうに考えておるものであります。

当然、庁舎もそうでありますけれども、先ほど触れていただきました多くの公共施設の更新時期を順次迎えてまいるわけでございますので、莫大なコスト、それから亀山市全体の都市計画上の配置がどうあるべきなのか、そういうさまざまな角度からの検討が今後必要であろうかと思っておりますのでございまして、今後そういういろんなプロセスがあらうかと考えておりますが、現時点で庁舎の位置をどうこう、時期をどうこうということについては、その詳細を2年間で積み上げてきたという具体的な検討については、いたしておらんとところでもあります。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

最近よく聞く言葉にCSOという話があります。コミュニケーション、スピード、オープンということなんですけれども、スピード感を持って検討していただきたいと思っております。庁舎の建築については、計画から建築するに当たって最低でも8年はかかるというような以前ご答弁をいただいております。検討し始めてから8年ということは非常に長い時間で、今回、総合計画というのをつくられる、そういうことをやられておりますけれども、こういうこともスピードを持ってやっていただきたいと考えております。

その中で、市の庁舎にかかる修繕工事費というのを2006年3月で聞かせていただいておりますけれども、そのときの答弁としまして、平成22年度から25年度までの修繕工事費の累計は8,069万5,000円ということで、毎年約2,000万円かけているというふうにお聞きしました。

それでは、平成26年度、27年度にかかった修繕工事費は幾らだったのかお聞かせ願いたいのと、現在、市の庁舎を維持するためにかかっている修繕工事費、それにはいろんなものがあるかと思っておりますけれども、新庁舎建設時には、その修繕工事費で交換したものとか、そういったものが採

用の余地なく無駄になる可能性が私は大と思うんですけれども、その辺のことについてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本庁舎における修繕費でございますが、平成26年度はクロスの張りかえ修繕に約175万円、監視カメラ取りかえに約110万円、ボイラー室屋根防水シート修繕に約90万円のほか、修繕料として約640万円を支出いたしたところでございます。

平成27年度は、現時点で消防設備取りかえ修繕に約180万円、庁舎前車寄せ雨漏り修繕に約60万円、クロス張りかえ修繕に約30万円のほか、修繕料として約560万円の支出となっております。

現庁舎の修繕工事費は、新庁舎建設時には再利用の余地なく無駄になるんじゃないのかということでございますが、先ほどご答弁させていただいた修繕工事については雨漏りや設備の老朽化に対する修繕でございますので、現状の庁舎の維持管理上で必要な費用でございます。ということから、新たな施設との関係はないものと理解をいたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

細かく金額を教えていただいたんですけど、トータルで幾らになるんですか。平成26年度と平成27年度にかかったトータル金額をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

申しわけございません。2年間で約1,200万円の支出となったところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

22年度から25年度までは1年当たり約2,000万円かかっているということですが、今回においては1年につき600万円ぐらいということで、これは時期によって変わってくるものだと思います。それを先ほど聞きましたように、新庁舎を建設した場合には再利用するものは何もないということなんですけれども、これだけの金が年々維持するためにかかっているということなんですけれども、こういうようなものを新庁舎を建てるという目標ができたときには、こういう修繕費をかけずに、多少不自由でありながらも、そういうことをやっていくというような方法もあると思います。

私が以前に視察させていただきました、たしか広島の呉だったと思うんですけれども、視察に行きましたら、冬場だったんですけど、暖房が入りませんという話だったんですね。なぜかというたら、前の市長は庁舎を建てるということで、それ以上無駄になるようなものは、やめということでやっていたんですけれども、その次の選挙で落選してしまったために、建てないという方がなった

んですけども、エアコンの装置もつけずに現状のままで来ているからということで、私が行って対応していただく部屋も全然冷暖房のきかない部屋だったんですけども、それぐらい思い切ったことを、この後の話ですけども、そういったことも考えていただきたいと思います。

次に、学校教育系の施設と子育て支援施設について質問させていただきます。

この2つの施設は、いずれも耐用年数を過ぎた施設を多く抱えており、特に目立って多いのが子育て支援施設だと言えます。そこで、学校教育系の施設と子育て支援施設については、共通の質問として、耐用年数を過ぎた施設は全て耐震補強工事が済んでおるのかという点と、また学校教育系の施設では、最近になって建築されたもので、東小学校、井田川小学校というのがありますが、いずれも、そのときの理由としまして学童数がふえるという理由で建築されておりますが、そういった理由だけでなく、耐用年数を過ぎた施設の建てかえなどを考慮して、例えばそういうことも考慮して、多少多目に教室をつくるとか、そういったことを考えられて建築されたのか、その点についてお聞かせください。

それと子育て支援施設については、加太保育園とか第二愛護園などは耐用年数を既に10年以上も過ぎており、建てかえを行うにしても敷地面積、第二愛護園なんかは非常に施設も、施設以外の空き地というか遊ぶ場所ですね、そういったところは狭いと思うんですけども、こちらのほうでは建てかえを行うにしても代替地の確保をしなければ建てかえを行うことができないというような、そういった問題が出てくるのが予想されると思うんですけども、現時点でこういったことのどのような考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

亀山市公共施設白書の中では、学校教育系施設といたしまして分類されております建物は、小・中学校の校舎、体育館及び関学校給食センターとなっております。この中で白川小学校の校舎は建築後60年以上経過しております。亀山中学校の校舎でも一部50年を経過しているものがございまして、これらにつきましては、木造22年、鉄筋コンクリートづくり47年の耐用年数を既に経過しております。ただ、この耐用年数につきましては税法上の基礎となる年数でございまして、これを経過しているからといって、一概に使用に耐えないとか危険な建物というものではございません。

白川小学校の校舎につきましては、平成21年に国有形文化財に登録された建物でございまして、その後、平成26年の耐震工事の実施により耐震性を確保しております。今後も文化財として保存整備していくものと考えてございます。そのほかの建物につきましても、地震に対する安全性は確保できているものでございます。

また、建てかえの目的のほうでございまして、現在、改築事業を進めております川崎小学校校舎につきましては、児童数の増加による教室不足の解消とともに、段差解消によるバリアフリー化や安全管理面の課題などを抜本的に解消するものでございます。

また、平成25年度の亀山東小学校と平成24年度の井田川小学校の校舎増築につきましては、ご紹介いただきましたとおり、児童数の増加などによる教室不足に対応するものでございます。教室の数につきましては、必要な教室数に合わせて増築したものでございます。

なお、平成23年完成の亀山中学校、関中学校及び亀山東幼稚園の校舎及び園舎の改築につきましては、旧建物では耐震工事による耐震性の確保が不可能でありましたので、耐震化を主な目的として改築したものでございます。

○議長（前田耕一君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市内保育所等施設につきましては、第二愛護園が築後44年、加太保育園が築後45年と、議員おっしゃるとおり、税法上の耐用年数を超えている施設が多々ございますが、全ての保育施設につきまして耐震診断を平成16年度に実施し、耐震工事を平成21年度に完了しているところで、毎年、計画的に施設改修及び修繕を実施しており、少しでもよりよい保育環境の整備、安心・安全な施設の整備に努めているところでございます。

今後の施設のあり方につきましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画や、その考え方をもとに公共施設等総合管理計画の中で検討してまいりますとともに、整備に当たりましては、今後、幼年人口がどのように推移していくかという変化の状況や保護者の就労状況の変化を見込み、認定子ども園の新設や移行等を計画的に進めてまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど耐用年数という言葉が出てきましたが、税法上の耐用年数であるというふうに言われましたが、建造物の耐用年数も確かにあると思うんですけども、こういった調査のときには税法上の耐用年数ということを使われておりますが、じゃあ税法上の耐用年数であるんなら、それを目安にして実際に工事を行ったりしているのは、何で建造物の耐用年数で施設の修繕とかそういうことを行ってないというのはどういう理由からか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

そもそもこの耐用年数の根拠でございますが、これにつきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令というのがございまして、その第1条に所得税法または法人税法に規定する減価償却資産の耐用年数は云々と書いてございますので、この省令にも定められている耐用年数につきましてはあくまでも税法上の耐用年数であり、通常の維持・補修を行った場合には、減価償却資産の本来の用途・用法により、通常予定される効果を上げることができる年数をあらわしたものであると考えてございますので、物理的な寿命というよりは経済的な寿命で、それを経過したことで直ちに危険であるというものではないと認識しているものでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっと時間もなくなってきましたので、次に移りたいと思います。

現在、公共施設総合管理計画というのを本年度つくっておられると思うんですけども、市の庁

舎、それと学校教育系施設、子育て支援施設を所管する部門のほうでも、この質問をやっておりますので、その部門の方も現在、公共施設総合管理計画を立案されていると思うんですけども、どのような方針で作成・立案をされているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、公共施設等総合管理計画の策定は、財務部が主になってやっていますので、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成26年の3月に公共施設白書をつくりまして、その後、公共施設等総合管理計画の策定に当たっております。その中で、まずは基本的なことを平成27年、昨年11月に、策定に当たって策定の背景とか本市の状況、どんな課題があるのかということ課題別に少しまとめて、それと行財政改革でどんな取り組みを求めているのかということと、最後に公共施設総合管理計画とは、国の要請、その背景などから、施設・インフラの老朽化について、更新、統廃合、複合化、長寿命化について考えていく。もう1つは、厳しい財政状況で維持管理経費の見直し、受益者負担の適正化を考える。人口減少、少子・高齢化の点から見ますと、利用実態、ニーズの把握、将来人口の分析、大きくこの3つの点からまとめておりまして、それから今後導いていくものが、公共施設等の適切な配置はどうか、財政負担の軽減、平準化についてはどうか、真に必要なサービスの提供はどんなふうやっていくのかを今後まとめていきたい。今の段階では、主には財務部を主体に取り組んでおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

方針のほうを聞きたかったですけれども、時間も押しておりますので、次に移らせていただきたいと思います。

2番目の体育館の設備についてということなんですけれども、トレーニング機器についてまずいきたいと思いますが、健康増進に係る機器設置の意味と2番目の利用料金についてをまとめてやらせていただきたいと思います。

なお、この質問は、平成25年の6月議会で退任されました片岡議員も同じようなことを質問されておりますが、再度やらせていただきたいと思います。

市の運動施設としましては、西野公園・東野公園の体育館、それと関B&G海洋センターの3つの施設があります。そのほかに、運動施設ではない総合保健福祉センターあいあいの中にもトレーニング室があり、トレーニング機器が設置されております。

そこで、それぞれ現在、西野公園体育館、東野公園体育館、関B&G海洋センター、あいあいの中に設置されている主なトレーニング機器の名称と台数、それとその機器の所有者、そのほかにトレーニング機器設置の意味合い、料金体系についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、総合保健福祉センターあいのトレーニング室につきまして、ここは健康福祉部所管分と、それから社会福祉協議会が所管する部分がございますが、運動機器といたしましては大きく分類して5種類ございます。有酸素運動の機器としましてエアロバイク7台、ランニングマシン3台を設置しております。また、筋力トレーニング機器として腹筋台1台、筋力トレーニングマシン4台を、それからストレッチ運動を行えるスペースとしてストレッチマット2枚を設置しております。

これらの機器は、健康づくりのために運動を始めるきっかけとなりますよう、総合保健福祉センターあいの開設の際に設置したものでございます。そういうことから利用料金はいただいていないところでございます。

また、週に1回程度、健康運動指導士を配置して、健康運動や、そのプランの相談を受けたりして、機器の使用説明を行っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

運動施設の関係でございますが、まず最初に運動施設におけるトレーニング機器の名称と台数、所有者についてお答えをいたします。

西野公園の体育館におきましては、市の所有機器としまして、エアロバイク2台のほかバーベルなどの器具が4種類10台、指定管理者所有のバタフライローリングマシンなどのトレーニング機器が4種類4台ございます。

次に、東野公園体育館における市所有の機器でございますが、ランニングマシン1台のほか腹筋台などのトレーニング機器が4種類4台、指定管理者所有の機器はエアロバイク4台のほかレッグエクステンションなどのトレーニング機器9種類9台でございますが、うちエアロバイクの2台は、今、故障のため撤去をしております。

次いで、関B&G海洋センターでございますが、市所有の機器としましては、エアロバイク2台のほか腹筋台などのトレーニング機器が4種類4台でございます。合わせて、ただいま38台でございます。

トレーニング機器設置の意味合いということでございますが、運動施設につきましては、市民のスポーツ活動を推進することで、青少年の健全育成、市民の心身の健全な発達に寄与することを目的としております。

3カ所の体育館に設置しておりますトレーニング室につきましては、ダンベルやバーベルを用いたフリーウエイトトレーニングや機器を使ったマシントレーニング、またマットを利用した柔軟やストレッチトレーニングなどを行うことにより、体力向上を図るものでございます。

最後に料金ということでございますので、西野公園の体育館、東野公園の体育館のトレーニング室の利用料金につきましては、午前・午後・夜間のそれぞれ区分ごとに、小学生及び中学生が50円、一般及び高校生が100円でございます。関B&G海洋センターの体育館のトレーニングルームにつきましては、午前・午後・夜間のそれぞれの区分ごとに、中学生以下が50円、一般の方が100円、団体のほうが1,230円となっております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

言葉は違いましたですけれども、片岡議員への答弁のときにはもっと簡単にお答え願ったんですけれども、運動施設のトレーニング機器は体育館、これについては主に体力づくりを目的と。それで、あいあいのトレーニング室は市民の健康づくりのために設置したということで、設置の理由は体力づくりと健康づくりのためというふうに理解しておりますが、体力づくりの場合は有料であって、それで健康づくりというのは無料という、この辺の判断が私はどうも理解できないです。なぜかという、健康づくりを行う人も体力がなければ、こういった運動施設、機器を利用してやるということは基本的にできないと思うんですよね、体力がなければ。それで、その機器を利用して健康づくりをやった方は、やっぱり体力もつくかと思うんです。病人の方が来て、エアロバイクとかそんなのに乗っている姿というのは恐らく見ないんですけれども、こういうこと、体力づくりというのと健康づくりによって有料か無料か分かれているというのは、どうも私は納得がいけないんです。

それで、文部科学省のこういうような体力の意義と求められる体力というんで、これを見ますと、健康に生活するためには体力も要ることが書いてあるんです。だから、言葉の詭弁のために体力づくりは有料で、健康づくりというのを、こういう言葉に置きかえただけで無料・有料というのはどうも私は納得できないんですけれども、その辺のところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

トレーニング室を含めまして運動施設のご利用につきましては、原則として受益者である利用者に利用料金を負担いただくと考えております。議員おっしゃられますように、例えばアスリートの方が筋力アップや体のパフォーマンスを向上することが必要な運動と健康のための運動は若干異なると思いますが、最近では生活習慣病による死亡の増加など、健康志向から運動に取り組まれる方も増加しており、また高齢者の転倒防止のために下肢の筋力トレーニングは有効とされるなど、運動による健康の回復、維持・増進が個々の人にとっても社会にとっても重要となっていると認識しております。

このように、体力づくりのための運動や健康づくりのための運動について明確に線引きすることは難しいというふうに考えておりますが、運動施設のご利用ということで利用者負担をいただいているという状況でございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

施設のの違いで、やっていることは同じでも有料・無料が決まるというのはどうも私は納得できないんですけど、先ほど体育館のところでは受益者とかいうようなことを言われておりますが、設備と環境を見ますと、あいあいの中は空調設備が整っていて、それで場所的にも狭いもので、冬場には暖房、夏場には冷房というのはきっちりあそこは完備されております。ところが、体育館のほうでは、開放したり場所も広いということで、行ってもそういう空調や、そういうようなんをかけて

も、実際に広くてなかなか空調のあれもきいてこないというようなところがあるんですけど、先ほど受益者である利用者には利用料金をもらうと言うけれども、あいあいのほうは受益者負担というのはないんです。あそこはエアコンがきいて、電動のものを使えば電気がかかるし、そういう施設でありながら受益者負担ということは、健康の施設ならないと言うのやったらお伺いしたいんですけど、あいあいの中に白鳥の湯という、名湯でしたね、名湯白鳥の湯がありますけれども、あそこは考え方によると、温泉につかって心身ともにリラックスをしようという方は、本当は無料やないとあかんです。風呂にただ単に入りに来て、温泉だろうが何も構わん、自分の汗を落として洗って帰ると言う人は金は取ってもいいというような理屈に私は似ていると思うんですよね。同じ機器を使いながら、設置の場所によって料金が違うというのは私はおかしいと思います。

それと同時に、無料の設備のほうは機器がいいんですよね。金を払って行くところは故障とか、ランニングマシンを使えば音がするというような、そういう機器があつて、普通なら有料のほうは設備がよくて、無料のほうはちょっと悪くても辛抱してもらおうというのならわかるんですけど、これは全く逆になっているんですけど。ただし、あいあいを利用している方も大勢おりますんで、あいあいを有料にして体育館を無料にせえという話やのうて、あいあいのほうは無料でも構いませんから、有料のほうの設備をもっとよくするとか、その辺のところを一遍聞かせてほしいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

機器のほうが大変老朽化しているということで、そのとおり機器類につきましては、例えばランニングマシンは平成13年でございます、エアロバイクは東野公園の体育館ができました、竣工しましたのが平成5年の12月でございますので、平成6年に購入したということでございまして、機器全体の更新ができていないという状況でございます。このため、老朽化や故障により使用できなくなった機器は、使用を中断し、修繕等を行っておりますが、不可能なものもございまして、撤去という形で対応しております。

機器の更新ということにつきましては、ただいまお話のありましたあいあいのトレーニング室であるとか運動施設のトレーニング室について、それぞれの目的とか料金体系の違いということもありますけれども、内容的にはおっしゃられるように類似しておりますので、今後より明確な方針や位置づけなどを庁内関係部署間で協議し、全体的な機器の調整や整理、更新について検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

体育館の施設なんですけど、東野公園のほうはある程度筋トレの機械とか、あんなんがそろっているんですけど、私が四、五年前に行ったときは、エアロバイクが5台ぐらいありましたかね、それが現在2台です。それで、ランニングマシンは当時3台あったと思うんですけど、それが現在1台と。修理することもなく、全部どのようにされたんかわかりません。B&Gとかあの辺、西野公園へ行くと、これがエアロバイクというようなものしか置いてありません。自転車でいえば、中古車で誰も乗らんやろうというような機器を置いて、その場所でも100円取るということなん

ですね。それで、かなりいい機器がそろっているあいあいのほうですね、これは非常に新しい機器がそろっております。台数も多いです。体育館の有料のほうが、これだけひどい機器を置きながら、体力づくりということなら、これをいつそのこと主に健康づくりと置きかえていただいて、無料にするとかそういうような配慮はないのか、その辺のところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほど申しあげましたように、体力づくりと健康づくりの運動のためのトレーニングというのは、いずれの場合でも有酸素運動とか筋力トレーニング、ストレッチなどの柔軟性のトレーニングなどが有効ですが、例えば水泳とかエアロビクス、ランニング、ウォーキング、またヨガなど、さまざまな運動メニューもございますし、各種教室の参加とか年間の施設利用といった方法もございますので、ご自分の環境や興味に合わせてさまざまな方法を選択いただければと思っております。機器の充実につきましては今後調整をしながら、また更新のほうについては検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

無料という話は出てこなかったんですけども、まずあの機器、使って利用するというのに、受益者負担とか何とか言いますが、あれは受益者、私ら料金を払って行っておっても、あの機器では体力がつくどころか、それと体育館へ来ている方が全てが、体力づくりという意味合いもあるかもわかりませんが、それを言えばあいあいも同じような意味合いがあると思うんですね。実際に来ている方は、55歳から60代の方が大体利用しているんですね。若い方は、たまに来られてはおるけれども、常時使っておる人というのは50代後半の方がかなり多いと思うんですよ。だから、その辺のところを調べられておりますか。利用者、20代の方が多いのか、50代、60代の方が多いのか、その辺の実態をご存じかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

利用者ということでございますと、例えば西野公園ですと大体1日5名から10名の方、東野公園ですと1日10名前後ということで、B&Gにつきましては、ほとんどマシンを使われる方はないというふうにお聞きしております。

年齢につきましては、議員のおっしゃられるような年齢の方が多いということはお聞きしております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

60代、50代の後半の方が体力づくりって今さら、体力というよりも、現状を維持したいとか、少しでも健康な体で長生きしたいというような意味合いで行っている方も大勢おると思うんですよ、

この年齢を見ると。10代、20代の方が来て筋骨隆々になるためにやっておるという人はほとんどいないんですよ。だから、それを体力づくりは料金があって、健康づくりは、そのために来た人とは言うのやったら、先ほどの名湯白鳥の湯やないですけども、本当に健康のことを考えて、温泉につかって冷え性を治そうとか何とかいう意味合いの方は、当然無料であってもいいと思うんですけども、そうでなくて、ただ単に湯につかって体を洗って帰るという人については有料というような、そんな区分けをせずに、この運動施設のトレーニング機器というものについて、有料であればもう少し機器をそろえてほしいと思うんです。100円のものが200円になっても、機器がそろえらば納得して行く人もおると思いますけど、その辺のところをもう一度お聞きしたいんですけども、機器を新しいものにかえていただくとか、その辺の予算のことについて、3月で予算は1年間は走りますけれども、その辺のところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

予算については、まだ獲得ができていないという状況は続いておりまして、少し庁内での整理といったものも必要かと思っておりますので、更新について検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

もう時間がなくなりますのであれなんですけれども、1年先、2年先も元気であれば、体力づくりでなくて健康づくりのために体育館を利用させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

それじゃあ、どうも終わります。

○議長（前田耕一君）

5番 尾崎邦洋議員の質問が終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、通告に従いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目です。障害者差別解消法制定による亀山市の対応について。

2016年4月1日、障害者差別解消法が施行されます。この法律は、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すための法律です。この法律で言うところの障がい者とは、障がいがあり、継続的に日常生活に支障のある人

全てを指すものであり、障害者手帳のあるなしには関係ありません。ということは、加齢によって膝や腰が痛み動きにくいということも障がいと大きく言えると思います。ですから、誰もが関係してくる可能性のある法律です。

また、この法律の対象は、国や地方公共団体などの役所などの行政機関や、また会社やお店などの民間事業所となります。NPOなどの非営利事業者も含まれます。個人的な関係や言論・思想は対象にはなりません。

この法のポイントの1つは、不当な差別的取り扱いの禁止が規定されていることです。これについては役所も会社やお店も禁止されています。例えば障がいを理由に窓口の対応を拒否する、学校の受験や入学を断る、アパートを貸さない、鉄道やバスの乗車を拒否するなどがこれに当たります。

2つ目のポイントは、合理的配慮を行うことが規定されていることです。車椅子の方に乗り物に乗るとき手助けをするとか、役所窓口で障がいに応じたコミュニケーション手段で対応するなどです。これについて注意することは、会社やお店は配慮をするように努めなければならない努力義務であるのに対し、役所は必ず配慮を行わなければならない法的義務となっていることです。

これから亀山市の対応について聞いていきたいのですが、まず手帳のあるなしには関係がないとはいえ、障害者手帳を取得していらっしゃる方がどれくらいおられるのかを、障がい別にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

当市における障害者手帳の交付を受けている方、データは平成27年4月1日現在でございますが、身体障害者手帳の交付を受けられた方が2,168人、知的障がいがある方が持つ療育手帳の交付を受けられた方が316人、精神障がいのある方が持つ精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方が213人の計2,697人でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

手帳を取得していらっしゃる方でも2,600人とたくさんいらっしゃるわけですが、それ以外の方にも対応していくという法律となります。

次に、合理的配慮について伺いたいのですが、既に現在なされている配慮についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

合理的配慮というか基本的な現在市が対応させてもらっております状況ということで、現在、障がい者の方への対応といたしましては、高齢障がい支援室に社会福祉士、それから精神保健福祉士を配置いたしまして、それぞれ障がい者の支援のためのケースワークを担当しております。さらに、今回の法改正とか、そういう制度の変化、あるいは多様化する障がいサービスに的確に対応できる

よう、窓口業務などの際に適切なサービスをきちっと説明するとか、そういうことにおいて対応しておるところでございます。

それから、合理的配慮につきましては、先ほど議員が言われましたような例につきましては、当然のこととして行っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

大まかにお答えいただいたわけですが、中でも精神保健福祉士をきちんと置いている市というのはなかなか珍しいことだということですので、きちんと周知をして、そういうことにお困りの方が狙って来られるようにしていただきたいなと思います。そうやって既に手厚く対応されていることがあることもご紹介をいただいたところです。

そこで、今回法が施行されることにより、新たに新年度予算に盛り込んで対応されたことがあるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

これまでから亀山市におきまして、亀山市交通バリアフリー基本構想に基づいて、例えば駅へのエレベーターの設置や、おもいやり駐車場の設置など、障がい者の方に社会参加をしていただけるようさまざまな事業を行ってまいっておるところでございます。

平成28年度に新たに予算措置を行ったものとしましては、企画総務部におきまして、市ホームページの中の記事がきちっと音声読み上げソフトに配慮した記事になっているかどうか確認するようなことを業者委託して確認した上で、もしそういうことに対応してないとしたら修正するというふうなことを行うこととしております。これを予算化しております。

また、健康福祉部におきましては、手話通訳者を配置するための賃金予算を計上させていただいております。手話通訳ですね。ただ、毎日というわけにはいきませんので、1週間に1日ということでございますので、何曜日におりますよというふうなことも含めてきちっと周知してご利用いただけるようにさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

音声読み上げソフトについて確認をいただいて前進していただく、そして週に1度とはいえ、手話通訳の方が決まった日に配置されるということは大きい前進だと思います。

同時に、一言述べておきたいのは、その手話通訳ができる方が1人だけが障がい者の方とつながっておればよいというのではなくて、この法律をきっかけに、つながることのできる人をどんどん広げていくという努力が必要かと思われまますので、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

既にされている合理的配慮と、そして新たになされる合理的配慮について聞いてまいりましたが、まだまだ多様な障がいに対応できていないと感じております。第4期の亀山市障がい福祉計画は、亀山市地域自立支援協議会や、そのワーキンググループ会議などで、さまざまな障がいを持つ方や、

その家族の方などの声を聞いて策定してこられたと思います。ですから、もっと当事者や家族の方々が希望する配慮についてもつかんでおられるのではないのでしょうか。

私のところにも、視覚障がい者の方にとって今回の例えばマイナンバーの制度の通知カードや個人番号カードについて、何ら障がいに配慮されたものではなくて大変であったと聞きます。さまざまな障がいの方からは選挙について、今回も来年度、7月に選挙がありますけれども、投票の仕方や、また公報についてもっと改善してほしいということをよく伺います。また、興味のある講演会などのお知らせがあっても、聞こえに配慮されたものかどうかわからず出かけられないということもお聞きします。

合理的配慮については努力義務ではなくて法的義務となってきますので、もっと前倒しで検討して積極的に対応すべきであったと考えます。今、過去のことで聞いてもあれですけども、今後さらにどのように取り組んでいかれるのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、市職員全体がそういう意識のもとに業務に当たるということが大切なことだと考えておりまして、企画総務部におきまして職員の対応要領を作成いたしました。その対応要領の周知徹底と制度周知のため、3月中に職員に対して研修会を開催いたします。さらに、企業等にも当然働きかけを行ってまいります。そういうことによって、職員がきちっとそういう意識に立つということが大切なことかなと思っております。

さらに、先ほど言われた声を吸い上げるということにつきましては、平成29年度に改定を予定しております亀山市障がい者福祉計画がございます。その前段として平成28年度にアンケートを実施いたします。そういう中でもいろんな要望を聞いていきたい、あるいは日々の窓口の中でお越しになった障がい者の方なんかの意見、要望等をきちっと聞いていくということに努めておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

対応要領をつくっていただいて、研修もしていただくということです。

アンケートをされるということなんですけれども、アンケートも大事なことなんですけど、広く声が聞けると思いますが、今現在、当事者といわれますか、たくさん触れ合っておられる方がいらっしやると思いますので、ぜひとも直接声を聞いていただきたいなと思います。また、この法をきっかけに私どもも聞いたことを積極的に市のほうに上げていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

1つご提案をしたいことがございます。特に視覚障がいの方と触れることが私は多いんですけども、80%ぐらいは私たち人間は視覚から情報を得ていると言われていまして、情報を得ることに対して視覚障がいの方々が困っておいでです。今回のマイナンバーの制度のことですとか、この法律が施行されることですとか、そういうさまざまな政治のことについて内閣府が広報を出しておられます。点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」、2カ月に1回ですけども、

政府からのお知らせを取りまとめた冊子になっていまして、墨字とって普通の大きな字で書いたものと、それからその上に点字がしてあります。そして、これにはCDが一緒についていまして声でも聞けますし、あとSPコードで、必ずついていきますので、読み取り機を通して聞くこともできる広報になっております。

こういうものが当たり前に私は市にあるものだと思っていましたが、どうもそうではなくて、特定の障がい者の方が直接受け取られて、直接知っている方にお渡ししているみたいな状況でとまっているようなんです。こういう情報については、市が当たり前に、例えばあいあいや図書館などにきちっと置いていただいて、いつでも読める、いつでも借りられるということにさせていただくことが大事なかなと思いますし、このCDなんかについては、別に目の見えない方じゃなくても、私たちが聞いてもとてもシンプルに情報がまとめているのでわかりやすいですし、クラシック音楽があったり、小倉百人一首が入っていたりとか、そういう楽しみの部分もありますので、ぜひ市できちんと責任を持ってやっていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

今回のいろんな協議の中でそういうこともわかりましたので、具体的に対応させていただけるように室のほうで進めておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

具体的に進めていただくということで、よかったですと思います。

それで、これは政府の広報ですんで、私たちでしたら例えばマイナンバーでも、法律を一遍ひもといてみようとか、違う考え方はないんだろうとか、いろんな情報を自分で集めるわけですけども、一方的に広報だけ読んでいるという生活では、同じように情報を得られるということにはならないと思うんで、そこら辺を豊かにサポートしてくれる方法があります。サピエというシステムなんだそうなんですけれども、視覚障がい者を初めで文字を読むことが困難な方々に対してさまざまな情報を点字や音声データなどで提供するネットワークということで、サピエの中にそういう情報を提供したり、図書館で好きな本がそういうふうに見ることができたり、図書製作支援であったりといろんなことがあるわけですけども、こういうものも同時に取り入れていただいて、これだけあったらええわということではなくて、多様な情報に触れることができるようにということもあわせて進めていただきたいと思います。

もう1つ、すぐにできることでお願いしたいことが1つあるんですけども、私の知り合いで目の不自由な方がいらっしやったんですけど、例えば白杖をついていらっしやる方、私は知らなかったとか、本当に恥ずかしながら、全然目が見えない方が白杖をついているのかなと思ってたんですけども、同じ白杖をついてらしても、いろんな見え方をされている方がいらっしやるようで、私がおの方と出会ったときには、ある程度見れるし、私なんかよりも小さな虫やごみが見えるときもあつたりするので、そんなに見えないとはわからなかったんですけども、お外に出ようとすると怖い怖いとおっしやる。どうしたらいいのかなと思って、障害者協会の方に相談をさせてい

ただいたら、そういう中でも白杖をつけて歩くと楽なことがあるからということをつないでいただいて、市の歩行訓練に相談いただいて取り寄せることができ、白杖もいただけて、それで訓練をしたら外に出られるようになった。外に出たらお元気になられた。お元気になって、私はあのままとまっていたら大変だったなと思うんですけども。

それというのも、障害者手帳をもらったときには、そこまで詳しい説明というのはなかなかいただけられないんです。こういうことというのは、同じように困っている方がつないでいただくことが多い。そんな中で、障害者手帳を交付されたときや触れ合っていたときに、一つの任意団体ではありますが、亀山市にも亀山市障害者福祉協会というのがあります。いろんな障害別に、それぞれ具体的なお困り事に対する方法を知っていらっしゃる方がいらっしゃいます。そういう方にしっかりとつないでいただくことによって、その人の人生が随分違ってくることがあるんです。

ですから、今まで任意団体であるからということで、積極的に入りなさいと言わなくてもいいんですけども、ここに一緒につながることによってこういうことがあるという情報をしっかり伝えていただきたいなと思うんです。そういうことについてはいかがでしょうか。考えていただけませんか。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

議員のおっしゃられるように、障害者手帳を交付、そういう際にされるような障害者団体の加入の案内ですね、こういう団体があります。例えば、もう少し中に入った程度のことも含めて自立につながるような支援とか、いろんなことがございますので、窓口についてさらに対応の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

前向きな答弁、ありがとうございます。

最後に1つだけ、この法律は差別をされたことに対しても相談する窓口というのが必要となってくると思うんですけども、いろんな相談をするときにどこへ行けばいいのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

相談窓口でございますが、まず健康福祉部の高齢障がい支援室、さらに企画総務部の人事情報室と、この2つを予定しております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

あいあいの4番窓口か市役所に来ていただいたら人事につないでいただくということで、理解をいたしました。

では、次の質問に移りたいと思います。亀山市の子どもの貧困の調査についてです。

子どもの貧困と聞いてイメージされるのは、日本から遠く離れた国々や、近いところでもありませんね、十分な栄養や医療や教育を受けられない子供たちというようなことを想像する方は多いんですけれども、日本のように先進国と呼ばれる国々で起こる貧困については、そういう栄養失調やというような絶対的貧困というものではなくて相対的貧困と呼ばれるそうです。国民全体所得の平均値に比べて、所得が本当に少ない相対的貧困に陥っている方がたくさんいらっしゃるということで、最近も大変マスコミなどでも多く報道されるようです。

日本で起こっている貧困の状態は、物質的・金銭的な欠如だけが問題ではなく、お金がないために人とつながりを持ってない、働くことや文化活動に参加できない、人間としての可能性を奪われる、子供を安心して育てられないなどの多くの困難を複数に抱えているという場合があります。子供でするので成長・発達に対して負の影響を及ぼすことも大きいです。

6人に1人が貧困状態と言われるわけですがけれども、この貧困率というのは、家庭の所得がその国の標準的所得の半分以下になった世帯の割合をあらわします。1980年代は10人に1人やっただけですがけれども、ここ最近、6人に1人と言われて、最近の沖縄の調査のニュースでは3人に1人が貧困だというようなショッキングなニュースもありました。

亀山はじゃあどうなんだろうということなんです。亀山の貧困率ということは計算されていないと思うので、亀山の貧困がどういう状況かがわかる数値的なものがあれば、お示しいただきたいなと思います。

○議長（前田耕一君）

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

私のほうからは、生活保護の状況、それから生活困窮者自立支援事業の状況についてお答えさせていただきます。

まず、亀山市における生活保護受給者のうち18歳未満の子供のいる世帯は、平成26年1月では139世帯のうち6世帯、人数は176人中18人でした。平成27年1月では154世帯のうち9世帯で、人数にしまして199人中23人でした。本年1月では166世帯のうち10世帯で、人数は219人中31人です。このことから、生活保護の関係の世帯数、保護者数、子供のいる世帯、子供の人数と、全てにおきまして年々増加している状況でございます。

一方、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されまして亀山市社会福祉協議会に委託しております生活困窮者自立支援事業での相談件数は、本年2月末までで新規相談件数138件のうち18歳未満の子供のいる世帯につきましては39件で、率にいたしまして約28%でありました。

○議長（前田耕一君）

若林子どもセンター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

私のほうからは、児童扶養手当の状況についてお知らせさせていただきます。

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために児童扶養手当がございまして、その受給状況でございますが、平成28年2月末現在の受給者数は310名で、そのうち母子家庭が28

9名となっています。また、手当の満額を受給している全部支給は126名となっているところで、全部支給の所得制限額は、子供1人扶養の場合、所得額57万円未満、給与収入にしますと122万円未満となり、子供2人扶養の場合は所得制限額95万円未満、給与収入にしますと160万円未満となり、厳しい経済状況であると考えられるところです。

亀山市におきますひとり親家庭等を対象とします福祉制度は、児童扶養手当のほかに、高等学校等通学費援護金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、一人親家庭等医療費助成や就学支援などを実施しており、経済的な負担の軽減や自立の促進を支援しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

教育委員会のほうからは、小・中学校における就学援助の状況について申し上げます。

就学援助を受給しております世帯の児童・生徒につきましては、小・中学校合わせて割合として全体で、今年度で全体の6.85%となっております。平成26年度におきましては全体で6.76%、平成25年度は全体で6.36%でしたので、割合として若干増加の傾向が見られております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

数字を全部言ってもらいました。これが亀山はじゃあ貧困なのかということになるのかどうかは、いろいろまた多分調べてみないとわからないと思うんですけども、確実にふえているなという実感は、理事者の方々も感じておられるということがわかりました。

またもう1つ、きちんと押さえておかなくちゃいけないのは、日本の政治についてもあわせて考えなくちゃいけないということですね。日本における教育費の公的支出は先進国の中でも最低水準、また就学前、高等教育の支出は非常に少ない、特にね。幼稚園・保育園、大学・専門学校の支出は特に少ないということです。また、就学前の教育を受けている率は高いんですけども、教育に出すお金が少ない、公的なお金が少ないということですね。その分、家庭からの支出が多いということになっています。

また、母子家庭もどんどんふえている。母子家庭などのひとり親家庭では特に教育費の支出は大きな負担となっている。シングルマザーの81%が働いているにもかかわらず、母子世帯の平均年収は約200万円。半分以上が貧困の状態にあると言われております。

国際的に見ても、日本は働く女性の賃金水準は低い。また、子供を持っている母親が働くことの障害は大きいということがあります。また、離婚後の子供に対する父親の養育費の支払いが殊さら低い、支払わない人が多い、そういう国であることも原因であります。

こういうことが言われる中で子どもの貧困を考えていきたいわけですが、1つ確認しておきたい。これはちょっと市長にお伺いしたいんですけど、この貧困問題を議論していく前に、次のことについてお伺いしたい。

この貧困問題というのは、私は構造的に生じるものであって、自己責任ではないという合意を持

っておきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

また、貧困というものがいろんな格差を生み出すものになっているということが、これは学問的にも今は皆さんが認めるところだと思うんですけども、ここについてもお考えはどうでしょうかということ、簡単に結構ですので、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

非常に難しい問題をお尋ねいただいたんですが、貧困問題は自己責任ではないと。当然さまざまな社会の要因、社会の構造、こういう問題が要因として存在しておると認識いたしておるところであります。近年、ご案内のように、日本の中流層の層が非常に薄くなってきているということも確かに指摘をされておるところであります、そこらは社会の構造と大きく関与する側面があるかと認識いたしております。

また、この貧困の問題が格差問題を生んでおるのではないかとということにつきましても、当然そういう面を持っておると認識いたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

おおむね基本的なところが一致したところでお話をしていきたいんですけども、今までですと私は、こういう問題があるから例えばもうちょっと支援をしてほしいとか、今でも言いたいですよ、給食費はそろそろ無償にしたらどうやとか、就学援助ももっと広げたらどうやとか、そういうことをいろいろ言ってきましたし、これからも言い続けたいわけではあります、やはりここで一度きちっと調べなくちゃいけないんじゃないのかなという思いがしています。

先日、3月1日の中日新聞にも出ていました沖縄の子ども調査についても、私は1月の中間発表でちょっと見たんですけども、丁寧に、就学援助ももらっている人ともらっていない人のことがわかる調査、そして食料を、おみそやお塩が買えなかった体験があるかどうかとか、大学までやりたいけどやれないとか、そこら辺の問題とか、友達とちゃんと関係をつくれていますかとか、本当に丁寧な調査がなされて、いろいろあぶり出されたことがあって、それで沖縄は、義務ではないですけども、この貧困に対してきちんと計画を、多分この3月議会でこの調査をもとに上げられるということをお伺いしております。

亀山についても、まだ全然そこら辺が、この間、三重県の貧困率というのは9.5%ですかね、9.5というのは出ていましたけれども、長い三重県で亀山がじゃあどうなのかというのはわからない中で、一度きちんと調べるべきではないのか、調査をするべきではないのかと思うんですけども、そこに対するお考えはいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

子どもの貧困対策の推進に関する法律というのが平成26年1月に施行されまして、同年8月には子どもの貧困対策に関する大綱というのが閣議決定されたことによりまして、三重県におきまし

でも本年度中に子どもの貧困対策計画の策定ということで伺っておるところでございます。

亀山市におきましては、子供の貧困率とか、その他の世帯の子供の数などは持ち合わせておりませんが、先ほどご答弁させてもらいましたひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給状況とか、あと就学援助の状況、それから私からお答えさせていただきました生活保護とか生活困窮者の関係の事業の状況などをもとにしまして、教育支援とか生活支援、保護者への就労支援等を行っておるところでございます。

なお、質問の調査をしてはどうかということでございますが、世帯の収入とか勤労の形態を初めとしまして生活実態に踏み込んだような調査も当然必要でございます。このことから、調査の実施に当たりましては個人情報の問題等も絡んでまいりますので、慎重に検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

個人情報のこともありますけれども、余り慎重にしていると、早くすればよかったなというようなことが起こっては困りますので、ぜひ慎重かつスピーディーに考えていただきたい。

この沖縄の子どもの貧困調査をされた沖縄大学の名誉教授であります加藤先生は、こういうことはどこの自治体でもできることだと言われております。これは大変なんだろうと思いますし、お金もかかるんだろうと思いますけれども、子供は日一日と成長していますので、ぜひとも本当の実態をつかむためにも、就援も人数がどんどんふえていますよというだけではわからないことがいっぱいあります。私も、だから就援を受けたいんだけど、お父さんが格好悪いであかんと言うとか、例えば経済的DVでお金をもらえないから就援の基準にひっかかってこないからもらえないとか、ダブルワーク、トリプルワークで頑張ってるだけの子供たちは大変なんだという状況などは、私たちも日常的に相談を受けることがあります。また、修学旅行に行けなかった事例も近年ありましたし、亀山市ではないですけど、卒業アルバムをお金がなくてもらえなかったという事例もありました。

そういう具体的なことというのは、こういうのはなかなか外に出したくないので、特別なその人の例でしょうということで個別化してしまったり潜在化してしまったりという傾向がありますので、地方自治体ですとか、私たちがしっかりと引き上げて見える化をしていくという作業をしていかないとだめだと思うんです。ぜひとも亀山の子供たちのために前向きに、先ほどもいろんなところからご答弁いただきましたので、それこそ横串を刺した中で連携してやっていかないとはいけませんけれども、ぜひとも前へ進めていただきたいということを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

申しわけありませんが、次の質問に移る前に、今の調査について市長のお考えをお伺いして次の質問に移りたいと思います。調査をすべきではないかということに対して。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

沖縄県が初めて調査をされたということでもあります。技術的にはいろいろ難しいところがあるろう

かと思いますが、国や県レベルで数字が出ていくということは、市町村レベルでの基礎的なデータとか算出の仕組みというか、困難さはあるんでしょうが、何らかの方法があるんだろうとも思うところでありますので、そこは今後の研究をしていきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ぜひともお願いしたいと思えます。

保育園について伺います。

子ども・子育て支援制度が始まって1年たちました。いろいろ制度が変わったことによって混乱もあったのではないかとと思えますが、例えば私のところに、保育料がすごく上がったんだけどというようなこともありましたし、延長保育が今までと、どうなっていくんだろうかという不安の声もあったんですけども、前議会ではまだわからないという状況でしたんで、1年間を通して、いい影響についても悪い影響についても、どういうことであったのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成27年度、本年度から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。この新制度になり、変わったところが大きく3点ございます。

まず、1点目でございますが、新制度では支給認定制度、1号、2号、3号認定の認定制度が導入されるとともに、従来の保育料という言い方が利用者負担額になりました。このことにより、算定の基礎については所得税額から市民税の所得割額に変更されたところで、この変更に伴う平成27年4月1日からの利用者負担額については、制度が変わったことによる不利益が保護者に生じないようにということで経過措置を設けさせていただいたところです。その結果、おおむね当初の見込みどおりとなり、大きな混乱はなかったと思っております。

しかしながら、経過措置以降については、算定の根拠が前年度と変わっておりますことから、利用者負担額が上がったわとおっしゃる方がお見えになったことも承知をさせていただいております。実際に10件ほど高なったわという苦情をいただいた方もお見えになるわけですが、そのところについては、算定の仕方が変わり、経過措置の期間が終わったようなこと、いろんなことを丁寧に説明させていただいたところ、ご理解をいただけたというようなことで進んでおります。

2点目ですが、保育時間につきまして保育標準時間と保育短時間が導入され、11時間の保育標準時間と8時間の保育短時間というものができました。保育短時間の利用者負担額については、国が示したとおり、標準時間の額と比較し、約1.7%低い額としたところがございます。

3点目でございますが、この保育短時間を利用しておられる児童が保護者の都合等により8時間を超える保育が必要となった場合は、延長保育料金を徴収し、延長保育を行っているところです。延長保育の料金は1回につき200円の延長保育料金をいただいております。第2子は半額、第3子以降は無料となっております。延長保育の利用実績につきましては、1月末までの10カ月で

217件の利用がございました。

このように、子ども・子育て支援新制度が始まり、保育所に関しまして変更されたことがございましたけれども、おおむね皆さんからご理解をいただいたというようなことで、順調に運営をされていると思っております。

よかったこととしましては、保護者にとって保育短時間を利用する方については利用者負担額が減額になったことが上げられますし、子供にとっても保育短時間が明確になりましたことで、保護者が16時15分までに迎えに来ていただくということになりまして、親子の触れ合いの時間が長く確保されたのではないかと思います。

悪かったことについては特にはございませんが、入所の申し込みの際に支給認定書の書類が追加になりまして煩雑になったというようなことが考えられるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

時間がなくなってまいりましたので、あとの2点を総括して質問いたしたいと思えます。

この新制度になったことについては、待機児童という問題もあって、質と量の拡充ということで国は言われたわけですがけれども、先日でしたか、豊田議員の質問の中で待機児童のことは言われました。ゼロではないということはわかりました。国もゼロ・1・2の対策として、来年度予算で企業が市町村の認定もなしにするような、ちょっと心配な形の保育所をしようとして、そこに整備をつけようとしているということを私は心配しています。亀山市としては今までどおり、いろんなことがあってもきちんと今までの質を担保するという姿勢に立って、ぜひともどんなことがあっても頑張っていたきたいと思えます。

保育士不足についてというところでは、今、国会でも、保育園に落ちたのは私だということとともに、保育士の処遇についても話題になっています。保育士さんが足りない、大変だということが聞かれるわけですがけれども、私が子育てをしていたころは、保育所にフリーの主任の先生がいつもいらして、それで割とゆったりしていたなという気がするんですけども、最近、お調べいただいたところによると、9園のうちフリーでちゃんと主任の先生がいらっしゃるの1園だけなんです。あとは全部、担任の先生とのかけ持ちで主任業務をしていただいていると。これはすごく保育士さん、多分お聞きしても基準どおりの保育士を配置しておりますと答えられると思うんです。でも、基準どおりだけれども、このフリーの先生がいらっしゃらないということだと非常に大きいことだと思いますし、それが主任の先生がかけ持ちしては難しい。

他市を少し、4つ、5つ聞きましたが、津、鈴鹿、いなべ、松阪を聞いたんですけども、ちゃんと主任の先生、あるいは副園長、フリーでいらっしゃるところがほとんどでした。1カ所、いなべ市はフリーのところと担任のところとまざっておりましたけれども、基本フリーということでした。

そういうことですので、主任のフリー化ということを考えていただきたいということについて、どう考えるかということについてお聞きしたい。

もう1点は加配保育士について、最後です。

支援の必要な、あるいは障がいのあるいろんな方について、加配の保育士さんをつけてもらって

います。ここ数年は、3歳児以上については保育士でなくて介助員ということに置きかえられてきました。これによって不都合が、保育士さんの専門的な目で見ていただかないと不都合がある事情があります。実際にあります。そういうことでもとに、保育さんに戻してもらいたいなと思って、これについても他市について聞いてみましたら、同じ津、鈴鹿、いなべ、松阪に聞いてみたんですけど、本当にランダムに電話が通じたところだけ聞いたんですけれども、みんな保育士ですし、私が保育士じゃない、保育士の資格を持ってない人ってお話する意味をわかってもらうことが困難でした。一生懸命調べていただいて、医療的な処置が要る人がいるので、看護師がついている人が1人だけいますとか、そういう返答で、そんな保育士の資格のない人をつけるという了見がないというところがほとんどだったんですね。

これについても、ぜひとももとに戻していただきたい。これについては、もう時間もございませんので、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

主任のフリー化、それから保育士の現在3歳以上は介助員が配置をされておるということでありますが、主任のフリー化についてはまた担当からお答えさせていただきます。

保育所においては現在、支援の必要な児童に対して、その程度に応じて3歳未満児には加配保育士を、3歳以上児には介助員を配置いたしております。介助員の配置については、従来より幼稚園において支援が必要な児童に対するサポートとして介助員が対応していることを踏まえ、就学前の教育・保育における支援の一元化を図るため、保育所におきまして平成26年度より3歳以上児に対しましては介助員を配置しておるという状況であります。

また、介助員の配置に伴って保育支援の充実を図るために、いろいろ研修会を年数回開催してスキルアップに努めておるところでございます。本市の場合は、保育所に限らず、保・幼・小・中にわたりまして支援を要するお子さんに対する特別支援の教育について手厚い支援をいたしてまいっておるところでございますが、これ自体は高い評価を受けているものと考えております。

なお、一方で3歳以上児について介助員が対応することになっておりますが、例えば病気でありますとか、あるいは障がいのある児童、特別な事情があるお子様に対してどういう対応ができるかということについては、今、事例もおっしゃられましたけれども、私どもとしては個々の状況に十分対応して、そういうことにちゃんと対応できるような体制を考えていきたいと思っております。

残余の問題は担当からお答えさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市の場合、フリーにつきましては各園に配置をしております。正規の保育士でない場合が多く、非常勤であることは事実でございますが、1名から2名のフリーを配置しているところがございます。園運営については支障がないものと思っております。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質問が終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時51分 休憩)

(午後 2時01分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 森 美和子議員。

○9番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

きょうは、生きがいを持てる福祉の展開について、新たな総合事業の考え方について、そして先ほど福沢議員のほうも質問をされました障害者差別解消法について、これはかぶっているところは極力やめていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

あしたで、午前中も今岡議員がおっしゃっていましたが、東日本大震災から5年、ちょうど当時の3月11日、私はこの席で質問をさせていただいて、揺れた状況を私は、自分が興奮していたのかしれませんが感じないので、でも被災地はまだまだ復興には厳しい状況が続いておりますが、風化、それから風評という2つの風に侵されぬように、私たちが寄り添っていかねばならないと改めて私も決意をさせていただきました。

じゃあ、順次質問をさせていただきます。

1点目の新たな総合事業の考え方について、平成29年4月から介護保険で行っている地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を各自治体で行うことについての現状と考え方を伺いたいということで通告させていただきました。

まず改正内容について、なぜ総合事業に変わっていくのか、内容についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

現在、介護保険事業は鈴鹿亀山地区広域連合で実施されております。介護保険事業の一つである地域支援事業のうち介護予防事業は、広域連合から鈴鹿・亀山両市へ委託されているところでございます。この介護予防事業は、平成26年8月の介護保険法の改正によりまして、新しい介護予防・日常生活支援総合支援事業、新しい総合事業ですね、へ移行する必要性があり、鈴鹿亀山地区広域連合において、平成29年4月からこの新しい総合事業に移行することとなっておりますところでございます。

今回の介護保険の制度改正の背景としましては、2025年には団塊の世代が後期高齢者、75歳となり、要介護認定者数が大幅に増加することが見込まれておりますことから、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続するため、心身機能の状態や生活環境の変化に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を柔軟に組み合わせ提供する仕組みである地域包括ケアシステムを構築するために行われたものでございます。

この地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、要支援に相当する比較的軽度の高齢者を対象として、在宅生活を可能な限り長く継続するため、高齢者がみずからの持つ能力を最大限に生かして要介護状態を予防するか、また在宅生活の前提にある調理、買い物、掃除などの生活支援をどう確保するかが重要となってくるため、現在の介護予防事業から在宅での生活支援や介護予防の取り組みに重点を置いた新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行するものとされているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

予防事業が柔軟に行われていくということで、私も広域の議員にも行かせてもらったり、本会議でもこの介護予防に関して質問もしてきましたけど、なかなか進んでいかなくて、分母もふえていかないということで、今までの介護予防事業というのは実効性がなかったんじゃないかというふうに言われております。特に介護予防的な事業に関しては、行政が何かを決めて、そして事業を進めていくということに限界が来ているのかもしれない。

先ほどの中で、今まで二次予防と要支援1・2、亀山市では26年度の実績では大体600人ぐらいいらっしゃるのかなと思うんですが、この要支援1・2と介護二次予防で行われていたことが横断的になっていくというふうに聞いておりますが、利用者の立場からいって、それが混乱が生じていけないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、支援事業について一体的にやれる事業になるということで、大きなそれがメリットであろうかと考えておりますが、利用者の部分で新しい総合事業への移行後の例えば訪問介護であったり通所介護サービス、こういうようなのにつきましては、現状の訪問及び通所介護の事業所が、いわゆるヘルパーステーション、デイサービスセンターでございますが、介護保険法によって、みなし指定され存続されますことから、特に変化がないということで、利用者がお困りになるというようなことはないというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

利用者にとっては混乱は生じていけないというふうに確認をさせていただきました。

先ほどの部長の答弁の中で、関連するんですが、こんなデータがあります。ちょっと写していただいていいですか。見えにくいかもしれませんが。介護予防訪問介護の利用者に占める各サービスの内容の提供割合のグラフになっているんですけど、ちょっと見えにくいかもしれませんが、ほとんどが専門性を有しない業務ばかりをヘルパーさんにやっていたというということで、私も主婦ですので、一番端っこに書いてあるようなトイレ掃除とかというのは、日常生活の中でどなたかでもやれるというような、専門性を必要としないようなものをやられているということですが、これが1・2の方が行政の中で行われるということは、公でこういうことを、亀山市の中で公

でやっていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

議員の言われる資格を持ったホームヘルパーの多くが家事援助ですね、そこら辺との関係で、家事援助専門のヘルパー養成が必要じゃないかとか、そんなことは考えておりますが、また現在のヘルパーに対して再度、身体介護の研修を受ける場も必要であろうかと考えておりますが、ここらの研修につきましては、市単独では現在のところ予定しておりませんが、広域連合とか県、あるいは広域な地域において研修会を計画していただいて各事業所から参加いただくほうが、ホームヘルパーが参加でき効率的だと考えておりますので、広域連合や県に働きかけて、そのようにしてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

部長、もう1回お聞きしたいんですけど、家事援助等が亀山市のほうに移行されるんですよね。それを公でやるのか、その点について私お聞きしたんですけど、そこを答えていただいていた方がいいですか。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず、端的に申しますと、公で実施するという予定はございません。これにつきましては、今年度、先駆けてQOLですね、シャープを初めとする企業が参加して実証実験としてやっております、シルバー人材センターを通してそういうものを援助できないかということで先行的に今年度実施いたしました。そこら辺とのさらに事業拡大であったり、28年度にはまちづくり協議会が全市で立ち上がります。そういうところの福祉部会とか、そういうところと連携して、こういうものを組み立てていきたいと思っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

まだ決まってないんですけど、シルバーさんとかQOLを使ってやっていくというふうにお聞きしました。

ヘルパーさんにとっても、生活援助よりも、専門性を有する身体介護のほうが単価が高いので、事業者にとっても経営上も助かるというふうなメリットもあるんだと思うんですけど、さっき多分、部長はご答弁をされたんですけど、私は武蔵野市なんかで、シルバーに委託とか、そういうふうに言われていますけど、市独自で家事援助のみを提供できるヘルパーさんの養成、それからさっきも言いましたように、生活援助をずっと続けてこられているヘルパーさんもらっしゃるわけで、身体介護に対して少し技術が落ちているというような方に対しては、再研修が受けられるような、そういった取り組みをやったらどうかというふうには私は質問しようというふうにはきちっとお伝えを

してあったと思うんですけど、もう1度この点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

済みません、ヘルパーの研修のことだと思ひまして先にお答えいたしました。先ほど申しましたとおり、市単独ということじゃなしに、広域であったり県であったりで集中的にやっていただく、そういうことを考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ヘルパーさんが入ってこられる、専門的な人が家事援助とかしていただくという安心感、そういうものが多分、要支援1・2で利用されている方にはあるんだと思うんです。それがシルバーさんなり地域の方ということになると、少し不安な部分もお持ちになるというようなことがないように、県とか広域とかとおっしゃったんですけど、そういったところに働きかけるなり、対応をきちっとしていただきたいと思ひます。

2番目に移ります。

現時点で考えられる課題は何なのか、その点についてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

新しい総合事業では、先ほど言われましたように家事援助などのサービス、それから地域の通いの場を創出する民間企業、NPO、任意団体、ボランティアなどがいないか調査をして、新たな担い手の確保が重要なことだと思ひております。これが一番大きな課題かなというふうに考えておるところでございますが、そういうためにも地域包括支援センターの強化、体制整備をすることによって、そういうことに対応してまいりたいと思ひております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

担い手の育成というのは非常に大事なことだと思ひます。総合事業では、1つ言われているのは、協議体をつくっていくということが示されております。ただこれは、第1層、第2層という協議体をつくるというふうには言われておりますが、組織をつくっていくということが大事なんではなくて、自分の地域にはどんなニーズがあるのかの把握とか、それからどんな地域資源があるのかということをしっかり把握していくということ。それから、28年度の予算にも盛り込まれておりますが、生活支援コーディネーターさんが、非常にそういった部分をコーディネートしていただくということからいけば重要な役割を果たしていくのではないと思ひます。

私の身近にも、高齢者だけでなく地域の方がちょっと寄れる場をつくりたいわとか、100円ぐらいでコーヒーを提供してとかいうすごく意欲的な方もいらっしゃるし、それから個人で店を経営されている方で、ちょっと時間があいたときに電球の一つでもかえに行つたるとか言つてく

ださる人というのはいらっしゃるんですよね。そういう地域の資源をどうつないでいって、そういうところに張りめぐらせていくかということが、これから仕組みが、今のところ私のところに持ってこられても、そういうところにつなげていくものが何もないですので、そういう仕組みをつくるということが行政の役割じゃないかなあと思います。

3番目に移ります。新たな総合事業に期待できる効果について。

予備群を入れると、認知症で800万人時代と全国的には言われております。先ほど言われました担い手不足、それから増大する地域ニーズに対応するには介護予防の充実というのが非常に私は大事だなあとと思うんですけど、でも新たに取り組む形をとるというよりも、地域の実情に応じた、例えば毎朝集まってラジオ体操をしているというのが、それは集まって、おしゃべりをして、体操してという、これは全て介護予防になるんじゃないかなあと思うんですけど、それから老人会などで定期的にゲートボールをされている方もいらっしゃいます。健康づくりとか予防とかという状況の中でそういった取り組みをされているものというのは、全部私は介護予防につながってくるんじゃないかと。高齢になると、どうしても虚弱になってきますので、日常生活の中で、生活援助も受けながらですが、ご近所さんで、ごみ出しやったら私してあげられるわとか、それから大層なことではできへんけど、毎日元気かという声かけには行ってあげられるにとか、そういうことがこれから地域のつながりとかということも言えるんじゃないかなと。総合事業を行っていくことによる波及効果、そういうことが言われるんじゃないかなあとと思いますが、行政から見る効果についてお答えをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

まず1つは、支援事業のほうが市のほうで一体化してやれると、介護給付でやっておった二次予防、それから一次予防と、そこら辺の垣根がなくなって市として一体的にできるようになるということが大きな効果かなと思っております。それから、議員の言われる地域づくりですね、地域での支援、そういう体制をつくり上げていく。それによってNPOの方やボランティアの方、いろんな方とそういう仕組みをつくっていく。それによって行政と地域との連携がとれていくというふうに考えておりますが、なかなかこれは一朝一夕にはいきませんので、先ほど申し上げたまちづくり協議会、そういういい時期でもございますので、そこらと連携してまいりたいと。

もう1点はQOLですね。アクティブシニアのシルバー人材センター、元気なお年寄りの方との連携ですね。1つはQOLというのはビジネスモデルですので、ビジネスとして成り立てば継続していくということもございます。こういうことを組み合わせて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

介護保険の中で二次予防を受ける人は要支援1・2の事業を受けられないとか、そういう垣根が今まであったことが、そういった垣根もなくなっていくというふうに聞いておりますし、部長が言われるような高齢者の雇用につながるとか、いろんな効果は期待できるんじゃないかなあと思いま

す。

私は、先ほども少し述べましたが、この総合事業により進んでいくことというのは地域づくり、今、まちづくり協議会条例とか出ていますが、まちづくりにかかわってくる、地域づくりにかかわってくる本当に大事なことだと思います。そこを担当も、それから行政全体も押さえていただきたいなあと思います。

介護だけでなく、これから子育て支援だって、地域の中でどう人と人がつながっていくかとか、それから学校だってコミュニティ・スクールというのも立ち上がっておりますが、今、国のほうではチーム学校という考え方も進めていこうというふうな動きもありますし、先ほど話が出ました障がい者にしても、互助の精神で地域づくりというのをやっていかないといけないと思います。だから、まちづくり協議会をつくるとか、まち協の議論だけじゃなくて、こういうことがいっぱいあるんだということをきちっと押さえた中でいろんな議論をやっていただきたいなあと思います。

行政が行うべきことというのは、コーディネート力をしっかりと発揮をしていただきながら、この介護についてはケアマネジメントの考え方もしっかりと整理をする必要があるんだと思います。市長の重点方針の中に、新しい自治の仕組みの確立という、私も地域包括ケアについても質問させていただきましたし、子育て支援についても質問させていただきましたし、これから地域が大事になってくるということを地域の方たちにわかっていただくことが本当に大事になってくるんだと思うんですけど、市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のお尋ねでございますが、ご所見のように、地域の資源をいかに、限りある資源をうまくつなげて、その中で包括的に福祉の体制をつくっていくことが今我々に問われておることであろうと思います。今回の地域支援事業を本市が受けていくという中においては、まさにまちづくりであり人づくりであるというふうにも思っておりますし、もはや行政主導では限界があるというところで、少し地域の資源をうまくつなぎ合わせて、亀山流につくり上げていきたいと思っております。その一つがまち協でもあろうかと思っておりますし、その他市民のさまざまなパートナーシップが動き始めておりますので、こういうものを包括的につなぎ合わせていくような役割をしっかりとっていきたいと思っております。

既にまち協では、川崎でありますとか昼生地区においては、例えば介護予防とか健康づくりという視点からさまざまなチャレンジを進めていただいておりますし、そういうものが本当に、一朝一夕にはいきませんが、いい取り組みが広がっていくように市としても支援をしていきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

まち協も、この28年度にはでき上がっていくというふうに聞いておりますが、地域によって全然性質が違ってきますし、環境も全く違う中で、同じことをやりなさいとかということは全然伝わってはいかないと思いますので、地域に応じた対応をしていただきたいなあと思います。

それから、次の職員人事のあり方についてお伺いをしたいと思います。

年4回、私も質問をさせていただいておりますが、優秀な人材が本当に育っているなあということを感じることがあります。これは、この介護のことだけではなくて、市の中全般に言えることなんですけど、その部署で持ったスキルが、定期的に異動になることによってもったいないな、もうちょっとおってほしいなと思う人がいなくなっちゃうというようなことがあります。これは、市政にとっても、それから市民にとっても不利益になるような気がします。これからの市政運営というのは、取り決めみたいなものがあるのかも、ちょっと私もわかりませんが、でも固定観念ではなくて、柔軟な対応をやっていく必要があるんじゃないか、そんなふうに思うんですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

一般的には、職員は人事異動によりましてさまざまな職場をバランスよく経験することによりまして、視野や知識、技術を幅広く習得していくと同時に、その時々に応じた適切な研修を受講することによりましてスキルアップを図っていくことがまず重要であると考えております。

通常でございますと、議員ご指摘のとおり、職員は5年程度で異動対象となりますが、ご指摘のその部署が専門性を高めた職員の知識や能力が必要となる場合などには、さらに長期的に配置する場合もございます。その場合には本人の意向も重要となってまいりますことから、自己申告書や本人面談等により本人の意思を確認した上で配置に努めているところでございます。

また、我々は5万都市でございますが、大きな都市になりますと、専門職と申し上げまして、40ぐらいになると、例えば税や福祉の分野を専門的に退職までやってくという、そういった選択肢を持つような制度もございますが、残念ながら当市におきましては自治体の規模が小さいということで、この制度の導入というのはなかなか難しいとは存じますが、議員のご指摘も踏まえまして、柔軟に対応できるような形で努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

本人の意向というものもあるので、もしかしたら本人が嫌と言って異動されているということもあるのかもしれない。本当に柔軟な対応をしていただきたいなあと思います。

それでは、障害者差別解消法について。

これは通告に出してあります全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す、これがこの障害者差別解消法の目的であります。これがこの4月1日から施行をされるということで、少しこの淵源についてお話をさせていただきますと思います。

障がい者への差別を禁じ、社会参加を促す取り組みは国際社会の流れとなっております。2006年に国連で障がい者の社会参加などを進めるための権利条約が採択されました。以降、各国で法整備が進められ、日本でも障がい者の自立支援法、総合支援法、虐待防止法などの法整備がされました。障害者差別解消法が2013年6月に成立したことを踏まえ、国内の法律が条約の定める水

準に達したとして、日本も2014に障害者の権利に関する条約を批准しました。障害者差別解消法に関しては、内容を十分周知する必要があるとして、施行が28年4月となったということでもあります。

まずお聞きしたいんですが、障がいを理由とする差別とはどんなことが考えられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

障がいを理由とする差別とは、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいいます。また、この法律の中では、不当な差別取り扱いとか合理的な配慮をしないことも差別というふうに定められております。

例えば、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入れなかったり、アパートを貸してもらえなかったり、車椅子だからといって入店を拒否するとか、そういうようなことが不当な差別的取り扱いということでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

そういうことなんだろうと思うんですが、先ほどの福沢議員の質問の中で、28年度予算にどのように反映をされたのかというふうに質問された中で、ホームページの件とか手話通訳者の件とかおっしゃっていました。手話通訳者に関しては、この障害者差別解消法施行によって設置をするというふうに説明がありましたので、このホームページに関してもね。ただ、ホームページというのは、昨年、10周年を記念してホームページというのはやり直しましたよね。この法律が成立したのが2013年。だから、その周知期間としてあったわけですが、なぜ今また、この法律が28年に施行されるに当たって見直さなければならなかったのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の業務委託料につきましては、ホームページの中で視覚障がいがある方が音声を通じて理解いただく中で、例えばその中で不適合が出て音声が出ないとか、そういったものがないかどうかを調査する委託でございまして、現在、ホームページの中では通常に運用しておりますが、万が一そのようなことがあると支障が出ますもので、まずその調査をかけるということで、3,500ぐらいの記事がホームページにありますもので、それが正常に稼働しておるかということを確認するための作業でございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

それにしても、法律が成立してから周知期間があったのであれば、昨年、リニューアルするとき、そういうことも配慮をしていかなければならないように思います。

それから、研修体制も福沢議員が聞かれました。対応要領もつくって、それから3月中に研修をされるというふうに聞きましたけど、遅いんじゃないかなと思います。もっと早い段階できちっと、それがどこまでの研修というか、要領を使っただけで研修はしないということですか。全員が障害者差別解消法という法律が施行されるということがわかってないといかんということですので、そこら辺について。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領ということで、こういった要領を現在策定いたしまして、目的でありますとか、所属長の責務でありますとか、合理的配慮の提供、それと不当な差別取り扱いの禁止等を、非常勤職員も含めて全職員に周知するために要領作成をさせていただきました。確かに3月中の作成ということと、年度末の研修、所属長を中心に2回研修をさせていただくんですが、時期が若干遅いということについては、ご指摘のとおりだと思いますもので、今後についてはこういったことは注意させていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

この法律が成立をして28年から施行されるんだということがわかっているのであれば、経営会議とかで健康福祉部長、しっかりと伝えていただいて、そこで何をしないといけないのかということはテーブルにのせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

合理的配慮については、福沢議員がしっかりと聞いていただきましたので、ここは割愛をさせていただきますと思います。

事業者に対しては周知をするということですが、努力義務になっておりますので、どんな啓発をするのか、まず聞きたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

福沢議員のときも森議員のときも同じなんですが、健康福祉部が中心になって、こういうことを全庁的にやっっていかならんと、そういう思いはございます。ただ、先ほどの件につきましては、なかなか細かいのが国のほうも出てこなかったというのが実際でございます。そういうのとあわせて市の方針を定めたということもございますので、おこなっているのは申しわけなく思っております。

事業者への周知でございますが、個々に出向くというのはなかなか難しいということで、事業者が集まる雇用対策協議会、こういう場でまず説明をさせていただきたいと考えております。あるいは障がい者を対象としたサービス提供事業者ですね、そういうところに向けては啓発用のパンフレットなどを配布する、あるいは事業者向けの研修会、そういうものを行う中で周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ぜひお願いをしたいと思います。

厚生労働省から企業向けの障がい者の配慮の具体例の指針も出されておりますので、そういうこともしっかりとお伝えいただいて、例えば障がい者の方に作業機の高さを変えてあげるとか、それから募集をするときに目の見えない方にもわかるように音声ですとか、そういった具体例がちゃんと出されておりますので、そこもしっかりと伝えていただきたいなあと思います。

2点目として、雇用については差別解消法で規定をされるのか、その点について。三重県の障がい者の雇用率というのは、少し改善はされていますけど、なかなか低い部分が、改善されていきませんので、雇用についてこの法律で規定をされるのか、伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

障がい者の雇用の関係については、この法適用ということではなしに、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めによるということにされております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

雇用のほうは障害者雇用促進法で定められておりますけど、これは義務になっておりますので、また28年4月に改正されていきますので、この点もあわせて事業者に対しての啓発にはしっかりと取り組んでいただきたなあと思います。

それから、市民に対する啓発について、多分、ホームページや広報でおっしゃると思うんですけど、具体的に聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

ホームページや広報が本当に有効な手段だとは思っております。市民の方がたくさん見ていただいておりますので、まず市の広報において掲載いたします。さらに、昨年12月1日号で既に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月に施行されますとして概略を掲載いたしました。また、4月以降についても取り組み状況について掲載する予定でおります。当然、広報と同時にホームページにも掲載いたします。さらに、個別対応というか出ていく対応としまして出前講座、こちら辺のメニューにも上げさせていただいて、要請があったところに出向いて、そういうことを説明してまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

機会を捉えて啓発していただきたいと思います。

それでは、次に教育現場での理解についてお伺いをしたいと思います。

公立学校においては合理的配慮が義務化をされました。合理的配慮は、特別扱いという考え方でなくて、ほかの子と同じように障がいのある子供たちも学ぶ権利が保障されるということであり、学校現場における考えられる事項として、以下、伺いたいと思います。

1点目は、教員、支援員等の確保について。これは、28年度予算を見せていただきましたが、普通教室における介助員の確保が措置をされておりました。これは、この法律による増員になるのか、その点について伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

新年度におきましても通常学級に介助員を配置いたしますが、これは法律の施行に伴って行うものではございませんで、今の現状を考えて配置するものでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

現状というのはどういうことなのか、伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

特別支援学級がございますが、そちらだけでなく、通常学級におきましても多様な発達障がいとか、いろいろな状態のお子さんがいらっしゃいますので、そういうことに対する配慮で決定したものでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

わかりました。

施設設備の整備について伺いをしたいと思います。

現状、課題になることはあるのか。それから、川崎小学校も建てかえとなりますが、環境面としてバリアフリー法などの配慮をされているのか。その点について伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

合理的配慮という、施設面で以前から行っておきまして、例えば学校生活上、歩行や移動の支援を必要とする場合に、段差のない動線を確保するために、スロープの設置や教室の位置を変更した事例もございます。

あと、川崎小学校のほうにつきましては、こちらは改築の目的として、誰もが利用しやすい学校というテーマもございますので、その意味からも三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例が制定されておりますことから、設計に当たりましてはこの条例に適合する建物としております。

具体的には、校舎の床のフラット化以外に、昇降口やプール出入り口などにはスロープを設置い

たします。そのほかには、車椅子対応のエレベーターの設置、多目的トイレの設置、そして身体障がい者用の駐車場の設置などが上げられます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

対応していただいているということですが、障がい児がいる場合の配慮はされていくんだらうと思いますが、法律の中の第7条に過度の負担にならない範囲というふうにうたわれておりますが、最大限の努力と工夫はやっていただきたいなあと思います。

4番目の行政として取り組むべきことについて、これは障害者差別解消支援地域協議会が設置できるというふうに法律のほうにありましたが、亀山市の対応についてはどうなのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

障害者差別解消支援地域協議会につきましては、亀山市においては現在ございます障がい者への支援に関係する各いろいろな方面の方が入った検討会議、地域自立支援協議会というのがございます。これをこの協議会として位置づけて対応してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

わかりました。そういう組織をつくるのが大事じゃなくて、きちっと対応していただくということが大事ですので、次に移ります。

新聞報道を見ますと、名古屋市では障害者差別解消法の法律が施行されることによる条例制定が載っておりました。また、近くでは名張市も条例をつくる動きがあると聞きましたが、亀山市の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

亀山市におきましては、条例制定までは考えておりません。法令に基づいて具体的な事例にきちっと対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

先ほどの企画総務部長の対応要領のことでちょっと言うのを忘れていたんですけど、対応要領をつくっていただいたのはいいですけど、本当に読んでいただいて、きちっと中身をわかった状態に職員がなるように、また指導をよろしくお願ひしたいと思います。

いろいろと障害者差別解消法についてお聞きをしました。私、ことしも2月5日からアメニティーフォーラムに参加をさせていただきました。この障害者差別解消法に関しては今年の議題になっ

ていまして、本来は昨年聞きたかったんですけど、1年間質問ができませんでしたので、今回、質問をさせていただきました。

この法律をつくるに当たって、中に入っていらっしゃった方も見えていて、当初は障害者差別禁止法というふうに案が出ていたんですけど、この法律をつくるということは、差別を禁止するという強い言い方ではなくて、差別をしない心の広がりを持ってもらいたいということが当事者にとっても一番の求めるところだと。障がいを持つ人とそうでない人がお互いを理解して尊重し合える環境づくり、こういうことでこの解消法になったというお話も聞かせていただきました。

私たちが今やっている行いやルール、障がい者を排除しているのかいないのかということを考えて大きな、この法律によってきっかけができるのではないかと思います。その意味からしたら、当事者の声を聞く、先ほど福沢議員もおっしゃっていましたが、当事者のお話を聞いて、自分たちは差別やと思っていたことが、当事者からしたら本当に困ったとか差別と感じたというふうにあるということで、そういったことを行政として洗い出しをしたというところもあります。アンケート調査をかけていただくということも言われていましたので、しっかりとその声を拾っていただきたいと思います。

このアメニティーフォーラムで東田直樹君という方にお会いしました。この方は自閉症で、知的障がいをお持ちの方。本当にこだわりが強く、感情のコントロールができなくなるとぴよぴよと跳ぶんです。当人に来ていただいて講演をしていただいたんですけど、途中でいっぱいいいになると、ばあっと走って行ってぴよぴよと跳ぶんです。その方がしゃべっても、内容は全く私たちには聞き取れません。でも、ご家族の方の寄り添い、それから何かできるんじゃないかという思いの中で、パソコンを通してこの方はおしゃべりができるようになって、現在、作家として活躍をされております。自閉症児の心の声を聞くということが、なかなか今までできなかったことが、こうやって言葉になるということがわかって、世界的に注目をされて、今、世界に講演活動を展開されているというふうにお聞きしました。

もう1点、ある青年の話ですが、知的障がいがあって、みんなが取っているバイクの免許が自分も取りたいと思ったんですけど、知的には低い方ですので、誰もそんな取れるなんて絶対に思わなかった。でも、彼は25回挑戦をして取得されたそうです。それも全部、お母さんがテキストに平仮名を振って、その後、普通自動車の免許も取れたという形の中で、ご両親が諦めない心をこの子から学んだというふうに、そういうお話も聞きました。

誰にでも可能性はあります。障がいによって可能性が潰されない、そのことを本当に望んでいきたいと思います。少し障害者差別解消法からは外れるかもしれませんが、固定観念にとらわれない柔軟な対応で、心のバリアフリーの連鎖が亀山市につながっていくことを望んでいきたいと思えます。この障害者差別解消法、しっかりと皆さんに伝わっていくことを祈念して、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時51分 休憩）

(午後 3時00分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

市長が28年度、「進取の年」という名前をつけはって予算に臨まれたと。ちなみに、平成24年は1期目の最終年度、後期基本計画のスタートの年、新生亀山市の亀山離陸の年と。25年、再選後の1年目は考動の年、26年はアクション・イヤー、創意の年、27年には改善の年、本年が進取の年と言われていますが、私、理解できませんもんで、どういふのをお考えなのか市長さんからお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

「進取の年」とした考え方についてでございますが、先般から少しここで答弁させていただいておりますけれども、その考え方は、新年度は先月策定いたしました総合戦略をいよいよ本格的にスタートさせて、地方創生に向かっていく、取り組んでいくということから、新たな事業展開を行っていく年度となっております。さらに、平成29年度からの10年を見据えた第2次総合計画の策定を行う点からも、将来を見通した市政推進において大きな方向性や判断が求められる年となっております。そうしたことから、さまざまな面からの積極果敢なチャレンジの姿勢が重要であると考えまして、平成28年度の行政経営のスローガンを進取の年として位置づけたところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

平成27年の12月に前田 稔議員への答弁で、この進取の年のことについても述べられております。ちょっと国語辞典で調べました。進取とは、みずから進んで物事に取り組むと。進取の気性に富んだ方ということで。27年12月に前田議員の質問で、従来の慣習にこだわらず新しい価値を創造する、それも自主的にそれにチャレンジして挑戦していく思いというのが28年度になると。最終年度ですけれども、28年度に取り組む主なことについてお教え願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年度の一般会計の当初予算は、第1次亀山市総合計画の必達及び若者定住の促進と新しい自治の仕組みの確立に積極果敢に取り組んでまいりたいと考えて予算編成をいたしてまいりました。新規の6事業を含めます第2次実施計画に位置づけました64事業を主要事業として計上させ

ていただいたものであります。

とりわけ、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生関連事業を展開し、市民の暮らしの質を高め、住み働くことのできる暮らしたいまちとして選ばれる都市を目指してまいりたいと思っ
て施策を組んだところであります。

また、魅力的な都市空間を目指すための関の山車会館整備事業、亀山駅周辺整備事業、教育環境の整備といたしまして川崎小学校の改築事業を実施いたしてまいるものでございます。さらに、ご案内の全地区での地域まちづくり協議会設立に向け、地域コミュニティのしくみづくり支援事業を実施いたしてまいりたいと考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

主要事業で駅前周辺整備、関の山車会館建設の設計費、用地買収ですな、それからまちづくり等々述べられましたけれども、私もまた予算決算委員会でもさせていただきますけれども、市長は2期目最終年度ですので、後期基本計画の最終年度で、最終年度というのは、任期4年を市民の皆さん方から負託を受けて、市民との約束の中で、市民生活、市民の皆さん方が暮らしやすい生活・住環境づくりの最終年度にしては、今回の予算の内容が余りにも、私の考え方と市長さんの考え方が違うのは当然、市長さんと、私は議員ですから、考えが違うのかわかりませんが、関の山車会館、基本的に3億2,000万、それから西野公園の整備事業、空調事業費ともに大体1億3,000万つけられると。まちづくり協議会は、各コミュニティをまちづくり協議会という名前に変更されたというような形で盛っていますんやけれども、そういううざうざ概算で大体事業費で5億弱のお金が投入されるわけですね、今後。そういうような中で必要性、そこら辺が最終年度に向か
っての予算編成の考え方と私はよう理解できないんですけども、いかがですか。

市長として任期4年いただいて、前回の1期目を含めて8年を市政運営する中で、冒頭に申し上げたように、24年の新生亀山市離陸の年というようなこと。どこへ着陸するんですかなという
ような話もしたんですけど、私、以前ね。考動、アクション、改善、進取と徐々に変わってきたん
ですけども、最終年度にしては余りにも、後年度に負担をかける予算編成というのは余り好ま
しくない。進取の年というのは、本来なら、私やったら総決算の年と、市長として。任期4年間の
自分の市政運営の中での総決算の年というのが本来の市政運営した市民から負託を受けた市長
としてのあり方でないかと思えますけれども、ご意見のほどお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の新年度の予算編成、当然、市民生活にかかわるさまざまな分野のさまざまな事業を組み
込んで、208億という一般会計予算の編成をさせていただいたところであります。先ほど申し上げ
たのは、その中で非常に特徴的な事業をあえて主要な事業として申し上げたところでござい
ますが、いずれにいたしましても市長の思いつきや、あるいは行政の優先順位につきましても、組織
としても、それから議会の皆様、市民の皆様とも、基本計画でありますとか実施計画の中で、ある
いはこういう議論を通じて年次計画として盛り込んだ、まさに総合計画の最終年度としてこれを
必達させ

ようという中で、今回、予算編成をさせていただいたものであります。この点をご理解いただきたいと思えます。

さらに、平成22年度の予算編成から毎年、従来でありますと予算編成方針というのが総務財政部門の長が出しておったところでもありますけれども、22年度からは予算編成に先立ちまして行政経営の重点方針を市長として示して、その方針のもとに予算編成や、今は組織の編成の方針も含めて予算編成の作業を進めて今日に至っておるということでもあります。それは、行政経営の本当に幅広い分野を追いかけていきますけれども、どこへ集中的に人・もの・金を配分していくのかと、そういう思いを込めて行政経営のスローガンとして、毎年、私の言葉で表現をさせていただいてまいったものでございます。

したがって、28年度は当然、総合計画最終年度として必達をするとともに、先ほど申し上げました地方創生でありますとか第2次総合計画の策定、大変重要な時期を迎えておりますので、そういうものに対して進取の気風や進取の精神で臨む必要があるという判断のもとに、進取の年というスローガンを掲げさせていただいたものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それならお尋ねします。どなたが予算編成方針、教育委員会の現況報告の中で1つ私も注目したことがあるんですけども、駅前再開発の中で駅前に図書館をつくると。どなたが希望したんですかな。関の山車会館、どなたが希望したんですかな。わからんですのやわ。まちづくり協議会については、担当部局が地区を回って設立をやってきました。

ちなみに、西野公園の空調でも、インターハイ2018年開催、平成30年8月を中心におおむね20日間、亀山市では恐らく1日か2日ですわ。それからもう1つ、国民体育大会が平成33年、これは大体9月末から10日間、これも1日か2日亀山市の施設を使う。そこに空調施設をつくらばる、1億2,000万もかけて。

それよりも、市長もあと10カ月余りの任期で、私が思うには、市民生活に直結する事業があるはずやと言うた中に、いろいろ質問もされました。中崎議員も、尾崎議員もやられましたけれども、市内、あえて言うと旧亀山市内の保育園の建てかえ。これは既に、私立保育園の建てかえ・改修は全部済んでいますよ。公立の保育園は、旧態依然のプレハブの中に亀山市内の子供たちが定数をオーバーした中で生活をしてもうています、保育を。それから、十分スペースがあればいいのに、不十分な学童保育所も市内に点在しておると。これも市長が言う民設民営の学童保育が存在すると。国の方針でいくと、公設公営が本来の学童保育のあり方ということも横に置いておると。何遍も申しますけれども、次のところにも記載してありますけれども、小・中学校の普通教室の空調問題。確かに特別教室、サマースクールの教室は空調がしてありますけれども、それもなおざり。市民生活の狭隘道路のことも戦略プロジェクトに明記されております。どれだけの狭隘道路が解消できたかと。そういうような問題を積み残した中で、関の山車会館、西野公園の空調設備、5億弱のお金を後年度に、再選されるかどうかわかりませんが、こういうような形で仕事を残していくと。

中崎議員が質問されたときに、こんなことを答弁されましたな。いろんなことを答弁された中で、最後のこれこそ覚えてないもんでえらい特出しで申しわけないんですけども、何かを選べば何か

を諦めなければならないというような市長からの答弁がありました、中崎さんのときに。私が後で申し上げた保育園の改修、それから狹隘道路の放置、普通教室の、それも盛り込まん。それよりもあなたが選んだのは、何年後かに、2018年、2021年の国体に向けた空調設備の整備。関の山車の保存のために3億2,000万ほどのお金を計上する。そういうふう選ばれたわけやね。それは明らかに、あなたのよく言われる選択と集中の中の選択誤りと私は思う。

一人の首長が行政4年間を市民から負託された場合は、自分の最終年度のときには、これだという事業は、市長が選ばれたのが駅前の整備、そこに図書館をつくる、その下へ。図書館、そこに来る施設、聞くところによると、組合が会館を建てて、市が賃借するというらしいですな。インターハイでも1日か2日間しか使わん競技に、仮設のクーラーでもよろしいやないか、別に。それよりも四、五億のお金を、私が言うたことは全てできませんよ、今、上げさせてもらったこと。恐らくこれをやろうと思うたら、20億弱の金が要ると思います。常日ごろ財務部長も言うんですけども、厳しい財政状況の中で市民の負担をふやしていく、お願いしていくというた中で、この四、五億のお金が果たして妥当やと思われている、それが進取の年の目玉なんですか。もう一度お聞かせ願いたい。どっちが先か。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

208億の一般会計予算の中で、308のそれぞれ事業が動いておるわけでありまして。釈迦に説法でございますけれども、重点的に亀山駅前の再生でありますとか、あるいは関の山車会館でありますとか、川崎小学校という、今、数億、本年度ここへ予算計上いたしておりますが、これは従来から後期基本計画や、議会や市民の皆様にお示しをしております実施計画や年次計画に基づいて、この事業を展開しておるわけございまして、その中で本年度、それぞれの事業を積極的に前へ回していこうということでもあります。

今、触れられました例えば学童保育につきましても、新年度の予算の中には、東小学校へこの春設置するための、新年度に設置するための予算案でありますとか、あるいは道路狹隘や、例えば下水道整備につきましても、天神1丁目、2丁目の管渠を整備していくという予算も当然計上しておるところございまして、学校や保育園の修繕とか今の西野公園のインターハイや国体に向けた準備も当然していかなあかんわけありますので、そういうさまざまな市民生活やまちの課題について、予算編成の中で手当てをさせていただいたものでございます。

したがいまして、今、主要な非常に大型の事業について、これを後へ送って、それよりも例えば、議員、一昨日もおっしゃられましたが、小学校の普通教室へ空調を整備せよというご意見もあろうかと思いますが、私どもとしては本市の計画に基づいて主要事業をしっかりと前へ進めていくという思いで予算編成をさせていただいたものでございますので、これはこれでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

よう理解せんから、このかす頭にも入るように説明していただきたいと思うんです。

次に移りますわ。子供たちに関する公共施設の充実について。

既に津市は、前業市長さんですか、この間も出ていました、新聞にね。津市4年ぶり減額、1,136億円、大型事業完成でと。大型事業が完成したんであれですけども。ここに主な事業として、全小・中学校普通教室へのエアコン導入に向けた設計費2,530万円というのが計上されております。これが一つの市長の今の状況です。

インターハイに1日来てもらう人に1億2,000万予定しておるんやったら、菰野町の石原君、石原君と言ったら怒られるかな、石原町長やね。石原君が、一般会計では138億円。こういうふうにやっていますよ。いろんな事業計画を計上しておるんですけど、エアコンは約3億5,000万円を投じて小学校全5校の支援教室と普通教室に設置し、中学校2校での調査設計に着手するというようなことは石原君はやっています。正直、この間も会うたときに、亀山でわしはエアコンをやっておるんやけど、石原君どう思うんやと聞いたんですよ。わしのところの市長と県会で一緒やと思うけれども、石原君、できたら君、子供たちのためにエアコンをどうしてもつけてやってくれよと言うたら、彼はちゃんと3億9,000万、菰野町全小学校につけるとやっていますよ。まだ中学校までやると。

市長は、西野公園の750万はぼんとつけるのに、小学校のはつけてない。これは矛盾ですよ。1日か2日しか使わんために、大きな事業ですから、これを先行してやっていかんことには間に合わへんと。そこで1億2,000万使います。その後に子供たちの普通教室のエアコンをするんですかな。順番が違うんじゃないかと思う、私。

財政規模も亀山市は208億、菰野町は138億。財政規模からいって、また財調の残高、余分な基金もようけつくっておる中で、138億の中に3億9,000万という予算計上を菰野町の石原君はやっておると。そういうのは、首長の考え方によって、判断によって何ぼでもできるんです。進取の年の中で、新しい価値観を創造して、それも自主的にそれぞれチャレンジして挑戦していくという中に、市長の判断が委ねられておるわけですよ。同じようなところで、財政的に、菰野町が3万9,000人ぐらいの人口やと思うんですけども、5万人の我が亀山市で、菰野町がこれだけのことを、一発で3億9,000万計上するのに、亀山市は西野公園のエアコンの設計費750万、津市は2,530万で、ここにも書いてありますように、全小・中学校の普通教室へのエアコン導入に向けた設計費2,530万を計上しておるんですよ。その比較をどういうふうに市長は考えられますか。あなたも新聞を読んでみえるけど、どういうふうに思われますか。私は私の考え方やで要らんことを言うなというんやったら、そうやって言ってください、この場で。わしはわしの考え方があるんやと。菰野は菰野、津は津やと。亀山は亀山の独自の考えやと。亀山は、たかが1日か2日しか使わんインターハイのために1億2,000万投じるのは、優先事項やと認識してみえるんやな。はっきりここで言うてください、それやったら。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市は、たしか23年から県下に先駆けまして小学校に空調設備の整備をいたしてまいりました。三重県下でも14市の中では、今、伊勢市とか100%の都市が出てきておりますが、数年前、当市としては先行して特別支援やサマー教室に整備を、年次計画、中期計画の中へ落とし込んで、い

わゆる実施計画へ落とし込んで、その中で年次的に3カ年かけて、この整備をいたしてまいりました。今回、昨年9月の議会で川崎小学校の空調、これも議員はかねてからご提案いただいておりますが、この導入を決定いたしましたとともに、これも教育委員会を含めですね。今後につきましても、これは公の場で申し上げたとおり、普通教室につきましても、今後、計画的に整備に入って行く旨をこの場で申し上げたところであります。

しかしながら、莫大なコストもかかりますので、事業規模が大きいものとなりますので、今の市の財政状況や他の施策とのバランスの中で見きわめる必要も当然あるわけでございますので、現在、策定に取りかかっております第2次総合計画の中でしっかり検討させていただいて、前へ進めていくという市としての公の方針を申し上げて決定しておるところでございますので、検討を今させていただいている途上ということでご理解いただきたいと思っております。

なお、詳細を私は、菰野町さんや津市さんのさまざまな政策判断、背景があろうと思っておりますけれども、当然、両市町におかれても中・長期的な計画に位置づけ、そして年次計画に落とし込んで予算措置をされておられるものというふうに拝察いたすものでございまして、そういう意味での計画行政の重要性については、議員もよくご存じいただいておりますが、そういう中で今後もしっかり進めてまいりたいと考えておるものでございます。

今日まで、議員ご提案の趣旨につきましては、そういう方向で亀山市としては考えておるということは、昨年9月の議会でお示しさせていただいたということを再度申し上げたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう2点お伺いします。

亀山市内の小・中学校、幼稚園の空調設備、莫大な金額がかかると。どんなぐらいを想定されてますかな。それが1点。市長の莫大な資金がかかるということについて、どれだけの金額を想定してみえるかについて、市長の頭の中にあると思っておりますので、それが1点聞きたい。

それから、菰野町の件で、いろいろ総合計画をやっておるやろと、その中にはめ込んでおるんやと言わはった。菰野町は、亀山市やほかの市町で特別教室、そういうようなところについてなかったもんで、今回、普通教室及び特別支援教室に一気にやるということをやったんを石原君が判断したんですよ。これは私との会話の中でしてもうたかどうかはわかりません。菰野町は普通教室にもサマースクールにもついてないから、今回は28年度の当初予算で一気に全て全小学校を解消しようと。だけど小学校だけではあかんで、次に順番としては2中学校に設計費をつけるというふうにとったと。

あなたが言われた駅前周辺整備のために、あそこは4区間あるはずですよ。今度、工事でやられるのは2区画ですよ、駅前から西側に。4区画はまだ区画の事業化がされていません。唐突に予算方針にも、駅前の組合がつくった会館に図書館をつくるというのが突然出てきた。私は聞かせても聞いてない。西野公園のエアコン設置、これも教育民生委員会に私は所属させてもってあるけど、一つも聞いたことがない。これも唐突に出たりしますやん。

まず、そんなら莫大な金がかって、一体どんなぐらいを想定しているのか、数字だけでよろしい。教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、正確な数字を持ち合わせておりませんが、億単位の金額が必要となるというふうに認識いたしております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

数億円、億単位と言うけれども、10億から1億も億ですよ。億単位って。以前に服部議員が言われましたな。1教室大体、川崎小学校の空調費が2,800万ぐらいですよ、18教室で。一遍割っておくんなはれ。そうすると、大体私の概算でいくと3億ぐらいですよ。3億のうち、この間も言いましたやんか、12月も。3億ぐらいかかると。3億でも学校教室の空調化の補助金が3分の1来る。そうすると、大体2億円の市費でできると。西野公園に1億2,000万かけるんやったら、大体3億ぐらいでしょうな。そんな莫大な金がかかるというような感覚で、莫大な金、数億円かかるという感覚ということは、何も頭の中に入れておらんと私は思うんやわ。

川崎小学校の空調が、やいやい言うと思ったけど、唐突にこれも出ましたやんかな、教育委員会の委員長報告に。川崎小学校においては普通教室も空調を整備するようにしましたと。えっと俺は思ったんやでね。突然で。何ら報告もない、唐突に出てきた事業ですよ。いかがですか、市長。今、後ろ側向いてて幾らかかるんやな。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、内部で想定というか考えております総事業費は、目安でございますが約3億弱、2億7,000万を想定いたしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。3億ですよやんか。3億の中で3分の1は国からの整備事業費が出る。2億円ですよ。西野公園の空調整備をするのに1億2,000万かかるというのが、きのう、おとついの質疑の答弁で出ました。あと8,000万ですよ。関の山車会館に坪11万5,500円で買って、大体私の試算でいくと、町なかで大体6万円ぐらいですよ、高ても。そこで2,000万浮いてくるんですよ。あと6,000万ですよ。市長の退職金をやめておけば1,800万、あと2,000万や。そういうようなことを考えたら、2億円の金は十分出るわけや。そういうような判断するようにしたらできるんですよやんか、3億あったら。そのうち2億はあれですよ。これも基金活用でいろいろやりますやんか。今度、まちづくり基金とか、こういうような形をハード事業にできるんやから、この基金活用をすれば、別に財調を崩さんでも、この2億円は出てくるんですよ。厳しい財政事情の中で市民生活を、市民に亀山に住んでよかったというものを実感してもらうには、まず子供たちの環境整備をやることによって、父兄、保護者、その人がやっぱり亀山でよかったなと思うのが普通です。インターハイをするために、わずか1日か2日するために、国体を33年にするため

に空調で1億2,000万で使ったと。ばかなことはやめてくれと言いますよ、市民は。

駅前へのテナントに図書館をつくる。一体賃料は何ぼですもん。月50万で借りても年間600万、20年間で1億2,000万ですよ。そんなんやったら建てたらよろしい、増築したらよろしいやんか、図書館を。そんなところを使わんでも。今の図書館を拡張すれば。図書館へ来てはって、子供たちと、公園もあるんですから、遊んでおいでと。ちょっと頭が疲れたらと。いい環境ですよ、あそこの今ある図書館。何で駅前の雑踏の中へ図書館を持っていくんですか。そんなことは考えられんです、わしには。あなたはそれを進めようと思って、それをスローガンに、また選挙へ出るのかどうか知らんけれども、理解に苦しむような政治はこらえてくださいよ。こんなことを言っておいたら時間もまた、反問権を使われるとあかんで、次へ進まなアカン。言うべきことは言うておきますけどな。そういうような事業はやめていただきたい。

ちょっと飛ばしますけれども、ひとり親家庭の高校通学費の援護金の支給とって要綱変更された。前回の教育民生委員会に要綱変更して、28年4月1日以降については所得制限設けて、412万以上のひとり親家庭については援護金を中止すると。4月1日以前に支給してみえた1・2年生の子供たちも切るといようなことが委員会で出ました。私もそれなりに指摘させてもろた。そんなら経過措置を設けたということで、今、支給をされておる1・2年生の高校生は継続して支給されるようになったと。

市長にお伺いしたい。要綱変更の許可権者は市長です。412万と設定した根拠。私は、ひとり親家庭というのはそれぞれ事情があって、ひとり親家庭になられたと思う。所得が多かれども、将来、高校へ行く中で、私らは議員、行政が、そういうような家庭の子供たち、412万以下の家庭、2人親家庭でもようけありますよ。市長さんみたいに月給91万ももうておれば、そんなことは考えんかわかんけれども、ひとり親家庭で1人の方が生計を立てる中には、電気、水道、それから子供の衣服、食事、それから家を借りておったら家賃、何とかかんとかどうけのお金が必要ですよ。何でそういうような要綱変更をしたんですか。経過措置する。許可出した市長さん、聞かせてください、一遍。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これも児童福祉法に基づいて対応させていただいたということでございますが、ただこれは、以前にも申し上げたかわかりませんが、ひとり親家庭等を対象とします福祉制度につきましては、経済的な負担の軽減、自立を促進することを目的としておりますので、多くの制度において所得制限を設けておるといことでございまして、一定以上の収入、所得のある方は自立されていると判断をされるものでございます。これは法の趣旨に基づくものであります。

本制度におきましては、ひとり親家庭児童の高等学校等への通学費の一部を援助することで、そういう……。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

ですから、他のひとり親家庭等を対象とします福祉制度との均衡を図るため、他の制度と同様に一定以上の収入、所得のある方について所得制限を設けたということでありまして。

なお、現在受給しております児童については、18歳の年度末まで受給することができますよう経過措置を設けることもあわせて対応させていただいたということで、これは以前にも申し上げたとおりでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これも取り上げさせてもうたもんで経過措置が設けられたのかなあとと思いますけれども、亀山独自の制度は創意のある制度やでね。これは継続すべきやと思う。時間が残り少ないもんで、また教民でやりますけれども、予算決算委員会等でもやります。

最後に、平成21年3月と平成21年の6月の定例会の一般質問で、はや7年過ぎたんですよ。JR亀山駅の2番・3番ホームに待合所をつくってもらえまへんやろかと言うたときに、古川君が部長をやっておって、それでバリアフリー化のことを言いまして、それで担当の岡崎部長という方が見えたんですな。このときの答弁が、ちょっと紹介しておきます。亀山駅の駅長と助役とお話をさせてもらった中では、直接まだ駅のほうにはそういった要望が上がっていなかったというお話でございまして、もし上がってくれば、それなりに要望があったということで、上のほうに上げていくということですが、少しでも利便性確保のために待合室設置についてと、こうなっていますよ。

もう7年たったんですけど、まだですな、この間たまたま名古屋駅を夜の8時過ぎに出まして亀山駅に着きました。待合所で25分待っておったんですわ。女房と一緒にしたもんで、女房に、あんたは4番・5番の空調のあるところに行きなはれと。わしは今から写真を撮ってくるんでと。2番・3番のほうに、五、六名見えたです。女の人と男の人、ひっついて座っておった。ベンチの人と、ぼうっと立っておった人と、ぼうっとおったと言うと怒られるけど。寒いところで、25分待っておったんですよ。7年たったんですよ、もう。エレベーターもみんなできました。どんな交渉をやってもろうとったのかな、今まで。

それから、駅長もようけかわったと思う。市長も、リニアリニアと言って基金まで積んで、リニアには亀山駅やと、東海の偉いさんをようけ知ってはるやと思うが、毎回来やはるさかいに、名刺交換もしはるやと思うの。亀山の駅長さんとどんな話を、駅長さんも立派な方やと思うけれども。わずかあの待合所をつくるのに、150万あったらわしはできると思うとんや。何億もかけてエレベーターをつけた。おりたところに、寒い、待合所もない、ベンチがぽこっと置いてあると。向こうのホームへ行ったら暖房がががんきいた、夏場はクーラーがががんきいた待合所があると。それはJRが悪いのか、亀山市が金を出すのを渋っておるのか、よう話をせんのか、どっちなんですか、市長さん。お聞かせ願いたい。

担当部長も調べてもうてしゃべりたそうにしておるけれども、時間がないもんでね。市長、担当部局に7年間任せ切りやったわけや。ちなみに、こんなことをぎゃあぎゃあ言うやつが議会におんのやと、何とかしてくんなはれと。金はわしのところが150万やったら出すで、設置費だけは出すで、あとの維持費はJRさん頼むと。亀山駅でようけおるんやから、亀山市民も。利用もするんやから。そういうような話を、大体30秒ぐらいで話をしてもらえません。あともうちょっと聞きたいで。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

J Rの駅に対する要望については、沿線自治体と連携をしながら、三重県鉄道網整備促進期成同盟会などを通じて要望いたしてまいったところでもあります。そういう中で、J R側も基本的には輸送量の動向や必要性を考慮した上で改善を図っていくということではあります。

しかし、いまだにできないのは、市が負担すればできるやないかという議員のご所見でございますが、平成24年の3月のダイヤ改正で、接続を短縮していただいたり、それから22年に私どもは2番・3番、4番・5番、エレベーターを設置いたしました。こういうことによりまして駅構内のバリアフリー化も進みましたので、乗りかえ時間が本当に長い場合は、今、奥様が移動していただいてご利用いただいたように、4番・5番ホームにある待合室をご活用いただくことも考えられると思っております。

しかし、より快適な利用環境を図るための施設整備に向けましては、さらなる利用促進と関連づけた中で働きかけを当然今後も引き続いて行っていく必要があるというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

済みません、えらい時間をもろて。

利用する者が自分らめいめいにやりなはれと。市は金も出さんし。この前、言わせてもろたけど、やめたらどうですか、市長。資格がないよ、君は。お金というものは、限られた財源の中で市民が納得するお金を使ってください。それが本来の姿です。どこやらの市議会で市長が800万と決めたものを1,446万かな、自分らだけで上げた議会があるということを新聞で知りました。これもおっちゃけた話ですよ、私から言うたら。お金というものは、私も確かに無駄遣いはしますけれども、市民のお金は市民が納得するお金を使ってこそお金の一円が生きると思う。そういうふうなことができやんのやったら、もうやめなはれ。終わります。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時50分 休憩）

（午後 3時59分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

緑風会の小坂でございます。

4日間大変お疲れさまでございますが、私が大トリを務めさせていただきますので、あとしばら

くご辛抱願いたいなあと考えております。

まず最初に、質問の順番をちょっと変えさせていただきまして、今、まさに三重県が、今年度最大のイベントとなっております伊勢志摩サミットが県で準備をされております。5月に向かって、あらゆる方法でおもてなしのサミットを開こうということが計画されておる中で、2016年ジュニア・サミット in 三重が4月22日から29日にかけて主会場を桑名市をもとに開催されるということを知り、その中で当亀山市の関宿について散策されるということで、分散型体験と交流事業ということが組まれております。この2016ジュニア・サミット in 三重についての亀山市における散策の分散型体験と交流事業についてはどのようなものなのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、2016年ジュニア・サミット in 三重に係る分散型体験・交流行事につきましては、ジュニア・サミット参加者が集中討議を行う日程以外の滞在期間中に、三重の美しい自然や豊かな伝統文化などを参加者に体験・体感してもらう機会を県内各地に設けようと三重県が外務省に提案し、昨年9月にその開催方法が決定されたところでございます。その後、三重県から分散型体験・交流行事の開催意向について照会がありまして、本市としましても、この機会は本市の魅力を国内外に発信できる絶好の機会と捉え、東海道で唯一の歴史的町並み関宿を舞台として体験・交流行事の開催を提案いたしましたところでございます。

その後、県内27市町から提案のあった体験・交流プランを三重県が「三重のいちばん」をテーマとして提案書を取りまとめ、昨年12月25日に外務省に提案されました。そしてこのたび、先月でございましたが、三重県知事の定例記者会見において、分散型体験・交流行事の訪問先として本市の関宿が選定されたところでございます。

分散型体験・交流行事の概要でございますが、ジュニア・サミット討議終了後の4月25日月曜日に参加者が県内4コースを分散して各地を訪れ、三重の美しい自然や豊かな伝統文化を体験・体感するとともに、サミットの参加者は高校生7人ということでございまして、また同じ人数の県内高校生を初め地域住民との交流を深めるものとなっております。今後、三重県との打ち合わせ・調整を進めていくところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

サミットにおいて、この当地域でジュニア・サミットが開催されるということで大変うれしいことであり、地元としても、亀山市としても盛り上げていかなければならぬというふうに思っておりますが、市長は今回の施政方針の中にも、関宿の歴史的なまちづくりを舞台とした体験・交流が参加者の皆さんの心に深く刻まれるよう、おもてなしの精神でお迎えしたいというふうに表現されております。大体の行程等はわかったんですけど、関宿として、亀山市としてどのようなおもてなしをされようとしておるのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

具体的なおもてなしにつきましては、日本を代表する関宿の歴史的な町並みの見学、あと伝統文化による地域住民との交流など、三重のいちばんを体験・体感していただけるよう、観光、歴史文化、あと消防、救急など、関係する部署と連携して対応してまいりたいと考えております。その際には、ぜひ地域の皆さんや町並み保存、伝統文化の継承に携わる市民活動団体の皆さんにご協力をいただきながら、具現化に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

町並みの関宿については、歴史的文化なり芸能なりというのは、夏まつりだとか、それから街道まつり等で、あらゆる面で関宿の代表する文化・芸能というのは披露されておるんです。私が聞いておる範囲内では、祭りばやしだとか、それから山車を出してくれとか、いろんなことを聞いておるんだけど、確固とまだ決まっていないと、対応ができないというようなことを聞いておるわけなんですけど、これを一つの機会にして、サミットで来ていただくジュニアの方はもとより、地元も、亀山市も、三重県の方がこの機会に来ていただけるようなおもてなしというのは必要であろうかと思っ、もう少し市民周知、25日までですので、市民周知をできるより具体的なおもてなしというものを周知徹底していただきたいと思いますが、その辺についてのお考えを。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

庁舎の入り口に置いてありますサミットまで77日間ということで、かなり時間も少なくなってまいりまして、これの4月25日までということになると、本当に1カ月ちょっとということになっておりまして、ただこのジュニア・サミットの関係につきましては、各国の要人の方がお見えになるということで、非常に秘密裏に動いておることがたくさんございまして、その中で地域の方々のいろんなご意見や、今ご提言のありましたことなどもしっかり受けとめさせていただいて、限られた期間ではございますが、地域のことをしっかりまとめさせていただいて交流事業に当たっていきたくて考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今のところ秘密事項、シークレットの関係もあろうかと思うんですけど、地元としてできるだけ早く受け入れをできるような方法でおもてなししたいということで周知をしていただきたいということと、先週の3月6日にもイタリアからの海外プレスツアーというのがありまして、イタリアのプレス、マスコミが10人ばかり来て散策していただいて、足湯に入らせていただいてということなんですけど、これも周知徹底がしてなかったように思います。私は現場へ行ったんですけど、ほとんど観光客以外、市関係者、市民の方々は非常に少なかったように思うんで、ここらを踏まえると、

もう少し観光PRをしていただきたいなど。

特に3点目に関宿の魅力の発信として、これを一つの大きな機会として関宿を捉えていただきたいと思うんですけど、これはそれぞれ担当部局でやっておると思うんですけど、市長として今の関宿をどのように捉えておって、観光客も土・日は観光バスが数台入ってくる中で、道路の改善とかいろんな改善をしなければならんと思うんですけど、年間30万という観光客を受け入れておる関宿について、これ以上にこの一つのサミットを機会に発信しなければならんと思うんです。シティプロモーションも結構なんですけど、もう少しその地についた、観光客をじかに呼べるような発信する方法を何とか考えていただきたいと思うんですが、市長として関宿のことをより発信する手段として、どのようなことを考えてみえるかをお聞かせ願いたいなど。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

関宿が持つ資源、あるいは魅力、これは本市にとりまして大変大きな重要な財産、宝というふう
に思っております。その意味では、これを内外に磨き上げてより一層情報を発信していくというこ
とで、ありとあらゆる手法を今日取り入れて進めておるところであります。とりわけサミットと
関連で申し上げれば、この関宿のW i - F i の環境整備でありますとか、少し海外からのおもてな
しの体制とか、受け皿とか、こういうところについては従来から課題もございますので、こういう
問題につきまして、行政はもちろんなんですけど、観光協会でありますとか地域の団体の皆さん、住
民の皆さんとまた情報共有しながら、一つ一つ課題を解消していく必要があろうと考えております。

また、三重テラス等々を活用して、さまざまな機会でも今後も情報発信をしまいたいと思いま
すし、この間、ちょうどひな祭りの街道の取り組みも、私も先週日曜日、寄せていただきましたが、
この数年本当に定着をして、内外からたくさんの方がお越しをいただいております。これも市民
力によるものと思っておりますが、こういう取り組みが一層前へ進みますよう、市としてもしっか
りサポートしていきたいと考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

絶好の機会でありますので、県下唯一の伝統的建造物群関宿については、より一層今以上に観光
で、財源に伴うような観光につながるということも一つの大きな将来の目的であろうと思うんで、
そこらを含めて市長が先頭で取り組んでいただきたいなあと思います。大変期待をいたしておるわ
けでございます。

それでは次に、シャープ経営の再建についてお伺いいたしたいと思います。

2月に入りまして新聞紙上、毎日のようにシャープの動向が報道されております。特に経営再建
について鴻海に決定をしたというものの、本来ならばきのう、一番最初は2月29日に契約を結ぶ
というのが延びて、きのう、9日にやる予定が、それも延びて、来週になるだろうというのは、偶
発債務がどのように処理されるかによってということ、最終合意には達していないということな
んですけど。2月26日等までには、シャープ支援が鴻海に決定するだとか、亀山工場に新設備だ

とか、世界の亀山、期待と不安、それから亀山復活へ集中投資とかという、毎日のように、24、25、26と、大変希望の持てるような不安のあるような新聞報道がされておる中で、今日までのシャープの再建にかかわる対応と現状認識についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

これまでのシャープとの対応ということでございますが、シャープ株式会社とは、これまでも亀山工場を通じまして適宜情報交換を図っております。状況把握等に努めております。最近の主なものとしたしましては、昨年5月における2017年度までの同社の中期経営計画並びに希望退職募集の発表時、また先月4日の第3四半期決算及び亀山第2工場の設備投資に関する発表時、さらには先月25日の同社取締役会で決議のあった第三者割り当てによる新株式の発行等の発表時などが上げられるところでございまして、こうした機会を捉えまして市長みずからも、拠点工場である亀山工場の持続的な事業活動の展開はもとより、経営再建により地域経済や雇用に関し影響がないよう、同社に対し働きかけを行ってまいったところでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは新聞で書いてある通り一遍の話で、改めて市が取り組んだようには私は聞こえてこないんですけど。先月の2月4日に初めて傘下に入って、2月5日にも市長がコメントし、また2月21日にも新聞報道されて、22日にもそれなりに、内容については、天理工場は閉鎖して、多気工場は一部ラインを停止し、亀山工場に集約するというようなこと。亀山にとっては決して悪くないんだけど、不安もあるという中で、市長のコメントを聞いておりますと、どうしてもきょうの施政方針のように、県は要請するとか言うんやけど、期待するとか、望むとかって、どうも私から見ると人ごとのように思っているように、どうしても記者会見はそうならざるを得ないのかしらんですけど、非常に他人事のように思える。今、亀山市は、きょうこの議会で、中期財政見通しだとか、将来の財政だとか、それから計画するについても、このシャープの動向が亀山を大きく左右するわけですね。従業員が今2,000人以上ですか、4,000人おったのが2,000人以上おる中で、雇用の問題も含めて、それから人口減に対しても、全てが亀山の将来を、ちまちましたことよりは、このシャープの動向は大きく左右する。これが左右することによって、亀山市の財政も、それから若者の定住についても、全ての鍵はシャープ、またシャープ関連の液晶関連企業がその中で大きく比重を占めておると思うんです。

そうした中で、市長のコメントを見ておりますと、それから県の対応を見ておっても、市長は非常にコメントについても力強さが見えてないし、悲壮感が漂っていないと思うんですけど、もう少し市長は生死をかけた、いろんなこともあろうかと思うんですけど、これは市長みずからトップをとって、トップセールスをもって今までやってきたというものの、コメントを聞いておると非常に力が弱い。

そういった意味において、今回、2月24日に、県、亀山市、多気町と、それから三重労働局ということで、シャープの本社へ陳情に行かれたというより、雇用の維持を求めて要望書を提出され

たということで、喜ばしいことかなあとっておって、翌日の伊勢新聞を見たんです。そこに写っておるのは副市長の顔なんです。またしてもそのときに、あらゆる経済団体とか各種団体からいろんな、こんなことを、最後に非常に厳しいときにわざわざ行った中で、副知事の石垣氏、それから多気の久保町長と、それぞれが非常に悲壮感を持って行かれて、存続、再建を願っておる中に、なぜ副市長がここへ行って市長の顔がないのかということをもっとお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

西口環境部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先月24日の県、それから多気町、労働局、それから本市の4者の雇用を中心とする要請でございますが、シャープにおきまして経営再建を迎えた支援先の協議が、24日でございますので大詰めを迎えつつある中で、急遽、県の調整によりまして実施する運びとなったものでございまして、シャープ側との日程調整やら、今申し上げた要請側4者の公務の関係上、結果的に県からは副知事が、本市からは副市長が出席することとなったものでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ほかの公務ということなんですけど、私が最初に申し上げたように、亀山の今後の将来の存亡をかける大事な事業なんです。トップセールスをするというものの。それで、見たところ副市長が行かれたということなんですけど、それを一つ明るみにしてみますと、どうも観光協会の理事会があったという。議長が行っておったんで、議長に私はお聞きしましたら、理事会に出席してみえて、その後の懇親会にも出席してみえたということなんで、それは政治責任をトップとして、今、亀山市が抱えるシャープの動向というのは、亀山市の将来を見据える大きな問題であった。それが出席をできなくて代理に副市長が行って、市長は各種団体、観光協会の理事会ですよ、総会じゃない理事会、それほど観光協会の理事会に市長が行かなければ、解決しなければならなかったのか。どうしても私には理解できへんし、私以外にもいろんな疑問を持った方が見えたんですけど、これはしかるべき責任を果たしてもらわなければ、これは亀山市は大丈夫なんやというので、副市長で十分、行っていたらいいんやということだったのか、それほど観光協会の理事会と懇親会に入ることが必要だったのか、その辺について市長から一遍ご回答願いたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

熾烈なグローバル競争が展開される中でのシャープ株式会社が今日まで全社を挙げてさまざまな経営改革に向かってこられました結果、今回、鴻海精密工業からの支援受け入れを決定されて、経営再建に向けた大きな第一歩を踏み出されたということはよかったというふうに思っております。

また、今ご指摘のように、亀山市にとりましても平成14年の立地協定から今日に至る、いいときも悪いときも、さまざまな地域経済、雇用、それ以外の施策につきましても、シャープ株式会社と信頼関係を積み上げてきたことであつたというふうにも認識をいたしておるものでございます。ぜひとも昨年来からの厳しい局面を乗り切っていただいて、本市の地域経済の発展や雇用の拡大に

尽力をいただきたい、判断をいただきたいと、この旨は昨年来からさまざまな局面を通じて私自身も申し上げてきたことでもあります。

ちょうど先月、2月に2回、統括責任者の方と、その旨も直接お会いをしてお伝えしてきたところでございますが、今、議員ご指摘の2月24日の、なぜ要請に市長は行かなかったかということにつきましては先ほど申し上げたようなことでありまして、観光協会との理事会云々というのは、これは午後、夕方の時間帯での話でございまして、それ以外の公務、大変重要な公務を計画いたしておりましたので、それを優先させていただいたということで、そういうことをご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

大変苦しい答弁だろうと思うんです。そやけども、その公務が副市長ではあかんだんかということと、シャープへ行く以上の公務だったということは私らとしては考えられない。そういう公務であれば、副市長がそちらへ行って、市長はこちらへ行くべきだったろうと。それは市長の判断で、それが市長の政治判断であったんだろうと思うんですけど。それにしても新聞でこれほど、亀山市の存亡がかかったシャープの、24日には幹部会議を開いてほぼ決定しておるんですよ。25日にシャープの関係者が県庁へ行き、それから多気町へ行き、亀山市へ来ておるんです。

それで、多気町については、大体三、四年間の投資を含めて継続するという約束をして、亀山市は2,000億を約束するというような、現時点で不安ではあるものの、2,000億を約束することだったんですけど。多気は早々にマスコミ等に報道もしておりますけど、うちはあったのかないのかも全然わからん。2,000億というのは新聞紙上だけであって、市長みずから何らしやべってないけど、多気町は25日にシャープから来たことの内容、投資額について公開してプレスでしゃべっておるけど、亀山市は2,000億はあったらしい。私が聞くと、25日に来て、市長と会うたらしいんですけど、それについても、議会に対しても市民に対しても何ら報告はない。確かに不安定要素はあるんですけど、多気町は既に公開しておるんやけど、していないということなんですけど。

24日に行ったからそうなんだろうと思うんやけど、それに対しても多気は町長が行ってやるってやっぱりトップセールスしておるんですけど、うちは副市長で、立派な副市長でよかったんですけど。副市長としてシャープへ行ったとき、要請をしたときのシャープの意向というか、それについて、マスコミは大分見えたらしいんですけど、副市長としての見解をお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

去る2月24日でございます。シャープ株式会社に対しまして、三重県の副知事、多気町長、三重労働局職業安定部長、そして私との合同でシャープ本社を訪問いたしまして要請を行いました。私からは、雇用の維持確保、情報提供、また連携といった共通要請のほか、本市において良好な生産活動を継続していただくとともに、地域経済や雇用に影響が出ないように配慮をいただきたいと、こういった旨の要請を行ったところでございます。

当日は直接シャープの社長には要請をすることはできませんでしたが、応対をいただきましたシャープの執行役員からは、要請については社長や取締役へ報告をさせていただくとともに、経営再建を進めるが、事業所拠点の維持についてはしっかり意識して取り組んでいきたいと、こういった旨の力強い回答をいただいたところでございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そういう内容であったらと思うんですけど、もう少し注視していただきたいのと、25日の明るる日にシャープ関係の方が県、多気、そしてここへ見えたときの確約というか、この方向でいくというのを情報開示していただきたいと思います。

今、聞き及んでおる範囲内の亀山市の投資額は約2,000億と聞いておるわけでありまして。2,000億というと、ざっと私の試算ではありますけど、償却等々固定資産税を含めると、年間15億から20億、5年にすると75億から80億以上の税収が上がってくるということに試算としてなるわけです。それらについて、そういう意味においても長期計画なり中期財政見通しも、再三、今この議会で議論されておりますけど、財務部長として、これは大きく財政運営上左右することだろうと思うんです。私がきのう試算したところでは、70億は明らかに増収見込みに立つというふうに試算しておるんです。この2,000億の投資に対して、またそれにプラスアルファ、しかし今の償却が減っていくということも考えられますけど、この辺についての財政運営について、財務部長としてのお考えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今言われたことは仮の話ですので、私としては具体的なものがないとなかなか幾らかというのは判断はできませんけれども、償却資産税の率から申しますと、議員おっしゃられたように、まずは投資額に約0.8を掛けた1.4%が償却資産税でございます。そういうことから、議員が言われた、70億、80億と言われていましたけれども、減額の資産がないとしても、そんなにもうちへ入ってくる予想はできないというふうに考えています。

また、亀山市の中期財政見通しでは、今までも年間約200億の設備投資が市内全体でなされると、私の中期財政見通しではそのように申し上げてきましたけど、そのように見込んでおります。そういうこともございまして、2,000億の設備投資は、現実にされれば大変ありがたいことだと思っておりますし、亀山の財政上も、また地域経済の発展にも明るい兆しが出てくるものだと思っておりますけれども、私としては今申し上げたような段階のことしか言えないということだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

だから、今そういう意味において、そういう試算ができないとはいうものの、そういう期待の持てる非常に大事な時期なんですから、市長も是が非でも、今、シャープは鴻海と契約をする中にこ

の条件が入っておることを履行していただけるように、最大限の市長は、観光協会も結構やけど、トップを切って交渉の場へ県ともども、市民5万人の力を持ってやっていただきたいと思うのと、せっかく今回、亀山工場は最終的には残るだろうというふうに新聞報道で書かれておりますが、しかしテクノヒルズ構想の周辺部の公共道路、社会資本、フラワーにしても、それから津関線から来る道でも、1号線バイパスはつくってフラワーをつくるとかという計画があったんです。先ほど櫻井議員が言われたように、いろんな問題の積み重ねがあったけど、一向に進んでいない。だけど今の状態であれば、この世界1のシャープは最終的に残るだろうとなれば、周辺の環境、野村布気線にしても、それからフラワーにしても、1号線バイパスもすることによって、ずっと雇用の確保、それから交通の利便性、物流等が確保できるというので、こういう税金を見込むのとあわせて、県・国とあわせて環境整備をすべきだと思うんですけど、それについての市長の考えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

来週、シャープが正式契約に至るといような報道がなされておるところであります。ある意味、議員ご指摘のように、本市にとりまして、この決定やさまざまな今後の動きが、成長投資として2,000億を超える規模で計画されておるといことが、この亀山が再び、ここから世界をリードする製品を生み出していただく、それが地域経済、雇用に本当につながっていくということを確認いたすものであり、ただ非常に微妙な民衆の契約やさまざまな要素がありますので、公式のコメントについてはさまざまな配慮をさせていただいてきたということをご理解をいただきたいと存じます。

ただ、今、最後におっしゃられました、今後、シャープとの今日までの積み上げました本市との信頼関係は、ぜひこれからもより一層の役割分担や協力関係をつなげていくということには全く変わらないことでもありますし、周辺のインフラ整備でありますとか、県道、フラワーのお話もありましたけれども、今後も住商を初め関係機関と連携しながらインフラ整備に努めていくことは当然のことであろうと考えております。

いずれにいたしましても、今回のシャープの方向の決定が、本市にとりまして今後も引き続いて地域経済の発展、雇用の拡充につながりますことを強く祈念いたしておりますし、本市としても今後もしっかりと連携をしてまいりたいと考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしましても、今日までの市長の、この間の一件については余り好ましくないと思うので、全力を尽くして情報収集と、より具体的な確約ができた場合については情報開示をしていただいております。取り組んでいただきたいと思っております。

次に、もう簡単に、時間がないんですけど、旧関ロッジの利活用についてなんですけど、これについては全員協議会でも話をさせていただいたんですけど、関ロッジの跡地利用については訂正していただきたいと。まだ壊してもないのに跡地利用を考えるのかということなんですけど。これ

については、地域住民の方については大変憂慮する事態になっておりますが。

その利活用の考え方なんですけど、市により更地化する土地への新たな施設建設、もしくは現施設を活用する民間事業者の提案を募集という2つ書いてあるんですけど、まず市により更地化する土地への新たな施設建設とは、市が建てるんですか、更地化して。更地化して建てるのかと。それが優先しておるのか、現施設を活用する民間業者の提案を募集というのは、どちらが優先しておるのか。建っておるものを民間に提案を募集するのか、更地にして新たに施設は誰が建てるのか、市が建てるのか。その辺が全然わかっておらん。市民の方もロッジはもう壊すんだということを非常に吹聴されております。どちらが先なんか、まずその考え方が非常に曖昧。

この提案、考え方はまず無理です、どちらも。一般の人に聞いてみると。こんな利活用に向けた今後の進め方はまず不可能だと思うんですけど、その辺について、担当者では無理やと思うんですけど、市長は一体このロッジを、これだけに追い込んだことについては、2億円近い財を投入した結果、ゼロですよ。利活用は、今のまま使うということは難しい。更地にして建設計画という。市により更地化するためには、約7,000万ぐらいかかりますよ。新たな施設を建てるにはまた2億かかるというんですけど、こんなことを誰に提案するのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど昨年、関ロッジの今後について基本的な方針をお示しさせていただきました。民間事業者の募集については、現在、募集要項の作成を進めておるところではございますけれども、今後、その方針に沿って、市によって更地化する土地への新たな施設の建設及び現施設を活用する民間事業者の両方について募集を行ってまいりたいと考えておるものでございます。

この内容の検討を今進めておりますが、その詳細につきましては、現在、検討の途上ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ようわからんのですよ。市により更地化する土地への新たな建設、施設の建設というのは、市が更地にするんですか。それが優先されておるのか、現施設を活用する民間事業者の提案を募集、どちらが優先しておるのか、同時にするわけにできないでしょう。市が更地にしようと思ったら、更地化するのに、壊すのに経費がかかって、そこへ新たな施設を建設というのは、これは市が建てるんですか、民間が建てるんですか、それもわからない。現施設を活用する民間事業者の提案を募集というのはわかります。あるかないかで、まずないだろうと思うんですけど、それはわかるんですけど、市により更地化する土地へ新たな施設を建設するというのは、これは誰が建設するのか、それをお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

市により更地化する土地への新たな施設の建設と申しますのは、更地化するの市でございますが、施設の建設は民間事業者で行っていただくというものでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

取り壊すのは市が取り壊す、6,000万かかってでもこれは取り壊すんやということであれば、あそこを閉鎖したことによって、1億4,000万かけて、それからもろもろ二、三千万かけて、まだそこへ7,000万かけたら、2億円以上も丸々無駄にしてほってしまうということになるけど、前々から検証もせず、誰も責任もとらず、2億円の無駄遣いをしたということに対して、行政責任なり何らかの責任があつてしかるべきだと思うんですね。どこやらの町長は、何やら不始末したで10%削減したということもあつたんやけど、5%は政治判断で減額したけど、もっとこれは政治責任をとっていただかなければ、税の2億円近いものをみすみすしてしまつたら、検証もせずにゼロにしてしまつたら、もっと行政責任はしかるべきしてとるべきだと思うんですけど、これもこんなことは非常に難しい。市が更地にするということがいいか悪いか、予算で認めてもらうかもらわんかは議会にかかるし、それは適当なのか適当ではないかということも審議しなければならないし、現有施設を民間に提案しても難しいということをおろしながら募集をかけるということで、誰が聞いても、こんな利活用のことは難しいだろうと思うんで、もう少しこの辺についてはまた後刻聞かせていただきますが。

それともう1点、関ロッジにあったバスが2台、結構まだそんなに古くないんですよ。今、野ざらしにしてあるんですね。関支所の裏に2台とも野ざらしにしてあるんです。私が聞いておるのは、今の保育園のバスはもう20年ちょっと、合併以前だから。その後はすき間があつてさびて外が見えるぐらいのがたがたなんですけど。あのロッジのバスを1年間放置してあるんですけど、乗れるんやけど、これを市民の方も、あれは何とか活用させてもらえんやろかと。年寄りの方に往復に使いたいとか、保育園のバスも買いかえしてもらいたくても買いかえはしてもらえんので、何とかしてくれよというのがあるんですけど、あのロッジのバスとか、ロッジは更地にするんだつたら、いろんなものがあれば、とりあえずバスとか自動車は利活用する。まず先に利活用する考えがあるのかなのか、それだけお聞かせ願います。

○議長（前田耕一君）

質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。ご了解ください。よろしくお願ひします。

坂口支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関ロッジには、バスでありますとか、いろんな備品がございます。その取り扱いでございますけれども、今の方針としましては、現在の施設を活用しての民間募集も行うという中で、それで必要な備品もございまして、そこに本当に必要なものは何かと、それまでに市なりに活用したほうがいいものもあるのではないかと、このあたりについて現在協議をしているところでございまして、状況によりましては先にそういった対応をすることも考えてまいりたいと。そこは現在検討中ということでございます。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

もう1年たってるんですよ。1年ほったらかしなんですよ。市長のスピードというのは、何のスピードもないけど、とまったままなんですよ、あのまま。まだ関ロジのピロティの下ならいいんですけど野ざらしで、あの状態では車は悪くなる一方ですよ。対応するならするで、もう少しスピードでやって、処理するなら処理すると。利活用を図っていくなら、まず一番利活用を図るんやったらバスですよ。すぐ利活用を図れるんですよ。そういうところからスピードを持ってやっていただきたいなあと思います。

時間がないんで、あと7分ですけど、あと1点。空き家等対策の推進についてなんですけれど、現在の空き家の状況については、ここの参考資料に出ていましたように、亀山市においては1,107棟、全体の4万976戸のうち大体2.7%なんです、これは。これは空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空き家と決めたことだろうと思うんですけど、全国には約820万戸、全体の13.5%は空き家という表示が出ておるんですけども、それに比べると亀山市は、単純に計算すると2.7%であるから、全国のことを思うと非常に空き家というのは少ないんだと思うんですけど。

施政方針で、この条例を定めるんだというふうに言われております。それについて、6月に向かって条例を定めるということ掲げて、ことしじゅうに出すということなんですけれど、一体その条例を出すについて、今、この空き家の分け方なんですけど、これ21になっておるんですけど、これは21地区という分け方がわからんです。それぞれの自治会であれば200あるんで、その地域ごとなんですけど、この21に限って区分をしたと。そして、グラフが書いてあるんですけど。

この21にしたというよりは、私は市街地と、中山間と、保存の町並みという、特殊な事情のところを区切って、同じ空き家でも市街地と中山間、それからまた町並み保存のような保存活用しながらという、それによって空き家の実態はそれぞれ違うで、いきなりこのようにぼんとやって、いかにも関宿が明らかに突出するようなことが書いてあるんです。これは、町並みというのは残さざるを得んから空き家で、ほかの空き家と事情が違うんですね。そこらをもう少し配慮した調査をしていただかないと、これだけ見たら、明らかに坂下とか関宿は突出して空き家数が存在するという。もう少し空き家の調査についても、中山間なり、それから市街地なりで、そういうところでおおよその区分分けをしてやるべきだろうと私は思うんですけど。

その辺について、まずそれについてのご見解をお聞かせ願いたいということと、また空き家対策条例をつくらうということなんですけど、市長として、この条例の背景はわかるんですけど、目的、亀山市としての空き家をどうしようとするのか基本理念、条例をつくるまでに、条例をつくらうというなら協議会もつくられるということも聞いておりますけど、今回は協議会をつくるんだと言うんですけど、協議会をつくるにしても、亀山市としての理念がなければいけません。どうしようという方向性と考え方。それぞれその地域によって違うと思うんですが、その辺の、空き家を、今までいろんな議論をされたんですけど、亀山市としてどういう条例で空き家をどう対策していくんだという理念をまず聞かせていただければと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新年度、今日まで進めてまいりました調査を踏まえて、市の考える空き家対策の条例を条例案として議会のほうにお示しさせていただきたいと、今現在その作業を進めておるところであります。その理念というか基本的な考え方ではありますが、空き家等の活用及び流通を促進させるというこの考え方、そのほか適切な管理が行われていないということを解消していくということになるのかと思います。例えば防災の面、衛生の面、景観の面、防犯、それぞれの面の市民生活に深刻な影響を及ぼしていることを考えますと、市民の生命・身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るための内容をこのたびの条例で決めていきたいというふうに考えておりますし、議員触れていただきました、そういう議論をいただくような協議会の設置につきましても、その中に組み込んでいきたいと考えておるものでございます。

この特措法で定めております特定空き家以外の空き家への措置でありますとか空き家対策の作成のための対策協議会の設置、それから緊急安全措置を行う即時執行の内容とか適正に管理されている空き家の利活用や空き家発生の予防を、この条例の中に定めていきたいというふうに現状では考えておるものでございます。

残余の問題は担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

先ほど小坂議員からご質問がございました1次調査でのまずまとめ方でございますが、基本的に自治会にお願いをさせていただいたといったところで、まち協単位で一応取りまとめた件数が1,107戸というところでございます。

また、具体的に先ほど市長が申し上げましたように、市の考える条例の趣旨としましては、活用方法、または空き家にならないような対策も重要なことかと考えておりますので、今後、空き家対策計画におきまして詳細な施策等につきましましては検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

空き家については、いろんな条件で、背景と地域性もいろいろあると思うんです。つくるのであれば、空き家条例で規制をかけるのか、規制をかけるような条例が含まれるのか、それとも活用する、バンクだとかリフォーム等を含めて活用するという手法、それから保存する、歴史的価値のあるものについては保存していく、こういう3つの中にも、今はいろんなところで行政代執行する規制の非常に厳しい、ここらも含めるのか含めないのかというのは大きく分かれてくると思うんです。それも地域によって、密集地と中山間によって違ってくる。ここらを全て網羅しようと思うと非常に難しいと思うんです。

ただ、空き家の処分についても、亀山市については景観条例があるんですけど、景観条例に反する空き家もあれば、景観が迷惑をこうむる、他県では環境迷惑防止条例という、非常に迷惑な景観と、相反する建物については、そういうもので処分するということもあるんで、この条例を6月に

向かって協議会を通じてつくられるということなんですけど、これは大変難しいことであろうと思うんで、慎重に、地域の特性を生かした空き家、そして生かされる空き家になるような条例をつくっていただくことを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了いたしました。関連質問がございますので、引き続きを予定しておりましたけれども、事務局のほうから、この後の常任委員会等の資料を配付したいということでございますので、10分間休憩して、その後関連質問に入りたいと思いますので、ご了解願いたいと思います。

（午後 4時48分 休憩）

（午後 4時57分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

お疲れのところでございますが、少し時間を頂戴して関連質問をさせていただきたいと。

緑風会の宮崎でございます。

昨日の我が会派の高島議員の質問の中で、川崎小学校の改築問題の中での教育現場と教育委員会の連携はどうなんやという話も出たわけでございますが、それに関しまして特に教育現場と教育委員会の連携はほかにはどうなんやということに関連でお尋ねしたいと思います。

私が耳にしておるところによりますと、給食に異物が入っておったということを知っております。その件について詳細がわかればお聞かせ願いたいなど。まずもってお願いしたいと思います。

それからもう1点、先般、私、卒業式のことについて質疑の最初に申しましたが、関中においてははまだ卒業式が行われてないということも聞いておりますので、あわせてお聞かせ願いたいなど。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

給食のことにつきましては、きのうも少しご答弁させていただきましたが、関学校給食センターで調理を行った給食で、今年度2度にわたって異物混入のあった件につきましてご報告いたします。

1件目につきましては、5月20日に給食に出された厚揚げの中華煮の中に青色の小さなものがあることを関中学校の生徒が発見し、担任に申し出ました。直ちに栄養教諭が現物を確認しまして、給食センターで使用しているゴム手袋の一部であることを確認したものでございます。

もう1件につきましては、2月29日に給食に出された豆腐とホウレンソウのスープの中に1ミリほどの黒い虫が混入していることを同じく関中学校の生徒が発見し、教師に申し出たものでござ

います。こちらにつきましても栄養教諭が現物を確認し、ハウレンソウについていた虫であろうと推測したものでございます。

いずれの件につきましても、発見の時点でそのメニューの喫食を全校でストップいたしまして教育委員会に報告するとともに、保護者の方に対しまして原因の説明と対応策についての報告を行ったところでございます。

もう1件の関中学校の卒業式の延期の件でございます。

まずは、関中学校の卒業式の延期の決定が遅くなり、保護者の皆様を初め関係者の方々にもご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

この冬は市内小・中学校でインフルエンザが大流行しております。関中学校におきましても1年生が3月4日に学年閉鎖となるなど、卒業式の予定日でございます3月8日の1週間前から生徒のインフルエンザによる欠席が出始めましたが、3年生につきましては卒業式の前の週は欠席の生徒は少なく、小康状態でございました。

ところが、週がかわりまして、今週月曜日の3月7日は卒業式の前日の準備で、例年ですと在校生と教職員で翌日の卒業式の準備を行う予定をしておりました。しかし、1・2年生の欠席者が多かったことから、翌日の式のことを考えまして、感染の拡大防止のため、急遽、全学年とも、給食を食べた後に下校させ、会場の準備につきましては教職員等で対応することに変更したものでございます。この時点では、学校側も何とか翌日の卒業式は予定どおり行いたいと最大限の配慮を行い、午後の会場準備を行っておりましたが、夕方になりまして帰宅した生徒の保護者から、次々と新たにインフルエンザに感染したことによる翌日の欠席連絡がふえ始めまして、朝の時点の欠席数よりも大きく人数がふえましたことから、学校側はやむを得ず8日の卒業式の延期をする判断を行ったものでございます。

また翌々日、3月10日、本日でございますが、3年生にとっては非常に大切な県立高校の入学試験の日でございますので、健康管理面や進路指導のことも考えての判断でございます。学校もぎりぎりまで最善の方法を模索、検討して対応しておりましたので、保護者の方を初め関係者の方々への連絡が遅くなりましたことを大変申しわけなく思っております。ただ、学校は常に生徒のことを第1に考えております。今回もそのための苦渋の判断であったことをどうかご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日、市内中学3年生の全受験生徒のうち試験欠席をしたのは1名、発熱により欠席ということになっております。ただ、その生徒は後日、2次試験を受験する予定となっております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

概要は聞かせていただきました。

まず、給食の異物の問題でございますが、学校で給食時に異物が発見されたと。1つは昨年5月ですね。もう1件はこの2月と思うんですけども、教育委員会に学校現場から報告はされてきておると思うんですね。特に私、ここで危惧したのは、関地域においては、関小学校、関中学校、加太小学校、それからアスレのほうは給食センターのほうで多分つくって配送しておられると思いますが、私は最初はセンターのほうでの何か瑕疵があって異物がそこから入ったのかなというふう

に思っておったんですが、先ほど手袋とか虫とかいうのが入っておったという報告でございました。しかし、それが教育委員会へ来てどのように、学校に任せたのか、教育委員会としてどのように対応されたのか、ましてや我々議会にも今までから言うたら、ささいなものも報告を受けておったんですが、今回はナシのつぶてでございまして、市長も聞いていないという話も聞きましたが、そういう点から見てうまく連携ができていくのかどうか、さらに今後私は不安を感じるわけでございます。そこらでもう一度、教育委員会の答弁なり、また教育長の考えなんかがあれば聞かせていただきたいなと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

給食に異物が入っておる場合は、まず学校から速やかに教育委員会に第一報を入れるように指導しております。そして、原因を究明した上で、保護者さんに対しまして対応策等について通知することとしております。

なお、学校給食に異物が混入した場合の判断につきまして、教育委員会の内部で基準を設けておりました、その中で危険異物と非危険異物という2種類に対応を分けております。食した場合に健康被害が懸念されたり口などを切るおそれのある危険異物の場合は、学校長は保護者に対しまして原因説明と対応策について通知することとしておりますが、そのほかの非危険異物の場合につきましては、保護者さんに対する原因説明と対応策の通知は必要に応じて判断することとしております。そのことから、混入した異物の危険度に応じまして、その都度、教育委員会が市長や議会さんに対しまして報告の要否を判断しているものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうなりますと、その判断は結構なんですけど、教育現場と教育委員会との連携は十分とれて、そのように処置したということですね。

また私、先ほども言いましたように、加太小学校や関中学校なり、それからアスレ……。

（発言する者あり）

○12番（宮崎勝郎君登壇）

アスレは違うのかな。そしたら訂正させていただきます。

その3つの学校に対して、即座に禁食というのか、とめることをどのようにしたのか、市の点を確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

他校の分につきまして、ちょっと確認させていただきます。申しわけございません。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そんなこと、今、確認させてもらうってどんな話ですか。それこそ私は情けない話ですわ。教育長に私がコメントを求めていますよ。それでも出てこれないということは、私は軽々しいととるかなというふうに理解します。そんな話はないですよ。子供の健康にかかわる問題ですよ。我々は戦争時分から虫も食った、毒もねぶったこともあります。そんなのよろしい。今の世の中で、それは私は通じやんと思いますが、どうですか教育長。教育者として。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

給食の件について、いろいろとご心配いただいていること、まことに申しわけございません。

私も学校の現場におりましたときのそういう給食に異物が入ったときの対応とか、そういったことは学校長として危機対応をどのように行っていくかという視点で、日常の心がけの中でいろいろ対応させていただいておりますが、今回の異物の件につきましては、今ちょっと次長のほうで、そのほかの学校についてはどうだったかということですが、関学校給食センターは学校教育室が、室長が直接の上司といたしますか管轄でございますので、当然のことながら加太小学校、関小学校にも連絡を入れて確認しておりますが、異物の混入はされていないというこの報告をそのとき受けた記憶がございます。

こういった問題が起きますと、学校のほうから担当の学校教育室のほうに電話の一報が入りまして、それは私のほうにも直接その報告が上がってくるというシステムになっております。このときは、そういった事情で、それぞれに後で電話報告を受けた後で、実際に文書として学校のほうから写真つきで、こういうものが入っていて、こういう対応をしたという報告をこちらに上げるということになっておりまして、私もこのことについては報告文書を通じて承知していることでございます。

市長部局への報告とか、そういったものにつきましては、先ほど次長が答弁させていただいたとおりでございますけれども、24年だったかと思っておりますけれども、全国的に給食に異物が混入しているということで話題になったことがありまして、亀山市教育委員会といたしましても、学校長のほうからも、どういったときにどういった対応をすべきか一つの基準を示してほしいということもございましたので、そのときに教育委員会といたしまして一応内部の指針というものを、先ほど次長が申し上げたとおりの内容で指針をつくってございます。その後は、その指針を参考にいたしまして、ケース・バイ・ケースということもございますので、そのときの実態に応じてこちらに報告を受け、もちろん子供たちに危害が及ばないということの範囲の中で、いろいろとこちらとしてはその後の担当者への指導とか、そういったこともさせていただいているという状況でございます。どうぞご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そのような対応で、亀山の教育委員会で学校との話の中での、校長会を通じてとかいろいろの中でのルールになっておるといのは初めて聞かせていただきました。しかし、私も新聞なんかは特によく見ておるんですが、隣の市の鈴鹿市の末松市長が異物混入のときに新聞で断られてみえまし

た。私も、あの方はちょっとしたことでも断んのやなというふうに逆に私は思ったんですが、それぐらいの末松市長も自覚を持たれた方かなというふうに思っています。

そういうことがあれば、ささいなものかもわかりません。虫、ビニール片やったでよかったかもわからん。そやけれども、虫では舌にも刺さらん、ビニールでは刺さらへんけど、おなかの中に入っていったらわかりませんよ。どれが危険か非危険かもわからないと思いますよ。検査した結果がそうであるものと私は思いますけれども。初動の態勢の中では、自校方式と違いますので、センターから3つの学校へ配送して子供たちが食べておるということになっておりますので、その時点でわかったら、関中学校でわかったならば、すぐさま他の学校に連絡するべきやと思います、それもどっちかわからんような答弁でございましたんで、そこらだけもう一度確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

関につきましては、その3校に給食を配送するという形になっておりますので、当然同じような状態で情報を提供するというふうにしておりますので、今後とも気をつけて即刻、そういうことが万が一また起これば、あつてはならないことですが、そのように対応させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと卒業式の件につきましても、るる聞かせていただきました。その中でもきょうの入学試験にも1名だけの欠席で済んだと。しかし、卒業式というのは、人生にとって非常に大事な時期でございますので、そこらはこれからも十分、子供さんの健康管理まで学校に押しつけるというのは無理かもわかりませんが、やはり対応して、卒業式が今までなかったというのは、東日本大震災の中での、あつした11日に起こりました震災の中でもまた、そういうふうな事案はやむを得ませんけれども、何とか卒業式をしてやっていただきたいなど、かように自分は思つておりましたし、学校サイドの判断であつたか教育委員会の判断であつたか、これからはうまく連携してもらつて、学校教育が、よりよい教育ができるように、亀山市の教育ができるように念願して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

以上で関連質問を終わります。

これにより、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次にお諮りします。

あす11日から24日までの14日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、あす11日から24日までの14日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの25日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

(午後 5時17分 散会)

平成28年3月25日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成28年3月25日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第 1号 亀山市行政不服審査会条例の制定について
- 第 2 議案第 2号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 3号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 4号 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について
- 第 5 議案第 5号 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 第 7 議案第 7号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8号 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 11号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 12号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 13 議案第 13号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 14 議案第 14号 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 15号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 16 議案第 16号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について
- 第 17 議案第 17号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 18号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 19 議案第 19号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 20 議案第 20号 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 21 議案第 21号 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 22 議案第 22号 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 23 議案第 23号 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 24 議案第 24号 平成27年度亀山市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第 25 議案第 25号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 26 議案第 26号 平成28年度亀山市一般会計予算について
- 第 27 議案第 27号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 28 議案第 28号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

- 第 29 議案第 29 号 平成 28 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
 - 第 30 議案第 30 号 平成 28 年度亀山市水道事業会計予算について
 - 第 31 議案第 31 号 平成 28 年度亀山市工業用水事業会計予算について
 - 第 32 議案第 32 号 平成 28 年度亀山市公共下水道事業会計予算について
 - 第 33 議案第 33 号 平成 28 年度亀山市病院事業会計予算について
 - 第 34 議案第 34 号 和解及び損害賠償の額の決定について
 - 第 35 議案第 35 号 市道路線の認定について
 - 第 36 議案第 36 号 市道路線の認定について
 - 第 37 議案第 37 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 第 38 議案第 38 号 亀山市教育委員会教育長の任命について
 - 第 39 議案第 39 号 亀山市教育委員会委員の任命について
 - 第 40 議案第 40 号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
 - 第 41 議案第 41 号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 今 岡 翔 平 君 | 2 番 | 西 川 憲 行 君 |
| 3 番 | 高 島 真 君 | 4 番 | 新 秀 隆 君 |
| 5 番 | 尾 崎 邦 洋 君 | 6 番 | 中 崎 孝 彦 君 |
| 7 番 | 豊 田 恵 理 君 | 8 番 | 福 沢 美由紀 君 |
| 9 番 | 森 美和子 君 | 10 番 | 鈴 木 達 夫 君 |
| 11 番 | 岡 本 公 秀 君 | 12 番 | 宮 崎 勝 郎 君 |
| 13 番 | 前 田 耕 一 君 | 14 番 | 中 村 嘉 孝 君 |
| 15 番 | 前 田 稔 君 | 16 番 | 服 部 孝 規 君 |
| 17 番 | 小 坂 直 親 君 | 18 番 | 櫻 井 清 蔵 君 |

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

| | | | |
|-----------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 市 長 | 櫻 井 義 之 君 | 副 市 長 | 広 森 繁 君 |
| 企画総務部長 | 山 本 伸 治 君 | 財 務 部 長 | 上 田 寿 男 君 |
| 健康福祉部長（兼） 医療センター理事 | 伊 藤 誠 一 君 | 環 境 産 業 部 長 | 西 口 昌 利 君 |
| 建 設 部 長 | 高 士 和 也 君 | 医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長 | 落 合 浩 君 |

| | | | |
|----------|--------|-------------|--------|
| 危機管理局長 | 井分信次君 | 文化振興局長 | 広森洋子君 |
| 関支所長 | 坂口一郎君 | 子ども総合センター長 | 若林喜美代君 |
| 上下水道局長 | 草川博昭君 | 財務部参事 | 松本昭一君 |
| 市民文化部参事 | 深水隆司君 | 健康福祉部参事 | 水谷和久君 |
| 会計管理者 | 西口美由紀君 | 消防長 | 中根英二君 |
| 消防次長 | 服部和也君 | 消防署参事 | 平松敏幸君 |
| 教育委員会委員長 | 肥田岩男君 | 教育長 | 伊藤ふじ子君 |
| 教育次長 | 佐久間利夫君 | 監査委員 | 渡部満君 |
| 監査委員事務局長 | 宮崎吉男君 | 選挙管理委員会事務局長 | 松村大君 |

●事務局職員

| | | | |
|------|------|--------|------|
| 事務局長 | 松井元郎 | 議事調査室長 | 渡邊靖文 |
| 書記 | 高野利人 | | |

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

皆さん、こんにちは。

それでは、これより本日の会議を開きます。

なお、石井市民文化部長は都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る8日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第1号から日程第37、議案第37号までの37件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|-------------------------------|------|
| 議案第 1号 | 亀山市行政不服審査会条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第 2号 | 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について | 原案可決 |

| | | |
|--------|--|------|
| 議案第 3号 | 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第 4号 | 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について | 原案可決 |
| 議案第 6号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について | 原案可決 |
| 議案第 7号 | 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 8号 | 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第 9号 | 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第10号 | 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第11号 | 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第12号 | 亀山市職員給与条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第18号 | 亀山市火災予防条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第37号 | 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | 原案可決 |

平成28年3月16日

総務委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 前田耕一様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|---|------|
| 議案第 5号 | 亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について | 否 決 |
| 議案第14号 | 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第15号 | 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第16号 | 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第34号 | 和解及び損害賠償の額の決定について | 原案可決 |

平成28年3月15日

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|-----------------------------|------|
| 議案第13号 | 亀山市手数料条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第17号 | 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について | 原案可決 |
| 議案第35号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |
| 議案第36号 | 市道路線の認定について | 原案可決 |

平成28年3月14日

産業建設委員会委員長 豊 田 恵 理

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

| | | |
|--------|-------------------------------------|------|
| 議案第19号 | 平成27年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について | 原案可決 |
| 議案第20号 | 平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決 |
| 議案第21号 | 平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について | 原案可決 |
| 議案第22号 | 平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について | |

| | | |
|--------|---------------------------------|------|
| | て | 原案可決 |
| 議案第23号 | 平成27年度亀山市水道事業会計補正予算(第2号)について | 原案可決 |
| 議案第24号 | 平成27年度亀山市病院事業会計補正予算(第1号)について | 原案可決 |
| 議案第25号 | 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について | 原案可決 |
| 議案第26号 | 平成28年度亀山市一般会計予算について | 原案可決 |
| 議案第27号 | 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第28号 | 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第29号 | 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について | 原案可決 |
| 議案第30号 | 平成28年度亀山市水道事業会計予算について | 原案可決 |
| 議案第31号 | 平成28年度亀山市工業用水事業会計予算について | 原案可決 |
| 議案第32号 | 平成28年度亀山市公共下水道事業会計予算について | 原案可決 |
| 議案第33号 | 平成28年度亀山市病院事業会計予算について | 原案可決 |

平成28年3月23日

予算決算委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 前田 耕一様

○議長（前田耕一君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○10番（鈴木達夫君登壇）

皆さん、こんにちは。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告をします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案審査に当たるため、16日に委員会を開催しました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第1号亀山市行政不服審査会条例の制定について、審査請求の対象となる処分には、税の滞納処分、生活保護の廃止決定、保育所の入所決定等のほかにどのようなものがあるかとの質疑があり、これについては、各市税の決定の通知や生活保護における処分の決定、児童手当の申請に対する処分などが上げられるとの答弁でありました。

次に、審査請求に対し、裁決までに要する標準的な期間、標準審理期間について質疑があり、これについては、標準審理期間の設定は努力義務であるが、審理員の任期内での処理が前提であるため、おおむね3カ月が目安となることから、申請者に対してよくわかるように定める方向で検討を行うとの答弁でありました。

次に、不服申し立ての処理状況の公表について質疑があり、これについては、制度開始後速やか

に情報公開条例や個人情報保護条例での取り扱いをもとに検討していくとの答弁でありました。

次に、審査会の委員について質疑があり、これについては、委員は5人以内とし、弁護士を中心に、元市職員や企業のOB等から市長が委嘱するとの答弁でありました。

次に、行政不服審査会へ諮問した内容と審査会からの答申が異なる意見の場合の処理について質疑があり、これについては、答申内容を見きわめ、最終的には市長が裁決を行うことになるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定をしました。

次に、議案第2号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、亀山市定員適正化計画及び亀山市職員定数条例との整合について質疑があり、これについては、定員適正化計画では平成31年度を目標年次と定め、医療職・消防職を除く職員数の目標を424人とし、職員定数条例では、平成28年4月1日から議会事務局や選挙管理委員会、教育委員会、地方公営企業会計等の職員を除いた市長の事務部局の職員を337人としているが、いずれもフルタイムの任期付職員は人数に含まれるとの答弁でありました。

次に、特定任期付職員の給与及び特定業務等従事任期付職員の給与の設定について質疑があり、これについては、特定任期付職員は弁護士等を対象とするもので、各市の状況等を勘案して設定、特定業務等従事任期付職員は市の再任用職員の給与と同額を設定しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定をしました。

次に、議案第3号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について、昨年法律が改正されているのに、なぜ今の時期に新教育長制度に移行するののかとの質疑があり、これについては、平成27年4月1日から法律が施行され1年が経過する中で、法改正の趣旨を踏まえ、その目的を果たすために、速やかに平成28年4月1日から新教育長制度に移行することとしたとの答弁でありました。

次に、なぜ給料を5%減額する特例措置を設けるのかとの質疑があり、これについては、みずからの政治的な判断の中で給与削減をスタートさせ、現在も副市長及び現教育長も含め減額措置を継続している状況であるとともに、今回の5%の減額を行うことについては、特別職報酬等審議会に諮問し、減額を行うことは適当であるとの答申を受けての対応であるとの答弁でありました。

また、特別職報酬等審議会は、給料の減額措置のような政治的判断をするものについては審議会として答申する性格のものではないとしていることから、政治的判断を優先するのであれば、審議会を開催する必要はないとの意見がありました。

また、討論では、特別職報酬等審議会の答申を受け、給料減額の特例措置の考え方に相違があるので本条例には反対であるとの討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第4号亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について、病院事業管理者の給料の額の特例措置を設けることについて質疑があり、これについては、地方公営企業法の中で特別職と位置づけることから特別職報酬等審議会に諮り、その答申では、市長の政治的判断で行う減額については審議会の答申にはそぐわないと意見をいただいたことから、今後の審議会への諮問に

については、今回の意見も参考に進めていくとの答弁でありました。

また、討論では、給料減額の特例措置を設ける根拠が不明確であることから、給料減額の特例措置が含まれる本条例には反対であるとの討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定をしました。

次に、議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、審理員制度の適用除外の根拠について質疑があり、これについては、行政不服審査法第9条第1項のただし書きに、地方公共団体は条例に基づく処分について、条例に特別の定めを設けることにより、審理員の指名を不要とすることができるのとされているとの答弁がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定をしました。

次に、議案第7号亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、電子情報処理組織の使用について質疑があり、これについては、電子メールによる弁明書の提出が該当するとの答弁がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第8号亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第9号亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第10号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第11号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号亀山市職員給与条例の一部改正について、議案第18号亀山市火災予防条例の一部改正について及び議案第37号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、審査の過程で質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定をしました。

以上、総務委員会の審査報告とします。

○議長（前田耕一君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について、なぜ今の時期に条例を制定するのか、地域まちづくり協議会を立ち上げる前に条例を制定するのが本来ではないのかとの質疑があり、これについては、地域まちづくり協議会は、地域コミュニティのしくみづくり支援事業の中で、地域の皆さんがこれからの社会に向けてどのような組織づくりがいいのかということを議論していただいた上でつくり上げてきたもので、平成27年度に10地区、平成28年度には全ての地区で地域まちづくり協議会が設立されることから、今の時期がよいと考えているとの答弁でありました。

次に、第2条に規定されている地域まちづくり協議会の区域の範囲について質疑があり、これについては、地区コミュニティの区域を範囲の基本として考えているとの答弁でありました。

次に、第2条の規定から、今後は、小学校区単位で地域まちづくり協議会を設置する方向なのかとの質疑があり、これについては、地域まちづくり協議会の区域は規則で定める予定であり、将来的に小学校区単位での設置は現在考えていないとの答弁でありました。

次に、小学校区単位で協議会を一つにまとめるような行政指導をなぜ行わなかったのかとの質疑があり、これについては、地区コミュニティが地域の範囲として定着していることから、地域まちづくり協議会は原則として地区コミュニティの範囲で設立していただくこととし、将来的にはそれぞれの地域まちづくり協議会において組織を再編する考え方が出てきたときに、地域の方々と協議を進めていきたいとの答弁でありました。

次に、これからは地域課題をまちづくり協議会が担っていくとしているが、2つの小学校区をまたいでいる協議会は2つの学校の課題を抱えていくことになるが、どう考えているのかとの質疑があり、これについては、小学校区と地域が一体化すると連動しやすいが、長年、地区コミュニティの枠組みの中で動いてきたため、一気に一体化させることは難しいと考えているとの答弁でありました。

なお、この議案については委員間の自由討議を行い、各委員からは、第2条に規定されている地域まちづくり協議会の区域について意見が出されました。

次に、討論では、第2条の地域まちづくり協議会の区域の規定について、行政の説明責任が十分に果たされていないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成少数で否決することに決定しました。

次に、議案第14号亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について、この条例の所管は教育委員会であるが、条例改正の提案が健康福祉部である理由について質疑があり、これについては、今回の条例改正については教育委員会と協議を行った結果、健康福祉部子ども総合センターが所管する認定こども園アスレに起因するものであることから健康福祉部からの提案としたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第15号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、今回の改正により職員の規定に准看護師が加わることになるが、看護師と准看護師ではどのような違いがあるのかとの質疑があり、これについては、低年齢児の入所が増加している中、体調の急変等の対応に備え、医療機関との連携体制を確保し、安全に保育するためには看護師を配置することが望ましいが、看護師を採用するのは困難であることから、准看護師を採用できるように改正するものである。今後、本市において准看護師を採用するかどうかは未定であるとの答弁でありました。

また、看護師と准看護師では大きな差があるため、亀山市としては現行どおり看護師を基本に配置するよう意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第16号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について、東部地区コミュニティセンターの地番は、既に換地処分されているが、どういうことなのかとの質疑があり、これについては、平成7年3月に換地処分されたものであり、位置が変更されずに今に至ったため改正するものである。今後はこのようなことがないよう徹底するとの答弁でありました。

次に、関南部地区コミュニティセンターの管理運営について、指定管理者制度をすぐに導入しなかった理由について質疑があり、これについては、今回、新たな活動拠点として設置することから、管理運営業務の内容等を把握するため1年間は市の直営で管理し、平成29年度から指定管理者制度を導入するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第34号和解及び損害賠償の額の決定について、今後、このような事案が発生した場合の対応について質疑があり、これについては、行政訴訟のリスクも認識しながら、職員のモチベーションが下がることのないよう、コンプライアンスも含めて、行政としてあるべき責任を適正に果たしていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、豊田恵理産業建設委員会委員長。

○7番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第13号亀山市手数料条例の一部改正については、法改正に伴って新たな事務手数料を追加するもので、審査の過程では質疑はなく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第17号亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について、給水人口の変更は市内全域を見直したものかとの質疑があり、これについては、坂下浄水場を整備することから、変更認可の申請手続に当たり、市内全域について給水人口を見直したとの答弁でありました。

また、給水人口と本年策定した人口ビジョンとの差異について質疑があり、これについては、同じコーホート要因法による推計であるが、事業認可を受ける際の給水人口は、推計した最大値と最小値の平均値をとることとなっているとの答弁でありました。

また、1日最大給水量が減少しているが、工場や大型ホテル等の水を多量に使用する施設の給水量の算定方法について質疑があり、これについては、過去の給水量をベースに生活用水量や工場用水量を含めて最大給水量を算出している。給水量はこれまで横ばい傾向であることから、10年後も伸びはほとんどないと予測のもと推計しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第35号市道路線の認定について及び議案第36号市道路線の認定については、審査の前に現場確認を行い、審査の過程で質疑はなく、採決の結果、それぞれ原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、前田 稔予算決算委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案第19号から議案第25号までの平成27年度各会計補正予算7議案及び議案第26号から議案第33号までの平成28年度各会計予算8議案の審査に当たるため、22日、23日の2日間にわたり委員会を開催いたしました。

まず議案第26号から議案第33号までの平成28年度各会計予算について審査を行いました。その結果、議案第26号から議案第28号までの3議案については反対の討論があり、採決の結果、それぞれ賛成多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号から議案第33号までの5議案については、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

なお、委員会で出されました意見として、1つ、委員会の審査過程において出された意見を十分尊重するとともに、第1次総合計画の最終年度となることから、後期基本計画に位置づけられた施策の具現化に向け、計画的、効率的な予算の執行に取り組み、第2次実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められたい。2つ、本年度策定した亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の所期の目的が達成できるよう、その対象事業として掲げた各種事業の着実な推進に努めるとともに、第2次総合計画の策定に当たっては、厳しい財政状況の中、市民ニーズを十分に把握し、的確に施策の優先度を見きわめ取り組まれたい。3つ、医療センターについては、4月から設置される病院事業管理者のもと、地方公営企業法の全部を適用することのメリットを最大限に生かし、積極的に医師確保に取り組むとともに、収益性を高め、早期に経営健全化に向け成果を上げられたい。4つ、平成28年度当初予算は、財政調整基金を15億1,100万円取り崩しての予算編成であるが、今後ますます財政状況が厳しくなる中、事業の優先度を見きわめるとともに、財源に他の基金の活用を検討するなど、基金の適切な運用を図られたい。なお、国民健康保険給付費等支払準備基金については、基金残高がわずかであることから、国民健康保険事業が安定的かつ継続的に運営できるよう予算措置を講じられたい。5つ、地域コミュニティのしくみづくり支援事業については、地域の実情を十分に把握するとともに、事業の制度設計を確実なものとした上で、市民に対しても十分な周知を行い、事業を進められたい。

以上の5点を申し添えたところであります。

次に、議案第19号から議案第25号までの平成27年度各会計補正予算7議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受け、その結果、議案第19号から議案第25号までの7議案については、いずれもやむを得ない補正と認め、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第1号から議案第37号までの37件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について及び議案第15号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2議案に、日本共産党を代表して、反対の立場で討論いたします。

まず亀山市地域まちづくり協議会条例の制定についてです。

この議案は、地域まちづくり協議会が公共性を備えるための団体としての要件を明確化し、明文化するための条例制定です。私どもは、市が公的な責任を果たした上で、市民が自分たちのまちづくりに積極的に取り組むことは大事なことであり、すばらしいことだと思っています。このような条例を制定することにつきましても、制定の時期に疑問はありますが、異論はありません。問題は、提案されている条文についての説明が市長初め執行部内で余りにも不統一であり、何のための条文規定かの説明も曖昧だったことです。

本会議の質疑や教育民生委員会での質疑で明らかになったように、例えば第2条の協議会の区域をおおむね小学校区に相当する範囲という規定が現状と合わない中で、どんな意義を持つ規定なのか、市として将来、小学校区を目指すということで規定されたのか、そうでないのか。そうでないならどういう目的で規定されたのかなどと多くの委員が質疑しましたが、ついに明確になりませんでした。

協議会の区域という基本的な規定すら市がきちんと説明できないようでは、市民から負託を受けた議員として、この条例に責任が持てません。

以上の理由により、この議案には賛成できないものです。

次に、亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

この議案は、ゼロ・1・2歳を対象にしたA型、すなわち全ての職員が保育士、B型、すなわち2分の1の職員が保育士の小規模保育事業所、そして事業所内保育事業所での保育士の配置基準についての条例改正です。

保育士の配置基準のうち、1人に限り保育士としてみなすことができるものとして保健師、または看護師であったものを、さらに准看護師にも広げるものであります。小規模保育事業所は国が基盤整備にまで補助を広げようとしていますので、今後、さらにふえてくる可能性があります。

委員会質疑で明らかになったように、もともと一定の定員を超える乳児を保育する場合には、乳児保育指定保育所制度により、保育士とは別に保健師または看護師を配置しなければなりません。しかし、制度の廃止によりそれが努力義務となり、保育士のかわりに配置することができるようになったのが始まりです。保育士の専門性と保健師、看護師の専門性を混同し、軽んじる改悪でありました。

今回の条例改正は、さらにその基準を緩めるものであり、実質的には保育士の配置基準の引き下げであり、保育環境の低下を招く重大な意味を持つものであります。

保育士不足、看護師不足という問題があっても、まずは処遇の改善から始めるべきであり、子供を中心に考えない安直に基準を緩める今回の議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、9番 森 美和子議員。

○9番（森 美和子君登壇）

公明党会派を代表して、議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について、賛成の立場で討論します。

亀山市は、平成22年に亀山市まちづくり条例を制定し、条例に示される理念や基本方針を具現化するため、第1次総合計画後期基本計画において地域コミュニティのしくみづくり支援事業を主要事業として位置づけ、多様な主体による地域の仕組みづくりを推進してきました。

平成24年にモデル地域として昼生地区と川崎地区にまちづくり協議会が発足し、平成28年度には全地域にまちづくり協議会が設立されると、この議会で報告がありました。

本会議や委員会では、条例制定の時期の問題や、第2条関係の協議会の区域の問題が大きく取り上げられました。

時期の問題では、最初に条例を制定して組織化する方法と、地域の中で十分議論をして組織した後には条例を制定していく方法があるが、亀山市は後者の方法を取り入れたとの答弁をされ、区域に関しては委員会での執行部の答弁がわかりづらく、委員間で自由討議を行うほどの議論になりましたが、第2条の条文が協議会を小学校区単位に再編することを意味するのではなく、地区コミュニティを基本的な区域とするとのことであり、このことは後日提出された逐条解説でも明らかになりました。

また、将来的に小学校区を単位に考えているのかとの質問にも、各協議会から組織の再編の話が出たときには、地域の方々と協議をしていくので、行政が主導して再編していくことはないとの答弁でありました。

全国的な人口減少、少子超高齢社会の波は亀山市にも着実に押し寄せています。亀山市の高齢化率は25%を超えました。この条例が、今後の子育ての課題、高齢化に伴うさまざまな課題、障がい者を取り巻く課題、教育の課題、防災の課題に地域全体で立ち向かっていくために、制度的な裏づけに必要な条例だと私は考えます。

本会議でまちづくり協議会に期待することとして、自分たちの暮らす地域を自分たちでつくり上げるという理念及び民主的な運営のもとに、地域課題の解決に取り組む自治組織として成長していくことであると答弁されています。まちづくり協議会の担う役割は今後ますます大きいものであることから、地域の皆さんが納得して取り組んでいただけるよう、今後とも丁寧に行政全体で責務を果たしていただきたい。

最後に一言、市長及び職員に申し上げます。議員に対する答弁は的確に、またわかりやすくお願いをしたい。委員会での採決の結果の背景には、このことが大きく影響しているように思えてなりません。そのことを申し述べ、議員各位の賛同を求め、討論いたします。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第5号及び議案第26号についての反対討論をさせていただきます。

さきに反対討論として、福沢議員から反対討論があり、先ほど森議員から賛成討論がありました。私も、この議案につきまして、まず反対意見で考えて討論させていただきたいと思います。

いろいろ前任者をご指摘されたと思うんですけども、私はまず条例関係についての執行部側の説明不足、これが第1番であると思っております。市条例の制定については、この議会において十分審議され、そしてその後に地域の方々と協議して、このような条例というのが施行されていかなあかんと、これが第一義であります。しかし、私も教育民生委員会に所属させていただいております。どのような角度から聞かせていただいても、答弁がまちまちで統一された見解が示されない、これがまず第1の反対の考えです。

その中で、2条関係で協議会の区域、特に現地区コミュニティです。おおむね小学校区に相当する範囲というのは、ちょっとパネルを今回用意させていただきました。

市内には、11小学校区があります。これがおおむね小学校区に相当する範囲ということであり、現在、モデル地区としまして川崎、昼生、この地区がまちづくり協議会のモデル事業として設置されております。なお、現在、その小学校区におきましても関宿まちづくり協議会、4コミュニティが合併した地域があります。加太地区まちづくり協議会、これ1コミュニティです。それから今回、コミュニティセンターが建つ関地区南部まちづくり協議会等々の10地区が設立されております。また、ほかの地域においても、12の地区において、それぞれ地区の方々がいろいろご苦労かけておるということを聞き及んでおります。そういうような中で、基本的にこの2条関係の説明がまずあやふやだったと。

次に5条関係です。5条関係においては、現行の旧コミュニティで十分活動がなされておると。私が思うには、あくまでも名前のすりかわりではないかというような危惧をしております。

関宿まちづくり協議会4コミュニティが1コミュニティになって、現行の25コミュニティが22になるわけです。やはり、まちづくりとコミュニティとの間隔を、やはり行政はきちっとすみ分けをするのが本来、条例制定者の責任であると思っております。その責任が十分果たされていなかったことに、私はこの議案第5号の条例に反対したいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算についても、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず最初にお断りをいたしますが、新年度予算案を全部否定するつもりではありません。進めたい事業も多く含まれている中で、どうしても申し述べておきたい思いがありますので、将来の亀山市の予算の考え方について意見を述べさせていただきます。

平成28年度予算の中に、比較的大きな事業が幾つも頭出しという形で盛り込まれています。これは、以前からの計画に入っていたものとはいえ、本会議の中でさまざまな質疑や質問がなされましたが、現在の厳しい財政状況の中において、本当に今始めるべきものなのかという疑問の残る事業があります。逆に、今やるべきなのに予算が配分されていないものがあったり、優先順位のつけ方に非常に問題があり、賛同しかねます。

例えば関の山車会館建設や亀山駅前周辺整備事業において、図書館等の公共施設を駅前に持っていくという等の具体案が当初の市長の予算編成方針に盛り込まれました。この中で、関の山車会館の建設について申し述べたいと思います。

今回の予算において、土地購入費3,921万7,000円が計上されております。聞きますと、1,018平米、これを坪単価に直しますと11万5,500円、このような単価で亀山市は山車会館の用地を購入するという予算が計上されております。

平成27年7月1日の県の公示価格を見ますと、この周辺は大体平米2万2,200円、7万3,620円ぐらいの坪単価です。それを市長に聞きますと、また財務関係に聞きますと、国2分の1、県10分の1の補助があるから、この購入費用でおおむね予算立てをしたというような考えが示されました。これは、今後、空き家対策等で関町にはたくさんの空き家があります。それには公的機関のために、亀山市が坪11万5,500円で買うことによって、関町の町並みの活性化を阻害する一つの大きな要因になろうかと思っております。このことをつけ加えたいと思います。

また、駅前整備については、1工区から4工区までの工区割りがあります。先ほども申しましたように、1工区、2工区を先に手をつけて、3工区、4工区が手をつけられません。地域の地権者のいろんな動向を踏まえた中での工事着手ですけれども、やはり亀山駅前再整備の根幹は、全地域がまとまるように、行政、市長が主導して地域に呼びかけて、駅前の再整備をして、1工区から4工区までの整備をするのが本来の区画整備事業であると思っております。それを先行的に1・2工区だけをやるということは認めがたいと思っております。

また、そのほかに、長くなって申しわけないんですけれども、西野公園体育館の空調整備についてであります。

平成30年、平成33年、平成30年には亀山市にインターハイという高等学校の体育大会があります。また、平成33年には国民体育大会が開催されます。たった数時間のインターハイ、国体に向けての空調設備の設計費750万が、このたびの予算に計上されています。

地球温暖化の中で、市内の小・中学生、児童・生徒の学校環境の改善に向けて、私は今まで市長に再三申し上げてきました。津市、菰野町においては、全普通教室の空調の予算化がされております。なぜ、数年後のインターハイ、国体のために空調整備のことをするならば、先ほど申し上げたように優先順位が異なっていると私は思っています。

また、市内保育園についても、耐震工事は行われておりますが、老朽化し、手狭で使いづらい施設であるにもかかわらず、一向に改善される気配がありません。

改めて申し上げたい。将来の子供たち、亀山市に住みたい、住みに来たいという政治を私はすべきであると思っております。そのことを申しておきたいと思っております。

議案質疑、いろいろお聞きした中で、亀山市には投資的経費を除いた170億ぐらいの身の丈に合った予算であると思っております。それらを考えたとき、この28年度の予算で頭出しされた事業は、平成29年度以降の市の財政に大きく影響していくものであります。まず身の丈に合った施策で、将来を見据えてしっかり選択し、必要な施策へ予算の集中をしていただきたいと思っております。

市長が就任されて以来7年間、リーマンショックや東日本大震災、シャープの件など、実にさまざまなことがあり、また少子・高齢化など社会情勢の変化も一層激しくなっています。そういった変化は亀山市にも大きく影響しています。市民生活にも当然影響しております。そういう変化にき

ちんと対応し、市のあるべき将来像と市民の本当のニーズを見きわめていただきたい。そして、今までの事業の計画や進め方において、検証というものが余りにもずさんであるとあえて申し述べておきたいと思っております。

事業を計画するに当たって、確実な執行、計画の精度、議会、市民の皆さん方に理解できるような事業ごとに、責任の所在や期限などを、その都度お示しいただき、事業をきちんと検証し、それを生かした予算編成をしていただきたいと思っております。

今回の予算において、こうした検証を踏まえて編成された予算であるとは到底思えない部分があるとともに、さきに述べたように事業の優先順位に問題があり、認めることはできません。議員各位のご賛同を求め、反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算について、議案第27号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について及び議案第28号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についての3議案に、日本共産党を代表して反対の立場で討論いたします。

まず一般会計です。予算編成に当たって重視すべきことは、市民生活の実態や市民要求をきちんと把握し、どのような施策が必要なのかを判断することです。ところが、櫻井市長は施政及び予算編成の方針で、雇用所得環境の改善が続くとか、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されるなどと述べ、市民生活や雇用などの厳しい実態とは全くかけ離れた認識を持ち、予算編成をされました。そのため、自治体が最も重視すべき安倍政権の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことや、貧困と格差の拡大への対策を講じるための予算が十分に組まれておりません。また、厳しい財政が続くと述べながら、中身を見ると旧態依然とした予算編成になっています。こうした予算では、市民の暮らしや中小企業、商店などの生業を守ることができません。これが反対する第1の理由であります。

次に、個別の予算についてであります。財政が厳しいという理由で市民要望を切り捨てながら、30年先で実現するかどうかもわからないリニア基金には5,000万円もの積み増しをし、地域の実情に配慮せず拙速にまちづくり協議会の設置を進めた地域コミュニティのしくみづくり支援事業、大手企業しか恩恵が受けられない産業振興奨励事業、本来、正規職員を配置すべきところに非正規職員を配置し、県内14市で1位の非正規率という異常な職員体制と、最低賃金が改定されても引き上げをしない非正規職員の劣悪な待遇、また給食として問題のあるデリバリーによる中学校給食、市長就任時には図書購入費が図書館で1,200万、学校で1,250万円もあったのが、ともに年々減少し、28年度には図書館で600万、学校でも700万にまで減額した図書購入費、さらに老朽化が進む保育園の建てかえ計画がないことや老朽化した民設の学童保育所の公設での建てかえ、猛暑の夏の子供たちの学習環境の整備のために必要なエアコンの設置など、強い市民要求があるのに予算化されていない事業もあります。

さらに、都市計画決定から45年もたち、需要も変わってきているのに見直しもされず進められる和賀白川線整備事業や国民のプライバシーを危うくするマイナンバー事業の推進、議会で何度も

問題点を指摘されながら一向に見直しされない総合環境研究センター事業など、問題のある予算が含まれていることが反対の第2の理由です。

さらに、特定目的基金を十分に活用することもせず、財政調整基金だけに頼る予算編成も問題があります。

以上のとおり、市民の暮らしと生業を守り、切実な要求に十分に答えておらず、問題のある個別予算を含むこの議案には反対するものであります。

次に、国民健康保険です。昨年度に引き続き、来年度予算も国が低所得対策として予算を組みました。亀山市にも国から6,240万円の配分があり、予算に組み込まれています。この予算を活用して保険税の引き下げをすることが、今、最も求められています。ところが、せっかく国の予算があるのに、国保税の引き下げには使われていません。市長も認めているように、国民健康保険は加入者の年齢が高く、200万円以下の所得しかない世帯が8割を占めるという構造的な問題があり、加入者の保険税の負担は限界を超えており、保険税の引き下げがどうしても必要であります。また、国民健康保険の支払準備基金もわずかとなっているのに、放置されたままであります。昨年の9月議会で議会が出した国民健康保険給付費等支払準備基金については、基金残高がわずかであることから、国民健康保険事業が安定的かつ継続的に運営できるよう予算措置されたいという附帯意見が全く生かされませんでした。

こうした国からの低所得者対策のための予算配分がありながら保険税の引き下げが行われず、また、わずかになってしまった国民健康保険の基金確保のための予算措置もされていない予算には反対するものであります。

最後に、後期高齢者医療です。私たちは、年齢で区分するこういう医療制度の廃止を求める立場であるため、この予算には反対するものであります。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りいたします。起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。起立採決により着席している場合は、反対とみなすことにいたします。

それでは、討論のありました議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第5号亀山市地域まちづくり協議会条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第15号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第15号亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算について、起立により採決を行います。

本案について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第26号平成28年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第27号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案について、委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第27号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第28号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第28号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外のうち、議案第3号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第3号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案以外のうち、議案第4号亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第4号亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案以外のうち、議案第16号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第16号亀山市地区コミュニティセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案以外のうち、議案第1号、議案第2号及び議案第6号から議案第14号まで、議案第17号から議案第25号まで並びに議案第29号から議案第37号までの29件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第 1 号 亀山市行政不服審査会条例の制定について

議案第 2 号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

議案第 6 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

議案第 7 号 亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

議案第 8 号 亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

議案第 9 号 亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 10 号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第 11 号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 12 号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第 13 号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第 14 号 亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

議案第 17 号 亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

議案第 18 号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第 19 号 平成 27 年度亀山市一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 20 号 平成 27 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 21 号 平成 27 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 22 号 平成 27 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 23 号 平成 27 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 24 号 平成 27 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 25 号 平成 27 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 29 号 平成 28 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第 30 号 平成 28 年度亀山市水道事業会計予算について

議案第 31 号 平成 28 年度亀山市工業用水事業会計予算について

議案第 32 号 平成 28 年度亀山市公共下水道事業会計予算について

議案第 33 号 平成 28 年度亀山市病院事業会計予算について

議案第 34 号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第 35 号 市道路線の認定について

議案第 36 号 市道路線の認定について

議案第 37 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 3時10分 休憩)

(午後 3時18分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第38、議案第38号から日程第41、議案第41号までの4件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第38号亀山市教育委員会教育長の任命についてでございますが、平成28年4月1日から新教育長制度に移行することに伴い、新教育長に亀山市川合町にお住まいの伊藤ふじ子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成28年4月1日から3年間でございます。

次に、議案第39号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の肥田岩男氏は、平成28年3月27日をもって任期満了となりますので、その後任の委員として、亀山市下庄町にお住まいの宮村由久氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成28年3月28日から4年間でございます。

続きまして、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の楠井嘉行氏は平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成28年7月1日から3年間でございます。

次に、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の國分てる子氏は平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成28年7月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

議案第38号亀山市教育委員会教育長の任命についてお尋ねをいたします。

まず新教育長制度に移行することで、これまでと異なり、新たな教育長の責任と権限は従来よりもはるかに大きくなりますが、どのように適任者を判断されたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新教育長をどのように適任者として判断したのかというお尋ねでございますが、現教育長には教育の政治的中立性、継続性、安定性におきまして、またこの5年間、本市の教育行政を牽引した手腕と実績は卓越したものであったと認識をいたすところでございます。

特に、現在、本市の教育行政が直面しております学力向上対策でありますとか、子供の貧困対策でありますとか、そして川崎小学校の改築事業につきましては、現教育長の責任感やリーダーシップなくして他になし得ることのできない重要課題であると考えておるものであります。

さらに、本年4月より新教育長制度に移行する、この大切な過渡期におきまして、今日までの確かな歩みを礎に、より本市の教育を前進させることができるか、現教育長が最も適任であると考えているものでございます。ぜひとも議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

非常に持ち上げられましたけれども、私はやっぱりこの間ずっと教育長の仕事ぶりを見ていまして、手腕が卓越したものであるとか言われましたけれども、到底そのようには思えません。やっぱりこの問題は、従来の4年たって任期満了で再任用するという問題とは違って、いわゆる教育委員会制度そのものが新しくなって、その中での新教育長だということが、その重みが十分理解されていないのではないかというふうに私は感じております。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑を終了しました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号から議案第41号までの4件については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号から議案第41号までの4件については、常任委員会への付託を省略

することに決定しました。

会議の途中ですが、5分間休憩します。

(午後 3時26分 休憩)

(午後 3時31分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第38号から議案第41号までの4件について、討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第38号亀山市教育委員会教育長の任命について、反対の立場で討論いたします。

この議案は、地方教育行政法の改悪により、これまでの教育委員会制度を変え、これまで教育委員会を代表していた教育委員長をなくし、自治体の幹部である教育長に教育委員長の役割も与え、まさに教育委員会のトップに据えるというもので、この制度を亀山市で初めて使い、現在の伊藤ふじ子教育長を新教育長にするため、議会の同意を求めるものであります。

私たち議員団は、平成26年12月議会で伊藤ふじ子氏の再任同意の議案が提案されたときに、次のような理由で反対をいたしました。この4年間、伊藤ふじ子氏は教育長として仕事をしてきました。私たち議員団は、この4年間の活動ぶりをつぶさに見詰め、評価した結果、今後4年間、教育委員として再任することに同意できないという結論に達しました。

理由は主に次の2点です。

まず昨年9月議会で、南小学校の敷地内に学童保育所の設置を求める保護者や地域の人たちの強い要望に対して、これまでの教育委員会の見解を無視して、個人的意見でしかない学校の敷地外が望ましいと答弁したことであります。この答弁に対して、議会を初め南小の保護者や地域の人たちから強く批判の声が上がったのは当然のことです。

伊藤教育長や教育委員会は、その後の教育民生委員会でこの発言を訂正しましたが、こうした混乱を引き起こした責任は重大であり、教育長としての資質が問われる大問題であります。

もう1つの反対の理由は、土曜授業をめぐる進め方が余りにも乱暴なものだったということでもあります。一般質問でただしましたが、今年度の土曜授業は、その成果と課題を検証する研究年度という位置づけで行われました。ところが、議会に今年度の検証の結果の報告が全くされないまま平成27年度以降の基本方針が示されました。土曜授業については、教職員の勤務体制の問題や、地域の団体の行事などの調整の問題など、実施するためには十分に検討すべき課題がありました。こうした課題がどうだったのか、問題点は出なかったのかを検証した上で、来年度以降の方針を決めるべきであります。そうした検証が十分されず、議会への報告もないまま来年度以降の方針を決めるという今回のやり方は、余りにも乱暴なやり方と言わざるを得ません。

こうした議会無視の姿勢や、土曜授業であらわれた教育現場や児童・生徒や保護者、さらに地域の人たちのことより国や県が進めることに忠実に従っていくということを優先するという姿勢は、

教育長としての資質を疑うものであります。こういうものであります。

その後、1年余が経過をいたしました。土曜授業についても、また全国学力テストの順位を上げるため、三重県教育委員会が押しつけてきた「みえスタディ・チェック」というテストについても、伊藤教育長は積極的に推進してきました。県教委と市教委は上下関係にある組織ではなく、市教委は独立した組織です。県教委の言いなりでは、市教委を置く意味がありません。こうした姿勢は何ら変わっていません。

以上のとおり、児童・生徒や教職員、地域の人たちの立場から見て問題のあるこの議案には反対するものであります。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第38号亀山市教育委員会教育長の任命について、起立により採決を行います。

本案について原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立少数であります。

したがって、議案第38号亀山市教育委員会教育長の任命については、同意しないことに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第39号から議案第41号までの3件について、起立により採決を行います。

まず、議案第39号亀山市教育委員会委員の任命について原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第39号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意について原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第40号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦同意について原案のとおり同意することに賛成

の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第41号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事は全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

平成28年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ありがとうございました。

(午後 3時38分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年3月25日

議 長 前 田 耕 一

1 番 今 岡 翔 平

10 番 鈴 木 達 夫